

人口問題研究資料第340号

平成30年12月25日

ISSN 1347-5428

Population Research Series No.340

December 25, 2018

日本の地域別将来推計人口

—平成27（2015）～57（2045）年—

Regional Population Projections for Japan: 2015-2045

平成30年推計

国立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

序 文

国や地方自治体における各種地域計画等の施策立案や将来の行政需要を見通す上で、地域人口の規模や構成の将来動向を的確に把握することは基本的な要件となっている。とくに近年では地方創生の観点などから、結婚・出産・子育てや移住をはじめとする各地域の諸政策の基礎資料として、地域別の男女・年齢別将来推計人口の重要性がいっそう増している。

国立社会保障・人口問題研究所では、各方面の需要に応じて昭和 62 (1987) 年から都道府県別、平成 15 (2003) 年から市区町村別の将来推計人口を公表してきた。今回、平成 27 (2015) 年国勢調査の結果が報告され、「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」がとりまとめられたのを受けて、新たに「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年推計)」を平成 30 (2018) 年 3 月に公表した。

今回の推計では、平成 22 (2010) 年国勢調査を基準とした「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」と同様、全国に続いて市区町村別の推計を行い、その結果を合計して都道府県別の結果を得る方式とした。本報告書は、推計方法の解説ならびに推計結果のうち総人口と年齢 3 区分別人口を中心に収めたものである。将来の生残率・移動率・子ども女性比・0~4 歳人口性比、男女 5 歳階級別推計人口、封鎖人口を仮定した参考推計結果の詳細は膨大な量に及ぶため割愛し、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>) での掲載に譲ることとした。今回の推計結果が多方面で活用され、政策の形成やその実現、人口問題の理解等に資すれば幸いである。

推計作業の実施と報告書の作成は、鈴木透 (副所長)、小池司朗 (人口構造研究部長)、菅桂太 (同部第一室長)、鎌田健司 (同部第二室長)、小山泰代 (同部第三室長)、貴志匡博 (同部主任研究官)、大泉嶺 (同部主任研究官)、西岡八郎 (早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員)、江崎雄治 (専修大学文学部教授)、山内昌和 (早稲田大学教育・総合科学学術院准教授) が担当した。

平成 30 (2018) 年 12 月

国立社会保障・人口問題研究所長

遠藤 久夫

目 次

はじめに	1
I. 推計の方法	2
1. 推計期間	2
2. 推計の対象となる地域	2
3. 推計方法	2
4. 基準人口	4
5. 将来の生残率	4
6. 将来の移動率	6
6-1. 初期値の設定	6
6-1-1. 初期値大分類の概要	7
6-1-2. 各大分類の初期値算出	8
6-1-3. 初期値大分類の細分類化	14
6-1-4. 初期値細分類の付け替え、個別の例外初期値設定	17
6-1-5. 男女年齢別例外初期値の設定	18
6-2. 仮定値の設定	19
7. 将来の子ども女性比	20
8. 将来の0～4歳性比	22
9. 推計計算	22
9-1. 期末年齢5～9歳以上60～64歳以下	22
9-2. 期末年齢65～69歳以上	24
9-3. 期末年齢0～4歳	26
10. 封鎖人口を仮定した参考推計	27
11. 本報告書における推計結果の表章	27
12. 参考資料	27
参考資料1 将来の都道府県別平均寿命	29
参考資料2 将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）	32
付表 移動率の初期値分類符号一覧表	34
II. 都道府県別にみた推計結果の概要	45
1. 都道府県別総人口の推移	47
(1) 人口総数	48
(2) 日本の総人口に占める割合	48
2. 年齢（0-14歳、15-64歳、65歳以上、 75歳以上）別人口および割合の推移	49
(1) 0-14歳人口および0-14歳人口割合	49

(2) 15-64 歳人口および 15-64 歳人口割合	49
(3) 65 歳以上人口	50
(4) 65 歳以上人口割合	51
(5) 75 歳以上人口	52
(6) 75 歳以上人口割合	53
図表目次	55
表II-1 都道府県別総人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	56
表II-2 都道府県別総人口の増加率	57
表II-3 地域ブロック別総人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	59
表II-4 地域ブロック別総人口の増加率	59
表II-5 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合（総人口）	59
表II-6 全国人口に占める都道府県別人口の割合（総人口）	60
表II-7 都道府県別 0-14 歳人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	61
表II-8 都道府県別 0-14 歳人口の割合	62
表II-9 都道府県別 15-64 歳人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	63
表II-10 都道府県別 15-64 歳人口の割合	64
表II-11 都道府県別 65 歳以上人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	65
表II-12 都道府県別 65 歳以上人口の割合	67
表II-13 都道府県別 75 歳以上人口と指数（平成 27（2015）年＝100）	69
表II-14 都道府県別 75 歳以上人口の割合	71
表II-15 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合（0-14 歳人口）	73
表II-16 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合（15-64 歳人口）	73
表II-17 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合（65 歳以上人口）	73
表II-18 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合（75 歳以上人口）	73
図II-1 都道府県別総人口の増加率	58
図II-2 平成 27（2015）年と平成 57（2045）年の都道府県別 65 歳以上人口	66
図II-3 平成 57（2045）年の都道府県別 65 歳以上人口 の指数（平成 27（2015）年＝100）	66
図II-4 都道府県別 65 歳以上人口の割合	68
図II-5 平成 27（2015）年と平成 57（2045）年の都道府県別 75 歳以上人口	70
図II-6 平成 57（2045）年の都道府県別 75 歳以上人口 の指数（平成 27（2015）年＝100）	70
図II-7 都道府県別 75 歳以上人口の割合	72
III. 市区町村別にみた推計結果の概要	75
1. 市区町村別総人口の推移	77
(1) 人口規模別市区町村数	77

(2) 地域ブロック別にみた人口規模別市区町村数.....	78
(3) 総人口	78
(4) 総人口の指数.....	78
(5) 地域ブロック別にみた総人口および総人口の指数.....	79
2. 年齢（0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上）別人口の推移.....	79
(1) 0-14 歳人口	79
(2) 15-64 歳人口	80
(3) 65 歳以上人口.....	81
(4) 75 歳以上人口.....	81
(5) 地域ブロック別にみた年齢別人口の推移.....	82
3. 年齢（0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上）別人口割合の推移.....	82
(1) 0-14 歳人口割合	82
(2) 15-64 歳人口割合	83
(3) 65 歳以上人口割合.....	84
(4) 75 歳以上人口割合.....	84
(5) 地域ブロック別にみた年齢別人口割合の推移.....	85
図表目次	86
表Ⅲ-1 地域ブロック別総人口の規模別市区町村数.....	87
表Ⅲ-2 地域ブロック別総人口の規模別市区町村割合	88
表Ⅲ-3 地域ブロック別総人口が減少する市区町村数.....	89
表Ⅲ-4 地域ブロック別総人口が減少する市区町村割合	89
表Ⅲ-5 地域ブロック別総人口の指数別市区町村数.....	90
表Ⅲ-6 地域ブロック別総人口の指数別市区町村割合	90
表Ⅲ-7 地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村数.....	91
表Ⅲ-8 地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村割合	91
表Ⅲ-9 地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村数.....	92
表Ⅲ-10 地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村割合	92
表Ⅲ-11 地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村数.....	93
表Ⅲ-12 地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村割合	93
表Ⅲ-13 地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村数.....	94
表Ⅲ-14 地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村割合	94
表Ⅲ-15 地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村数.....	95
表Ⅲ-16 地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村割合.....	96
表Ⅲ-17 地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村数.....	97
表Ⅲ-18 地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村割合	98
表Ⅲ-19 地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村数.....	99
表Ⅲ-20 地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村割合	100
表Ⅲ-21 地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村数.....	101

表Ⅲ-22 地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村割合	102
IV. 結果表	103
結果表 1 総人口および指数（平成 27（2015）年＝100 とした場合）	105
結果表 2 年齢（0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上）別人口および 平成 57（2045）年の指数（平成 27（2015）年＝100 とした場合）	138
結果表 3 年齢（0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上）別人口割合	171
V. 参考推計の結果表	205
参考推計の結果表 封鎖人口を仮定した総人口および指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	205
VI. 地図	239
地図－1 平成 57（2045）年の総人口の指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	241
地図－2 平成 57（2045）年の 0-14 歳人口の指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	242
地図－3 平成 57（2045）年の 15-64 歳人口の指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	243
地図－4 平成 57（2045）年の 65 歳以上人口の指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	244
地図－5 平成 57（2045）年の 75 歳以上人口の指数 （平成 27（2015）年＝100 とした場合）	245

日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）について

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所では、平成 29（2017）年に平成 27（2015）年の国勢調査をふまえた「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」¹ を公表した。この新しい「全国推計」を踏まえて、このたび新たに地域別の将来人口推計を行った。この推計は、市区町村別の将来人口を男女・年齢 5 歳階級別に推計したものである。ただし、福島県においては平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響によって、市町村別の人口の動向および今後の推移を見通すことが依然としてきわめて困難な状況にあるため、県全体について将来人口を推計した。

国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来人口推計では、平成 22（2010）年の国勢調査人口を基準とした「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（人口問題研究資料第 330 号）において初めて、全国推計に続いて市区町村別の推計を行い、その結果を合計して都道府県別の結果を得る方式とした²。今回の推計もこれと同様の方式によっている。

以下、この新しい推計について報告する。なお、本推計で用いた統計資料ならびに本文中でのそれら統計資料の表記は下表の通りである（表 1）。

表 1 本推計で用いた統計資料と本文中での表記

作成者	資料名	表記
厚生労働省	人口動態統計※	「人口動態統計」
厚生労働省	都道府県別生命表	「都道府県別生命表」
厚生労働省	市区町村別生命表	「市区町村別生命表」
国立社会保障・人口問題研究所	日本の将来推計人口（平成 29 年推計）（出生中位・死亡中位仮定）	「全国推計」
国立社会保障・人口問題研究所	日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）	「前回推計」
総務省自治行政局	住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数	「住基台帳人口」
総務省統計局	国勢調査報告	「国勢調査」
総務省統計局	人口推計※※	「現在推計人口」

※「人口動態統計」には統計法第 32 条・第 33 条に基づき調査票情報を二次利用したものが含まれる。

※※ 都道府県がホームページ等で公表した情報を含む。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所(2017)『日本の将来推計人口ー平成 28（2016）～77（2065）年ー附：参考推計 平成 78（2066）～127（2115）年（平成 29 年推計）』（人口問題研究資料第 336 号）。

² 平成 12（2000）年および平成 17（2005）年の「国勢調査」を基準とした推計では、いずれも全国→都道府県→市区町村の順番で推計を実施・公表していた。

I. 推計の方法

1. 推計期間

推計期間は、平成 27（2015）年～52（2045）年まで 5 年ごとの 30 年間とした。

2. 推計の対象となる地域

本推計の対象とした地域は、平成 30（2018）年 3 月 1 日現在の 1 県（福島県）および 1,798 市区町村（東京 23 区（特別区）および 12 政令市の 128 区と、この他の 766 市、713 町、168 村）である。

福島県については、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響で、市町村別の人口の動向および今後の推移を見通すことがきわめて困難な状況にあり、県全体について将来人口を推計した。

12 政令市とは北海道札幌市、宮城県仙台市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、愛知県名古屋、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市であり、これら政令市については区を単位として将来人口を推計し、区別の将来人口の合計を市の将来人口とした。この他の政令市については、推計に必要な区別のデータを時系列で得ることが困難であるため、市を単位として将来人口を推計した。

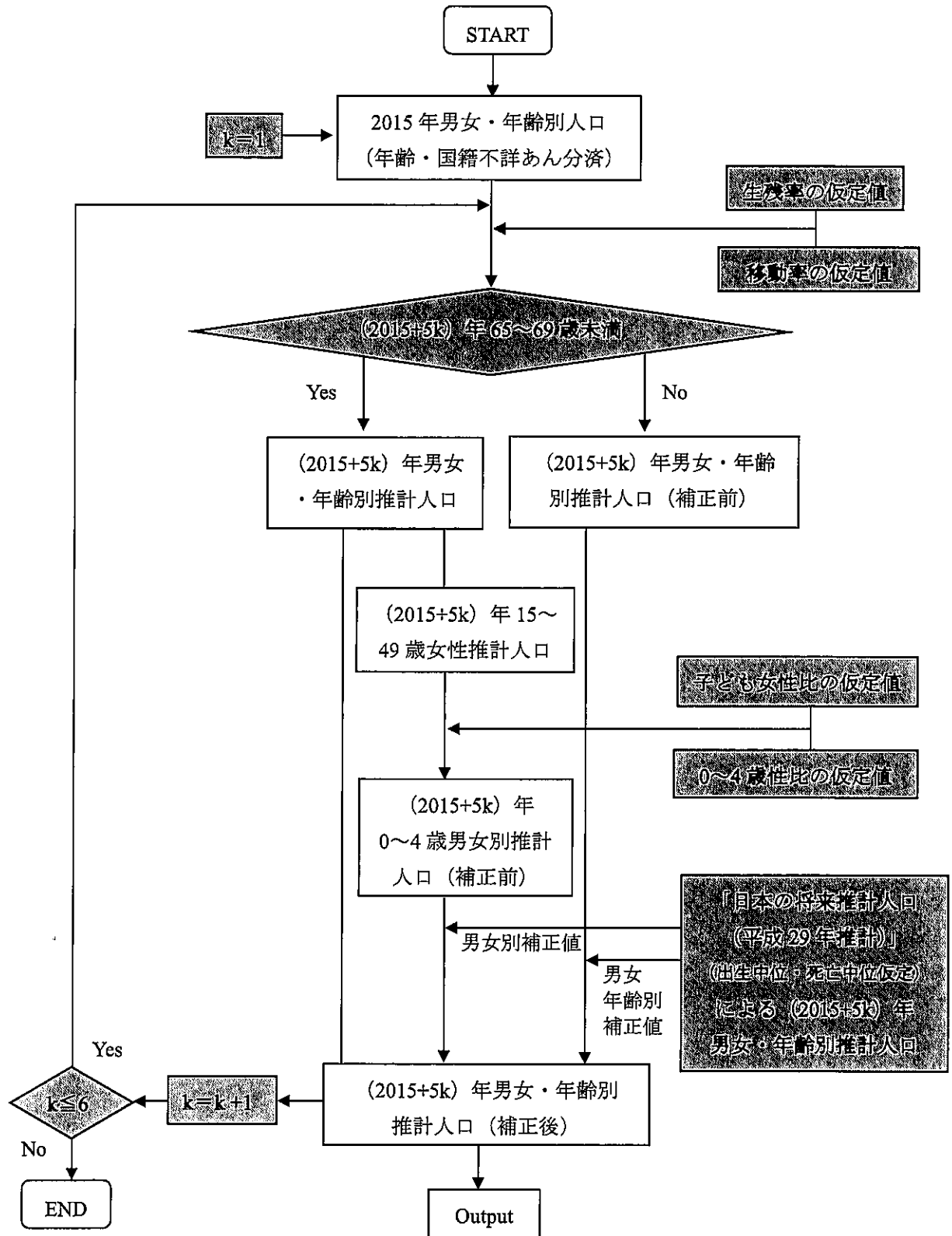
3. 推計方法

5 歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を用いた。コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法であり、5 歳以上の人口推計においては生残率と移動率の仮定値が必要である。一方、コーホート要因法による 0～4 歳人口の推計においては生残率と移動率に加えて出生率および出生性比に関する仮定値が必要である。しかしながら、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、子ども女性比および 0～4 歳性比の仮定値によって推計した。したがって、本推計においては、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の移動率、(4)将来の子ども女性比、(5)将来の 0～4 歳性比、が必要となる。

なお、上記の方法により各地域別に推計値を求めた後、推計対象とした地域の男女・年齢別推計人口の合計が、「全国推計」の男女・年齢別推計結果と一致するよう一律補正を行ったものを、最終の推計結果とした。

本推計のフローチャートは図 1 の通りである。

図1 本推計のフローチャート



4. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、「国勢調査」による平成 27（2015）年 10 月 1 日現在、市区町村別、男女・年齢（5 歳階級）別人口（外国人を含む総人口）である。ただし、福島県については、上述の理由により全県での推計を行うため、福島県の男女・年齢（5 歳階級）別人口（外国人を含む総人口）を基準人口に用いた。双方とも、平成 27 年「国勢調査」の参考表として公表されている「年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」³を用いている。

5. 将来の生残率

本推計という生残率とは、例えばある年齢 x 歳の人口が、5年後に $x+5$ 歳になるまで死亡しない確率のことである。本推計では、将来の地域別、男女・年齢別生残率について、「全国推計」による生残率仮定値の動きにあわせた設定を行う。

平成 12（2000）年から平成 22（2010）年の「市区町村別生命表」によると、65 歳付近までは市区町村間において生残率に大きな差がみられない。そこで、55～59 歳→60～64 歳以下の生残率については、都道府県別に仮定値を設定し、それを各都道府県に含まれる市区町村の仮定値とした。

昭和 60（1985）年以降の生残率の地域較差について、「都道府県生命表」による平均寿命の都道府県間較差をみると、男女とも縮小傾向にある。また男女・年齢別生残率の較差（変動係数）についてみても、一部の年齢階級でやや較差拡大の動きもみられるものの、昭和 60（1985）年以降を通じた動きとしては各年齢階級とも較差はおおむね縮小傾向にあった（表 2）。そこで、すべての年齢階級について今後とも都道府県間の較差は縮小すると仮定した。

表 2 年齢(5歳階級)別生残率の変動係数

男							
年齢	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
65～69歳→70～74歳	0.00870	0.00806	0.00709	0.00629	0.00649	0.00715	0.00578
70～74歳→75～79歳	0.01503	0.01201	0.01145	0.00885	0.00987	0.00979	0.00829
75～79歳→80～84歳	0.02886	0.01942	0.01821	0.01437	0.01424	0.01455	0.01202
80～84歳→85～89歳	0.04265	0.03407	0.03372	0.02641	0.02356	0.02286	0.01882
85歳以上→90歳以上	0.07599	0.05182	0.05556	0.04131	0.03647	0.03006	0.02582
女							
年齢	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
65～69歳→70～74歳	0.00539	0.00449	0.00402	0.00314	0.00246	0.00245	0.00218
70～74歳→75～79歳	0.01107	0.00848	0.00708	0.00557	0.00466	0.00421	0.00328
75～79歳→80～84歳	0.02215	0.01696	0.01344	0.01137	0.00885	0.00839	0.00586
80～84歳→85～89歳	0.04260	0.03497	0.02851	0.02108	0.01721	0.01558	0.01251
85歳以上→90歳以上	0.07147	0.05536	0.05280	0.03130	0.03017	0.02403	0.01972

変動係数とは47都道府県の標準偏差を平均で除したものである。ここでは変動係数の大きい年齢についてのみ掲載した。

「国勢調査」ならびに「都道府県別生命表」により作成

³ 総務省統計局の Web ページにおいて公表されている

(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/anbun.html> : 2018 年 12 月 7 日アクセス)。

具体的には、まず、平成 22（2010）年及び平成 27（2015）年の「都道府県別生命表」を用いて、平成 22（2010）→平成 27（2015）年の全国及び都道府県別、男女・年齢別生残率を計算した⁴。そのうえで、男女・年齢別に都道府県と全国との相対的較差を計算し、平成 52（2040）→平成 57（2045）年の相対的較差が、平成 22（2010）→平成 27（2015）年における相対的較差の 2 分の 1 となるよう直線的に減少させることとした。

一方、65 歳以上では、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなる。そこで 60～64 歳→65～69 歳以上については、平成 12（2000）年から平成 22（2010）年の「市区町村別生命表」から平成 12（2000）年から平成 22（2010）年の平均的な市区町村別、男女・年齢別生残率を計算し⁵、これと平成 12（2000）年から平成 22（2010）年の「都道府県別生命表」から計算される当該市区町村が所属する都道府県の男女・年齢別生残率との較差を、平成 52（2040）→平成 57（2045）年まで一定として仮定値を設定した⁶。

最終的に将来の地域別、男女・年齢別生残率を設定する際には、以上のようにして仮定された将来の都道府県および市区町村の相対的較差と、「全国推計」による将来の男女・年齢別生残率を用いて、仮定値を設定した。

将来の生残率の具体的な計算方法を以下に示す。

まず、表 3 のように t （年）と T （期）を対応させる。また、記述の簡略化のため、「年齢 $x \sim x+4$ 歳」を「年齢階級 x 歳」と表すことにする。 T 期の全国の男女別年齢階級 x 歳→ $x+5$ 歳における生残率を $S_f(x, T)$ 、都道府県 i の男女別年齢階級 x 歳→ $x+5$ 歳における生残率を $S_i(x, T)$ 、都道府県 i に属する市区町村 j の男女別年齢階級 x 歳→ $x+5$ 歳における生残率を $S_{ij}(x, T)$ と書く。 T 期の都道府県 i の全国生残率に対する男女別年齢階級 x 歳→ $x+5$ 歳における相対的較差を $R_i(x, T)$ と書く。別途計算された平成 22（2010）→平成 27（2015）年（ $T=1$ ）の全国の男女別年齢階級 x 歳→ $x+5$ 歳における生残率に対する都道府県 i の生残率の相対的較差は、

表 3 年と期の対応

年(t)	2005→2010	2010→2015	2015→2020	2020→2025
期(T)	0	1	2	3
年(t)	2025→2030	2030→2035	2035→2040	2040→2045
期(T)	4	5	6	7

⁴ 地域別、男女・年齢別に 2 時点の平均を計算することで平成 22（2010）→平成 27（2015）年の期間生残率とする。なお、平成 22（2010）年「都道府県別生命表」は平成 22（2010）年の 1 年間の死亡に基づいて作成されていることから、本推計においては平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の影響を含まない死亡の地域間較差を用いて仮定値を設定している。

⁵ まず、隣り合った 2 時点の生残率について市区町村別、男女・年齢別平均を計算することで当該期間の生残率とした。さらに 2 期間の平均で平成 12（2000）年から平成 22（2010）年の平均的な値とした。

⁶ 東京都三宅村については、平成 12（2000）年と平成 17（2005）年の「市区町村別生命表」が作成されていない。そこで、地理的に近く、男女・年齢別死亡率の状況も似通っていると考えられる東京都島嶼部の自治体の「市区町村別生命表」を用いて、平成 12（2000）→平成 22（2010）年の男女・年齢別生残率の平均的な水準を計算して用いた。

$$R_i(x, 1) = \frac{S_j(x, 1) - S_i(x, 1)}{S_j(x, 1)}$$

である。将来の都道府県*i*の生残率の相対的較差 ($T=2, \dots, 7$) は、

$$R_i(x, T) = \left(1 - \frac{T-1}{12}\right) R_i(x, 1)$$

によって求める。 T 期における都道府県*i*の男女別年齢階級*x*歳→ $x+5$ 歳の生残率は、

$$S_i(x, T) = \left(1 - R_i(x, T)\right) S_j(x, T)$$

となる。都道府県*i*に属する市区町村*j*の男女別年齢階級*x*歳→ $x+5$ 歳における生残率 $S_j^i(x, T)$ は、55～59歳→60～64歳以下については、 $S_i(x, T)$ とする。

60～64歳→65～69歳以上については、さらに市区町村が所属する都道府県に対する較差を考慮する。平成12(2000)→平成22(2010)年 ($T=0$ とおく) の所属都道府県*i*の男女別年齢階級*x*歳→ $x+5$ 歳に対する市区町村*j*の相対的較差 $R_j^i(x, 0)$ は、

$$R_j^i(x, 0) = \frac{S_i(x, 0) - S_j^i(x, 0)}{S_i(x, 0)}$$

である。 T 期における市区町村*j*の男女別年齢階級*x*歳→ $x+5$ 歳 ($x \geq 60$) の生残率は、

$$S_j^i(x, T) = \left(1 - R_j^i(x, 0)\right) S_i(x, T)$$

として求める。

6. 将来の移動率

本推計では、将来の人口移動に関して、転出数と転入数に分けて推計を行った。転出数の推計には男女年齢別転出率の仮定値、転入数の推計には男女年齢別配分率の仮定値をそれぞれ用いた。転出率は地域別人口に占める域外への転出数の割合、配分率は全国の転入数に占める地域別の転入数のシェアを表す。一般に、転出率と配分率の仮定値によって移動数(転出数・転入数)を推計する手法はプールモデル(Migrant Pool Models)⁷と呼ばれている。以下では、転出率および配分率を総称して移動率と表現する。

6-1 では、移動率仮定値設定の基準となる初期値の算出について述べる。続く 6-2 では初期値から仮定値を設定する手順について述べる。

6-1. 初期値の設定

移動率仮定値の設定に先立ち、移動率初期値の設定を行う。初期値は、将来の移動率仮定

⁷プールモデルの詳細については、たとえば Smith S. K., Tayman J. and Swanson D. A. (2013) *A Practitioner's Guide to State and Local Population Projections*, Springer (6.5 節) を参照。

値を設定するための基準となる値である。初期値の設定は、初期値大分類の設定、大分類の細分類化、初期値細分類の付け替えおよび個別の例外初期値設定、男女年齢別例外初期値の設定により行う。以下、これらについて説明する。

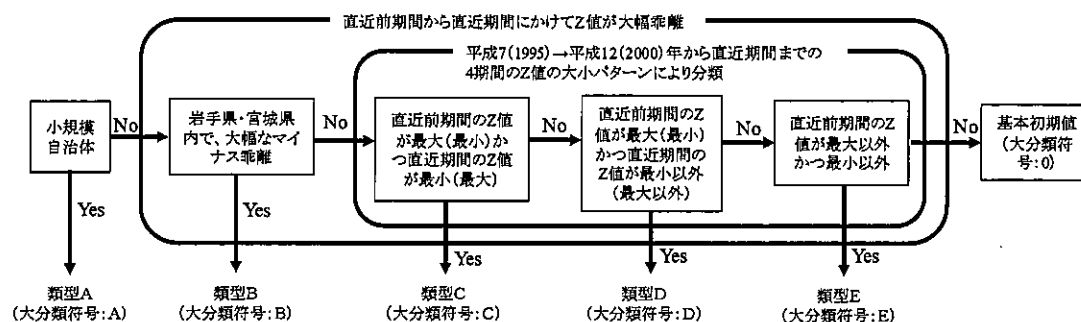
6-1-1. 初期値大分類の概要

本推計では、近年の人口移動の趨勢を将来に投影することを考慮し、原則として、平成 22 (2010) →平成 27 (2015) 年（以下、直近期間）に観察された各地域の人口移動傾向を反映した初期値を設定することとした。これを基本初期値（大分類符号：0）とする。

基本初期値により、大半の地域においては、当該地域における人口移動の趨勢を概ね的確に反映した移動率になっていると考えられるものの、直近期間の人口増減率が平成 17 (2005) →平成 22 (2010) 年（以下、直近前期間）の人口増減率と比較して大幅に乖離している場合などは、基本初期値が当該地域における人口移動の趨勢とは異なっている可能性が高いと考えられる。そこで直近期間と直近前期間の人口増減率の差などをもとに一定の条件を設定し、それらの条件に合致した場合には基本初期値以外の例外初期値を算出した。初期値設定の類型化（大分類）の手順は図 2 のとおりであり、人口増減率の乖離の判定は Z 値⁸によって行った。なお、複数の例外条件に該当する地域については、下記の類型 A～E の順に優先順位を設定することによって分類を行った。

まず、人口規模が小さい地域、具体的には平成 27 (2015) 年「国勢調査」の総人口が 3,000 人未満の地域を類型 A（大分類符号：A）として抽出した。類型 B・C・D・E は、いずれも直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きい（Z 値の差が +0.7 以上または -0.7 未満の）パターンである。これらのうち、岩手県および宮城県の中かで直近期間において Z 値が直近前期間から大幅にマイナス乖離（Z 値の差が -0.7 未満）している地域を類型 B（大分類符号：B）とした。類型 C・D・E は、いずれも平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間の人口増減率 Z 値の大小パターンにより分類を行っている。

図 2 初期値設定の類型化(大分類)の手順



⁸ ある期間の地域 i の人口増減率（男女年齢総数）を m_i 、当該期間における全地域の人口増減率（男女年齢総数）の平均値を μ 、標準偏差を σ としたとき、 $Z_i = (m_i - \mu) / \sigma$ により表される値。

類型 C は、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで、直近前期間の Z 値が最大かつ直近期間の Z 値が最小、または直近前期間の Z 値が最小かつ直近期間の Z 値が最大となっている地域である (大分類符号 : C)。類型 D は、直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きいことに加え、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで直近前期間の Z 値が最大かつ直近期間の Z 値が最小以外、または直近前期間の Z 値が最小かつ直近期間の Z 値が最大以外となっている地域である。類型 E は、直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きいことに加え、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで直近前期間の Z 値が最大でも最小でもない地域である (大分類符号 : E)。

6-1-2. 各大分類の初期値算出

以下ではまず、大半の地域において採用した基本初期値の算出手法について記述し、続いて各例外初期値の算出手法について説明する。

(1) 基本初期値 (大分類符号 : 0)

直近期間の人口移動傾向を反映した移動率初期値を基本初期値とする。以下、基本初期値の算出方法を記す。

移動率のうち、転出率の算出には平成 27 (2015) 年「国勢調査」の「移動人口の男女・年齢等集計」において表章されている 5 年前の常住者および (5 年間の他地域への) 転出数を用いた。すなわち、当該集計におけるある地域 i の性 j 、年齢 $x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) における 5 年前の常住者を $PP(2010)_{i,j,x-5}$ 、転出数を $E(2010)_{i,j,x}$ とすると、直近期間における年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転出率 $e(2010)_{i,j,x}$ は

$$e(2010)_{i,j,x} = E(2010)_{i,j,x} / PP(2010)_{i,j,x-5}$$

となる⁹。この値を推計期間中における転出率の基本初期値とした¹⁰。すなわち、 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t = 2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転出率初期値を $ee(t)_{i,j,x}$ とすれば、

$$ee(t)_{i,j,x} = e(2010)_{i,j,x}$$

である。

⁹ 「移動人口の男女・年齢等集計」では年齢が 85 歳以上でまとめて集計されているため、80~84 歳 $\rightarrow$ 85~89 歳および 85 歳以上 $\rightarrow$ 90 歳以上の転出率を算出することができない。したがって、80 歳以上 $\rightarrow$ 85 歳以上で算出される転出率を一律に 80~84 歳 $\rightarrow$ 85~89 歳および 85 歳以上 $\rightarrow$ 90 歳以上の転出率とした。

¹⁰ $e(2010)_{i,j,x}$ は国内への転出率であり、海外への転出が含まれていないことに留意する必要がある。直近期間で海外への転出が発生している場合、 $e(2010)_{i,j,x}$ は実際の転出率よりも低い値となる。

一方、配分率の算出にあたっては、まず各地域の転入数を把握する必要がある。「国勢調査」の「移動人口の男女・年齢等集計」には転入数が表章されているものの、とくに大都市圏では5年前居住地不詳のなかに転入が多く含まれている可能性などを考慮し¹¹、平成22（2010）年と平成27（2015）年の「国勢調査」による男女年齢5歳階級別人口¹²と上述の転出率により転入数の推定を行った。 t 年「国勢調査」による地域 i の性 j 、年齢 $x \sim x+4$ 歳の人口を $P(t)_{i,j,x}$ 、直近期間における当該地域の性 j 、 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の期間生残率¹³を $s(2010)_{i,j,x}$ とすると、直近期間において推定される当該地域の性 j 、 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転入数 $M(2010)_{i,j,x}$ は、

$$M(2010)_{i,j,x} = (P(2015)_{i,j,x} - P(2010)_{i,j,x-5} \times s(2010)_{i,j,x}) + P(2010)_{i,j,x-5} \times e(2010)_{i,j,x}$$

と推定される。すなわち、平成22（2010）年と平成27（2015）年の「国勢調査」とその間の生残率から推定される純移動数に、転出率を用いて推定された転出数を加え、推定転入数とした¹⁴。このように推定された転入数をもとに、直近期間における当該地域の性 j 、 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の配分率 $d(2010)_{i,j,x}$ は、

$$d(2010)_{i,j,x} = M(2010)_{i,j,x} / \sum_i M(2010)_{i,j,x}$$

として求められる¹⁵。この値を推計期間中における配分率の基本初期値とした。すなわち、 $t \rightarrow t+5$ 年（ $t=2015, 2020, \dots, 2040$ ）の地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の配分率初期値を $de(t)_{i,j,x}$ とすれば、

$$de(t)_{i,j,x} = d(2010)_{i,j,x}$$

である。

¹¹ 詳細は、小池司朗・山内昌和（2014）「2010年の国勢調査における「不詳」の発生状況：5年前の居住地を中心に」『人口問題研究』70巻3号、pp.325-338を参照。

¹² 平成22（2010）年の男女5歳階級別人口は「前回推計」の基準人口、平成27（2015）年の男女5歳階級別人口は今回推計の基準人口をそれぞれ利用した。

¹³ 期間生残率には平成22（2010）年の「都道府県別生命表」および国立社会保障・人口問題研究所において独自に作成した平成27（2015）年の都道府県別生命表を用いた。ただし、岩手県と宮城県に属する市区町村については、「人口動態統計」を用いて集計された男女年齢別死亡数をもとに生残率を算出した。

¹⁴ 人口規模が小さい地域を中心として、計算上、純移動数が転出数を下回ることにより推定転入数がマイナスとなる、すなわち $M(2010)_{i,j,x} < 0$ となるケースが存在するが、その場合は便宜上、 $M(2010)_{i,j,x} = 0$ とした。後述の類型A～Eおよび細分類の仮想転入数についても同様である。

¹⁵ 直近期間において海外への転出が発生することによって $e(2010)_{i,j,x}$ が実際の転出率よりも小さくなっている場合は、 $M(2010)_{i,j,x}$ も実際の転入数より少なく推定され、結果として $d(2010)_{i,j,x}$ も実際の配分率より小さくなる。

(2) 類型 A（大分類符号：A）の初期値

類型 A は、平成 27（2015）年「国勢調査」による総人口が 3,000 人未満の地域である。これに該当する場合、母数の少なさに起因して男女年齢別移動率が不安定になりやすいため、例外初期値を設定することとした。

類型 A においては、原則として、平成 7（1995）→平成 12（2000）年、直近前期間、および直近期間の 3 期間を通算した移動率を適用することとした¹⁶。平成 12（2000）年と平成 22（2010）年「国勢調査」では、平成 27（2015）年国勢調査と同様、「移動人口の男女・年齢等集計」が存在するため、上記と同様に平成 7（1995）→平成 12（2000）年の転出率および直近前期間の転出率を算出することが可能である。これらから、 $t \rightarrow t+5$ 年（ $t=2015, 2020, \dots, 2040$ ）の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳→ $x \sim x+4$ 歳（ $x \geq 5$ ）の転出率初期値（ $ee(t)_{i,j,x}$ ）を、

$$ee(t)_{i,j,x} = \frac{P(1995)_{i,j,x-5} \times e(1995)_{i,j,x} + P(2005)_{i,j,x-5} \times e(2005)_{i,j,x} + P(2010)_{i,j,x-5} \times e(2010)_{i,j,x}}{P(1995)_{i,j,x-5} + P(2005)_{i,j,x-5} + P(2010)_{i,j,x-5}}$$

とした。 $e(1995)_{i,j,x}$ と $e(2005)_{i,j,x}$ は、それぞれ平成 12（2000）年「国勢調査」、平成 22（2010）年「国勢調査」から算出された平成 7（1995）→平成 12（2000）年、および直近前期間の地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳→ $x \sim x+4$ 歳の転出率である。

一方配分率初期値は、同じ 3 期間を通算した純移動率と上記転出率により求めた仮想の転入数をもとに設定した。まず、3 期間を通算した地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳→ $x \sim x+4$ 歳（ $x \geq 5$ ）の純移動率（ $n^A_{i,j,x}$ ）は下記により算出される。

$$n^A_{i,j,x} = \frac{N(1995)_{i,j,x} + N(2005)_{i,j,x} + N(2010)_{i,j,x}}{P(1995)_{i,j,x-5} + P(2005)_{i,j,x-5} + P(2010)_{i,j,x-5}}$$

ここで、 $N(t)_{i,j,x}$ は、 $t \rightarrow t+5$ 年の男女年齢別期間生残率を用いて推定した $t \rightarrow t+5$ 年の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳→ $x \sim x+4$ 歳の純移動数である。以上の転出率初期値および 3 期間を通算した純移動率と平成 22（2010）年「国勢調査」人口を用いることによって、仮想転入数（ $M(2010)^A_{i,j,x}$ ）を求めた。すなわち、

$$M(2010)^A_{i,j,x} = P(2010)_{i,j,x-5} \times (ee(t)_{i,j,x} + n^A_{i,j,x})$$

である。この仮想転入数を直近期間において推定された転入数の地域合計（ $\sum_i M(2010)_{i,j,x}$ ）

¹⁶ 平成 17（2005）年「国勢調査」には人口移動集計が存在しないため、平成 12（2000）→平成 17（2005）年の転出率を算出することはできない。

で割った値を配分率初期値 ($de(t)_{i,j,x}$) とした。すなわち、

$$de(t)_{i,j,x} = M(2010)_{i,j,x}^A / \sum_l M(2010)_{l,j,x}$$

である¹⁷。

(3) 類型 B (大分類符号 : B) の初期値

類型 B は、岩手県および宮城県のなかで直近期間において Z 値が直近前期間から大幅にマイナス乖離している地域であり、東日本大震災に伴って転出超過傾向が強まった地域が主に該当する。震災に伴う人口移動傾向の著しい変化は一時的と考えられることから、例外初期値を設定することとした。

各県が公表している市区町村別の推計人口によれば、本類型に該当する地域の社会増減は、多少の地域差はあるものの、概ね震災以前の水準に回帰する傾向がみられる。したがって、本類型においては震災以前の平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年と直近前期間の 2 期間の平均的な人口移動傾向を適用することとした。まず転出率初期値は、平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年の転出率が算出できないことから、平成 22 (2010) 年「国勢調査」の「移動人口の男女・年齢等集計」から得られる直近前期間の転出率とした。すなわち、 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の転出率初期値 ($ee(t)_{i,j,x}$) を、

$$ee(t)_{i,j,x} = e(2005)_{i,j,x}$$

とした。なお転出率の算出方法は直近期間と同様である。また配分率初期値は、上記転出率初期値および平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年と直近前期間の 2 期間の平均的な純移動率を平成 22 (2010) 年の人口に適用して求めた仮想の転入数をもとに設定した。直近前期間と平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年の 2 期間における地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の平均的な純移動率 ($n_{i,j,x}^B$) は、下記により求められる。

$$n_{i,j,x}^B = \frac{N(2000)_{i,j,x} + N(2005)_{i,j,x}}{P(2000)_{i,j,x-5} + P(2005)_{i,j,x-5}}$$

¹⁷ 平成 12 (2000) 年以降に町村合併によって誕生した群馬県神流町 (10367)、愛知県豊根村 (23563)、福岡県東峰村 (40448) については、平成 12 (2000) 年国勢調査から合併後境域での移動率を算出することができないため、直近前期間と直近期間の 2 期間の平均的な人口移動傾向を初期値として適用した。具体的な算出手法については、後述の「(4) 類型 C (大分類符号 : C) の初期値」を参照されたい。

転出率初期値と上記純移動率を用いた仮想転入数、および配分率初期値の算出方法は類型 A と同様である。

(4) 類型 C (大分類符号 : C) の初期値

類型 C は、直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きいことに加え、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで、直近前期間の Z 値が最大かつ直近期間の人口増減率 Z 値が最小、または直近前期間の Z 値が最小かつ直近期間の Z 値が最大となっている地域である。本類型においては、人口増減率が不安定な動きを示しているため、例外初期値を設定することとした。

人口増減率 Z 値が直近前期間から直近期間にかけて最大→最小または最小→最大となっているのは、一時的な要因によって人口が大きく変化しており、直近前期間の反動が直近期間に表れているケースが大半であると考えられる。したがって、直近前期間と直近期間の 2 期間の平均的な人口移動傾向を初期値として適用することとした。 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の転出率初期値 ($ee(t)_{i,j,x}$) は、下記により設定した。

$$ee(t)_{i,j,x} = \frac{(P(2005)_{i,j,x-5} \times e(2005)_{i,j,x} + P(2010)_{i,j,x-5} \times e(2010)_{i,j,x})}{P(2005)_{i,j,x-5} + P(2010)_{i,j,x-5}}$$

また配分率初期値は、上記転出率初期値および直近前期間と直近期間の平均的な純移動率を平成 22 (2010) 年の人口に適用して求めた仮想の転入数をもとに設定した。地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の直近前期間と直近期間の 2 期間の平均的な純移動率 ($n_{i,j,x}^c$) は、下記により求められる。

$$n_{i,j,x}^c = \frac{N(2005)_{i,j,x} + N(2010)_{i,j,x}}{P(2005)_{i,j,x-5} + P(2010)_{i,j,x-5}}$$

転出率初期値と上記純移動率を用いた仮想転入数、および配分率初期値の算出方法は類型 A と同様である。

(5) 類型 D (大分類符号 : D) の初期値

類型 D は、直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きいことに加え、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで直近前期間の Z 値が最大かつ直近期間の Z 値が最小以外、または直近前期間の Z 値が最小かつ直近期間の Z

値が最大以外となっている地域である。

本類型は、直近前期間に人口増減率が大きく変化した後、直近期間において概ね平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年以前の人口増減率の水準に回帰している地域が主に該当する。これらにおいては、直近前期間の人口移動傾向が特異であった可能性が高いと考えられるため、平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年と直近期間の平均的な人口移動傾向を初期値として適用することとした。転出率初期値は、平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年の転出率が算出できないことから、直近期間の転出率とした。すなわち、 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の転出率初期値 ($ee(t)_{i,j,x}$) は、

$$ee(t)_{i,j,x} = e(2010)_{i,j,x}$$

また配分率初期値は、上記転出率初期値および平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年と直近期間の平均的な純移動率を平成 22 (2010) 年の人口に適用して求めた仮想の転入数をもとに設定した。地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の平成 12 (2000) →平成 17 (2005) 年と直近期間の 2 期間の平均的な純移動率 ($n_{i,j,x}^D$) は、下記により求められる。

$$n_{i,j,x}^D = \frac{N(2000)_{i,j,x} + N(2010)_{i,j,x}}{P(2000)_{i,j,x-5} + P(2010)_{i,j,x-5}}$$

転出率初期値と上記純移動率を用いた仮想転入数、および配分率初期値の算出方法は類型 A と同様である。

(6) 類型 E (大分類符号 : E) の初期値

類型 E は、直近期間と直近前期間との間の人口増減率 Z 値の乖離が大きいことに加え、平成 7 (1995) →平成 12 (2000) 年から直近期間までの 4 期間のなかで直近前期間の Z 値が最大でも最小でもない地域である。本類型では、直近期間における人口移動傾向が特異であった可能性が高いと考えられるため、直近前期間の人口移動傾向を初期値として適用することとした。 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の転出率初期値 ($ee(t)_{i,j,x}$) は、下記により設定した。

$$ee(t)_{i,j,x} = e(2005)_{i,j,x}$$

また配分率初期値は、上記転出率初期値および直近前期間の純移動率 ($n(2005)_{i,j,x}$) を平成 22 (2010) 年の人口に適用して求めた仮想の転入数をもとに設定した。地域 i の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳 ($x \geq 5$) の仮想転入数 ($M(2010)_{i,j,x}^E$) は、

$$M(2010)_{i,j,x}^E = P(2010)_{i,j,x-5} \times (e(2005)_{i,j,x} + n(2005)_{i,j,x})$$

ただし、

$$n(2005)_{i,j,x} = \frac{P(2010)_{i,j,x} - (P(2005)_{i,j,x-5} \times s(2005)_{i,j,x})}{P(2005)_{i,j,x-5}}$$

である。ここで、 $s(2005)_{i,j,x}$ は、直近前期間における地域*i*の性*j*、年齢*x-5*～*x-1*歳→*x*～*x+4*歳の生残率である。仮想転入数から配分率初期値を算出する方法は類型Aと同様である。

6-1-3. 初期値大分類の細分類化

上述により求められた各地域の移動率初期値は、概ね各地域における人口移動の趨勢を反映した値になっていると考えられるが、平成27(2015)年「国勢調査」以降（以下、「国勢調査」以降）に人口移動傾向の急激な変化が生じている場合は、初期値をそのまま仮定値とすることが必ずしも適切とはいえない。そこで「住基台帳人口」から得られる直近前期間、直近期間、および「国勢調査」以降における人口増減率Z値¹⁸の変化パターンをもとに、基本初期値および類型C・D・Eを採用した場合に限定して初期値分類の細分類化を行い、一部の期間において初期値を修正した。以下、基本初期値の場合と類型C・D・Eの場合に分けて説明する。

(1) 基本初期値の場合

基本初期値を採用した地域においては、直近期間と「国勢調査」以降における人口増減率Z値の差をもとに、2類型に分類した。

第一に、直近期間と「国勢調査」以降における人口増減率Z値に大きな差がみられない場合（Z値の差が±0.7未満）である。これに該当する場合は、「国勢調査」以降においても直近期間から人口移動傾向が大きく変化していないと判断し、推計期間中一貫して基本初期値を初期値とした（細分類符号：0）。

第二に、直近期間と「国勢調査」以降における人口増減率Z値が大きく乖離している場合（Z値の差が±0.7以上）である。これに該当する場合は、「国勢調査」以降において直近期間から人口移動傾向が大きく変化していると判断し、平成27(2015)→平成32(2020)年の配分率に限り「住基台帳人口」から得られる平成24(2012)→平成29(2017)年¹⁹の人口移動傾向を反映した初期値とした。なお、平成32(2020)→平成37(2025)年以降は基本

¹⁸ 「住基台帳人口」の基準時点の都合上、直近前期間は平成17(2005)年3月31日→平成22(2010)年3月31日、直近期間は平成22(2010)年3月31日→平成27(2015)年1月1日、平成27(2015)年「国勢調査」以降は平成27(2015)年1月1日～平成29(2017)年1月1日のそれぞれ人口増減率（男女年齢総数）のZ値により分類を行った。また、「住基台帳人口」において外国人を含んだ総人口データが得られるようになるのが平成25(2013)年以降であるため、日本人人口データを用いた。

¹⁹ 平成29(2017)年は1月1日時点の人口であるが、平成24(2012)年は3月31日現在の人口であるため、平成24(2012)年1月1日現在の人口を、平成23(2011)年3月31日現在人口と平成24(2012)年3月31日現在人口の重み付け平均値として推定した。

初期値とした（細分類符号：1）。「住基台帳人口」による平成 24（2012）→平成 29（2017）年の人口移動傾向を反映した配分率初期値の算出方法は、以下のとおりである。

まず、平成 22（2010）年国勢調査人口に、「住基台帳人口」による平成 24（2012）→平成 29（2017）年の変化率を乗じた値を、平成 24（2012）→平成 29（2017）年の人口移動傾向が反映された場合に期待される平成 27（2015）年人口と考える。すなわち、「住基台帳人口」による地域 i 、性 j の平成 24（2012）年 $x-5 \sim x-1$ 歳人口と平成 29（2017）年 $x \sim x+4$ 歳人口をそれぞれ $PR(2012)_{i,j,x-5}$ 、 $PR(2017)_{i,j,x}$ とすると、平成 24（2012）→平成 29（2017）年の人口移動傾向が反映された場合に期待される地域 i 、性 j の平成 27（2015）年 $x \sim x+4$ 歳人口（ $Pe(2015)_{i,j,x}$ ）は、

$$Pe(2015)_{i,j,x} = P(2010)_{i,j,x-5} \times \frac{PR(2017)_{i,j,x}}{PR(2012)_{i,j,x-5}}$$

として算出される。転出率を基本初期値と同じとすれば、平成 24（2012）→平成 29（2017）年の人口移動傾向が反映された場合に期待される直近期間の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 → $x \sim x+4$ 歳の仮想転入数（ $Me(2010)_{i,j,x}$ ）は、

$$Me(2010)_{i,j,x} = M(2010)_{i,j,x} + (Pe(2015)_{i,j,x} - P(2015)_{i,j,x})$$

となる。この仮想転入数を直近期間において推定された転入数の地域合計で割った値を平成 27（2015）→平成 32（2020）年の配分率初期値（ $de(2015)_{i,j,x}$ ）とした。すなわち、

$$de(2015)_{i,j,x} = Me(2010)_{i,j,x} / \sum_i M(2010)_{i,j,x}$$

である。なお、転出率初期値は基本初期値と同じである。以下、この転出率および配分率の初期値を「住基人口初期値」と記す。

(2) 類型 C・D・E の場合

類型 C・D・E のいずれかを採用した地域においては、直近前期間、直近期間および「国勢調査」以降における人口増減率 Z 値の差をもとに、4 類型に分類した。

第一に、直近前期間から直近期間にかけての傾向が「国勢調査」以降において変化しているケースである。直近前期間から直近期間にかけて Z 値が上昇している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が -0.7 以上 0 未満、ないしは直近前期間から直近期間にかけて Z 値が低下している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が 0 以上 $+0.7$ 未満となっているケースである。本ケースでは、人口移動傾向の変化が収束

の方向に動いているとみなし、平成 27 (2015) →平成 32 (2020) 年以降一貫して類型 C・D・E の各初期値をそのまま適用した (細分類符号: 0)。

第二に、直近前期間から直近期間にかけての傾向が「国勢調査」以降において大幅に変化しているケースである。具体的には、直近前期間から直近期間にかけて Z 値が上昇している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が -0.7 未満、ないしは直近前期間から直近期間にかけて Z 値が低下している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が +0.7 以上となっているケースである。本ケースでは、「国勢調査」以降において著しい人口移動傾向の変化が生じているとみなし、平成 27 (2015) →平成 32 (2020) 年に限定して「住基人口初期値」を適用した。平成 32 (2020) →平成 37 (2025) 年以降は、類型 C・D・E の各初期値とした (細分類符号: 1)。

第三に、直近前期間から直近期間にかけての傾向が「国勢調査」以降においても継続しているケースである。具体的には、直近前期間から直近期間にかけて Z 値が上昇している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が 0 以上 +0.7 未満、ないしは直近前期間から直近期間にかけて Z 値が低下している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が -0.7 以上 0 未満となっているケースである。本ケースでは、直近期間に観察された傾向が継続しているとみなし、平成 27 (2015) →平成 32 (2020) 年に限り基本初期値を適用した。平成 32 (2020) →平成 37 (2025) 年以降は、類型 C・D・E の各初期値とした (細分類符号: 2)。

第四に、直近前期間から直近期間にかけての傾向が「国勢調査」以降において強まっているケースである。具体的には、直近前期間から直近期間にかけて Z 値が上昇している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が +0.7 以上、ないしは直近前期間から直近期間にかけて Z 値が低下している場合に「国勢調査」以降における Z 値の直近期間からの差が -0.7 未満となっているケースである。本ケースでは、「国勢調査」以降に顕著な人口移動傾向の変化が生じていると判断し、平成 27 (2015) →平成 32 (2020) 年に「住基人口初期値」、平成 32 (2020) →平成 37 (2025) 年に基本初期値を適用した。平成 37 (2025) →平成 42 (2030) 年以降は、類型 C・D・E の各初期値とした (細分類符号: 3)。

初期値の大分類符号と細分類符号を合成して新たな分類符号を作成し、各分類符号と各推計期間において移動率初期値として適用した期間を表 4 に整理した。

表 4 初期値の各分類符号と各推計期間において移動率初期値として適用した期間

大分類符号	細分類符号	分類符号	2015→2020年	2020→2025年	2025→2030年以降
0	0	0-0(基本初期値)	直近期間		
	1	0-1	2012→2017年	直近期間	
A		A	1995→2000年、直近前期間、直近期間の3期間通算		
B		B	2000→2005年、直近前期間の2期間通算		
C	0	C-0	直近前期間、直近期間の2期間通算		
	1	C-1	2012→2017年	直近前期間、直近期間の2期間通算	
	2	C-2	直近期間	直近前期間、直近期間の2期間通算	
	3	C-3	2012→2017年	直近期間	直近前期間、直近期間の2期間通算
D	0	D-0	2000→2005年、直近期間の2期間通算		
	1	D-1	2012→2017年	2000→2005年、直近期間の2期間通算	
	2	D-2	直近期間	2000→2005年、直近期間の2期間通算	
	3	D-3	2012→2017年	直近期間	2000→2005年、直近期間の2期間通算
E	0	E-0	直近前期間		
	1	E-1	2012→2017年	直近前期間	
	2	E-2	直近期間	直近前期間	
	3	E-3	2012→2017年	直近期間	直近前期間

6-1-4. 初期値細分類の付け替え、個別の例外初期値設定

上述により初期値分類を各地域に適用したものの、平成 27 (2015) 年「国勢調査」に基づく「現在推計人口」の動きが当該初期値に基づく人口の動きから乖離している可能性が高いと考えられた場合は、適宜、初期値分類の付け替えを行った。

また、各地域における人口移動の趨勢に照らし合わせ、基本初期値または上述の例外初期値の適用がいずれも不適切と判断された場合には、上述以外の個別の例外初期値（分類符号：S）を適用することとした。これらに該当する地域と個別に設定した例外初期値は、表 5 のとおりである。

表 5 個別に例外初期値を設定した地域

コード	地域	個別の例外初期値
1470	音威子府村	全期間について男女10～14歳→15～19歳の配分率に限り基本初期値、他の移動率はすべて初期値分類符号A。
15586	粟島浦村	全期間について男性は初期値分類符号A、女性は基本初期値。
32525	海士町	2015→2020年に限り基本初期値、他の期間はすべて初期値分類符号A。
34431	大崎上島町	全期間について男20～24歳→25～29歳のみ基本初期値、他はすべて初期値分類符号E-0。
38356	上島町	全期間について男15～19歳→20～24歳の転出率に限り初期値分類符号E-0、他はすべて基本初期値。
39364	大川村	2015→2020年に限り基本初期値、他の期間はすべて初期値分類符号A。
40230	糸島市	全期間について男女10～14歳→15～19歳配分率を基本初期値の2倍、男女15～19歳→20～24歳配分率を基本初期値の3倍、男女20～24歳→25～29歳および男女25～29歳→30～34歳転出率を基本初期値の1.5倍、他はすべて基本初期値。
43443	益城町	2015→2020年に限り男女全年齢の転出率を直近前期間の1.3倍、他の期間はすべて初期値分類符号E-0。
46303	三島村	全期間について女15～19歳→20～24歳の配分率に限り基本初期値、他はすべて初期値分類符号A。
46304	十島村	2015→2020年に限り基本初期値、他の期間はすべて初期値分類符号A。
47358	北大東村	全期間について男80～84歳→85～89歳、男85歳以上→90歳以上の転出率に限り基本初期値、他はすべて初期値分類符号A。
47382	与那国町	2015→2020年に限り基本初期値、他の期間はすべて初期値分類符号A。

表 6 初期値の各類型に該当する地域数

分類符号	地域数
0-0	1,471
0-1	58
A	115
B	9
C-0	36
C-1	2
C-2	17
D-0	16
D-2	6
D-3	1
E-0	40
E-1	5
E-2	10
E-3	1
S	12
合計	1,799

類型の付け替え等を行った後の初期値の各類型に該当する地域数を表 6²⁰、全推計対象地域における初期値分類符号の一覧表を 34～43 ページの「付表 移動率の初期値分類符号一覧表」に示す。

6-1-5. 男女年齢別例外初期値の設定

直近期間の移動率に相当する基本初期値（分類符号 0-0）を適用した地域においても、男女年齢別にみれば、直近期間の移動率が必ずしも当該地域の人口移動の趨勢を反映していない場合がある。したがって、男女年齢別純移動率の Z 値に対して上述の類型 C・D・E の条件に準じた条件を適用し、これに合致した場合には当該の男女年齢に限り、それぞれ分類符号 C-0、D-0、E-0 と同様の例外初期値を設定した。条件分類に用いた純移動率の大小パターンは類型 C・D・E と同じであるが、直近前期間と直近期間との間の人口移動傾向の乖離の基準は、男女年齢別純移動率の Z 値の差が +1.5 以上または -1.5 未満とした。

基本初期値を採用した地域のなかで、分類符号 C-0、D-0、E-0 の各例外初期値を適用した男女年齢別の地域数は表 7 のとおりである。

²⁰ 分類符号 C-3 および D-1 は該当地域がなかった。

表 7 基本初期値を採用した地域のなかで、分類符号 C-0, D-0, E-0
の各例外初期値を適用した男女年齢別の地域数

	男			女		
	C-0	D-0	E-0	C-0	D-0	E-0
0～4歳→5～9歳	41	21	34	56	23	26
5～9歳→10～14歳	48	34	40	59	32	38
10～14歳→15～19歳	2	0	2	4	0	5
15～19歳→20～24歳	3	2	4	2	0	1
20～24歳→25～29歳	16	5	10	29	9	9
25～29歳→30～34歳	46	14	33	37	22	26
30～34歳→35～39歳	45	18	36	58	21	37
35～39歳→40～44歳	63	22	34	52	19	38
40～44歳→45～49歳	66	24	39	70	28	32
45～49歳→50～54歳	67	33	49	62	46	45
50～54歳→55～59歳	78	39	42	67	32	43
55～59歳→60～64歳	42	28	27	48	35	29
60～64歳→65～69歳	59	31	44	69	38	54
65～69歳→70～74歳	92	35	59	104	37	44
70～74歳→75～79歳	91	30	67	91	25	52
75～79歳→80～84歳	82	33	91	78	13	52
80～84歳→85～89歳	85	51	80	91	16	69
85歳以上→90歳以上	122	71	79	127	34	73

6-2. 仮定値の設定

上述により求めた移動率の初期値をもとに、仮定値を設定する。

まず転出率については、初期値をそのまま仮定値とした。すなわち、 $t \rightarrow t+5$ 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転出率仮定値 $ea(t)_{i,j,x}$ は、

$$ea(t)_{i,j,x} = ee(t)_{i,j,x}$$

となる。

一方配分率については、初期値 ($de(t)_{i,j,x}$) を基準として²¹、推計期間中における転入元となる他地域の人口分布の変化や推計対象地域の人口の全国人口に占めるシェアの変化を考慮する形で仮定値を設定した。具体的な設定手法は以下のとおりである。

まず、他地域の人口分布の変化を考慮した係数 ($C(t)_{i,j,x}$) として、下記を算出した。

$$C(t)_{i,j,x} = \frac{\sum_k (p(t)_{k,j,x-5} \times sd_{k,i})}{\sum_k (p(2010)_{k,j,x-5} \times sd_{k,i})}$$

²¹ 配分率初期値について全地域を合計した値は 1 となる必要があるが、基本初期値以外の各種の例外初期値を算出したことにより、初期値の全地域合計は 1 から乖離した状態となっている。したがって、初期値の全地域合計が 1 となるように一律補正した値を最終的な配分率初期値としている。

ここで、 $p(t)_{k,j,x-5}$ は、 t 年における地域 k の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳人口が t 年、全国の性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳人口に占めるシェア（ $t=2015$ 年の場合は国勢調査人口による実績値、 $t=2020, \dots, 2040$ 年の場合は推計値）、 $sd_{k,i}$ は、地域 i における直近期間の国内総転入数に占める地域 k からの転入数のシェア、である。なお、 $sd_{k,i}$ は、平成 27（2015）年国勢調査の「移動人口の男女・年齢等集計」より算出した。地域 i からみて転入数シェアの高い地域の男女年齢別人口シェアが上昇すれば $C(t)_{i,j,x}$ は上昇し、逆に転入数シェアの高い地域の男女年齢別人口シェアが低下すれば $C(t)_{i,j,x}$ は低下することになる。

続いて、推計対象地域の人口が全国人口に占めるシェアの変化を考慮した係数 $(G(t)_{i,j,x})$ として、下記を算出した。

$$G(t)_{i,j,x} = \frac{p(t)_{i,j,x-5}}{p(2010)_{i,j,x-5}}$$

$G(t)_{i,j,x}$ は、推計対象地域 i における 2010 年時点の男女年齢別人口の全国シェアに対する t 時点の男女年齢別人口の全国シェア（ $t=2015$ 年の場合は国勢調査人口による実績値、 $t=2020, \dots, 2040$ 年の場合は将来推計人口）の比を意味する。

$t \rightarrow t+5$ 年（ $t=2015, 2020, \dots, 2040$ ）の地域 i 、性 j 、年齢 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の配分率仮定値 $da(t)_{i,j,x}$ は、初期値 $de(t)_{i,j,x}$ と、 $C(t)_{i,j,x}$ 、 $G(t)_{i,j,x}$ を用いることにより、下記のとおり設定した²²。

$G(t)_{i,j,x} \geq 1$ の場合、

$$da(t)_{i,j,x} = de(t)_{i,j,x} \times C(t)_{i,j,x}$$

$G(t)_{i,j,x} < 1$ の場合、

$$da(t)_{i,j,x} = de(t)_{i,j,x} \times C(t)_{i,j,x} \times G(t)_{i,j,x}$$

7. 将来の子ども女性比

本推計では将来の 0～4 歳人口の算出に子ども女性比を用いる²³。子ども女性比とは、0～4 歳人口と 15～49 歳女性人口の比であり、出生率の代替指標として用いられる指標である。本推計で年齢別出生率ではなく子ども女性比を用いるのは、市区町村別の年齢別出生数は年による変動が大きいことや、市区町村の中には 5 歳階級別の女性人口が非常に少ない場合がみられるためである。

地域別の子ども女性比の仮定値設定は、「全国推計」における平成 57（2045）年までの全

²² 配分率仮定値を初期値から変化させることにより、仮定値の全地域合計は 1 から乖離するが、仮定値の全地域合計が 1 となるように一律補正した値を最終的な配分率仮定値とした。

²³ 福島県ならびに 12 政令市の区についても同様の考え方で仮定値を設定した。

国の子ども女性比の推移に合わせた設定を行う。昭和 55（1980）→平成 27（2015）年の「国勢調査」から 8 時点における全国の子ども女性比と各地域の子ども女性比との相対的較差（比）を分析した結果、昭和 55（1980）→平成 2（1990）年にかけて相対的較差は全体として拡大する傾向がみられた。その後、平成 12（2000 年）にかけて相対的較差は縮小したものの、平成 17（2005）年以降は再び相対的較差が拡大する傾向がみられる。しかし将来において相対的較差が拡大し続けるかどうかについては現時点では判断が困難であるため、本推計における仮定値の設定では平成 27（2015）年の全国の子ども女性比と各地域の子ども女性比との相対的較差をとり、その相対的較差が平成 32（2020）年以降平成 57（2045）年まで一定として地域ごとに仮定値を設定した。すなわち平成 27（2015）年における地域 j の子ども女性比を $CWR_j(2015)$ 、全国の子ども女性比を $CWR_f(2015)$ とすると、

$$CWR_j(2015) = CWR_f(2015) \times R_j(2015) \quad \text{ただし、} R_j(2015) = CWR_j(2015)/CWR_f(2015)$$

と表し、平成 32（2020）年以降の t 年においても、

$$CWR_j(t) = CWR_j(2015) \times R_j(2015)$$

とした。

ただし、平成 27（2015）年の子ども女性比が過去の趨勢から大きく乖離している 62 地域（表 8）については、平成 12（2000）年、平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年の相対的較差の平均値をとり、それが平成 32（2020）年以降平成 57（2045）年まで一定として地域ごとに仮定値を設定した^{24 25}。

²⁴ 平成 27（2015）年の子ども女性比が過去の趨勢から大きく乖離している市区町村は次のように求めた。すなわち、平成 27（2015）年と平成 22（2010）年の $R_j(t)$ の比が一定の基準を超え、なおかつ平成 27（2015）年の $R_j(t)$ と平成 12（2000）年から平成 27（2015）年までの $R_j(t)$ の平均値が一定の基準を超える場合、もしくは平成 27（2015）年と平成 22（2010）年の $R_j(t)$ の比が一定の基準を超え、なおかつ平成 12（2000）年から平成 27（2015）年までの $R_j(t)$ の平均値が一定の基準を超える場合のどちらか一方でも基準を超えた場合であるものとした。ここでいう一定の基準とは、いずれも市区町村の平均から 2 標準偏差以上の乖離をいう。

²⁵ 表 8 において*が付記されている 7 地域については、直近期間の CWR の変動が大きいため個別に仮定値を作成した。日の出町、舟橋村、阿久比町、朝日町、王寺町、木城町の 6 町村は平成 22（2010）年から平成 27（2015）年に顕著な CWR の上昇が認められるため、 $R_j(t)$ は平成 22（2010）年と平成 27（2015）年の CWR の平均値と平成 27（2015）年の全国 CWR との比とした。十島村は平成 22（2010）年の CWR が過去の推移から極端に乖離しているため、 $R_j(t)$ は平成 22（2010）年を除く平成 12（2000）年から平成 27（2015）年の CWR の平均値と平成 27（2015）年の全国 CWR との比とした。

表 8 平成 27(2015)年の子ども女性比が過去の趨勢から大きく乖離する地域

地域	総人口 (2015年)	地域	総人口 (2015年)	地域	総人口 (2015年)	地域	総人口 (2015年)
1227 歌志内市	3,585	6365 大蔵村	3,412	21604 白川村	1,609	32448 美郷町	4,900
1392 寿都町	3,137	13305 日の出町*	17,446	23441 阿久比町*	27,747	35502 阿武町	3,463
1403 泊村	1,771	13307 檜原村	2,209	23563 豊根村	1,135	39304 安田町	2,631
1404 神恵内村	1,004	13362 利島村	337	24343 朝日町*	10,560	39427 三原村	1,574
1409 赤井川村	1,121	13402 青ヶ島村	178	29385 皆瀬村	1,549	42383 小値賀町	2,560
1434 秩父別町	2,513	15385 阿賀町	11,680	29386 御杖村	1,759	43511 五木村	1,055
1471 中川町	1,767	16321 舟橋村*	2,982	29425 王寺町*	23,025	45404 木城町*	5,231
1472 幌加内町	1,525	19423 西桂町	4,342	29444 黒滝村	660	46303 三島村	407
1520 幌延町	2,447	19442 小菅村	726	29447 野迫川村	449	46304 十島村*	756
1560 滝上町	2,721	19443 丹波山村	563	29450 下北山村	895	47302 大宜味村	3,060
1562 西興部村	1,116	20304 川上村	4,607	29451 上北山村	512	47355 栗国村	759
1632 士幌町	6,132	20409 平谷村	484	30344 高野町	3,352	47356 渡名喜村	430
1667 鶴居村	2,534	20410 根羽村	970	30422 太地町	3,087	47358 北大東村	629
2343 西目屋村	1,415	20417 大鹿村	1,023	30427 北山村	446	47360 伊是名村	1,517
4302 セヶ宿町	1,461	20429 王滝村	839	31328 智頭町	7,154		
5303 小坂町	5,339	20430 大桑村	3,825	31403 江府町	3,004		

8. 将来の 0～4 歳性比

「7. 将来の子ども女性比」により将来の 0～4 歳人口が推計されるが、これを男女の別に振り分けるためには、将来の 0～4 歳性比の仮定値が必要となる。

これについては、「全国推計」により算出されている全国の平成 32 (2020) 年以降平成 57 (2045) 年までの 0～4 歳性比を各年次の仮定値とし、全地域の 0～4 歳推計人口に一律に適用した。

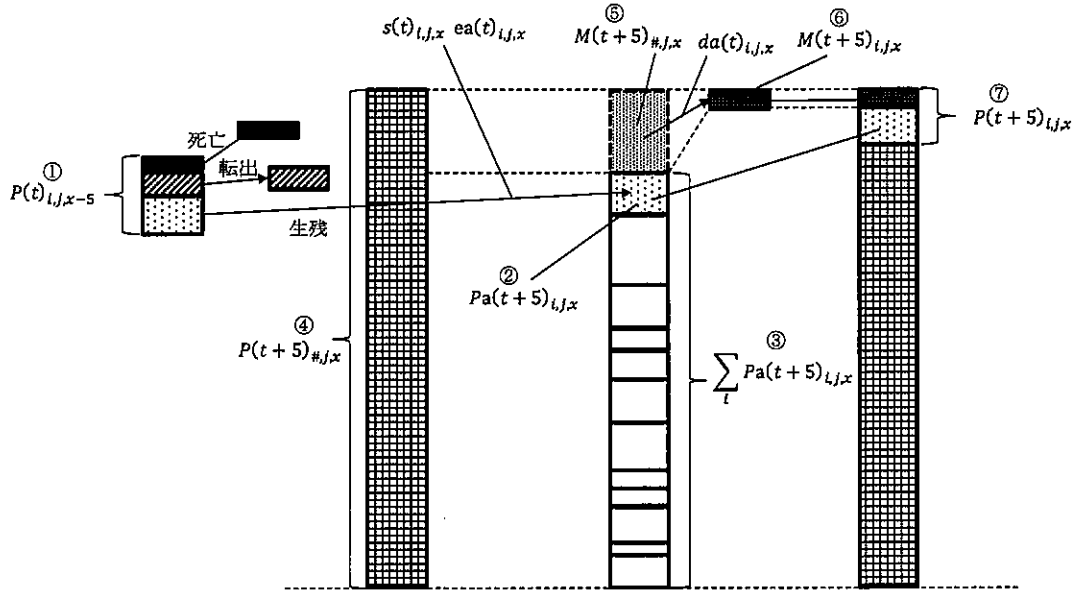
9. 推計計算

以上により設定した各仮定値（生残率、移動率（転出率、配分率）、子ども女性比、0～4 歳性比）により推計計算を行う。以下、期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下、65 歳以上、0～4 歳の 3 つに分け、推計計算手順を記述する。

9-1. 期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下

期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下人口の推計計算のイメージを図 3 に示す。

図3 期末年齢5～9歳以上60～64歳以下の推計計算



期首時点 t 年 ($t=2015, 2020, \dots, 2040$) の性 j 、 $x-5 \sim x-1$ 歳の人口を $P(t)_{i,j,x-5}$ (→①) とすると、期末時点において期首時点と同じ地域 i に居住する性 j 、 $x \sim x+4$ 歳人口 ($Pa(t+5)_{i,j,x}$: 生残数 (→②)) は、生残率 ($s(t)_{i,j,x}$) と転出率 ($ea(t)_{i,j,x}$) の仮定値を用いることによって、下記のように算出される。

$$Pa(t+5)_{i,j,x} = P(t)_{i,j,x-5} \times (s(t)_{i,j,x} - ea(t)_{i,j,x})$$

$Pa(t+5)_{i,j,x}$ を全地域について合計すると、各地域に生残する人口の和 ($\sum_i Pa(t+5)_{i,j,x}$ →③) が求められる。

ところで、期末時点 ($t+5$ 年) における全国の $x \sim x+4$ 歳人口は「全国推計」により所与である。以下、これを $P(t+5)_{#,j,x}$ (→④) とする。 $Pa(t+5)_{i,j,x}$ を全地域について合計した値は、5年間で地域外に転出した人が除外されているため、 $P(t+5)_{#,j,x}$ よりも少なくなる。この差 (④-③) を各地域に配分される転入数の合計と考える。すなわち転入数の合計を $M(t+5)_{#,j,x}$ (→⑤) とすると、

$$M(t+5)_{#,j,x} = P(t+5)_{#,j,x} - \sum_i Pa(t+5)_{i,j,x}$$

である。この $M(t+5)_{\#j,x}$ を配分率仮定値($da(t)_{i,j,x}$)によって各地域に配分する。地域 i における性 j 、 $t \rightarrow t+5$ 年、 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転入数($M(t+5)_{i,j,x} \rightarrow \textcircled{6}$)は、

$$M(t+5)_{i,j,x} = M(t+5)_{\#j,x} \times da(t)_{i,j,x}$$

となる。地域 i における $t+5$ 年、性 j 、 $x \sim x+4$ 歳人口($P(t+5)_{i,j,x} \rightarrow \textcircled{7}$)は、生残数と転入数を加えることによって求められる。すなわち、

$$P(t+5)_{i,j,x} = Pa(t+5)_{i,j,x} + M(t+5)_{i,j,x}$$

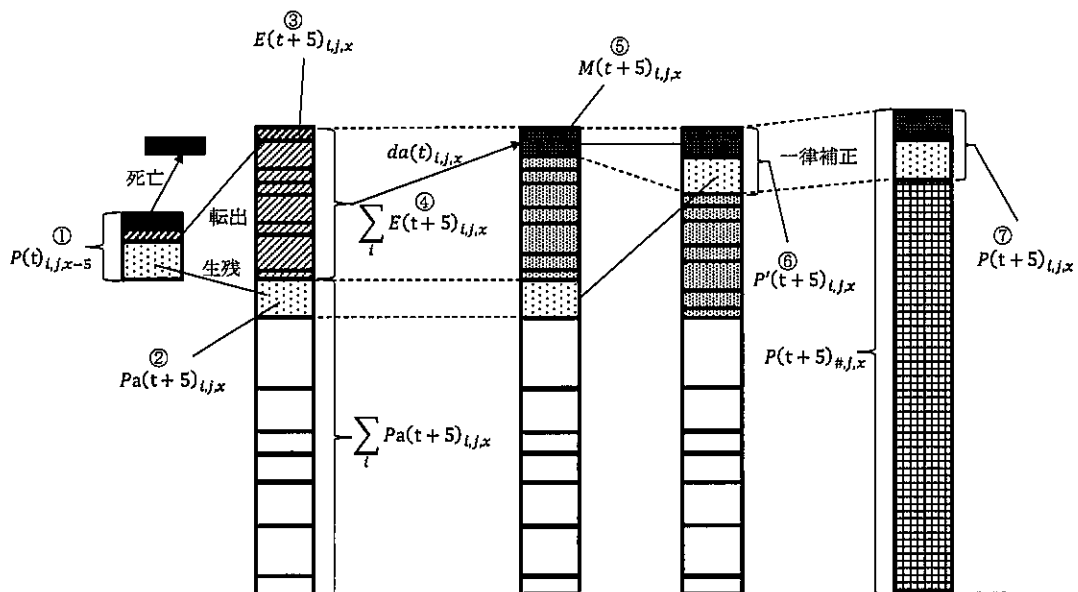
である。

9-2. 期末年齢 65～69 歳以上

期末年齢 65～69 歳以上人口の推計計算のイメージを図 4 に示す。

「現在推計人口」等によれば、65 歳以上において発生する国際人口移動はごくわずかであり、転出・転入とも国内人口移動が大多数を占めている。したがって、期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下とは異なり、各地域の転出数合計に配分率仮定値を適用することによって各地域の転入数を算出した。なお、期首時点 t 年($t=2015, 2020, \dots, 2040$)の性 j 、 $x-5 \sim x-1$ 歳の人口($P(t)_{i,j,x-5} \rightarrow \textcircled{1}$)から期末時点の各地域の生残数($Pa(t+5)_{i,j,x} \rightarrow \textcircled{2}$)を算出する方法は、期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下と同様である。

図 4 期末年齢 65～69 歳以上の推計計算



続いて、各地域からの転出数を算出する。性 j 、 $t \rightarrow t+5$ 年、 $x-5 \sim x-1$ 歳 $\rightarrow x \sim x+4$ 歳の転出数を $E(t+5)_{i,j,x}$ (→③) とすれば、

$$E(t+5)_{i,j,x} = P(t)_{i,j,x-5} \times ea(t)_{i,j,x}$$

である。この転出数を全地域について合計し、転出数合計 ($E(t+5)_{\#j,x}$ →④) を算出する。

$$E(t+5)_{\#j,x} = \sum_i E(t+5)_{i,j,x}$$

国際人口移動が無視できるとすれば、転出数合計は転入数合計と一致する。そこで、求められた転出数合計を転入数合計と考え、ここに配分率仮定値 ($da(t)_{i,j,x}$) を乗じることによって各地域の転入数 ($M(t+5)_{i,j,x}$ →⑤) を算出する。すなわち、

$$M(t+5)_{i,j,x} = E(t+5)_{\#j,x} \times da(t)_{i,j,x}$$

である。期末時点の地域別、性 j 、 $x \sim x+4$ 歳推計人口は、生残数と転入数を加えることによって求められるが、期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下と異なり「全国推計」を制約条件として用いていないため、地域別推計人口の合計は「全国推計」の人口から少々乖離する。したがって、「全国推計」の人口と合致させるように一律補正した人口を最終的な推計人口とした。

すなわち、補正前の地域 i における $t+5$ 年、性 j 、 $x \sim x+4$ 歳人口 ($P'(t+5)_{i,j,x}$ →⑥) は、

$$P'(t+5)_{i,j,x} = Pa(t+5)_{i,j,x} + M(t+5)_{i,j,x}$$

であり、「全国推計」における全国の $t+5$ 年、性 j 、 $x \sim x+4$ 歳人口を $P(t+5)_{\#j,x}$ とすると、一律補正後の最終的な推計人口 ($P(t+5)_{i,j,x}$ →⑦) は、

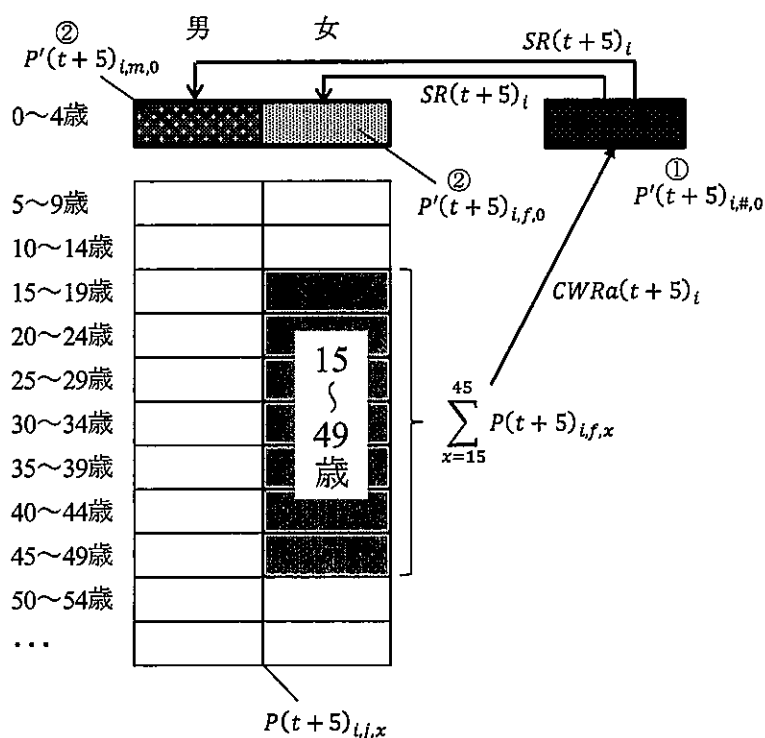
$$P(t+5)_{i,j,x} = P'(t+5)_{i,j,x} \times \frac{P(t+5)_{\#j,x}}{\sum_i P'(t+5)_{i,j,x}}$$

として求められる。

9-3. 期末年齢 0～4 歳

期末年齢 0～4 歳人口の推計計算のイメージを図 5 に示す。

図 5 期末年齢 0～4 歳の推計計算



※「全国推計」に合致させるための一律補正は期末年齢65歳以上と同様。

上述により推計された期末年齢 5～9 歳以上 60～64 歳以下人口のなかの 15～49 歳女性人口、および子ども女性比仮定値、0～4 歳性比仮定値を用いることによって、期末時点の男女別 0～4 歳人口を推計する。

推計計算にあたっては、まず男女合計の 0～4 歳人口を求める。男女合計の 0～4 歳人口は、期末時点の 15～49 歳の女性人口と子ども女性比仮定値により算出される。地域 i 、 $t+5$ 年の子ども女性比仮定値を $CWRa(t+5)_i$ とすると、地域 i の $t+5$ 年、男女合計の補正前 0～4 歳人口 ($P'(t+5)_{i,\#,0} \rightarrow \textcircled{1}$) は、

$$P'(t+5)_{i,\#,0} = \sum_{x=15}^{45} P(t+5)_{i,f,x} \times CWRa(t+5)_i$$

として求められる。ここで、 f は女性を表す。

補正前の男女別 0～4 歳人口 ($P'(t+5)_{i,m,0}$, $P'(t+5)_{i,f,0}$ →②) は、男女合計の 0～4 歳人口と 0～4 歳性比仮定値によって求められる。すなわち、地域 i 、 $t+5$ 年の 0～4 歳性比仮定値を $SR(t+5)_i$ とすると、

$$P'(t+5)_{i,m,0} = P'(t+5)_{i,\# ,0} \times \frac{SR(t+5)_i}{100 + SR(t+5)_i}$$

$$P'(t+5)_{i,f,0} = P'(t+5)_{i,\# ,0} \times \frac{100}{100 + SR(t+5)_i}$$

である。ここで、 m は男性を表す。なお、「全国推計」の結果に合致させるために一律補正した値を最終的な男女別 0～4 歳とした。一律補正の方法は、期末年齢 65～69 歳以上と同様である。

10. 封鎖人口を仮定した参考推計

今回の推計においても、参考として、封鎖人口を仮定する場合の推計を実施した。ここでの封鎖人口とは、移動率（転出率および配分率）の仮定値を一律に 0 とした場合を指す。この参考推計は、人口移動の影響が生じない将来の人口、すなわち人口変動要因のうち人口移動を除いた出生と死亡という 2 つの要因によってのみ人口が変化するという仮定に基づくものである²⁶。

11. 本報告書における推計結果の表章

本報告書では、紙幅の制約があるため、推計結果については主要な数値の掲載にとどめ、詳細は社人研の本推計の Web ページ²⁷に収めた。また、仮定値に相当する「将来の生残率、純移動率、子ども女性比、0～4 歳性比」についても、社人研の本推計の Web ページに収めた²⁸。

12. 参考資料

本報告書では、将来の男女別・都道府県別平均寿命と将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）を参考資料として作成した。これら資料は「前回推計」の報告書にも掲載されて

²⁶ 今回の推計では「前回推計」と同様、0～4 歳の将来人口推計に、出生→0～4 歳の移動・死亡状況も含んだ指標である子ども女性比を用いていることに加え、参考推計についても国際人口移動が含まれる「全国推計」に合致するようにしているため、通常定義である人口移動がまったく生じない場合の封鎖人口とは異なる。

²⁷ <http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp>

²⁸ 社人研 HP に公表している「将来の生残率、純移動率、子ども女性比、0～4 歳性比」は、本推計の最終的な推計結果と整合的な生残率、純移動率、子ども女性比、0～4 歳性比の値であり、推計計算に利用した値（以下、仮定値とする）とは異なる場合がある。また今回の推計では、人口移動に関する仮定値として転出率と配分率を用いているが、「前回推計」における将来の値との比較を可能とするように純移動率として表している。詳細は上記 Web ページを参照されたい。

おり、これまで幅広く利用されてきたことから本報告書の作成に際しても参考のため作成したものである。詳細は、29 ページの「参考資料 1 将来の都道府県別平均寿命」と 32 ページの「参考資料 2 将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）」に整理した。

参考資料 1 将来の都道府県別平均寿命

平均寿命とは、ある人口集団に観測される死亡の年齢パターンにしたがって一生を過ごすとは想定したとき、出生した人口に期待される平均生存年数をいう。本推計において仮定された将来の生残率 $[S(t \rightarrow t+5, s, x \sim x+4 \rightarrow x+5 \sim x+9)]$ 、すなわち t 年の男女 s 、年齢 $x \sim x+4$ 歳の人口が 5 年後の $t+5$ 年に $x+5 \sim x+9$ 歳として生き残っている率の年齢パターンに対応する平均寿命は次のように算出することができる。

まず、 $[5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4)]$ は、 $t \rightarrow t+5$ 年の 5 年間に生まれた男女 s の人口が $t+5$ 年の 0~4 歳までに生きる期待平均年数を測るものと見ることができる。この数を t 年の男女 s 、0~4 歳に生存する人口と読み替え、将来の生残率にしたがって次の 5 年間を過ごすとは仮定すると、 $[5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4) \times S(t \rightarrow t+5, s, 0 \sim 4 \rightarrow 5 \sim 9)]$ は $t+5$ 年に 5~9 歳になるまで生きる期待平均年数を測るものと見ることができる。このような操作を繰り返し、各年齢区間に生きる期待平均年数を合計することで、将来の生残率 $[S(t \rightarrow t+5, s, x \sim x+4 \rightarrow x+5 \sim x+9)]$ にしたがって一生を過ごすとは仮定したとき、 $t \rightarrow t+5$ 年に生まれた男女 s の人口に期待される $t \rightarrow t+5$ 年の間の平均生存年数、すなわち平均寿命が算出できる。

$t \rightarrow t+5$ 年の間の男女 s の平均寿命 $[e_0(t \rightarrow t+5, s)]$ の具体的な計算方法は下式の通りである。

$$\begin{aligned} e_0(t \rightarrow t+5, s) = & 5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4) \\ & + 5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4) \times S(t \rightarrow t+5, s, 0 \sim 4 \rightarrow 5 \sim 9) + \\ & \dots \\ & + 5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4) \times S(t \rightarrow t+5, s, 0 \sim 4 \rightarrow 5 \sim 9) \times \dots \times S(t \rightarrow t+5, s, 80 \sim 84 \rightarrow 85 \sim 89) \\ & + 5 \times S(t \rightarrow t+5, s, \text{出生} \rightarrow 0 \sim 4) \times S(t \rightarrow t+5, s, 0 \sim 4 \rightarrow 5 \sim 9) \times \dots \times S(t \rightarrow t+5, s, 80 \sim 84 \rightarrow 85 \sim 89) \\ & \times S(t \rightarrow t+5, s, 85+ \rightarrow 90+) / (1 - S(t \rightarrow t+5, s, 85+ \rightarrow 90+)) \end{aligned}$$

参考のため、将来の男女・年齢別生残率に対応する都道府県別平均寿命を参考表 1-1、参考表 1-2 に示す。

参考表 1-1 将来の平均寿命：男

地	域	平成22→27年 (2010→2015)	平成27→32年 (2015→2020)	平成32→37年 (2020→2025)	平成37→42年 (2025→2030)	平成42→47年 (2030→2035)	平成42→47年 (2035→2040)	平成47→52年 (2040→2045)
全	国	80.18	81.09	81.66	82.19	82.66	83.10	83.50
北	海 道	79.72	80.67	81.27	81.83	82.35	82.82	83.26
青	森 県	77.96	78.94	79.63	80.29	80.91	81.52	82.11
岩	手 県	79.19	80.15	80.78	81.37	81.92	82.44	82.92
宮	城 県	80.31	81.22	81.79	82.30	82.77	83.20	83.59
秋	田 県	78.86	79.81	80.46	81.06	81.63	82.17	82.68
山	形 県	80.24	81.14	81.70	82.21	82.68	83.11	83.50
福	島 県	79.47	80.41	81.03	81.59	82.12	82.61	83.07
茨	城 県	79.68	80.61	81.21	81.76	82.27	82.75	83.19
栃	木 県	79.57	80.50	81.10	81.66	82.17	82.66	83.11
群	馬 県	80.00	80.92	81.51	82.04	82.53	82.98	83.40
埼	玉 県	80.21	81.12	81.68	82.20	82.67	83.11	83.51
千	葉 県	80.41	81.32	81.88	82.39	82.85	83.26	83.65
東	京 都	80.43	81.34	81.90	82.41	82.87	83.28	83.66
神	奈 川 県	80.77	81.68	82.22	82.70	83.13	83.53	83.88
新	潟 県	80.07	80.99	81.57	82.10	82.58	83.03	83.44
富	山 県	80.16	81.07	81.64	82.16	82.64	83.08	83.48
石	川 県	80.37	81.28	81.84	82.35	82.81	83.23	83.62
福	井 県	80.87	81.76	82.28	82.76	83.18	83.57	83.91
山	梨 県	80.18	81.11	81.69	82.21	82.69	83.13	83.53
長	野 県	81.31	82.20	82.72	83.17	83.57	83.91	84.22
岐	阜 県	80.46	81.36	81.91	82.41	82.86	83.28	83.65
静	岡 県	80.44	81.35	81.91	82.41	82.87	83.29	83.67
愛	知 県	80.39	81.29	81.84	82.34	82.80	83.21	83.60
三	重 県	80.26	81.16	81.72	82.23	82.70	83.13	83.53
滋	賀 県	81.17	82.04	82.55	83.00	83.40	83.76	84.07
京	都 府	80.80	81.70	82.24	82.72	83.15	83.54	83.89
大	阪 府	79.60	80.53	81.13	81.68	82.20	82.68	83.13
兵	庫 県	80.24	81.15	81.72	82.23	82.70	83.14	83.53
奈	良 県	80.74	81.63	82.16	82.64	83.08	83.47	83.82
和	歌 山 県	79.50	80.43	81.03	81.58	82.10	82.59	83.05
鳥	取 県	79.58	80.53	81.15	81.71	82.24	82.72	83.18
島	根 県	80.14	81.08	81.66	82.19	82.67	83.11	83.51
岡	山 県	80.39	81.30	81.86	82.37	82.83	83.25	83.64
広	島 県	80.49	81.41	81.97	82.47	82.93	83.34	83.72
山	口 県	79.76	80.68	81.27	81.82	82.32	82.79	83.23
徳	島 県	79.87	80.79	81.38	81.91	82.41	82.87	83.30
香	川 県	80.29	81.21	81.79	82.31	82.78	83.21	83.60
愛	媛 県	79.64	80.59	81.20	81.76	82.28	82.76	83.21
高	知 県	79.58	80.53	81.14	81.71	82.23	82.72	83.17
福	岡 県	79.97	80.89	81.48	82.01	82.50	82.96	83.38
佐	賀 県	79.95	80.87	81.45	81.98	82.47	82.92	83.35
長	崎 県	79.62	80.56	81.16	81.72	82.24	82.72	83.17
熊	本 県	80.75	81.65	82.20	82.68	83.12	83.51	83.87
大	分 県	80.57	81.48	82.03	82.53	82.98	83.39	83.76
宮	崎 県	80.02	80.95	81.54	82.07	82.57	83.02	83.43
鹿	児 島 県	79.61	80.56	81.17	81.73	82.25	82.73	83.18
沖	縄 県	79.83	80.82	81.44	82.01	82.52	83.00	83.43

※平成22(2010)→27(2015)年は実績値。

参考表 1-2 将来の平均寿命：女

地 域	平成22→27年 (2010→2015)	平成27→32年 (2015→2020)	平成32→37年 (2020→2025)	平成37→42年 (2025→2030)	平成42→47年 (2030→2035)	平成42→47年 (2035→2040)	平成47→52年 (2040→2045)
全 国	86.68	87.38	87.98	88.51	89.01	89.46	89.87
北海道	86.54	87.27	87.88	88.44	88.95	89.42	89.85
青森県	85.64	86.38	87.02	87.62	88.18	88.70	89.20
岩手県	86.14	86.88	87.50	88.07	88.60	89.09	89.55
宮城県	86.77	87.46	88.04	88.56	89.04	89.48	89.89
秋田県	86.15	86.88	87.49	88.05	88.58	89.06	89.52
山形県	86.62	87.32	87.91	88.44	88.93	89.39	89.80
福島県	86.23	86.94	87.55	88.11	88.63	89.11	89.56
茨城県	86.08	86.80	87.42	87.99	88.52	89.01	89.47
栃木県	85.95	86.68	87.30	87.87	88.41	88.91	89.39
群馬県	86.37	87.08	87.69	88.24	88.75	89.22	89.66
埼玉県	86.27	86.99	87.59	88.15	88.67	89.15	89.60
千葉県	86.55	87.26	87.85	88.39	88.89	89.35	89.78
東京都	86.82	87.52	88.11	88.64	89.12	89.56	89.96
神奈川県	86.93	87.63	88.22	88.74	89.22	89.65	90.05
新潟県	87.14	87.82	88.39	88.89	89.35	89.77	90.14
富山県	87.09	87.78	88.36	88.88	89.35	89.77	90.15
石川県	87.01	87.71	88.29	88.81	89.29	89.71	90.10
福井県	87.24	87.92	88.48	88.98	89.43	89.84	90.21
山梨県	86.93	87.63	88.21	88.74	89.21	89.64	90.03
長野県	87.43	88.10	88.65	89.14	89.58	89.97	90.32
岐阜県	86.54	87.24	87.84	88.38	88.88	89.34	89.77
静岡県	86.66	87.36	87.95	88.49	88.98	89.43	89.84
愛知県	86.54	87.24	87.83	88.37	88.86	89.32	89.75
三重県	86.61	87.30	87.88	88.41	88.90	89.35	89.77
滋賀県	87.13	87.81	88.37	88.88	89.34	89.75	90.13
京都府	87.00	87.69	88.27	88.79	89.25	89.68	90.07
大阪府	86.32	87.04	87.65	88.21	88.73	89.20	89.65
兵庫県	86.60	87.30	87.89	88.43	88.93	89.38	89.80
奈良県	86.92	87.62	88.20	88.72	89.19	89.62	90.02
和歌山県	86.08	86.81	87.43	88.00	88.53	89.02	89.49
鳥取県	86.67	87.39	88.00	88.56	89.06	89.51	89.92
島根県	87.36	88.04	88.61	89.11	89.56	89.96	90.31
岡山県	87.30	87.98	88.54	89.03	89.48	89.88	90.25
広島県	87.14	87.83	88.41	88.93	89.39	89.81	90.18
山口県	86.48	87.20	87.81	88.36	88.87	89.34	89.77
徳島県	86.43	87.15	87.76	88.32	88.83	89.30	89.73
香川県	86.77	87.48	88.06	88.60	89.08	89.53	89.93
愛媛県	86.68	87.39	87.98	88.53	89.02	89.47	89.89
高知県	86.74	87.46	88.06	88.60	89.09	89.54	89.95
福岡県	86.81	87.51	88.11	88.64	89.13	89.57	89.97
佐賀県	86.85	87.55	88.14	88.68	89.16	89.60	90.00
長崎県	86.63	87.34	87.95	88.49	88.99	89.44	89.86
熊本県	87.23	87.93	88.50	89.02	89.48	89.89	90.25
大分県	87.11	87.80	88.37	88.89	89.35	89.77	90.14
宮崎県	86.86	87.57	88.16	88.69	89.17	89.61	90.01
鹿児島県	86.53	87.25	87.86	88.42	88.93	89.39	89.82
沖縄県	87.23	87.96	88.56	89.10	89.57	89.99	90.35

※平成22(2010)→27(2015)年は実績値。

参考資料 2 将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）

本推計では、将来の都道府県別の年齢別出生率および合計（特殊）出生率（TFR）を仮定していない。しかし、出生の水準を表す指標としての合計（特殊）出生率（TFR）は直感的に理解しやすく、広く利用されていることから、参考として、推計結果をもとに将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）を示すこととした（参考表 2）。

将来の都道府県別合計（特殊）出生率（TFR）¹は下記のように推定した。同式のうち、将来の全国の CWR と TFR は「全国推計」から得た値である。

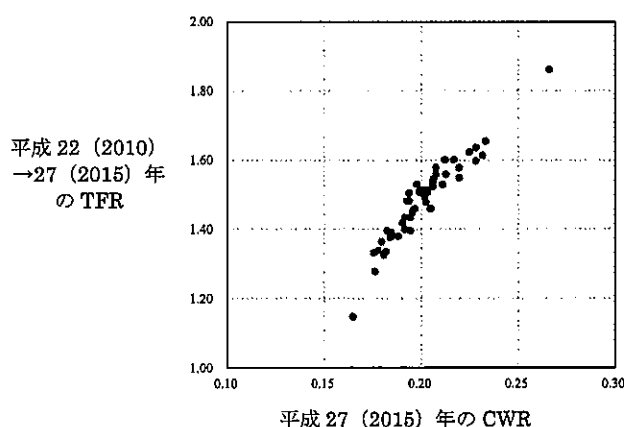
$$TFR_j(t-5 \rightarrow t) = \frac{TFR_j(t-5 \rightarrow t)}{CWR_j(t)} \times CWR_j(t) \quad \dots (1)$$

$$\text{ただし、} TFR_j(t-5 \rightarrow t) = \frac{5}{2} \times \sum_{x=15-19}^{45-49} \{ASFR(x, t-5) + ASFR(x, t)\}, CWR(t) = \frac{P(0-4, t)}{Pf(15-49, t)}$$

P ：人口、 $ASFR$ ：「全国推計」の年齢別出生率、 x ：年齢、 t ：年、 f ：女性、 J ：全国、 j ：都道府県

上記の推定方法は、過去の都道府県別の TFR と CWR の関係に基づいている。例えば、平成 27（2015）年の CWR と平成 22（2010）→27（2015）年の TFR の都道府県別の散布図（参考図 1）から分かるように、両者には強い正の相関関係がみられる（相関係数 0.95）。平成 27（2015）年の都道府県別 CWR を用いて(1)式により平成 22（2010）→27（2015）年の各都道府県の TFR を推定し、実績値との誤差率²を算出したところ、47 都道府県のうちの最大値は 4.0%、中央値は-1.0%、最小値は-6.8%であった。

参考図 1 都道府県別にみた平成 27(2015)年の CWR と平成 22(2010)→27(2015)年の TFR



¹ ここでの TFR とは、例えば平成 22（2010）→27（2015）年のように 5 年間の平均的な TFR のことであり、期首年と期末年の年齢別出生率の平均値を足し上げた値とした。

² ここでの誤差率は、(推定値－実績値) ÷ 実績値 × 100 として算出した値。

参考表2 推計結果から推定された将来の合計（特殊）出生率（TFR）

地 域	平成27→32年 (2015→2020)	平成32→37年 (2020→2025)	平成37→42年 (2025→2030)	平成42→47年 (2030→2035)	平成47→52年 (2035→2040)	平成52→57年 (2040→2045)
全 国	1.44	1.42	1.42	1.43	1.43	1.44
北海道	1.32	1.30	1.30	1.31	1.31	1.31
青森県	1.35	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36
岩手県	1.46	1.45	1.45	1.45	1.46	1.46
宮城県	1.41	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42
秋田県	1.34	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35
山形県	1.52	1.50	1.51	1.51	1.52	1.52
福島県	1.49	1.47	1.47	1.48	1.48	1.49
茨城県	1.45	1.44	1.45	1.46	1.47	1.48
栃木県	1.49	1.48	1.48	1.49	1.50	1.50
群馬県	1.45	1.44	1.45	1.46	1.47	1.47
埼玉県	1.39	1.37	1.38	1.39	1.39	1.40
千葉県	1.37	1.36	1.36	1.37	1.37	1.38
東京都	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.23
神奈川県	1.38	1.37	1.37	1.38	1.38	1.39
新潟県	1.48	1.46	1.46	1.47	1.47	1.47
富山県	1.44	1.43	1.43	1.44	1.45	1.45
石川県	1.51	1.49	1.49	1.50	1.51	1.51
福井県	1.59	1.57	1.57	1.58	1.59	1.59
山梨県	1.43	1.42	1.43	1.44	1.45	1.46
長野県	1.56	1.54	1.54	1.55	1.55	1.56
岐阜県	1.51	1.50	1.50	1.51	1.52	1.52
静岡県	1.55	1.54	1.54	1.55	1.56	1.57
愛知県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.54	1.55
三重県	1.51	1.49	1.50	1.51	1.51	1.52
滋賀県	1.63	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63
京都府	1.32	1.30	1.29	1.30	1.30	1.30
大阪府	1.33	1.32	1.32	1.32	1.33	1.33
兵庫県	1.43	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42
奈良県	1.36	1.35	1.36	1.37	1.38	1.39
和歌山県	1.46	1.44	1.44	1.45	1.46	1.46
鳥取県	1.65	1.63	1.63	1.64	1.64	1.65
島根県	1.71	1.69	1.69	1.70	1.70	1.71
岡山県	1.52	1.51	1.51	1.52	1.52	1.53
広島県	1.58	1.57	1.57	1.58	1.58	1.59
山口県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.55	1.55
徳島県	1.44	1.43	1.43	1.44	1.45	1.45
香川県	1.55	1.53	1.54	1.55	1.55	1.56
愛媛県	1.52	1.50	1.50	1.51	1.51	1.52
高知県	1.46	1.44	1.44	1.45	1.45	1.46
福岡県	1.53	1.51	1.51	1.52	1.52	1.52
佐賀県	1.69	1.67	1.67	1.68	1.68	1.68
長崎県	1.65	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64
熊本県	1.71	1.69	1.69	1.70	1.70	1.71
大分県	1.60	1.58	1.58	1.59	1.59	1.60
宮崎県	1.75	1.73	1.73	1.73	1.74	1.74
鹿児島県	1.74	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72
沖縄県	2.00	1.98	1.98	1.99	2.00	2.00

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
1101	札幌市 中央区	0-0	1370	今金町	C-2	1487	天塩町	C-0
1102	札幌市 北区	0-0	1371	せたな町	0-0	1511	猿払村	A
1103	札幌市 東区	0-0	1391	島牧村	A	1512	浜頓別町	0-0
1104	札幌市 白石区	0-0	1392	寿都町	0-0	1513	中頓別町	A
1105	札幌市 豊平区	0-0	1393	黒松内町	0-1	1514	枝幸町	0-0
1106	札幌市 南区	0-0	1394	蘭越町	0-0	1516	豊富町	0-0
1107	札幌市 西区	0-0	1395	ニセコ町	0-1	1517	礼文町	A
1108	札幌市 厚別区	0-0	1396	真狩村	A	1518	利尻町	A
1109	札幌市 手稲区	0-0	1397	留寿都村	A	1519	利尻富士町	A
1110	札幌市 清田区	0-0	1398	喜茂別町	A	1520	幌延町	A
1202	函館市	0-0	1399	京極町	C-2	1543	美幌町	0-0
1203	小樽市	0-0	1400	倶知安町	0-0	1544	津別町	0-0
1204	旭川市	0-0	1401	共和町	C-0	1545	斜里町	0-0
1205	室蘭市	0-0	1402	岩内町	0-0	1546	清里町	0-1
1206	釧路市	0-0	1403	泊村	A	1547	小清水町	0-0
1207	帯広市	0-0	1404	神恵内村	A	1549	訓子府町	0-0
1208	北見市	0-0	1405	積丹町	A	1550	釧路町	0-0
1209	夕張市	0-0	1406	古平町	0-0	1552	佐呂間町	0-0
1210	岩見沢市	0-0	1407	仁木町	0-0	1555	遠軽町	0-0
1211	網走市	0-0	1408	余市町	0-0	1559	湧別町	0-0
1212	留萌市	0-0	1409	赤井川村	A	1560	滝上町	A
1213	苫小牧市	0-0	1423	南幌町	0-0	1561	興部町	0-0
1214	稚内市	0-0	1424	奈井江町	0-0	1562	西興部村	A
1215	美唄市	0-0	1425	上砂川町	0-0	1563	雄武町	0-0
1216	芦別市	0-0	1427	由仁町	0-0	1564	大空町	0-0
1217	江別市	0-0	1428	長沼町	0-0	1571	豊浦町	0-0
1218	赤平市	0-0	1429	栗山町	0-0	1575	壮瞥町	0-0
1219	紋別市	0-0	1430	月形町	D-2	1578	白老町	0-0
1220	士別市	0-0	1431	浦臼町	A	1581	厚真町	C-2
1221	名寄市	0-0	1432	新十津川町	0-0	1584	洞爺湖町	0-0
1222	三笠市	0-0	1433	妹背牛町	0-0	1585	安平町	0-0
1223	根室市	0-0	1434	秩父別町	A	1586	むかわ町	0-0
1224	千歳市	0-0	1436	雨竜町	A	1601	日高町	0-0
1225	滝川市	0-0	1437	北竜町	A	1602	平取町	C-0
1226	砂川市	0-0	1438	沼田町	0-0	1604	新冠町	0-0
1227	歌志内市	0-0	1452	鷹栖町	E-0	1607	浦河町	0-0
1228	深川市	0-0	1453	東神楽町	C-0	1608	様似町	0-1
1229	富良野市	0-0	1454	当麻町	0-0	1609	えりも町	0-0
1230	登別市	0-0	1455	比布町	0-0	1610	新ひだか町	0-0
1231	恵庭市	0-0	1456	愛別町	A	1631	音更町	0-0
1233	伊達市	0-0	1457	上川町	0-1	1632	士幌町	0-0
1234	北広島市	E-0	1458	東川町	0-0	1633	上士幌町	0-1
1235	石狩市	0-0	1459	美瑛町	0-0	1634	鹿追町	0-0
1236	北斗市	0-0	1460	上富良野町	0-0	1635	新得町	0-0
1303	当別町	0-0	1461	中富良野町	0-0	1636	清水町	0-0
1304	新篠津村	0-0	1462	南富良野町	A	1637	芽室町	0-0
1331	松前町	0-0	1463	占冠村	A	1638	中札内村	0-1
1332	福島町	0-0	1464	和寒町	E-0	1639	更別村	C-0
1333	知内町	0-0	1465	剣淵町	0-1	1641	大樹町	0-0
1334	木古内町	0-0	1468	下川町	0-0	1642	広尾町	C-0
1337	七飯町	0-0	1469	美深町	0-0	1643	幕別町	0-1
1343	鹿部町	E-0	1470	音威子府村	S	1644	池田町	0-0
1345	森町	0-0	1471	中川町	A	1645	豊頃町	0-0
1346	八雲町	0-0	1472	幌加内町	A	1646	本別町	0-0
1347	長万部町	0-0	1481	増毛町	0-0	1647	足寄町	0-0
1361	江差町	0-0	1482	小平町	0-0	1648	陸別町	A
1362	上ノ国町	D-0	1483	苫前町	0-0	1649	浦幌町	0-0
1363	厚沢部町	0-0	1484	羽幌町	0-0	1661	釧路町	0-0
1364	乙部町	0-0	1485	初山別村	A	1662	厚岸町	0-0
1367	奥尻町	A	1486	遠別町	A	1663	浜中町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
1664	標茶町	0-0	3215	奥州市	0-0	5201	秋田市	0-0
1665	弟子屈町	0-0	3216	滝沢市	0-0	5202	能代市	0-0
1667	鶴居村	A	3301	磐石町	0-0	5203	横手市	0-0
1668	白糠町	0-0	3302	葛巻町	0-0	5204	大館市	0-0
1691	別海町	0-0	3303	岩手町	0-0	5206	男鹿市	0-0
1692	中標津町	0-0	3321	柴波町	0-0	5207	湯沢市	0-0
1693	標津町	0-0	3322	矢巾町	0-1	5209	鹿角市	0-0
1694	羅臼町	0-1	3366	西和賀町	0-0	5210	由利本荘市	0-0
2201	青森市	0-0	3381	金ヶ崎町	0-0	5211	潟上市	0-0
2202	弘前市	0-0	3402	平泉町	0-0	5212	大仙市	0-0
2203	八戸市	0-0	3441	住田町	0-0	5213	北秋田市	0-0
2204	黒石市	0-0	3461	大槌町	B	5214	にかほ市	0-0
2205	五所川原市	0-0	3482	山田町	B	5215	仙北市	0-0
2206	十和田市	0-0	3483	岩泉町	0-0	5303	小坂町	0-0
2207	三沢市	0-0	3484	田野畑村	0-0	5327	上小阿仁村	A
2208	むつ市	0-0	3485	普代村	A	5346	藤里町	0-0
2209	つがる市	0-0	3501	軽米町	0-0	5348	三種町	0-0
2210	平川市	0-0	3503	野田村	0-1	5349	八峰町	0-0
2301	平内町	0-0	3506	九戸村	0-0	5361	五城目町	0-0
2303	今別町	A	3507	洋野町	0-0	5363	八郎潟町	0-0
2304	蓬田村	A	3524	一戸町	0-0	5366	井川町	0-0
2307	外ヶ浜町	0-0	4101	仙台市 青葉区	E-0	5368	大潟村	0-0
2321	鱒ヶ沢町	0-0	4102	仙台市 宮城野区	0-0	5434	美郷町	0-0
2323	深浦町	0-0	4103	仙台市 若林区	0-1	5463	羽後町	0-0
2343	西目屋村	A	4104	仙台市 太白区	C-0	5464	東成瀬村	A
2361	藤崎町	0-0	4105	仙台市 泉区	0-1	6201	山形市	0-0
2362	大鰐町	0-0	4202	石巻市	0-1	6202	米沢市	0-0
2367	田舎館村	0-0	4203	塩竈市	0-0	6203	鶴岡市	0-0
2381	板柳町	0-0	4205	気仙沼市	B	6204	酒田市	0-0
2384	鶴田町	0-0	4206	白石市	0-0	6205	新庄市	0-0
2387	中泊町	0-0	4207	名取市	0-0	6206	寒河江市	0-0
2401	野辺地町	0-0	4208	角田市	0-0	6207	上山市	0-0
2402	七戸町	0-0	4209	多賀城市	0-0	6208	村山市	0-0
2405	六戸町	C-0	4211	岩沼市	0-0	6209	長井市	0-0
2406	横浜町	0-0	4212	登米市	C-0	6210	天童市	0-0
2408	東北町	0-0	4213	栗原市	0-0	6211	東根市	0-0
2411	六ヶ所村	0-0	4214	東松島市	B	6212	尾花沢市	0-0
2412	おいらせ町	0-0	4215	大崎市	0-0	6213	南陽市	0-0
2423	大間町	C-0	4216	富谷市	0-1	6301	山辺町	0-0
2424	東通村	0-0	4301	蔵王町	0-0	6302	中山町	0-0
2425	風間浦村	A	4302	七ヶ宿町	A	6321	河北町	0-0
2426	佐井村	A	4321	大河原町	0-0	6322	西川町	0-0
2441	三戸町	0-0	4322	村田町	0-0	6323	朝日町	0-0
2442	五戸町	0-0	4323	柴田町	0-0	6324	大江町	0-0
2443	田子町	0-0	4324	川崎町	0-0	6341	大石田町	0-0
2445	南部町	0-0	4341	丸森町	0-0	6361	金山町	0-1
2446	階上町	0-0	4361	亘理町	0-1	6362	最上町	0-0
2450	新郷村	A	4362	山元町	B	6363	舟形町	0-0
3201	盛岡市	0-0	4401	松島町	0-0	6364	真室川町	0-0
3202	宮古市	0-0	4404	七ヶ浜町	B	6365	大蔵村	0-0
3203	大船渡市	0-0	4406	利府町	0-1	6366	鮭川村	0-0
3205	花巻市	0-0	4421	大和町	E-1	6367	戸沢村	0-0
3206	北上市	0-0	4422	大郷町	0-0	6381	高畠町	0-0
3207	久慈市	0-0	4424	大衡村	E-2	6382	川西町	0-0
3208	遠野市	0-0	4444	色麻町	0-0	6401	小国町	0-0
3209	一関市	0-0	4445	加美町	0-0	6402	白鷹町	0-0
3210	陸前高田市	B	4501	涌谷町	0-0	6403	飯豊町	0-0
3211	釜石市	0-1	4505	美里町	E-0	6426	三川町	E-2
3213	二戸市	0-0	4581	女川町	B	6428	庄内町	0-0
3214	八幡平市	0-0	4606	南三陸町	B	6461	遊佐町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
7000	福島県	E-0	9342	益子町	0-0	11218	深谷市	0-0
8201	水戸市	0-0	9343	茂木町	0-0	11219	上尾市	0-0
8202	日立市	0-0	9344	市貝町	0-0	11221	草加市	0-0
8203	土浦市	0-0	9345	芳賀町	0-0	11222	越谷市	0-0
8204	古河市	0-0	9361	壬生町	0-0	11223	蕨市	0-0
8205	石岡市	0-0	9364	野木町	0-0	11224	戸田市	C-0
8207	結城市	0-0	9384	塩谷町	0-0	11225	入間市	0-0
8208	龍ヶ崎市	0-0	9386	高根沢町	0-0	11227	朝霞市	0-0
8210	下妻市	0-0	9407	那須町	C-0	11228	志木市	0-0
8211	常総市	E-0	9411	那珂川町	0-0	11229	和光市	0-0
8212	常陸太田市	0-0	10201	前橋市	0-0	11230	新座市	0-0
8214	高萩市	0-0	10202	高崎市	0-0	11231	桶川市	0-0
8215	北茨城市	0-0	10203	桐生市	0-0	11232	久喜市	0-0
8216	笠間市	0-0	10204	伊勢崎市	0-0	11233	北本市	0-0
8217	取手市	0-0	10205	太田市	0-0	11234	八潮市	D-2
8219	牛久市	0-0	10206	沼田市	0-0	11235	富士見市	0-0
8220	つくば市	0-0	10207	館林市	0-0	11237	三郷市	0-0
8221	ひたちなか市	0-0	10208	浅川市	0-0	11238	蓮田市	0-0
8222	鹿嶋市	0-0	10209	藤岡市	0-0	11239	坂戸市	0-0
8223	潮来市	0-0	10210	富岡市	0-0	11240	幸手市	0-0
8224	守谷市	0-0	10211	安中市	0-0	11241	鶴ヶ島市	0-0
8225	常陸大宮市	0-0	10212	みどり市	0-0	11242	日高市	D-2
8226	那珂市	0-0	10344	榛東村	0-0	11243	吉川市	0-0
8227	筑西市	0-0	10345	吉岡町	0-0	11245	ふじみ野市	0-0
8228	坂東市	0-0	10366	上野村	E-0	11246	白岡市	0-0
8229	稲敷市	E-0	10367	神流町	C-0	11301	伊奈町	0-0
8230	かすみがうら市	0-0	10382	下仁田町	0-0	11324	三芳町	D-2
8231	桜川市	0-0	10383	南牧村	A	11326	毛呂山町	0-0
8232	神栖市	0-0	10384	甘楽町	0-0	11327	越生町	0-0
8233	行方市	0-0	10421	中之条町	0-0	11341	滑川町	0-0
8234	鉾田市	0-0	10424	長野原町	0-0	11342	嵐山町	0-0
8235	つくばみらい市	D-0	10425	嬬恋村	0-0	11343	小川町	0-0
8236	小美玉市	0-0	10426	草津町	0-0	11346	川島町	0-0
8302	茨城町	0-0	10428	高山村	D-0	11347	吉見町	0-0
8309	大洗町	0-0	10429	東吾妻町	0-0	11348	鳩山町	0-0
8310	城里町	0-0	10443	片品村	0-0	11349	ときがわ町	0-0
8341	東海村	0-0	10444	川場村	0-0	11361	横瀬町	0-0
8364	大子町	0-0	10448	昭和村	0-0	11362	皆野町	0-0
8442	美浦村	0-0	10449	みなかみ町	0-0	11363	長瀬町	0-0
8443	阿見町	0-0	10464	玉村町	0-0	11365	小鹿野町	0-0
8447	河内町	0-0	10521	板倉町	0-0	11369	東秩父村	A
8521	八千代町	0-0	10522	明和町	0-0	11381	美里町	0-0
8542	五霞町	0-0	10523	千代田町	0-0	11383	神川町	0-0
8546	境町	0-0	10524	大泉町	C-2	11385	上里町	0-0
8564	利根町	0-0	10525	邑楽町	0-0	11408	寄居町	0-0
9201	宇都宮市	0-0	11100	さいたま市	0-0	11442	宮代町	C-2
9202	足利市	0-0	11201	川越市	0-0	11464	杉戸町	0-0
9203	栃木市	0-0	11202	熊谷市	0-0	11465	松伏町	0-0
9204	佐野市	0-0	11203	川口市	0-0	12101	千葉市 中央区	0-0
9205	鹿沼市	0-0	11206	行田市	0-0	12102	千葉市 花見川区	0-0
9206	日光市	0-0	11207	秩父市	0-0	12103	千葉市 稲毛区	0-0
9208	小山市	0-0	11208	所沢市	0-0	12104	千葉市 若葉区	0-0
9209	真岡市	0-0	11209	飯能市	0-0	12105	千葉市 緑区	0-0
9210	大田原市	0-0	11210	加須市	0-0	12106	千葉市 美浜区	0-0
9211	矢板市	0-0	11211	本庄市	E-0	12202	銚子市	0-0
9213	那須塩原市	0-0	11212	東松山市	0-0	12203	市川市	0-1
9214	さくら市	0-0	11214	春日部市	0-0	12204	船橋市	0-0
9215	那須烏山市	0-0	11215	狭山市	0-0	12205	館山市	0-0
9216	下野市	0-0	11216	羽生市	0-0	12206	木更津市	0-0
9301	上三川町	0-0	11217	鴻巣市	0-0	12207	松戸市	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
12208	野田市	0-0	13114	中野区	D-0	14112	横浜市 旭区	0-0
12210	茂原市	0-0	13115	杉並区	0-0	14113	横浜市 緑区	0-0
12211	成田市	0-0	13116	豊島区	D-0	14114	横浜市 瀬谷区	0-0
12212	佐倉市	0-0	13117	北区	0-0	14115	横浜市 栄区	0-0
12213	東金市	0-0	13118	荒川区	0-0	14116	横浜市 泉区	0-0
12215	旭市	0-0	13119	板橋区	0-0	14117	横浜市 青葉区	0-0
12216	習志野市	0-1	13120	練馬区	0-0	14118	横浜市 都筑区	0-1
12217	柏市	0-0	13121	足立区	D-0	14131	川崎市 川崎区	0-1
12218	勝浦市	0-0	13122	葛飾区	0-0	14132	川崎市 幸区	0-0
12219	市原市	0-0	13123	江戸川区	0-0	14133	川崎市 中原区	0-0
12220	流山市	0-1	13201	八王子市	0-0	14134	川崎市 高津区	0-0
12221	八千代市	0-0	13202	立川市	E-0	14135	川崎市 多摩区	0-0
12222	我孫子市	0-0	13203	武蔵野市	E-0	14136	川崎市 宮前区	0-0
12223	鴨川市	0-0	13204	三鷹市	0-0	14137	川崎市 麻生区	0-0
12224	鎌ヶ谷市	0-0	13205	青梅市	0-0	14150	相模原市	0-0
12225	君津市	0-0	13206	府中市	0-0	14201	横須賀市	0-0
12226	富津市	0-0	13207	昭島市	0-0	14203	平塚市	0-0
12227	浦安市	E-0	13208	調布市	0-1	14204	鎌倉市	0-0
12228	四街道市	0-0	13209	町田市	0-0	14205	藤沢市	0-0
12229	袖ヶ浦市	0-0	13210	小金井市	0-0	14206	小田原市	0-0
12230	八街市	0-0	13211	小平市	0-0	14207	茅ヶ崎市	0-0
12231	印西市	0-0	13212	日野市	0-0	14208	逗子市	0-0
12232	白井市	0-0	13213	東村山市	C-2	14210	三浦市	0-0
12233	富里市	0-0	13214	国分寺市	0-0	14211	秦野市	0-0
12234	南房総市	0-0	13215	国立市	E-0	14212	厚木市	0-0
12235	匝瑳市	0-0	13218	福生市	0-0	14213	大和市	0-0
12236	香取市	0-0	13219	狛江市	0-0	14214	伊勢原市	0-0
12237	山武市	0-0	13220	東大和市	0-0	14215	海老名市	0-0
12238	いすみ市	0-0	13221	清瀬市	0-0	14216	座間市	0-0
12239	大網白里市	0-0	13222	東久留米市	0-0	14217	南足柄市	0-0
12322	酒々井町	0-0	13223	武蔵村山市	0-0	14218	綾瀬市	0-0
12329	栄町	0-0	13224	多摩市	0-0	14301	葉山町	C-0
12342	神崎町	0-0	13225	稲城市	0-0	14321	寒川町	0-0
12347	多古町	0-0	13227	羽村市	0-0	14341	大磯町	C-0
12349	東庄町	0-0	13228	あきる野市	0-0	14342	二宮町	0-0
12403	九十九里町	0-0	13229	西東京市	0-0	14361	中井町	0-0
12409	芝山町	0-0	13303	瑞穂町	0-0	14362	大井町	E-0
12410	横芝光町	0-0	13305	日の出町	0-1	14363	松田町	0-0
12421	一宮町	C-0	13307	檜原村	A	14364	山北町	0-1
12422	睦沢町	C-0	13308	奥多摩町	0-1	14366	開成町	0-0
12423	長生村	0-0	13361	大島町	0-0	14382	箱根町	E-0
12424	白子町	0-0	13362	利島村	A	14383	真鶴町	E-0
12426	長柄町	0-0	13363	新島村	A	14384	湯河原町	0-0
12427	長南町	0-0	13364	神津島村	A	14401	愛川町	0-0
12441	大多喜町	0-0	13381	三宅村	0-0	14402	清川村	E-1
12443	御宿町	0-0	13382	御蔵島村	A	15100	新潟市	0-0
12463	鋸南町	0-0	13401	八丈町	0-0	15202	長岡市	0-0
13101	千代田区	D-0	13402	青ヶ島村	A	15204	三条市	0-0
13102	中央区	0-0	13421	小笠原村	E-0	15205	柏崎市	0-0
13103	港区	D-0	14101	横浜市 鶴見区	0-0	15206	新発田市	0-0
13104	新宿区	0-0	14102	横浜市 神奈川区	0-0	15208	小千谷市	0-0
13105	文京区	0-0	14103	横浜市 西区	0-0	15209	加茂市	0-0
13106	台東区	D-0	14104	横浜市 中区	0-0	15210	十日町市	0-0
13107	墨田区	0-0	14105	横浜市 南区	0-0	15211	見附市	0-0
13108	江東区	0-0	14106	横浜市 保土ヶ谷区	0-0	15212	村上市	0-0
13109	品川区	0-0	14107	横浜市 磯子区	0-0	15213	燕市	0-0
13110	目黒区	0-0	14108	横浜市 金沢区	0-0	15216	糸魚川市	0-0
13111	大田区	0-0	14109	横浜市 港北区	0-0	15217	妙高市	0-0
13112	世田谷区	0-0	14110	横浜市 戸塚区	0-0	15218	五泉市	0-0
13113	渋谷区	C-0	14111	横浜市 港南区	0-0	15222	上越市	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
15223	阿賀野市	0-0	18404	南越前町	0-0	20324	立科町	0-0
15224	佐渡市	0-0	18423	越前町	0-0	20349	青木村	0-0
15225	魚沼市	0-0	18442	美浜町	0-0	20350	長和町	0-0
15226	南魚沼市	0-0	18481	高浜町	0-0	20361	下諏訪町	0-0
15227	胎内市	0-0	18483	おおい町	E-0	20362	富士見町	0-0
15307	聖籠町	0-0	18501	若狹町	0-0	20363	原村	0-0
15342	弥彦村	C-2	19201	甲府市	0-0	20382	辰野町	0-0
15361	田上町	0-0	19202	富士吉田市	0-0	20383	箕輪町	0-0
15385	阿賀町	0-0	19204	都留市	0-0	20384	飯島町	0-0
15405	出雲崎町	0-0	19205	山梨市	0-0	20385	南箕輪村	0-0
15461	湯沢町	0-0	19206	大月市	0-0	20386	中川村	0-0
15482	津南町	0-0	19207	韭崎町	0-0	20388	宮田村	0-1
15504	刈羽村	0-0	19208	南アルプス市	0-0	20402	松川町	0-0
15581	関川村	0-0	19209	北杜市	0-0	20403	高森町	0-0
15586	粟島浦村	S	19210	甲斐市	0-0	20404	阿南町	0-0
16201	富山市	0-0	19211	笛吹市	0-0	20407	阿智村	0-0
16202	高岡市	0-0	19212	上野原市	0-0	20409	平谷村	A
16204	魚津市	0-0	19213	甲州市	0-0	20410	根羽村	A
16205	氷見市	0-0	19214	中央市	0-0	20411	下條村	0-0
16206	滑川市	0-0	19346	市川三郷町	0-0	20412	売木村	A
16207	黒部市	0-0	19364	早川町	A	20413	天龍村	A
16208	砺波市	0-0	19365	身延町	0-0	20414	泰阜村	A
16209	小矢部市	0-0	19366	南部町	0-0	20415	喬木村	0-0
16210	南砺市	0-0	19368	富士川町	0-0	20416	豊丘村	0-0
16211	射水市	0-0	19384	昭和町	E-0	20417	大鹿村	A
16321	舟橋村	0-0	19422	道志村	A	20422	上松町	0-0
16322	上市町	0-0	19423	西桂町	0-0	20423	南木曽町	0-0
16323	立山町	0-0	19424	忍野村	0-1	20425	木祖村	A
16342	入善町	0-0	19425	山中湖村	0-0	20429	王滝村	A
16343	朝日町	0-0	19429	鳴沢村	A	20430	大桑村	0-0
17201	金沢市	0-0	19430	富士河口湖町	0-0	20432	木曽町	0-0
17202	七尾市	0-0	19442	小菅村	A	20446	麻績村	A
17203	小松市	0-0	19443	丹波山村	A	20448	生坂村	A
17204	輪島市	0-0	20201	長野市	0-0	20450	山形村	0-0
17205	珠洲市	0-0	20202	松本市	0-0	20451	朝日村	0-0
17206	加賀市	0-0	20203	上田市	0-0	20452	筑北村	0-0
17207	羽咋市	0-0	20204	岡谷市	0-0	20481	池田町	0-0
17209	かほく市	0-0	20205	飯田市	0-0	20482	松川村	0-0
17210	白山市	0-0	20206	諏訪市	0-0	20485	白馬村	E-0
17211	能美市	0-0	20207	須坂市	0-0	20486	小谷村	A
17212	野々市市	0-0	20208	小諸市	0-0	20521	坂城町	0-0
17324	川北町	0-1	20209	伊那市	0-0	20541	小布施町	0-0
17361	津幡町	0-0	20210	駒ヶ根市	0-0	20543	高山村	E-0
17365	内灘町	0-0	20211	中野市	0-0	20561	山ノ内町	0-0
17384	志賀町	0-0	20212	大町市	0-0	20562	木島平村	0-0
17386	宝達志水町	0-0	20213	飯山市	0-0	20563	野沢温泉村	0-0
17407	中能登町	0-0	20214	茅野市	0-0	20583	信濃町	0-0
17461	穴水町	0-0	20215	塩尻市	0-0	20588	小川村	A
17463	能登町	0-0	20217	佐久市	0-0	20590	飯綱町	0-0
18201	福井市	0-0	20218	千曲市	0-0	20602	栄村	A
18202	敦賀市	0-0	20219	東御市	0-0	21201	岐阜市	0-0
18204	小浜市	0-0	20220	安曇野市	0-0	21202	大垣市	0-0
18205	大野市	0-0	20303	小海町	0-0	21203	高山市	0-0
18206	勝山市	0-0	20304	川上村	C-0	21204	多治見市	0-0
18207	鯖江市	0-0	20305	南牧村	0-0	21205	関市	0-0
18208	あわら市	0-0	20306	南相木村	A	21206	中津川市	0-0
18209	越前市	0-0	20307	北相木村	A	21207	美濃市	C-2
18210	坂井市	0-0	20309	佐久穂町	0-0	21208	瑞浪市	0-0
18322	永平寺町	0-0	20321	軽井沢町	0-0	21209	羽島市	0-0
18382	池田町	A	20323	御代田町	0-0	21210	恵那市	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
21211	美濃加茂市	0-0	22325	函南町	0-0	23302	東郷町	0-0
21212	土岐市	0-0	22341	清水町	0-0	23342	豊山町	0-0
21213	各務原市	0-0	22342	長泉町	0-0	23361	大口町	0-0
21214	可児市	0-0	22344	小山町	0-0	23362	扶桑町	0-0
21215	山県市	C-0	22424	吉田町	0-0	23424	大治町	0-0
21216	瑞穂市	0-0	22429	川根本町	0-0	23425	蟹江町	0-0
21217	飛騨市	0-0	22461	森町	0-0	23427	飛島村	D-2
21218	本巣市	0-0	23101	名古屋市 千種区	0-0	23441	阿久比町	E-1
21219	郡上市	0-0	23102	名古屋市 東区	0-0	23442	東浦町	0-0
21220	下呂市	0-0	23103	名古屋市 北区	0-0	23445	南知多町	0-0
21221	海津市	0-0	23104	名古屋市 西区	0-0	23446	美浜町	0-0
21302	岐南町	0-0	23105	名古屋市 中村区	0-0	23447	武豊町	0-0
21303	笠松町	0-0	23106	名古屋市 中区	0-0	23501	幸田町	0-0
21341	養老町	0-0	23107	名古屋市 昭和区	0-1	23561	設楽町	0-0
21361	垂井町	0-0	23108	名古屋市 瑞穂区	0-0	23562	東栄町	C-0
21362	関ヶ原町	0-0	23109	名古屋市 熱田区	0-0	23563	豊根村	C-0
21381	神戸町	0-0	23110	名古屋市 中川区	0-0	24201	津市	0-0
21382	輪之内町	0-0	23111	名古屋市 港区	0-0	24202	四日市市	0-0
21383	安八町	0-0	23112	名古屋市 南区	0-0	24203	伊勢市	0-0
21401	揖斐川町	0-0	23113	名古屋市 守山区	0-0	24204	松阪市	0-0
21403	大野町	0-0	23114	名古屋市 緑区	0-0	24205	桑名市	0-0
21404	池田町	0-0	23115	名古屋市 名東区	0-0	24207	鈴鹿市	0-0
21421	北方町	C-0	23116	名古屋市 天白区	0-0	24208	名張市	0-0
21501	坂祝町	0-0	23201	豊橋市	0-0	24209	尾鷲市	0-0
21502	富加町	C-2	23202	岡崎市	0-0	24210	亀山市	0-0
21503	川辺町	0-0	23203	一宮市	0-0	24211	鳥羽市	0-0
21504	七宗町	C-0	23204	瀬戸市	0-0	24212	熊野市	0-0
21505	八百津町	0-0	23205	半田市	0-0	24214	いなべ市	0-0
21506	白川町	0-0	23206	春日井市	0-0	24215	志摩市	0-0
21507	東白川村	A	23207	豊川市	0-0	24216	伊賀市	0-0
21521	御嵩町	0-0	23208	津島市	0-0	24303	木曽岬町	C-0
21604	白川村	A	23209	碧南市	0-0	24324	東員町	0-0
22100	静岡市	0-0	23210	刈谷市	0-0	24341	菰野町	0-0
22130	浜松市	0-0	23211	豊田市	E-0	24343	朝日町	D-0
22203	沼津市	0-0	23212	安城市	0-0	24344	川越町	0-0
22205	熱海市	0-0	23213	西尾市	0-0	24441	多気町	0-0
22206	三島市	0-0	23214	蒲郡市	0-0	24442	明和町	0-0
22207	富士宮市	0-0	23215	犬山市	0-0	24443	大台町	0-0
22208	伊東市	0-0	23216	常滑市	0-0	24461	玉城町	0-0
22209	島田市	0-0	23217	江南市	0-0	24470	度会町	0-0
22210	富士市	0-0	23219	小牧市	0-0	24471	大紀町	0-0
22211	磐田市	0-0	23220	稲沢市	0-0	24472	南伊勢町	0-0
22212	焼津市	0-0	23221	新城市	0-0	24543	紀北町	E-2
22213	掛川市	0-0	23222	東海市	0-0	24561	御浜町	0-0
22214	藤枝市	0-0	23223	大府市	0-0	24562	紀宝町	0-0
22215	御殿場市	0-0	23224	知多市	0-0	25201	大津市	0-0
22216	袋井市	0-0	23225	知立市	0-0	25202	彦根市	0-0
22219	下田市	0-0	23226	尾張旭市	0-0	25203	長浜市	D-0
22220	裾野市	D-0	23227	高浜市	0-0	25204	近江八幡市	0-0
22221	湖西市	0-0	23228	岩倉市	0-0	25206	草津市	0-0
22222	伊豆市	0-0	23229	豊明市	0-0	25207	守山市	0-0
22223	御前崎市	0-0	23230	日進市	0-0	25208	栗東市	0-0
22224	菊川市	0-0	23231	田原市	0-0	25209	甲賀市	0-0
22225	伊豆の国市	0-0	23232	愛西市	0-0	25210	野洲市	0-0
22226	牧之原市	0-0	23233	清須市	0-0	25211	湖南市	0-0
22301	東伊豆町	0-0	23234	北名古屋市	0-0	25212	高島市	0-0
22302	河津町	C-2	23235	弥富市	0-0	25213	東近江市	0-0
22304	南伊豆町	E-0	23236	みよし市	0-0	25214	米原市	0-0
22305	松崎町	E-0	23237	あま市	0-0	25383	日野町	0-0
22306	西伊豆町	0-0	23238	長久手市	0-0	25384	竜王町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
25425	愛荘町	0-1	27125	大阪市 住之江区	E-0	28206	芦屋市	0-1
25441	豊郷町	0-0	27126	大阪市 平野区	0-0	28207	伊丹市	0-0
25442	甲良町	0-0	27127	大阪市 北区	0-0	28208	相生市	0-0
25443	多賀町	0-0	27128	大阪市 中央区	0-0	28209	豊岡市	0-0
26101	京都市 北区	0-0	27140	堺市	0-0	28210	加古川市	0-0
26102	京都市 上京区	0-0	27202	岸和田市	0-0	28212	赤穂市	0-0
26103	京都市 左京区	0-0	27203	豊中市	0-0	28213	西脇市	0-0
26104	京都市 中京区	0-0	27204	池田市	0-0	28214	宝塚市	0-0
26105	京都市 東山区	0-0	27205	吹田市	C-2	28215	三木市	0-0
26106	京都市 下京区	0-0	27206	泉大津市	0-0	28216	高砂市	0-0
26107	京都市 南区	0-1	27207	高槻市	0-0	28217	川西市	0-0
26108	京都市 右京区	0-0	27208	貝塚市	0-0	28218	小野市	0-0
26109	京都市 伏見区	0-0	27209	守口市	0-0	28219	三田市	0-0
26110	京都市 山科区	0-0	27210	枚方市	0-0	28220	加西市	E-0
26111	京都市 西京区	0-0	27211	茨木市	0-0	28221	篠山市	0-0
26201	福知山市	0-0	27212	八尾市	0-0	28222	養父市	0-0
26202	舞鶴市	0-0	27213	泉佐野市	0-0	28223	丹波市	0-0
26203	綾部市	0-0	27214	富田林市	0-0	28224	南あわじ市	0-0
26204	宇治市	0-0	27215	寝屋川市	0-0	28225	朝来市	0-0
26205	宮津市	0-0	27216	河内長野市	0-0	28226	淡路市	0-0
26206	亀岡市	0-0	27217	松原市	0-0	28227	宍粟市	0-0
26207	城陽市	0-0	27218	大東市	0-0	28228	加東市	0-0
26208	向日市	0-1	27219	和泉市	0-0	28229	たつの市	0-0
26209	長岡京市	0-0	27220	箕面市	0-0	28301	猪名川町	0-0
26210	八幡市	0-0	27221	柏原市	0-0	28365	多可町	0-0
26211	京田辺市	0-0	27222	羽曳野市	0-0	28381	稲美町	0-0
26212	京丹後市	0-0	27223	門真市	0-0	28382	播磨町	0-0
26213	南丹市	0-0	27224	摂津市	E-0	28442	市川町	0-0
26214	木津川市	0-0	27225	高石市	0-0	28443	福崎町	D-0
26303	大山崎町	0-1	27226	藤井寺市	0-0	28446	神河町	0-0
26322	久御山町	0-0	27227	東大阪市	0-0	28464	太子町	0-0
26343	井手町	0-0	27228	泉南市	0-0	28481	上郡町	0-0
26344	宇治田原町	0-0	27229	四條畷市	0-0	28501	佐用町	0-0
26364	笠置町	A	27230	交野市	0-0	28585	香美町	0-0
26365	和束町	0-0	27231	大阪狭山市	0-0	28586	新温泉町	0-0
26366	精華町	0-0	27232	阪南市	0-0	29201	奈良市	0-0
26367	南山城村	A	27301	島本町	E-1	29202	大和高田市	0-0
26407	京丹波町	0-0	27321	豊能町	0-0	29203	大和郡山市	0-0
26463	伊根町	A	27322	能勢町	0-0	29204	天理市	0-0
26465	与謝野町	0-0	27341	忠岡町	C-2	29205	橿原市	0-0
27102	大阪市 都島区	0-0	27361	熊取町	0-0	29206	桜井市	0-0
27103	大阪市 福島区	0-0	27362	田尻町	0-0	29207	五條市	0-0
27104	大阪市 此花区	0-0	27366	岬町	0-0	29208	御所市	E-0
27106	大阪市 西区	0-1	27381	太子町	0-0	29209	生駒市	0-0
27107	大阪市 港区	D-0	27382	河南町	0-0	29210	香芝市	0-0
27108	大阪市 大正区	E-0	27383	千早赤阪村	0-0	29211	葛城市	0-0
27109	大阪市 天王寺区	0-0	28101	神戸市 東灘区	0-0	29212	宇陀市	0-0
27111	大阪市 浪速区	0-0	28102	神戸市 灘区	0-0	29322	山添村	0-0
27113	大阪市 西淀川区	0-0	28105	神戸市 兵庫区	0-0	29342	平群町	0-0
27114	大阪市 東淀川区	0-0	28106	神戸市 長田区	0-0	29343	三郷町	0-0
27115	大阪市 東成区	0-0	28107	神戸市 須磨区	0-0	29344	斑鳩町	0-0
27116	大阪市 生野区	0-0	28108	神戸市 垂水区	0-0	29345	安堵町	0-0
27117	大阪市 旭区	0-0	28109	神戸市 北区	0-0	29361	川西町	C-2
27118	大阪市 城東区	0-0	28110	神戸市 中央区	0-0	29362	三宅町	0-0
27119	大阪市 阿倍野区	0-0	28111	神戸市 西区	0-0	29363	田原本町	0-0
27120	大阪市 住吉区	0-0	28201	姫路市	0-0	29385	曾爾村	A
27121	大阪市 東住吉区	0-0	28202	尼崎市	0-0	29386	御杖村	A
27122	大阪市 西成区	0-0	28203	明石市	0-0	29401	高取町	0-0
27123	大阪市 淀川区	0-0	28204	西宮市	0-0	29402	明日香村	0-1
27124	大阪市 鶴見区	0-0	28205	洲本市	0-0	29424	上牧町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
29425	王寺町	E-2	31401	日南町	0-0	34205	尾道市	0-0
29426	広陵町	0-0	31402	日野町	0-0	34207	福山市	0-0
29427	河合町	0-0	31403	江府町	0-0	34208	府中市	0-0
29441	吉野町	0-0	32201	松江市	0-0	34209	三次市	0-0
29442	大淀町	0-0	32202	浜田市	0-0	34210	庄原市	0-0
29443	下市町	C-0	32203	出雲市	0-0	34211	大竹市	0-0
29444	黒滝村	A	32204	益田市	0-0	34212	東広島市	0-0
29446	天川村	A	32205	大田市	0-0	34213	廿日市市	0-0
29447	野迫川村	A	32206	安来市	0-0	34214	安芸高田市	0-0
29449	十津川村	C-0	32207	江津市	0-0	34215	江田島市	0-0
29450	下北山村	A	32209	雲南市	0-0	34302	府中町	0-0
29451	上北山村	A	32343	奥出雲町	0-0	34304	海田町	E-2
29452	川上村	A	32386	飯南町	0-0	34307	熊野町	0-0
29453	東吉野村	A	32441	川本町	0-1	34309	坂町	C-0
30201	和歌山市	0-0	32448	美郷町	0-0	34368	安芸太田町	0-0
30202	海南市	0-0	32449	邑南町	0-0	34369	北広島町	0-0
30203	橋本市	0-0	32501	津和野町	0-0	34431	大崎上島町	S
30204	有田市	0-0	32505	吉賀町	0-0	34462	世羅町	0-0
30205	御坊市	0-0	32525	海士町	S	34545	神石高原町	0-0
30206	田辺市	0-0	32526	西ノ島町	C-0	35201	下関市	0-0
30207	新宮市	0-0	32527	知夫村	A	35202	宇部市	0-0
30208	紀の川市	0-0	32528	隠岐の島町	0-0	35203	山口市	0-0
30209	岩出市	0-0	33100	岡山市	0-0	35204	萩市	0-0
30304	紀美野町	0-0	33202	倉敷市	0-0	35206	防府市	0-0
30341	かつらぎ町	0-0	33203	津山市	0-0	35207	下松市	0-0
30343	九度山町	0-0	33204	玉野市	0-0	35208	岩国市	0-0
30344	高野町	0-0	33205	笠岡市	0-0	35210	光市	0-0
30361	湯浅町	0-0	33207	井原市	0-0	35211	長門市	0-0
30362	広川町	0-0	33208	総社市	0-0	35212	柳井市	0-0
30366	有田川町	0-0	33209	高梁市	0-0	35213	美祿市	0-0
30381	美浜町	0-0	33210	新見市	0-0	35215	周南市	0-0
30382	日高町	0-0	33211	備前市	0-0	35216	山陽小野田市	0-0
30383	由良町	0-0	33212	瀬戸内市	0-0	35305	周防大島町	0-0
30390	印南町	0-0	33213	赤磐市	0-0	35321	和木町	0-1
30391	みなべ町	0-0	33214	真庭市	0-0	35341	上関町	A
30392	日高川町	0-0	33215	美作市	0-0	35343	田布施町	0-0
30401	白浜町	0-0	33216	浅口市	0-0	35344	平生町	0-0
30404	上富田町	0-0	33346	和気町	0-0	35502	阿武町	0-0
30406	すさみ町	0-0	33423	早島町	0-0	36201	徳島市	0-0
30421	那智勝浦町	0-0	33445	里庄町	0-0	36202	鳴門市	0-0
30422	太地町	0-0	33461	矢掛町	0-0	36203	小松島市	0-0
30424	古座川町	A	33586	新庄村	A	36204	阿南市	0-0
30427	北山村	A	33606	鏡野町	0-0	36205	吉野川市	0-0
30428	串本町	0-0	33622	勝央町	0-0	36206	阿波市	0-0
31201	鳥取市	0-0	33623	奈義町	E-0	36207	美馬市	0-0
31202	米子市	0-0	33643	西粟倉村	A	36208	三好市	0-0
31203	倉吉市	0-0	33663	久米南町	0-0	36301	勝浦町	0-0
31204	境港市	0-0	33666	美咲町	0-0	36302	上勝町	A
31302	岩美町	0-0	33681	吉備中央町	0-0	36321	佐那河内村	A
31325	若桜町	E-0	34101	広島市 中区	0-0	36341	石井町	0-0
31328	智頭町	C-2	34102	広島市 東区	0-0	36342	神山町	0-0
31329	八頭町	0-0	34103	広島市 南区	E-2	36368	那賀町	0-0
31364	三朝町	0-0	34104	広島市 西区	0-0	36383	牟岐町	0-0
31370	湯梨浜町	0-0	34105	広島市 安佐南区	0-0	36387	美波町	0-0
31371	琴浦町	0-0	34106	広島市 安佐北区	0-0	36388	海陽町	0-0
31372	北栄町	0-0	34107	広島市 安芸区	0-0	36401	松茂町	0-1
31384	日吉津村	0-0	34108	広島市 佐伯区	0-0	36402	北島町	0-0
31386	大山町	0-0	34202	呉市	0-0	36403	藍住町	0-0
31389	南部町	0-0	34203	竹原市	0-0	36404	板野町	0-0
31390	伯耆町	0-0	34204	三原市	0-0	36405	上板町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

付表 移動率の初期値分類符号一覧表

コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号	コード	地域	分類符号
36468	つるぎ町	0-0	39364	大川村	S	40349	粕屋町	0-0
36489	東みよし町	0-0	39386	いの町	0-0	40381	芦屋町	0-0
37201	高松市	0-0	39387	仁淀川町	0-0	40382	水巻町	0-0
37202	丸亀市	0-0	39401	中土佐町	0-0	40383	岡垣町	0-0
37203	坂出市	0-0	39402	佐川町	0-0	40384	遠賀町	0-0
37204	普通寺市	0-0	39403	越知町	0-1	40401	小竹町	0-0
37205	観音寺市	0-0	39405	構原町	D-3	40402	鞍手町	0-0
37206	さぬき市	0-0	39410	日高村	0-0	40421	桂川町	0-0
37207	東かがわ市	0-0	39411	津野町	0-0	40447	筑前町	0-0
37208	三豊市	0-0	39412	四万十町	0-0	40448	東峰村	C-0
37322	土庄町	0-0	39424	大月町	0-0	40503	大刀洗町	0-0
37324	小豆島町	0-0	39427	三原村	A	40522	大木町	0-0
37341	三木町	0-0	39428	黒潮町	0-0	40544	広川町	0-0
37364	直島町	0-1	40101	北九州市 門司区	0-0	40601	香春町	0-0
37386	宇多津町	0-0	40103	北九州市 若松区	0-0	40602	添田町	0-0
37387	綾川町	0-0	40105	北九州市 戸畑区	0-1	40604	糸田町	0-0
37403	琴平町	0-0	40106	北九州市 小倉北区	0-0	40605	川崎町	0-0
37404	多度津町	0-0	40107	北九州市 小倉南区	0-0	40608	大任町	0-0
37406	まんのう町	0-0	40108	北九州市 八幡東区	0-0	40609	赤村	0-1
38201	松山市	0-0	40109	北九州市 八幡西区	0-0	40610	福智町	0-0
38202	今治市	0-0	40131	福岡市 東区	0-0	40621	荏田町	D-0
38203	宇和島市	0-0	40132	福岡市 博多区	0-0	40625	みやこ町	0-0
38204	八幡浜市	0-0	40133	福岡市 中央区	0-0	40642	吉富町	0-0
38205	新居浜市	0-0	40134	福岡市 南区	C-2	40646	上毛町	0-0
38206	西条市	0-0	40135	福岡市 西区	0-0	40647	築上町	0-0
38207	大洲市	0-0	40136	福岡市 城南区	0-0	41201	佐賀市	0-0
38210	伊予市	0-0	40137	福岡市 早良区	0-0	41202	唐津市	0-0
38213	四国中央市	0-0	40202	大牟田市	0-0	41203	鳥栖市	E-0
38214	西予市	0-0	40203	久留米市	0-0	41204	多久市	0-0
38215	東温市	0-0	40204	直方市	0-0	41205	伊万里市	0-0
38356	上島町	S	40205	飯塚市	0-0	41206	武雄市	0-0
38386	久万高原町	0-0	40206	田川市	0-0	41207	鹿島市	0-0
38401	松前町	0-0	40207	柳川市	0-0	41208	小城市	0-0
38402	砥部町	0-0	40210	八女市	0-0	41209	嬉野市	0-0
38422	内子町	0-0	40211	筑後市	0-0	41210	神埼市	0-0
38442	伊方町	0-0	40212	大川市	0-0	41327	吉野ヶ里町	0-0
38484	松野町	0-0	40213	行橋市	0-0	41341	基山町	D-2
38488	鬼北町	0-0	40214	豊前市	0-0	41345	上峰町	0-0
38506	愛南町	0-0	40215	中間市	0-0	41346	みやき町	0-0
39201	高知市	0-0	40216	小郡市	0-0	41387	玄海町	0-0
39202	室戸市	0-0	40217	筑紫野市	0-0	41401	有田町	0-0
39203	安芸市	E-0	40218	春日市	D-0	41423	大町町	0-0
39204	南国市	0-0	40219	大野城市	0-0	41424	江北町	0-0
39205	土佐市	0-0	40220	宗像市	0-0	41425	白石町	0-0
39206	須崎市	0-0	40221	太宰府市	0-0	41441	太良町	0-0
39208	宿毛市	0-0	40223	古賀市	0-0	42201	長崎市	0-0
39209	土佐清水市	E-2	40224	福津市	E-3	42202	佐世保市	0-0
39210	四万十市	0-0	40225	うきは市	0-0	42203	島原市	0-0
39211	香南市	0-0	40226	宮若市	C-0	42204	諫早市	0-0
39212	香美市	0-0	40227	嘉麻市	0-0	42205	大村市	0-0
39301	東洋町	A	40228	朝倉市	0-0	42207	平戸市	0-0
39302	奈半利町	0-0	40229	みやま市	0-0	42208	松浦市	0-0
39303	田野町	A	40230	糸島市	S	42209	対馬市	0-0
39304	安田町	A	40305	那珂川町	0-0	42210	壱岐市	0-0
39305	北川村	A	40341	宇美町	0-0	42211	五島市	0-0
39306	馬路村	E-0	40342	篠栗町	0-0	42212	西海市	0-0
39307	芸西村	0-0	40343	志免町	0-1	42213	雲仙市	0-0
39341	本山町	E-2	40344	須恵町	C-0	42214	南島原市	0-0
39344	大豊町	0-0	40345	新宮町	E-2	42307	長与町	0-0
39363	土佐町	0-1	40348	久山町	C-1	42308	時津町	0-0

※ 分類符号「S」の詳細は表5を参照のこと。

Ⅱ. 都道府県別にみた推計結果の概要

1. 都道府県別総人口の推移	47
2. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口および割合の推移.....	49
図表目次	55

Ⅱ. 都道府県別にみた推計結果の概要

1. 都道府県別総人口の推移

(1)人口総数

先に公表された「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)(以下、「全国推計」)によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成 22(2010)年から平成 27(2015)年の都道府県別の総人口の推移をみると、39 道府県で総人口が減少している。今回の推計によれば(表 1;表 2;表 3;表Ⅱ-1)、総人口が減少する都道府県は今後も増加を続け、平成 27(2015)年から平成 32(2020)年にかけては 42 道府県、平成 32(2020)年から平成 37(2025)年及び平成 37(2025)年から平成 42(2030)年にかけては東京都及び沖縄県を除く 45 道府県で総人口が減少する。平成 42(2030)年から平成 47(2035)年からは、すべての都道府県で総人口が減少するようになる。

総人口の増加率をみると(表Ⅱ-2;図Ⅱ-1)、すべての都道府県で時間の経過とともに低下する傾向にある。平成 32(2020)年から平成 37(2025)年にかけては総人口の増加率が-5%を下回るのは 6 県であったが、その数は次第に増し、平成 42(2030)年から平成 47(2035)年にかけては 16 道県、平成 52(2040)年から平成 57(2045)年にかけては 28 道県となる。平成 52(2040)年から平成 57(2045)年には、5 県で総人口の増加率が-7.5%を下回る。

地域ブロック別にみると(表Ⅱ-3、4)、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年にかけてすでに南関東以外の地域ブロックで総人口が減少しているが、平成 32(2020)年から平成 37(2025)年にかけて南関東も総人口が減少し、以後平成 57(2045)年まですべての地域ブロックで総人口が減少する。

表 1 都道府県別人口の推移

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	127,095	全国	119,125	全国	106,421
1	東京都	13,515	東京都	13,883	東京都	13,607
2	神奈川県	9,126	神奈川県	8,933	神奈川県	8,313
3	大阪府	8,839	大阪府	8,262	大阪府	7,335
4	愛知県	7,483	愛知県	7,359	愛知県	6,899
5	埼玉県	7,267	埼玉県	7,076	埼玉県	6,525
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	福井県	787	福井県	710	山梨県	599
44	徳島県	756	徳島県	651	徳島県	535
45	高知県	728	島根県	615	島根県	529
46	島根県	694	高知県	614	高知県	498
47	鳥取県	573	鳥取県	516	鳥取県	449

表 2 人口が減少する都道府県数

平成22(2010) ～27(2015)年	平成27(2015) ～32(2020)年	平成32(2020) ～37(2025)年	平成37(2025) ～42(2030)年	平成42(2030) ～47(2035)年	平成47(2035) ～52(2040)年	平成52(2040) ～57(2045)年
39	42	45	45	47	47	47

注)平成22(2010)～27(2015)年は実績

表3 平成27(2015)年の総人口を100としたときの指数でみた総人口

順位	平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	93.7	全国	83.7
1	東京都	102.7	東京都	100.7
2	沖縄県	102.5	沖縄県	99.6
3	愛知県	98.3	愛知県	92.2
4	神奈川県	97.9	神奈川県	91.1
5	埼玉県	97.4	埼玉県	89.8
⋮	⋮		⋮	
43	福島県	85.4	福島県	68.7
44	山形県	85.2	高知県	68.4
45	高知県	84.4	山形県	68.4
46	青森県	82.3	青森県	63.0
47	秋田県	79.6	秋田県	58.8

(2)日本の総人口に占める割合

平成27(2015)年の国勢調査によると、全国の総人口に占める割合が最も大きかったのは東京都(10.6%)、ついで神奈川県(7.2%)、大阪府(7.0%)の順である。今回の推計によれば(表Ⅱ-6)、全国の総人口に占める割合は、東京都や神奈川県では今後徐々に増大するが、大阪府では概ね横ばいで推移し、平成57(2045)年には東京都(12.8%)、神奈川県(7.8%)、大阪府(6.9%)となる。この他、大都市圏に含まれる埼玉県や千葉県、愛知県、福岡県などで全国の総人口に占める割合が上昇する。

地域ブロック別にみると(表4;表Ⅱ-5)、平成27(2015)年に全国の総人口に占める割合が最も大きかったのは南関東で、28.4%であった。南関東の総人口が全国の総人口に占める割合は今後も上昇し、平成57(2045)年には31.9%に達する。一方で、南関東以外の地域ブロックの総人口が全国の総人口に占める割合は横ばいないしは減少となる。

表4 全国の総人口に占める各地域ブロックの総人口の割合

ブ ロ ッ ク	(%)						
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8
東北	7.1	6.9	6.7	6.5	6.3	6.1	5.8
関東	33.8	34.4	34.9	35.4	35.8	36.4	36.9
北関東	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0
南関東	28.4	29.0	29.6	30.1	30.7	31.3	31.9
中部	16.9	16.8	16.8	16.7	16.7	16.7	16.6
近畿	17.7	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.3
中国	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7
四国	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
九州・沖縄	11.4	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3

地域区分

北海道:北海道 東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 北関東:茨城県、栃木県、群馬県

南関東:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 中部:新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿:三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口および割合の推移

(1)0-14 歳人口および 0-14 歳人口割合

「全国推計」によれば、全国の0-14歳人口は低い出生率のもとで今後減少を続ける。今回の推計によれば(表Ⅱ-7)、今後すべての都道府県で0-14歳人口が減少する。

また、0-14歳人口が各都道府県の総人口に占める割合をみると(表5;表Ⅱ-8)、平成27(2015)年から平成47(2035)年まですべての都道府県で低下する。0-14歳人口の割合は他の年齢別人口の推移に影響されるため、平成47(2035)年から平成52(2040)年にかけて7府県、平成52(2040)年から平成57(2045)年にかけて2県で0-14歳人口の割合は微増となる。平成57(2045)年時点で、0-14歳人口の割合が最も大きいのは沖縄県(15.3%)、最も小さいのは秋田県(7.4%)である¹。

表 5 0-14 歳人口の割合

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	12.5	全国	11.1	全国	10.7
1	沖縄県	17.3	沖縄県	16.0	沖縄県	15.3
2	滋賀県	14.5	滋賀県	12.9	熊本県	12.6
3	佐賀県	14.0	佐賀県	12.9	滋賀県	12.5
4	愛知県	13.7	熊本県	12.8	佐賀県	12.5
5	宮崎県	13.6	宮崎県	12.5	広島県	12.0
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	高知県	11.5	高知県	10.1	岩手県	9.2
44	青森県	11.4	福島県	10.1	福島県	9.2
45	北海道	11.3	北海道	9.7	北海道	9.0
46	東京都	11.3	青森県	9.3	青森県	8.2
47	秋田県	10.4	秋田県	8.5	秋田県	7.4

(2) 15-64 歳人口および 15-64 歳人口割合

「全国推計」によれば、全国の15-64歳人口は今後一貫して減少する。今回の推計によれば(表Ⅱ-9)、15-64歳人口は東京都を除く46道府県で今後一貫して減少し、平成37(2025)年からは東京都を含むすべての都道府県で15-64歳人口は減少する。

また、15-64歳人口が各都道府県の総人口に占める割合は(表6;表Ⅱ-10)、他の年齢別人口の推移に影響されるため、平成32(2020)年から平成37(2025)年の東京都と大阪府で15-64歳人口割合が僅かに増えるものの、各都道府県とも全般的に減少傾向で推移する。平成57(2045)年時点で、15-64歳人口の割合が最も大きいのは東京都(59.0%)、最も小さいのは秋田県(42.5%)である²。

¹ 参考のため、全国の0-14歳人口に占める各地域ブロックの0-14歳人口の割合を表Ⅱ-15に示した。

² 参考のため、全国の15-64歳人口に占める各地域ブロックの15-64歳人口の割合を表Ⅱ-16に示した。

表 6 15-64 歳人口の割合

(%)

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	60.8	全国	57.7	全国	52.5
1	東京都	66.0	東京都	64.7	東京都	59.0
2	神奈川県	63.6	神奈川県	60.8	愛知県	55.1
3	沖縄県	63.0	愛知県	60.6	神奈川県	54.1
4	埼玉県	62.6	大阪府	59.7	埼玉県	53.5
5	愛知県	62.5	埼玉県	59.6	沖縄県	53.3
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	宮崎県	56.9	長崎県	51.8	山形県	47.4
44	山口県	55.8	青森県	51.6	山梨県	47.2
45	秋田県	55.8	宮崎県	51.2	福島県	46.6
46	高知県	55.6	鹿児島県	50.8	青森県	45.0
47	島根県	55.1	秋田県	48.5	秋田県	42.5

(3)65 歳以上人口

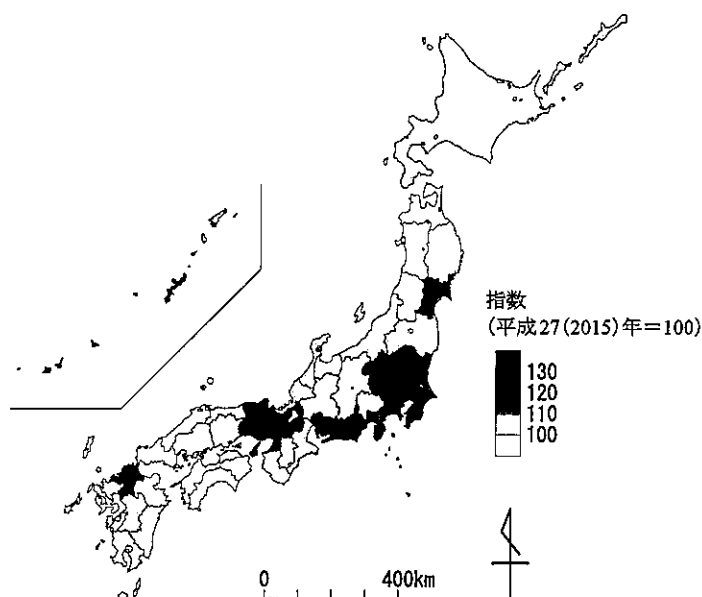
「全国推計」によれば、全国の65歳以上人口は当面は増加傾向が続く。今回の推計によれば(表Ⅱ-11)、65歳以上人口は平成27(2015)年から平成32(2020)年にかけてすべての都道府県で増加する。平成57(2045)年の段階で65歳以上人口の規模が大きいのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県など大都市圏に属する都府県である(図Ⅱ-2)。平成57(2045)年の65歳以上人口を、平成27(2015)年の値を100としたときの指数でみると、指数が130以上、すなわち平成27(2015)年から平成57(2045)年にかけて65歳以上人口が30%以上増加するのは東京都、神奈川県、沖縄県である(図1;表Ⅱ-11;図Ⅱ-3)。

総人口の減少に伴い、65歳以上人口も増加から停滞ないし減少に転じる都道府県が増える。平成27(2015)年以降平成57年(2045)年までの間に65歳以上人口が最大となる年次をみると、平成52(2040)年が17道府県で最も多く、平成37(2025)年が13県の順になっている(表7)。7県では平成32(2020)年に65歳以上人口が最大となっており、平成27(2015)年から平成32年(2020)年にかけて65歳以上人口は増加するが、以後概ね一貫して減少する。推計期間中の65歳以上人口の減少県をみると、平成32(2020)年から平成37(2025)年にかけて8府県、平成42(2030)年から平成47(2035)年にかけて26道府県、平成52(2040)年から平成57(2045)年に38道府県となる(表Ⅱ-11)。また、平成27(2015)年の値を100としたときの平成57(2045)年の65歳以上人口の指数が100未満になるのは12県であり、これら12県では平成57(2045)年の65歳以上人口が平成27(2015)年を下回る(図1;表Ⅱ-11;図Ⅱ-3)。

表 7 平成 27(2015)年以降で 65 歳以上人口が最大となる年次別都道府県数

平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
0	7	13	1	0	17	9

図1 平成27(2015)年の65歳以上人口を100としたときの平成57(2045)年の65歳以上人口の指数



(4)65 歳以上人口割合

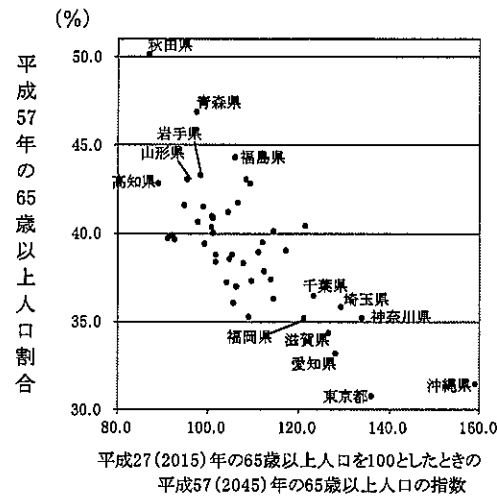
65歳以上人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後一貫して増加する。65歳以上人口割合が30%を超える都道府県は平成27(2015)年は13県だが、平成42(2030)年には40道府県で30%を超え、平成57(2045)年には全都道府県で65歳以上人口割合が30%を超える(表8;表Ⅱ-12;図Ⅱ-4)。平成57(2045)年に65歳以上人口割合が最も大きいのは秋田県(50.1%)であり、最も小さいのは東京都(30.7%)である³。大都市圏に属する都府県や沖縄県では平成27(2015)年から平成57(2045)年にかけて65歳以上人口が急増するが、65歳以上人口割合は相対的に低い水準にとどまる(図2)。

表8 65 歳以上人口の割合

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	26.6	全国	31.2	全国	36.8
1	秋田県	33.8	秋田県	43.0	秋田県	50.1
2	高知県	32.9	青森県	39.1	青森県	46.8
3	島根県	32.5	高知県	37.9	福島県	44.2
4	山口県	32.1	山形県	37.6	岩手県	43.2
5	徳島県	31.0	福島県	37.5	山形県	43.0
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	滋賀県	24.2	滋賀県	28.7	福岡県	35.2
44	神奈川県	23.9	神奈川県	28.3	滋賀県	34.3
45	愛知県	23.8	愛知県	27.3	愛知県	33.1
46	東京都	22.7	沖縄県	26.2	沖縄県	31.4
47	沖縄県	19.7	東京都	24.7	東京都	30.7

³ 参考のため、全国の65歳以上人口に占める各地域ブロックの65歳以上人口の割合を表Ⅱ-17に示した。

図2 平成 57(2045)年の 65 歳以上人口の指数(平成 27(2015)年=100)と 65 歳以上人口の割合

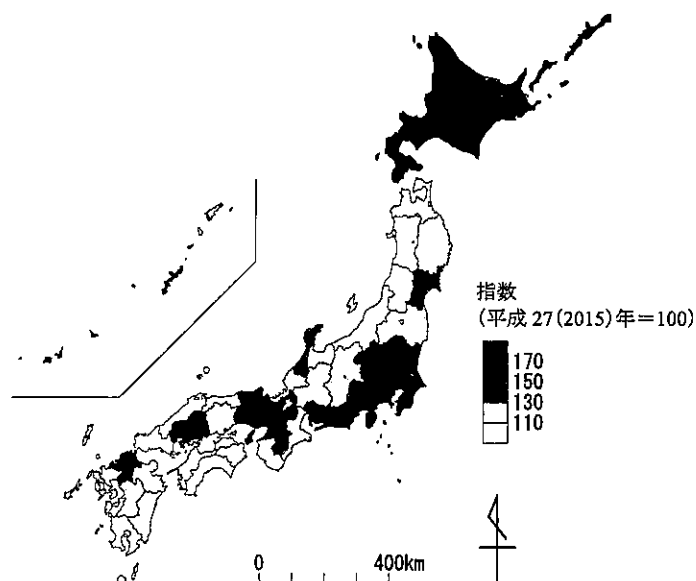


(5)75 歳以上人口

「全国推計」によれば、全国の 75 歳以上人口は当面は増加傾向が続く。今回の推計によれば(表Ⅱ-13)、75 歳以上人口は平成 42(2030)年まですべての都道府県で増加する。しかし 75 歳以上人口の増加率はおおむね縮小傾向にあり、平成 42(2030)年以降は 75 歳以上人口の減少県が多くなる。平成 42(2030)年から平成 47(2035)年にかけては 31 都道府県、平成 52(2040)年から平成 57(2045)年にかけては 32 道県で 75 歳以上人口が減少する。

平成 57(2045)年時点で 75 歳以上人口が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県である(図Ⅱ-5)。平成 57(2045)年の 75 歳以上人口を、平成 27(2015)年の値を 100 としたときの指数でみると、指数が 150 以上、すなわち平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけて 75 歳以上人口が 1.5 倍以上に増加するのは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、沖縄県である(図 3; 図Ⅱ-6)。

図3 平成27(2015)年の75歳以上人口を100としたときの平成57(2045)年の75歳以上人口の指数



(6)75歳以上人口割合

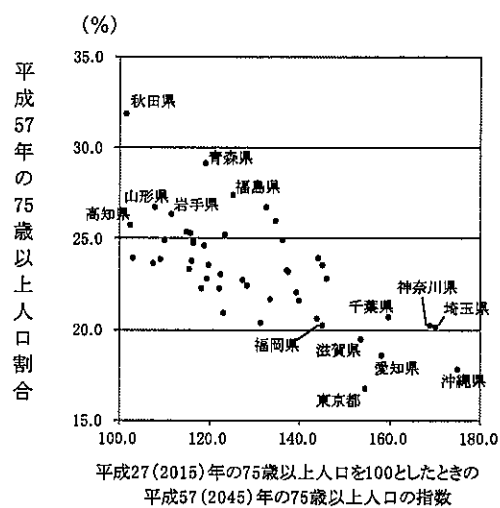
75歳以上人口が総人口に占める割合は、他の年齢別人口の推移に影響されるため、平成42(2030)年から平成47(2035)年の千葉県、東京都、大阪府などで75歳以上人口割合が僅かに減るものの、各都道府県とも今後ほぼ一貫して増加する。75歳以上人口割合が20%を超える都道府県は平成27(2015)年時点では1つもないが、平成57(2045)年には43道府県で20%を超える(表9;表II-14;図II-7)。平成57(2045)年に最も75歳以上人口割合が大きいのは秋田県(31.9%)であり、最も小さいのは東京都(16.7%)である⁴。大都市圏に属する都府県や沖縄県では平成27(2015)年から平成57(2045)年にかけて75歳以上人口が急増するが、75歳以上人口割合は相対的に低い水準にとどまる(図4)。

表9 75歳以上人口の割合

順位	平成27年 (2015)		平成42年 (2030)		平成57年 (2045)	
	全国	12.8	全国	19.2	全国	21.4
1	秋田県	18.4	秋田県	27.0	秋田県	31.9
2	島根県	17.7	高知県	24.4	青森県	29.1
3	高知県	17.2	青森県	23.8	福島県	27.4
4	山形県	16.9	島根県	23.4	山梨県	26.7
5	岩手県	16.3	山口県	23.4	山形県	26.7
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	神奈川県	10.9	滋賀県	17.4	埼玉県	20.1
44	東京都	10.9	神奈川県	17.1	滋賀県	19.5
45	愛知県	10.8	愛知県	16.5	愛知県	18.5
46	埼玉県	10.6	沖縄県	14.7	沖縄県	17.8
47	沖縄県	10.1	東京都	14.3	東京都	16.7

⁴ 参考のため、全国の75歳以上人口に占める各地域ブロックの75歳以上人口割合を表II-18に示した。

図4 平成57(2045)年の75歳以上人口の指数(平成27(2015)年=100)と75歳以上人口の割合



図表目次

表

表Ⅱ-1	都道府県別総人口と指数(平成 27(2015)年=100)	56
表Ⅱ-2	都道府県別総人口の増加率	57
表Ⅱ-3	地域ブロック別総人口と指数(平成 27(2015)年=100)	59
表Ⅱ-4	地域ブロック別総人口の増加率	59
表Ⅱ-5	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(総人口)	59
表Ⅱ-6	全国人口に占める都道府県別人口の割合(総人口)	60
表Ⅱ-7	都道府県別 0-14 歳人口と指数(平成 27(2015)年=100)	61
表Ⅱ-8	都道府県別 0-14 歳人口の割合	62
表Ⅱ-9	都道府県別 15-64 歳人口と指数(平成 27(2015)年=100)	63
表Ⅱ-10	都道府県別 15-64 歳人口の割合	64
表Ⅱ-11	都道府県別 65 歳以上人口と指数(平成 27(2015)年=100)	65
表Ⅱ-12	都道府県別 65 歳以上人口の割合	67
表Ⅱ-13	都道府県別 75 歳以上人口と指数(平成 27(2015)年=100)	69
表Ⅱ-14	都道府県別 75 歳以上人口の割合	71
表Ⅱ-15	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(0-14 歳人口)	73
表Ⅱ-16	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(15-64 歳人口)	73
表Ⅱ-17	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(65 歳以上人口)	73
表Ⅱ-18	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(75 歳以上人口)	73

図

図Ⅱ-1	都道府県別総人口の増加率	58
図Ⅱ-2	平成 27(2015)年と平成 57(2045)年の都道府県別 65 歳以上人口	66
図Ⅱ-3	平成 57(2045)年の都道府県別 65 歳以上人口 の指数(平成 27(2015)年=100)	66
図Ⅱ-4	都道府県別 65 歳以上人口の割合	68
図Ⅱ-5	平成 27(2015)年と平成 57(2045)年の都道府県別 75 歳以上人口	70
図Ⅱ-6	平成 57(2045)年の都道府県別 75 歳以上人口 の指数(平成 27(2015)年=100) ..	70
図Ⅱ-7	都道府県別 75 歳以上人口の割合	72

表Ⅱ-1 都道府県別総人口と指数(平成27(2015)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
全 国	127,095	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	93.7	83.7
北海道	5,382	5,217	5,017	4,792	4,546	4,280	4,005	89.0	74.4
青森県	1,308	1,236	1,157	1,076	994	909	824	82.3	63.0
岩手県	1,280	1,224	1,162	1,096	1,029	958	885	85.7	69.1
宮城県	2,334	2,296	2,227	2,144	2,046	1,933	1,809	91.8	77.5
秋田県	1,023	956	885	814	744	673	602	79.6	58.8
山形県	1,124	1,072	1,016	957	897	834	768	85.2	68.4
福島県	1,914	1,828	1,733	1,635	1,534	1,426	1,315	85.4	68.7
茨城県	2,917	2,845	2,750	2,638	2,512	2,376	2,236	90.4	76.6
栃木県	1,974	1,930	1,873	1,806	1,730	1,647	1,561	91.5	79.0
群馬県	1,973	1,926	1,866	1,796	1,720	1,638	1,553	91.0	78.7
埼玉県	7,267	7,273	7,203	7,076	6,909	6,721	6,525	97.4	89.8
千葉県	6,223	6,205	6,118	5,986	5,823	5,646	5,463	96.2	87.8
東京都	13,515	13,733	13,846	13,883	13,852	13,759	13,607	102.7	100.7
神奈川県	9,126	9,141	9,070	8,933	8,751	8,541	8,313	97.9	91.1
新潟県	2,304	2,224	2,131	2,031	1,926	1,815	1,699	88.2	73.7
富山県	1,066	1,035	996	955	910	863	817	89.5	76.7
石川県	1,154	1,133	1,104	1,071	1,033	990	948	92.8	82.1
福井県	787	764	738	710	680	647	614	90.2	78.1
山梨県	835	801	763	724	684	642	599	86.8	71.7
長野県	2,099	2,033	1,958	1,878	1,793	1,705	1,615	89.5	76.9
岐阜県	2,032	1,973	1,901	1,821	1,735	1,646	1,557	89.6	76.6
静岡県	3,700	3,616	3,506	3,380	3,242	3,094	2,943	91.3	79.5
愛知県	7,483	7,505	7,456	7,359	7,228	7,071	6,899	98.3	92.2
三重県	1,816	1,768	1,710	1,645	1,576	1,504	1,431	90.6	78.8
滋賀県	1,413	1,409	1,395	1,372	1,341	1,304	1,263	97.1	89.4
京都府	2,610	2,574	2,510	2,431	2,339	2,238	2,137	93.1	81.9
大阪府	8,839	8,732	8,526	8,262	7,963	7,649	7,335	93.5	83.0
兵庫県	5,535	5,443	5,306	5,139	4,949	4,743	4,532	92.9	81.9
奈良県	1,364	1,320	1,265	1,202	1,136	1,066	998	88.1	73.2
和歌山県	964	921	876	829	782	734	688	86.0	71.4
鳥取県	573	556	537	516	495	472	449	90.0	78.2
島根県	694	670	643	615	588	558	529	88.6	76.2
岡山県	1,922	1,890	1,846	1,797	1,742	1,681	1,620	93.5	84.3
広島県	2,844	2,814	2,758	2,689	2,609	2,521	2,429	94.6	85.4
山口県	1,405	1,352	1,293	1,230	1,166	1,100	1,036	87.6	73.7
徳島県	756	723	688	651	614	574	535	86.2	70.8
香川県	976	951	921	889	853	815	776	91.0	79.5
愛媛県	1,385	1,333	1,274	1,212	1,148	1,081	1,013	87.5	73.1
高知県	728	691	653	614	576	536	498	84.4	68.4
福岡県	5,102	5,098	5,043	4,955	4,842	4,705	4,554	97.1	89.3
佐賀県	833	810	785	757	728	697	664	90.9	79.7
長崎県	1,377	1,321	1,258	1,192	1,124	1,054	982	86.6	71.3
熊本県	1,786	1,742	1,691	1,636	1,577	1,512	1,442	91.6	80.8
大分県	1,166	1,131	1,089	1,044	997	947	897	89.5	76.9
宮崎県	1,104	1,067	1,023	977	928	877	825	88.5	74.7
鹿児島県	1,648	1,583	1,511	1,437	1,362	1,284	1,204	87.2	73.1
沖縄県	1,434	1,460	1,468	1,470	1,466	1,452	1,428	102.5	99.6
減少県	39	42	45	45	47	47	47		

注1) 指数とは、平成27(2015)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。

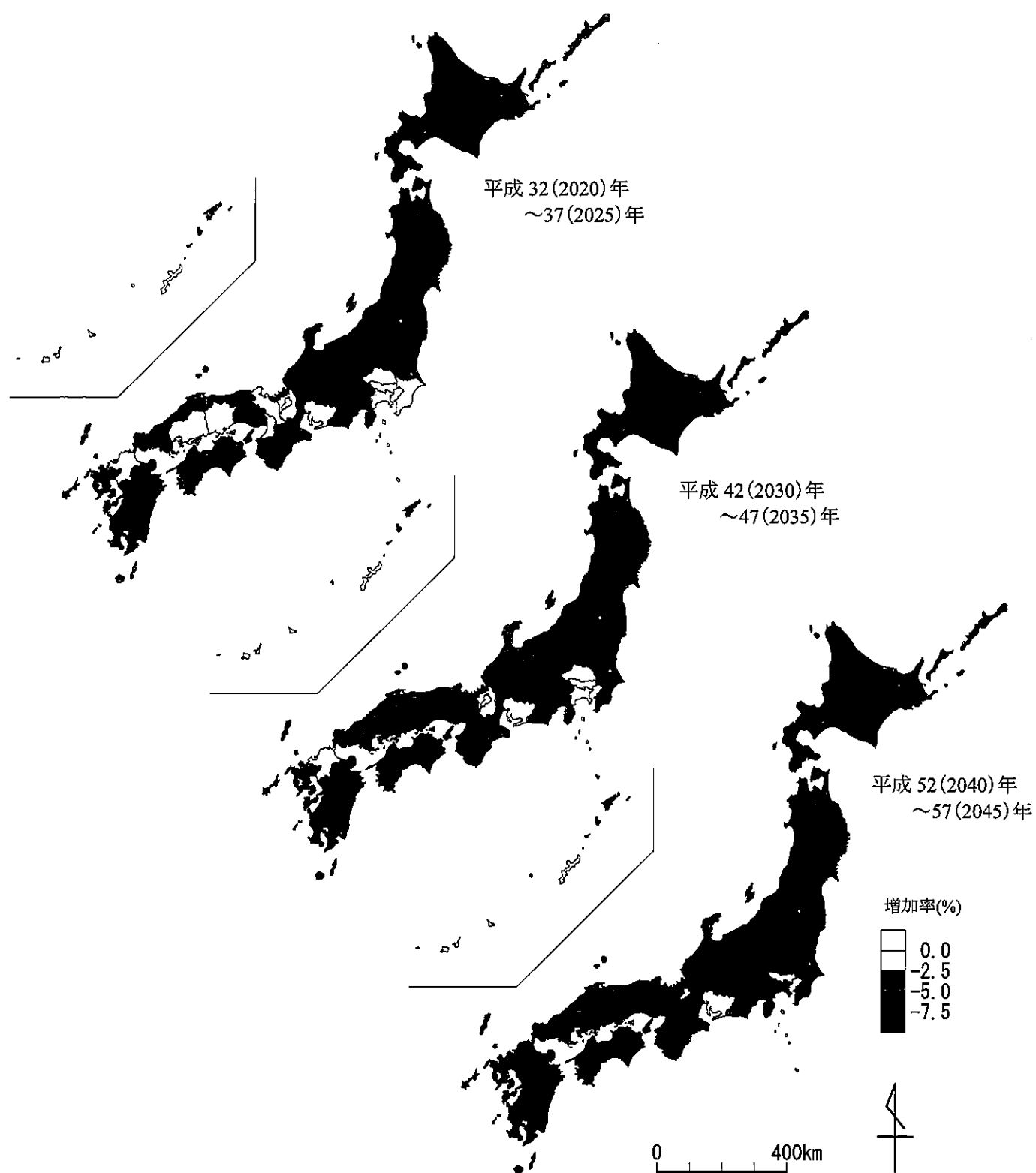
注2) 減少県とは、5年前より総人口が減少した都道府県の数のこと。

表Ⅱ-2 都道府県別総人口の増加率

(%)

地 域	平成22(2010) ～27(2015)年※	平成27(2015) ～32(2020)年	平成32(2020) ～37(2025)年	平成37(2025) ～42(2030)年	平成42(2030) ～47(2035)年	平成47(2035) ～52(2040)年	平成52(2040) ～57(2045)年
全 国	-0.8	-1.4	-2.2	-2.8	-3.3	-3.7	-4.1
北海道	-2.3	-3.1	-3.8	-4.5	-5.1	-5.8	-6.4
青森県	-4.7	-5.5	-6.4	-7.0	-7.7	-8.5	-9.4
岩手県	-3.8	-4.3	-5.1	-5.6	-6.2	-6.9	-7.6
宮城県	-0.6	-1.6	-3.0	-3.8	-4.5	-5.5	-6.4
秋田県	-5.8	-6.6	-7.4	-8.0	-8.6	-9.6	-10.6
山形県	-3.9	-4.6	-5.3	-5.8	-6.3	-7.0	-7.8
福島県	-5.7	-4.5	-5.2	-5.6	-6.2	-7.0	-7.8
茨城県	-1.8	-2.5	-3.3	-4.1	-4.8	-5.4	-5.9
栃木県	-1.7	-2.2	-3.0	-3.6	-4.2	-4.8	-5.3
群馬県	-1.7	-2.4	-3.2	-3.7	-4.2	-4.8	-5.2
埼玉県	1.0	0.1	-1.0	-1.8	-2.4	-2.7	-2.9
千葉県	0.1	-0.3	-1.4	-2.2	-2.7	-3.0	-3.2
東京都	2.7	1.6	0.8	0.3	-0.2	-0.7	-1.1
神奈川県	0.9	0.2	-0.8	-1.5	-2.0	-2.4	-2.7
新潟県	-3.0	-3.5	-4.2	-4.7	-5.2	-5.8	-6.4
富山県	-2.5	-3.0	-3.7	-4.2	-4.7	-5.1	-5.3
石川県	-1.3	-1.8	-2.5	-3.0	-3.6	-4.1	-4.3
福井県	-2.4	-2.9	-3.4	-3.8	-4.2	-4.8	-5.1
山梨県	-3.3	-4.1	-4.7	-5.1	-5.6	-6.1	-6.7
長野県	-2.5	-3.1	-3.7	-4.1	-4.5	-4.9	-5.3
岐阜県	-2.3	-2.9	-3.6	-4.2	-4.7	-5.1	-5.4
静岡県	-1.7	-2.3	-3.0	-3.6	-4.1	-4.6	-4.9
愛知県	1.0	0.3	-0.7	-1.3	-1.8	-2.2	-2.4
三重県	-2.1	-2.6	-3.3	-3.8	-4.2	-4.6	-4.8
滋賀県	0.2	-0.3	-1.0	-1.6	-2.2	-2.8	-3.2
京都府	-1.0	-1.4	-2.5	-3.1	-3.8	-4.3	-4.5
大阪府	-0.3	-1.2	-2.4	-3.1	-3.6	-3.9	-4.1
兵庫県	-1.0	-1.7	-2.5	-3.1	-3.7	-4.2	-4.4
奈良県	-2.6	-3.2	-4.2	-4.9	-5.6	-6.1	-6.4
和歌山県	-3.9	-4.4	-5.0	-5.3	-5.7	-6.1	-6.3
鳥取県	-2.6	-3.0	-3.5	-3.8	-4.1	-4.6	-5.0
島根県	-3.2	-3.5	-4.0	-4.3	-4.5	-5.0	-5.2
岡山県	-1.2	-1.7	-2.3	-2.7	-3.1	-3.5	-3.6
広島県	-0.6	-1.1	-2.0	-2.5	-3.0	-3.4	-3.6
山口県	-3.2	-3.7	-4.4	-4.8	-5.3	-5.7	-5.8
徳島県	-3.8	-4.3	-4.9	-5.3	-5.8	-6.4	-6.8
香川県	-2.0	-2.5	-3.2	-3.6	-4.0	-4.5	-4.7
愛媛県	-3.2	-3.8	-4.4	-4.8	-5.3	-5.9	-6.3
高知県	-4.7	-5.1	-5.5	-5.9	-6.3	-6.8	-7.1
福岡県	0.6	-0.1	-1.1	-1.7	-2.3	-2.8	-3.2
佐賀県	-2.0	-2.7	-3.2	-3.5	-3.8	-4.3	-4.7
長崎県	-3.5	-4.1	-4.7	-5.2	-5.7	-6.3	-6.8
熊本県	-1.7	-2.5	-2.9	-3.3	-3.6	-4.1	-4.6
大分県	-2.5	-3.0	-3.7	-4.1	-4.5	-5.0	-5.3
宮崎県	-2.7	-3.4	-4.1	-4.5	-5.0	-5.5	-5.9
鹿児島県	-3.4	-3.9	-4.6	-4.9	-5.2	-5.7	-6.2
沖縄県	2.9	1.8	0.6	0.1	-0.3	-0.9	-1.7

※平成22(2010)～27(2015)年は国勢調査による実績値。



図Ⅱ-1 都道府県別総人口の増加率

表Ⅱ-3 地域ブロック別総人口と指数(平成27(2015)年=100)

ブ ロ ッ ク	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
北海道	5,382	5,217	5,017	4,792	4,546	4,280	4,005	89.0	74.4
東北	8,983	8,612	8,181	7,723	7,243	6,733	6,202	86.0	69.0
関東	42,995	43,053	42,725	42,118	41,297	40,328	39,257	98.0	91.3
北関東	6,864	6,701	6,489	6,240	5,962	5,661	5,349	90.9	77.9
南関東	36,131	36,352	36,237	35,878	35,335	34,667	33,907	99.3	93.8
中部	21,460	21,083	20,554	19,929	19,231	18,473	17,691	92.9	82.4
近畿	22,541	22,168	21,587	20,880	20,085	19,239	18,384	92.6	81.6
中国	7,438	7,282	7,077	6,848	6,599	6,332	6,062	92.1	81.5
四国	3,846	3,698	3,536	3,367	3,191	3,006	2,823	87.5	73.4
九州・沖縄	14,450	14,211	13,868	13,468	13,023	12,527	11,997	93.2	83.0

注) 指数とは、平成27(2015)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。

表Ⅱ-4 地域ブロック別総人口の増加率

ブ ロ ッ ク	(%)						
	平成22(2010) ～27(2015)年※	平成27～32年 (2015～2020)	平成32～37年 (2020～2025)	平成37～42年 (2025～2030)	平成42～47年 (2030～2035)	平成47～52年 (2035～2040)	平成52～57年 (2040～2045)
北海道	-2.3	-3.1	-3.8	-4.5	-5.1	-5.8	-6.4
東北	-3.8	-4.1	-5.0	-5.6	-6.2	-7.0	-7.9
関東	0.9	0.1	-0.8	-1.4	-1.9	-2.3	-2.7
北関東	-1.7	-2.4	-3.2	-3.8	-4.5	-5.1	-5.5
南関東	1.4	0.6	-0.3	-1.0	-1.5	-1.9	-2.2
中部	-1.2	-1.8	-2.5	-3.0	-3.5	-3.9	-4.2
近畿	-1.0	-1.7	-2.6	-3.3	-3.8	-4.2	-4.4
中国	-1.7	-2.1	-2.8	-3.2	-3.6	-4.0	-4.3
四国	-3.3	-3.8	-4.4	-4.8	-5.2	-5.8	-6.1
九州・沖縄	-1.0	-1.7	-2.4	-2.9	-3.3	-3.8	-4.2

※平成22(2010)～27(2015)年は国勢調査による実績値。

表Ⅱ-5 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(総人口)

ブ ロ ッ ク	(%)						
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8
東北	7.1	6.9	6.7	6.5	6.3	6.1	5.8
関東	33.8	34.4	34.9	35.4	35.8	36.4	36.9
北関東	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0
南関東	28.4	29.0	29.6	30.1	30.7	31.3	31.9
中部	16.9	16.8	16.8	16.7	16.7	16.7	16.6
近畿	17.7	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.3
中国	5.9	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7
四国	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
九州・沖縄	11.4	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3

地域区分

北海道: 北海道 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 北関東: 茨城県、栃木県、群馬県

南関東: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 中部: 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿: 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表Ⅱ-6 全国人口に占める都道府県別人口の割合(総人口)

									(%)
地	域		平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
全	国		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北	海	道	4.2	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.8
青	森	県	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
岩	手	県	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
宮	城	県	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
秋	田	県	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
山	形	県	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
福	島	県	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2
茨	城	県	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
栃	木	県	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
群	馬	県	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
埼	玉	県	5.7	5.8	5.9	5.9	6.0	6.1	6.1
千	葉	県	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1
東	京	都	10.6	11.0	11.3	11.7	12.0	12.4	12.8
神	奈	川	7.2	7.3	7.4	7.5	7.6	7.7	7.8
新	潟	県	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6
富	山	県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
石	川	県	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
福	井	県	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
山	梨	県	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
長	野	県	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5
岐	阜	県	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
静	岡	県	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8
愛	知	県	5.9	6.0	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5
三	重	県	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3
滋	賀	県	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2
京	都	府	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
大	阪	府	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9
兵	庫	県	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
奈	良	県	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
和	歌	山	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
鳥	取	県	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
島	根	県	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
岡	山	県	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
広	島	県	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
山	口	県	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
徳	島	県	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
香	川	県	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
愛	媛	県	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
高	知	県	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
福	岡	県	4.0	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.3
佐	賀	県	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
長	崎	県	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
熊	本	県	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
大	分	県	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8
宮	崎	県	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
鹿	児	島	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1
沖	縄	県	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3

表Ⅱ-7 都道府県別0-14歳人口と指数(平成27(2015)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
全 国	15,945	15,075	14,073	13,212	12,457	11,936	11,384	82.9	71.4
北海道	609	562	512	465	423	391	360	76.4	59.1
青森県	149	130	114	100	88	77	67	67.4	45.3
岩手県	151	137	123	112	101	91	82	73.9	54.0
宮城県	289	271	249	229	209	191	174	79.2	60.1
秋田県	106	92	79	69	60	51	44	65.1	41.7
山形県	136	123	111	101	91	82	74	74.4	54.4
福島県	230	204	184	166	149	134	121	72.1	52.5
茨城県	366	334	303	279	257	239	222	76.3	60.6
栃木県	253	234	216	201	187	176	165	79.4	65.2
群馬県	251	229	207	191	177	168	158	76.2	62.6
埼玉県	914	871	819	779	744	723	698	85.2	76.5
千葉県	768	724	675	639	608	589	569	83.2	74.1
東京都	1,523	1,534	1,508	1,471	1,443	1,432	1,408	96.6	92.4
神奈川県	1,145	1,092	1,028	977	937	917	891	85.3	77.8
新潟県	276	255	234	215	198	184	170	77.9	61.6
富山県	129	117	106	98	90	85	81	75.6	62.4
石川県	149	139	129	121	114	109	105	81.2	70.2
福井県	104	96	88	82	77	73	69	79.4	66.3
山梨県	103	92	82	74	68	63	59	72.3	57.2
長野県	270	245	222	204	188	177	167	75.3	61.7
岐阜県	268	246	225	207	192	181	170	77.5	63.6
静岡県	479	445	408	379	354	336	318	79.1	66.5
愛知県	1,025	985	932	891	856	836	812	86.9	79.2
三重県	234	217	199	185	173	164	156	79.0	66.4
滋賀県	204	196	186	177	169	164	158	86.9	77.5
京都府	316	296	274	255	239	228	216	80.9	68.4
大阪府	1,098	1,027	950	888	836	804	768	80.9	69.9
兵庫県	710	662	608	563	525	500	474	79.3	66.8
奈良県	170	156	141	129	119	111	104	76.0	61.5
和歌山県	117	107	98	90	83	78	73	77.1	62.7
鳥取県	74	70	65	61	57	54	51	82.9	69.8
島根県	87	81	76	71	66	63	59	82.1	68.6
岡山県	250	237	223	212	202	195	188	84.8	75.1
広島県	376	364	344	326	311	301	291	86.5	77.2
山口県	170	158	145	133	123	116	109	78.2	64.1
徳島県	87	80	73	67	61	56	52	76.2	59.7
香川県	124	115	107	100	93	89	85	80.7	68.4
愛媛県	170	157	143	130	118	109	101	76.2	59.5
高知県	84	76	69	62	56	52	48	74.2	57.4
福岡県	678	668	640	609	581	562	541	89.8	79.8
佐賀県	116	110	104	98	92	87	83	84.0	71.1
長崎県	178	166	152	139	127	117	108	77.8	60.6
熊本県	241	233	221	210	199	190	181	86.8	75.1
大分県	147	139	129	120	111	105	99	81.5	67.5
宮崎県	150	143	132	122	113	105	98	81.5	65.3
鹿児島県	222	210	195	179	164	152	140	80.9	63.2
沖縄県	248	249	243	235	228	224	218	94.7	87.8

注) 指数とは、平成27(2015)年の0-14歳人口を100としたときの0-14歳人口の値のこと。

表Ⅱ-8 都道府県別0-14歳人口の割合

(%)

地 域	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
全 国	12.5	12.0	11.5	11.1	10.8	10.8	10.7
北海道	11.3	10.8	10.2	9.7	9.3	9.1	9.0
青森県	11.4	10.5	9.9	9.3	8.8	8.5	8.2
岩手県	11.8	11.2	10.6	10.2	9.8	9.5	9.2
宮城県	12.4	11.8	11.2	10.7	10.2	9.9	9.6
秋田県	10.4	9.7	9.0	8.5	8.0	7.7	7.4
山形県	12.1	11.5	11.0	10.6	10.2	9.9	9.6
福島県	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2
茨城県	12.6	11.8	11.0	10.6	10.2	10.1	9.9
栃木県	12.8	12.1	11.5	11.1	10.8	10.7	10.6
群馬県	12.7	11.9	11.1	10.7	10.3	10.2	10.1
埼玉県	12.6	12.0	11.4	11.0	10.8	10.8	10.7
千葉県	12.3	11.7	11.0	10.7	10.4	10.4	10.4
東京都	11.3	11.2	10.9	10.6	10.4	10.4	10.3
神奈川県	12.6	11.9	11.3	10.9	10.7	10.7	10.7
新潟県	12.0	11.5	11.0	10.6	10.3	10.1	10.0
富山県	12.1	11.3	10.7	10.3	9.9	9.9	9.9
石川県	12.9	12.3	11.7	11.3	11.0	11.0	11.0
福井県	13.2	12.6	12.0	11.6	11.3	11.3	11.2
山梨県	12.3	11.5	10.7	10.3	10.0	9.9	9.8
長野県	12.9	12.1	11.3	10.8	10.5	10.4	10.3
岐阜県	13.2	12.5	11.8	11.4	11.1	11.0	10.9
静岡県	12.9	12.3	11.6	11.2	10.9	10.9	10.8
愛知県	13.7	13.1	12.5	12.1	11.8	11.8	11.8
三重県	12.9	12.3	11.6	11.3	11.0	10.9	10.9
滋賀県	14.5	13.9	13.3	12.9	12.6	12.6	12.5
京都府	12.1	11.5	10.9	10.5	10.2	10.2	10.1
大阪府	12.4	11.8	11.1	10.7	10.5	10.5	10.5
兵庫県	12.8	12.2	11.5	11.0	10.6	10.5	10.5
奈良県	12.4	11.8	11.2	10.7	10.4	10.5	10.5
和歌山県	12.1	11.6	11.2	10.8	10.6	10.6	10.6
鳥取県	12.9	12.5	12.2	11.9	11.6	11.5	11.5
島根県	12.5	12.2	11.9	11.5	11.3	11.3	11.2
岡山県	13.0	12.5	12.1	11.8	11.6	11.6	11.6
広島県	13.2	12.9	12.5	12.1	11.9	12.0	12.0
山口県	12.1	11.7	11.2	10.8	10.6	10.6	10.5
徳島県	11.6	11.0	10.6	10.2	9.9	9.8	9.8
香川県	12.7	12.1	11.6	11.2	10.9	10.9	10.9
愛媛県	12.3	11.8	11.2	10.7	10.3	10.1	10.0
高知県	11.5	11.0	10.5	10.1	9.8	9.7	9.7
福岡県	13.3	13.1	12.7	12.3	12.0	11.9	11.9
佐賀県	14.0	13.6	13.2	12.9	12.6	12.5	12.5
長崎県	12.9	12.5	12.1	11.6	11.3	11.1	11.0
熊本県	13.5	13.4	13.1	12.8	12.6	12.6	12.6
大分県	12.6	12.3	11.8	11.5	11.2	11.1	11.1
宮崎県	13.6	13.4	12.9	12.5	12.1	12.0	11.9
鹿児島県	13.4	13.3	12.9	12.5	12.1	11.8	11.6
沖縄県	17.3	17.1	16.5	16.0	15.6	15.4	15.3

表Ⅱ-9 都道府県別15-64歳人口と指数(平成27(2015)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
全 国	77,282	74,058	71,701	68,754	64,942	59,777	55,845	89.0	72.3
北海道	3,207	2,959	2,781	2,595	2,394	2,141	1,931	80.9	60.2
青森県	765	686	619	555	495	429	371	72.6	48.5
岩手県	740	678	625	576	529	472	421	77.9	56.8
宮城県	1,445	1,360	1,283	1,205	1,121	1,009	906	83.4	62.7
秋田県	571	501	445	395	351	302	256	69.2	44.9
山形県	642	586	539	496	457	410	364	77.3	56.7
福島県	1,135	1,029	938	856	780	690	613	75.4	54.0
茨城県	1,771	1,655	1,568	1,476	1,369	1,230	1,119	83.4	63.2
栃木県	1,210	1,139	1,085	1,032	969	884	813	85.3	67.2
群馬県	1,176	1,113	1,066	1,010	942	852	784	85.8	66.6
埼玉県	4,549	4,422	4,350	4,218	4,002	3,700	3,492	92.7	76.8
千葉県	3,844	3,727	3,653	3,528	3,340	3,083	2,906	91.8	75.6
東京都	8,926	8,983	9,066	8,989	8,734	8,330	8,023	100.7	89.9
神奈川県	5,803	5,693	5,618	5,430	5,129	4,757	4,498	93.6	77.5
新潟県	1,340	1,240	1,164	1,093	1,015	919	834	81.5	62.2
富山県	611	578	553	526	492	443	407	86.0	66.7
石川県	684	655	632	607	574	526	490	88.7	71.7
福井県	458	431	410	387	365	334	309	84.6	67.5
山梨県	495	457	424	389	352	312	283	78.6	57.2
長野県	1,197	1,129	1,073	1,010	937	845	774	84.3	64.7
岐阜県	1,193	1,125	1,073	1,012	943	852	784	84.8	65.7
静岡県	2,192	2,070	1,979	1,877	1,754	1,597	1,481	85.6	67.6
愛知県	4,676	4,611	4,574	4,463	4,278	3,997	3,803	95.4	81.3
三重県	1,074	1,019	977	923	864	785	728	85.9	67.7
滋賀県	867	842	825	801	767	713	671	92.3	77.4
京都府	1,576	1,519	1,474	1,410	1,323	1,203	1,113	89.4	70.7
大阪府	5,423	5,264	5,148	4,929	4,608	4,192	3,910	90.9	72.1
兵庫県	3,322	3,175	3,064	2,917	2,726	2,472	2,294	87.8	69.0
奈良県	803	746	703	654	598	531	483	81.5	60.2
和歌山県	549	510	478	446	412	370	341	81.2	62.1
鳥取県	329	306	289	275	261	241	223	83.5	67.9
島根県	382	355	335	319	304	280	260	83.5	68.1
岡山県	1,121	1,077	1,045	1,012	971	900	849	90.3	75.8
広島県	1,684	1,621	1,579	1,533	1,466	1,359	1,283	91.0	76.2
山口県	784	728	689	655	616	559	515	83.6	65.8
徳島県	434	398	370	346	321	288	261	79.6	60.1
香川県	560	531	509	488	464	424	394	87.1	70.4
愛媛県	791	731	685	643	599	539	492	81.3	62.2
高知県	405	370	344	319	296	263	237	78.9	58.6
福岡県	3,102	2,983	2,910	2,837	2,730	2,557	2,412	91.4	77.8
佐賀県	486	452	427	406	386	360	336	83.6	69.1
長崎県	791	719	663	617	572	519	475	78.0	60.1
熊本県	1,031	960	908	866	827	774	725	84.0	70.4
大分県	664	616	581	552	523	481	445	83.2	66.9
宮崎県	628	574	533	500	471	433	397	79.6	63.2
鹿児島県	941	855	785	730	683	627	573	77.6	60.9
沖縄県	903	881	864	850	831	792	762	94.2	84.4

注) 指数とは、平成27(2015)年の15-64歳人口を100としたときの15-64歳人口の値のこと。

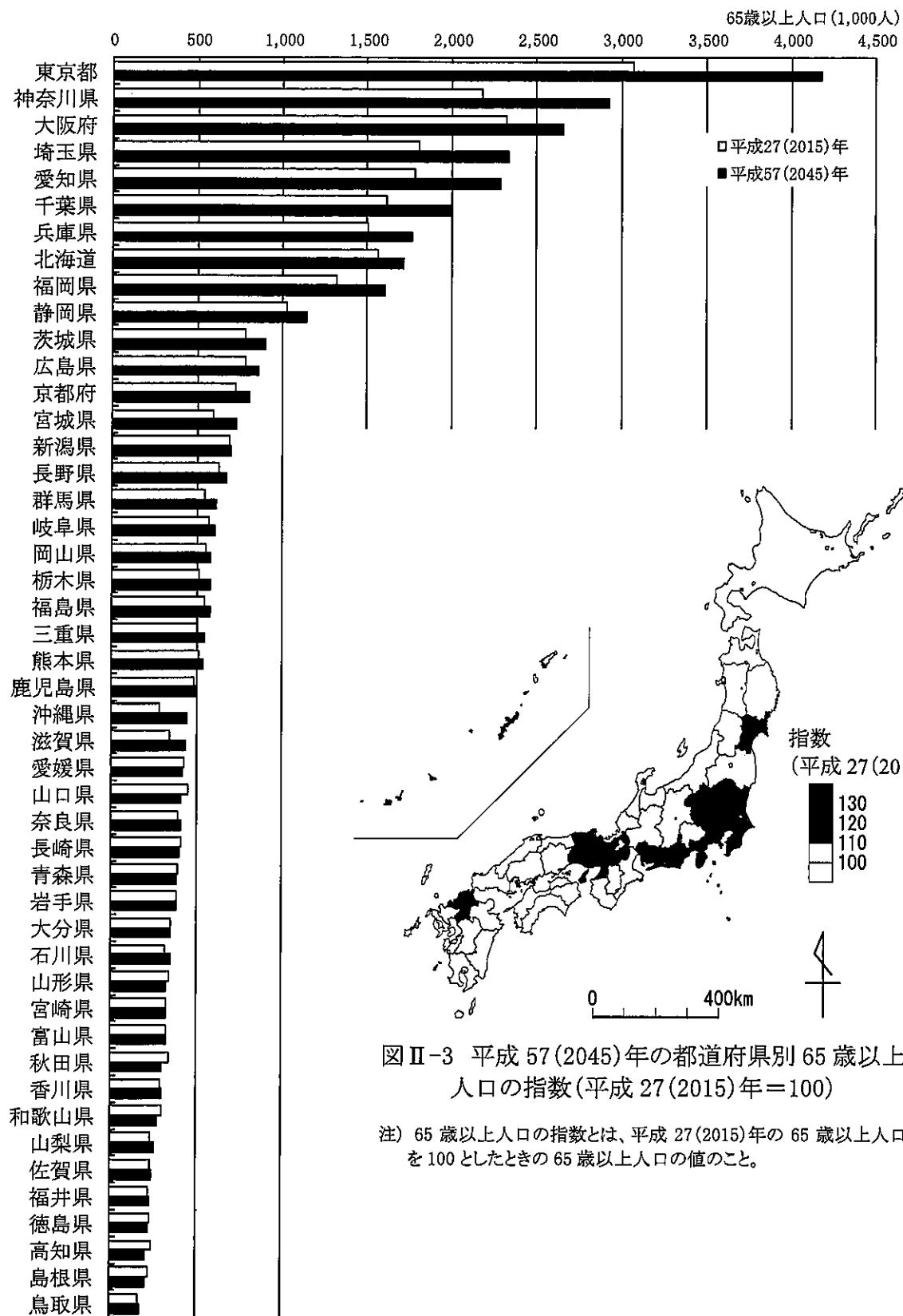
表Ⅱ-10 都道府県別15-64歳人口の割合

		(%)						
地	域	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
全	国	60.8	59.1	58.5	57.7	56.4	53.9	52.5
北	海 道	59.6	56.7	55.4	54.2	52.7	50.0	48.2
青	森 県	58.5	55.5	53.4	51.6	49.8	47.1	45.0
岩	手 県	57.8	55.4	53.8	52.5	51.4	49.3	47.5
宮	城 県	61.9	59.2	57.6	56.2	54.8	52.2	50.1
秋	田 県	55.8	52.5	50.2	48.5	47.1	44.8	42.5
山	形 県	57.1	54.7	53.0	51.8	50.9	49.1	47.4
福	島 県	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
茨	城 県	60.7	58.2	57.0	56.0	54.5	51.8	50.0
栃	木 県	61.3	59.0	57.9	57.1	56.0	53.6	52.1
群	馬 県	59.6	57.8	57.1	56.2	54.8	52.0	50.5
埼	玉 県	62.6	60.8	60.4	59.6	57.9	55.1	53.5
千	葉 県	61.8	60.1	59.7	58.9	57.4	54.6	53.2
東	京 都	66.0	65.4	65.5	64.7	63.1	60.5	59.0
神	奈 川 県	63.6	62.3	61.9	60.8	58.6	55.7	54.1
新	潟 県	58.2	55.7	54.6	53.8	52.7	50.6	49.1
富	山 県	57.3	55.8	55.5	55.1	54.1	51.3	49.9
石	川 県	59.2	57.8	57.3	56.7	55.6	53.1	51.7
福	井 県	58.2	56.3	55.5	54.6	53.7	51.5	50.3
山	梨 県	59.3	57.0	55.6	53.7	51.4	48.7	47.2
長	野 県	57.0	55.5	54.8	53.8	52.2	49.6	48.0
岐	阜 県	58.7	57.0	56.4	55.6	54.3	51.8	50.3
静	岡 県	59.3	57.3	56.5	55.5	54.1	51.6	50.3
愛	知 県	62.5	61.4	61.4	60.6	59.2	56.5	55.1
三	重 県	59.2	57.7	57.1	56.1	54.8	52.2	50.9
滋	賀 県	61.4	59.8	59.2	58.4	57.2	54.7	53.2
京	都 府	60.4	59.0	58.7	58.0	56.5	53.8	52.1
大	阪 府	61.3	60.3	60.4	59.7	57.9	54.8	53.3
兵	庫 県	60.0	58.3	57.7	56.8	55.1	52.1	50.6
奈	良 県	58.8	56.5	55.6	54.4	52.7	49.8	48.4
和	歌 山 県	57.0	55.3	54.6	53.8	52.7	50.4	49.5
鳥	取 県	57.4	55.1	53.8	53.2	52.8	51.0	49.8
島	根 県	55.1	53.0	52.1	51.9	51.7	50.2	49.2
岡	山 県	58.3	57.0	56.6	56.3	55.7	53.5	52.4
広	島 県	59.2	57.6	57.2	57.0	56.2	53.9	52.8
山	口 県	55.8	53.8	53.3	53.2	52.8	50.8	49.8
徳	島 県	57.5	55.1	53.8	53.1	52.3	50.1	48.8
香	川 県	57.4	55.8	55.2	55.0	54.3	52.1	50.8
愛	媛 県	57.1	54.8	53.8	53.0	52.2	49.9	48.5
高	知 県	55.6	53.5	52.7	52.0	51.4	49.1	47.6
福	岡 県	60.8	58.5	57.7	57.2	56.4	54.3	53.0
佐	賀 県	58.3	55.7	54.4	53.7	53.1	51.6	50.6
長	崎 県	57.4	54.4	52.7	51.8	50.9	49.3	48.4
熊	本 県	57.7	55.1	53.7	52.9	52.4	51.2	50.3
大	分 県	56.9	54.4	53.3	52.9	52.5	50.8	49.6
宮	崎 県	56.9	53.8	52.1	51.2	50.8	49.3	48.2
鹿	児 島 県	57.1	54.0	51.9	50.8	50.2	48.8	47.6
沖	縄 県	63.0	60.3	58.8	57.9	56.7	54.5	53.3

表Ⅱ-11 都道府県別65歳以上人口と指数(平成27(2015)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
全 国	33,868	36,192	36,771	37,160	37,817	39,206	39,192	109.7	115.7
北海道	1,565	1,696	1,724	1,732	1,729	1,749	1,714	110.6	109.5
青森県	394	420	425	421	412	403	385	106.6	97.7
岩手県	389	410	413	408	399	395	382	105.1	98.4
宮城県	600	665	696	709	716	733	729	118.3	121.6
秋田県	346	362	361	350	334	320	301	101.2	87.0
山形県	346	363	366	360	349	342	330	104.1	95.5
福島県	549	594	612	613	605	602	582	111.7	105.9
茨城県	780	855	879	883	887	907	895	113.2	114.7
栃木県	511	557	572	573	574	588	583	112.1	114.0
群馬県	545	585	593	595	601	618	612	109.1	112.2
埼玉県	1,804	1,980	2,034	2,080	2,163	2,298	2,335	115.3	129.4
千葉県	1,611	1,754	1,791	1,819	1,875	1,973	1,989	112.9	123.5
東京都	3,066	3,215	3,272	3,422	3,675	3,996	4,176	111.6	136.2
神奈川県	2,178	2,356	2,424	2,526	2,684	2,868	2,923	116.0	134.2
新潟県	688	729	733	724	713	712	695	105.2	101.0
富山県	326	340	337	331	328	335	329	101.6	101.0
石川県	321	339	343	343	344	355	353	106.8	109.8
福井県	225	237	240	240	238	241	236	106.5	104.8
山梨県	237	252	257	261	264	266	257	110.0	108.5
長野県	631	659	663	664	668	682	673	105.3	106.7
岐阜県	571	601	603	602	600	613	603	105.3	105.5
静岡県	1,029	1,100	1,119	1,125	1,134	1,161	1,143	109.3	111.1
愛知県	1,782	1,909	1,950	2,006	2,093	2,238	2,285	112.5	128.2
三重県	507	532	534	537	539	554	547	105.8	107.9
滋賀県	341	371	383	394	405	427	433	115.3	126.9
京都府	719	759	762	766	777	808	807	106.5	112.3
大阪府	2,319	2,441	2,428	2,445	2,519	2,653	2,657	105.4	114.6
兵庫県	1,502	1,607	1,634	1,659	1,698	1,770	1,764	110.4	117.4
奈良県	392	418	421	420	419	424	410	107.0	104.7
和歌山県	298	304	300	293	287	286	274	98.5	92.0
鳥取県	170	180	182	180	176	177	174	105.7	101.8
島根県	225	233	231	225	217	215	209	99.8	92.8
岡山県	551	576	579	573	569	587	583	103.9	105.9
広島県	783	829	835	831	832	860	855	106.0	109.1
山口県	451	467	459	442	427	425	411	98.1	91.2
徳島県	234	245	245	239	232	230	222	102.1	94.9
香川県	292	306	306	300	296	301	298	102.8	101.8
愛媛県	424	445	446	440	431	432	420	103.7	99.0
高知県	240	245	240	233	223	221	213	97.2	88.9
福岡県	1,321	1,446	1,492	1,509	1,531	1,586	1,601	114.2	121.2
佐賀県	231	248	254	253	250	250	245	109.8	106.4
長崎県	408	436	442	437	425	417	399	107.0	97.8
熊本県	514	550	562	561	551	548	536	109.1	104.2
大分県	355	376	379	372	362	361	353	104.7	99.3
宮崎県	326	350	358	354	344	339	330	108.7	101.1
鹿児島県	485	518	531	527	514	506	491	108.6	101.2
沖縄県	282	330	362	384	407	436	448	136.2	158.9

注) 指数とは、平成27(2015)年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

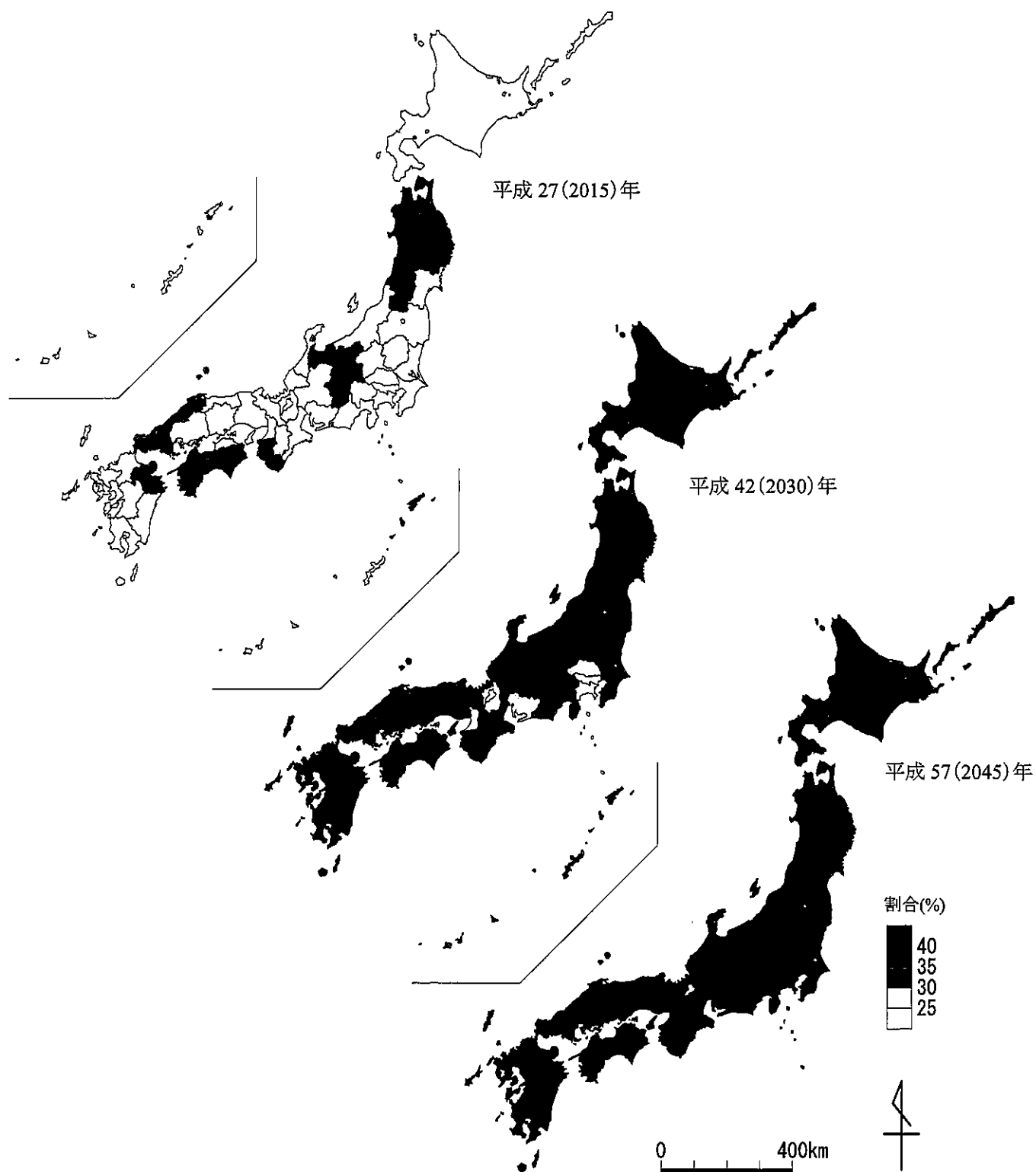


図Ⅱ-2 平成 27(2015)年と平成 57(2045)年の都道府県別 65 歳以上人口

表Ⅱ-12 都道府県別65歳以上人口の割合

(%)

地	域	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
全	国	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8
北	海 道	29.1	32.5	34.4	36.1	38.0	40.8	42.8
青	森 県	30.2	34.0	36.7	39.1	41.4	44.4	46.8
岩	手 県	30.4	33.5	35.6	37.3	38.8	41.2	43.2
宮	城 県	25.7	29.0	31.2	33.1	35.0	37.9	40.3
秋	田 県	33.8	37.9	40.8	43.0	44.9	47.5	50.1
山	形 県	30.8	33.9	36.0	37.6	38.9	41.0	43.0
福	島 県	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
茨	城 県	26.7	30.1	32.0	33.5	35.3	38.2	40.0
栃	木 県	25.9	28.9	30.6	31.7	33.2	35.7	37.3
群	馬 県	27.6	30.4	31.8	33.1	34.9	37.7	39.4
埼	玉 県	24.8	27.2	28.2	29.4	31.3	34.2	35.8
千	葉 県	25.9	28.3	29.3	30.4	32.2	35.0	36.4
東	京 都	22.7	23.4	23.6	24.7	26.5	29.0	30.7
神	奈 川 県	23.9	25.8	26.7	28.3	30.7	33.6	35.2
新	潟 県	29.9	32.8	34.4	35.6	37.0	39.2	40.9
富	山 県	30.6	32.8	33.8	34.7	36.0	38.8	40.3
石	川 県	27.8	29.9	31.0	32.0	33.3	35.9	37.2
福	井 県	28.6	31.0	32.5	33.8	35.0	37.2	38.5
山	梨 県	28.4	31.5	33.7	36.0	38.6	41.4	43.0
長	野 県	30.1	32.4	33.9	35.4	37.3	40.0	41.7
岐	阜 県	28.1	30.5	31.7	33.0	34.6	37.3	38.7
静	岡 県	27.8	30.4	31.9	33.3	35.0	37.5	38.9
愛	知 県	23.8	25.4	26.2	27.3	29.0	31.6	33.1
三	重 県	27.9	30.1	31.2	32.6	34.2	36.9	38.3
滋	賀 県	24.2	26.3	27.5	28.7	30.2	32.7	34.3
京	都 府	27.5	29.5	30.3	31.5	33.2	36.1	37.8
大	阪 府	26.2	28.0	28.5	29.6	31.6	34.7	36.2
兵	庫 県	27.1	29.5	30.8	32.3	34.3	37.3	38.9
奈	良 県	28.7	31.7	33.3	34.9	36.9	39.7	41.1
和	歌 山 県	30.9	33.0	34.2	35.4	36.7	38.9	39.8
鳥	取 県	29.7	32.4	34.0	34.9	35.6	37.4	38.7
島	根 県	32.5	34.8	36.0	36.6	37.0	38.5	39.5
岡	山 県	28.7	30.5	31.3	31.9	32.7	34.9	36.0
広	島 県	27.5	29.5	30.3	30.9	31.9	34.1	35.2
山	口 県	32.1	34.5	35.5	35.9	36.6	38.6	39.7
徳	島 県	31.0	33.9	35.6	36.7	37.8	40.1	41.5
香	川 県	29.9	32.1	33.2	33.8	34.7	37.0	38.3
愛	媛 県	30.6	33.4	35.0	36.3	37.5	40.0	41.5
高	知 県	32.9	35.4	36.8	37.9	38.8	41.2	42.7
福	岡 県	25.9	28.4	29.6	30.5	31.6	33.7	35.2
佐	賀 県	27.7	30.6	32.4	33.4	34.3	35.8	37.0
長	崎 県	29.6	33.0	35.2	36.6	37.8	39.6	40.6
熊	本 県	28.8	31.5	33.2	34.3	35.0	36.2	37.1
大	分 県	30.4	33.3	34.8	35.6	36.4	38.1	39.3
宮	崎 県	29.5	32.8	35.0	36.3	37.1	38.7	40.0
鹿	児 島 県	29.4	32.7	35.2	36.7	37.8	39.4	40.8
沖	縄 県	19.7	22.6	24.6	26.1	27.8	30.0	31.4

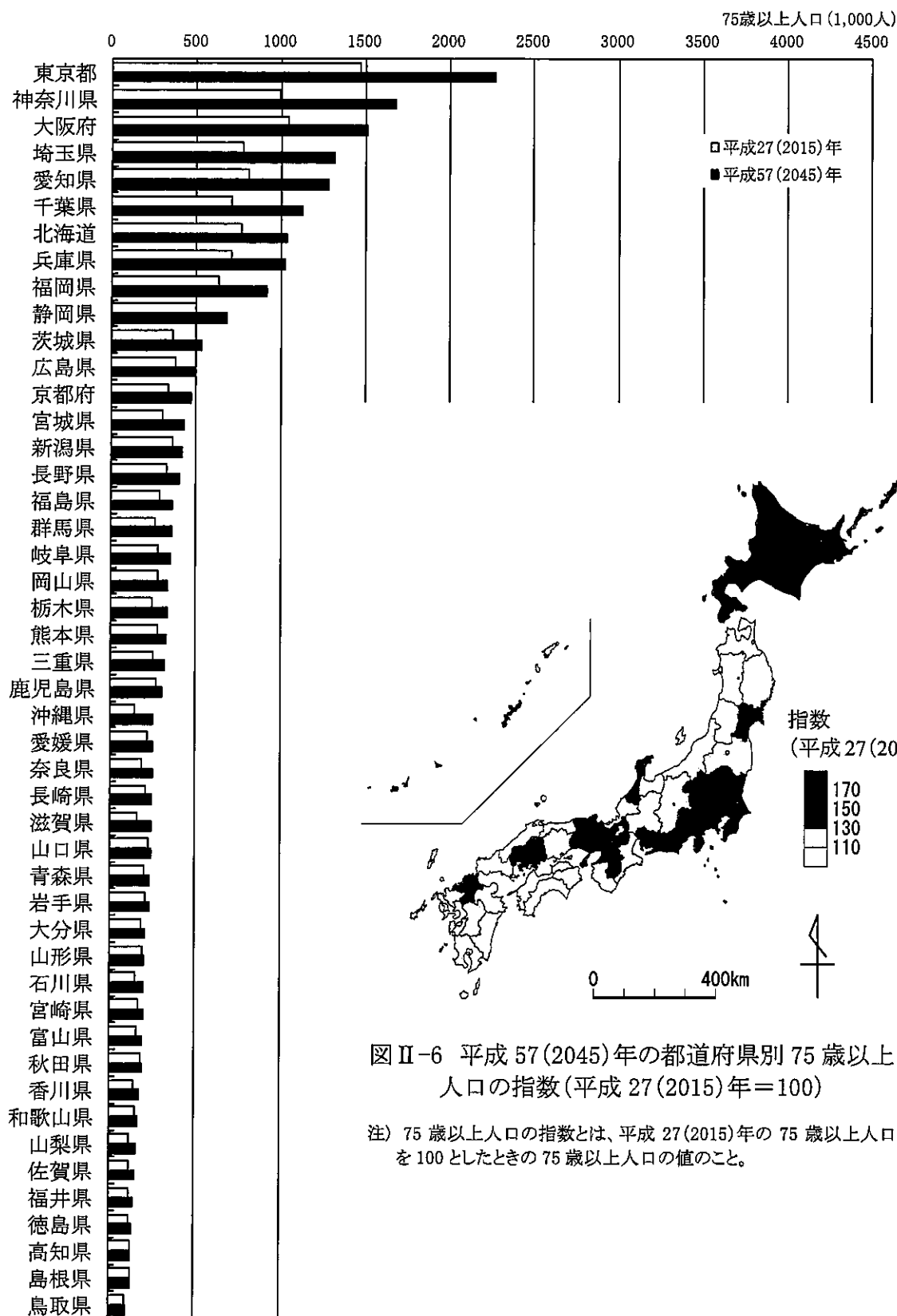


図Ⅱ-4 都道府県別 65 歳以上人口の割合

表Ⅱ-13 都道府県別75歳以上人口と指数(平成27(2015)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成27(2015)年=100)	
	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)	平成42年 (2030)	平成57年 (2045)
全 国	16,322	18,720	21,800	22,884	22,597	22,392	22,767	140.2	139.5
北海道	771	869	1,016	1,092	1,084	1,062	1,040	141.6	134.8
青森県	201	214	241	256	257	250	240	127.6	119.2
岩手県	208	217	236	249	250	244	233	119.7	111.7
宮城県	300	334	390	431	444	441	433	143.6	144.1
秋田県	189	192	209	220	219	208	192	116.6	101.6
山形県	190	193	210	223	224	217	205	117.2	107.8
福島県	287	304	341	372	382	376	360	129.5	125.4
茨城県	363	423	503	545	544	530	527	150.4	145.2
栃木県	240	269	320	349	350	341	336	145.1	139.9
群馬県	262	298	350	372	366	358	360	142.1	137.5
埼玉県	773	990	1,209	1,275	1,246	1,246	1,314	165.0	170.0
千葉県	707	886	1,072	1,126	1,095	1,085	1,130	159.2	159.8
東京都	1,469	1,700	1,946	1,987	1,972	2,067	2,271	135.3	154.6
神奈川県	993	1,230	1,467	1,531	1,512	1,555	1,677	154.1	168.8
新潟県	361	381	429	455	451	436	421	126.1	116.6
富山県	160	178	208	214	205	195	192	133.4	119.9
石川県	153	173	207	216	212	205	205	140.9	133.7
福井県	115	124	141	148	148	145	141	128.6	122.5
山梨県	121	133	151	159	160	159	160	132.0	132.5
長野県	330	361	404	419	413	407	407	126.9	123.4
岐阜県	277	313	361	373	364	355	354	134.7	127.5
静岡県	497	573	666	700	692	681	683	140.8	137.4
愛知県	808	982	1,169	1,212	1,192	1,208	1,279	149.9	158.1
三重県	249	279	318	329	322	319	320	131.8	128.3
滋賀県	160	186	223	239	240	240	246	149.0	153.6
京都府	337	400	476	488	470	460	470	144.6	139.4
大阪府	1,050	1,285	1,507	1,523	1,445	1,433	1,512	145.1	144.0
兵庫県	705	833	984	1,027	1,009	1,003	1,031	145.7	146.2
奈良県	182	217	256	266	257	250	249	146.1	136.4
和歌山県	150	162	179	181	175	168	164	120.9	109.3
鳥取県	90	95	106	113	114	110	105	125.1	115.6
島根県	123	126	139	144	142	134	127	117.4	103.0
岡山県	274	306	352	363	355	342	338	132.2	123.3
広島県	376	433	507	527	514	497	495	139.9	131.5
山口県	227	248	281	288	276	257	245	126.6	107.6
徳島県	121	126	143	150	147	140	133	124.3	110.2
香川県	146	158	184	191	187	178	173	130.7	118.2
愛媛県	217	233	265	277	273	262	252	127.9	116.5
高知県	125	131	147	150	145	136	128	119.7	102.4
福岡県	635	723	862	934	939	922	921	147.1	145.0
佐賀県	121	127	143	155	158	154	148	128.6	122.3
長崎県	214	224	251	270	272	262	248	126.0	115.8
熊本県	275	288	323	347	352	344	329	126.1	119.5
大分県	184	198	225	238	235	224	213	129.3	116.0
宮崎県	171	181	205	221	224	216	203	129.5	118.9
鹿児島県	265	270	295	321	330	322	305	120.9	114.9
沖縄県	145	158	184	216	236	247	255	148.5	175.2

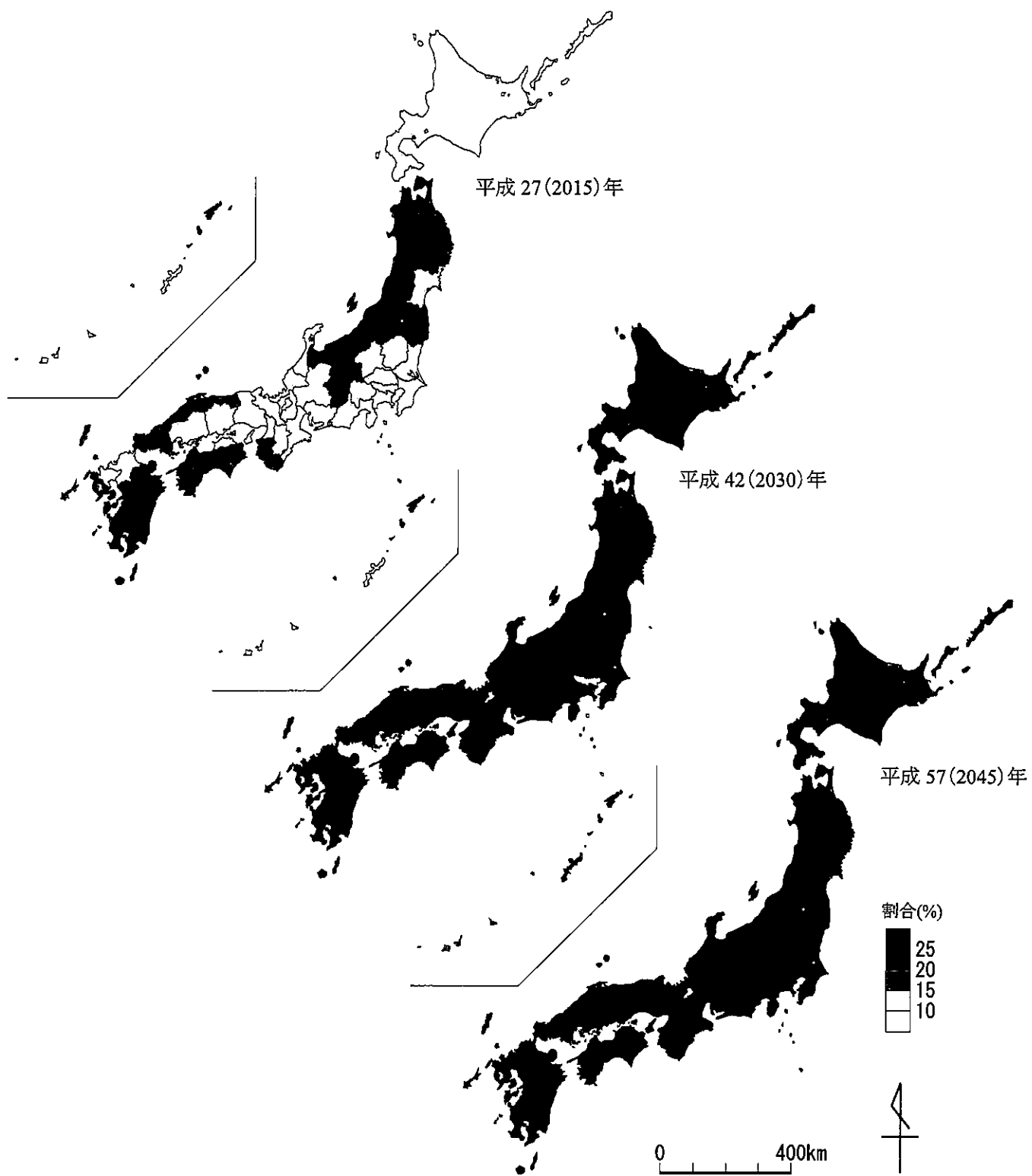
注) 指数とは、平成27(2015)年の75歳以上人口を100としたときの75歳以上人口の値のこと。



図Ⅱ-5 平成 27(2015)年と平成 57(2045)年の都道府県別 75 歳以上人口

表Ⅱ-14 都道府県別75歳以上人口の割合

		(%)						
地	域	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
全	国	12.8	14.9	17.8	19.2	19.6	20.2	21.4
北	海 道	14.3	16.7	20.3	22.8	23.8	24.8	26.0
青	森 県	15.4	17.3	20.8	23.8	25.9	27.5	29.1
岩	手 県	16.3	17.7	20.3	22.8	24.3	25.4	26.3
宮	城 県	12.9	14.5	17.5	20.1	21.7	22.8	23.9
秋	田 県	18.4	20.1	23.6	27.0	29.4	30.9	31.9
山	形 県	16.9	18.0	20.6	23.3	25.0	26.1	26.7
福	島 県	15.0	16.6	19.7	22.8	24.9	26.3	27.4
茨	城 県	12.4	14.9	18.3	20.7	21.6	22.3	23.6
栃	木 県	12.2	13.9	17.1	19.3	20.2	20.7	21.5
群	馬 県	13.3	15.4	18.8	20.7	21.3	21.9	23.2
埼	玉 県	10.6	13.6	16.8	18.0	18.0	18.5	20.1
千	葉 県	11.4	14.3	17.5	18.8	18.8	19.2	20.7
東	京 都	10.9	12.4	14.1	14.3	14.2	15.0	16.7
神	奈 川 県	10.9	13.5	16.2	17.1	17.3	18.2	20.2
新	潟 県	15.7	17.1	20.1	22.4	23.4	24.0	24.8
富	山 県	15.0	17.2	20.9	22.4	22.5	22.6	23.5
石	川 県	13.3	15.3	18.8	20.2	20.5	20.7	21.6
福	井 県	14.7	16.3	19.2	20.9	21.7	22.4	23.0
山	梨 県	14.5	16.6	19.7	22.0	23.3	24.8	26.7
長	野 県	15.7	17.7	20.6	22.3	23.0	23.9	25.2
岐	阜 県	13.6	15.8	19.0	20.5	21.0	21.6	22.7
静	岡 県	13.4	15.9	19.0	20.7	21.3	22.0	23.2
愛	知 県	10.8	13.1	15.7	16.5	16.5	17.1	18.5
三	重 県	13.7	15.8	18.6	20.0	20.4	21.2	22.4
滋	賀 県	11.3	13.2	16.0	17.4	17.9	18.4	19.5
京	都 府	12.9	15.5	19.0	20.1	20.1	20.6	22.0
大	阪 府	11.9	14.7	17.7	18.4	18.1	18.7	20.6
兵	庫 県	12.7	15.3	18.6	20.0	20.4	21.2	22.7
奈	良 県	13.4	16.4	20.3	22.1	22.7	23.4	24.9
和	歌 山 県	15.6	17.6	20.5	21.9	22.3	22.9	23.8
鳥	取 県	15.8	17.0	19.8	21.9	23.0	23.3	23.3
島	根 県	17.7	18.8	21.6	23.4	24.1	24.1	23.9
岡	山 県	14.3	16.2	19.1	20.2	20.4	20.3	20.9
広	島 県	13.2	15.4	18.4	19.6	19.7	19.7	20.4
山	口 県	16.2	18.3	21.7	23.4	23.6	23.3	23.6
徳	島 県	16.0	17.4	20.7	23.0	24.0	24.4	24.9
香	川 県	15.0	16.6	20.0	21.5	21.9	21.8	22.3
愛	媛 県	15.6	17.5	20.8	22.9	23.8	24.3	24.9
高	知 県	17.2	19.0	22.4	24.4	25.1	25.4	25.7
福	岡 県	12.5	14.2	17.1	18.9	19.4	19.6	20.2
佐	賀 県	14.5	15.6	18.2	20.5	21.7	22.1	22.3
長	崎 県	15.6	17.0	20.0	22.7	24.2	24.9	25.3
熊	本 県	15.4	16.5	19.1	21.2	22.4	22.8	22.8
大	分 県	15.7	17.5	20.6	22.7	23.6	23.7	23.8
宮	崎 県	15.5	16.9	20.0	22.7	24.2	24.7	24.6
鹿	児 島 県	16.1	17.0	19.5	22.3	24.2	25.1	25.3
沖	縄 県	10.1	10.9	12.5	14.7	16.1	17.0	17.8



図Ⅱ-7 都道府県別 75 歳以上人口の割合

表Ⅱ-15 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(0-14歳人口)

(%)

ブ ロ ッ ク	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2
東北	6.7	6.3	6.1	5.9	5.6	5.3	4.9
関東	32.7	33.3	33.8	34.3	35.0	35.6	36.1
北関東	5.5	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8
南関東	27.3	28.0	28.6	29.3	30.0	30.7	31.3
中部	17.6	17.4	17.2	17.2	17.2	17.1	17.1
近畿	17.9	17.7	17.5	17.3	17.2	17.2	17.1
中国	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
四国	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5
九州・沖縄	12.4	12.7	12.9	13.0	13.0	12.9	12.9

表Ⅱ-16 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(15-64歳人口)

(%)

ブ ロ ッ ク	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5
東北	6.9	6.5	6.2	5.9	5.7	5.5	5.2
関東	35.3	36.1	36.8	37.4	37.7	38.2	38.7
北関東	5.4	5.3	5.2	5.1	5.1	5.0	4.9
南関東	29.9	30.8	31.6	32.2	32.7	33.2	33.9
中部	16.6	16.6	16.6	16.5	16.5	16.4	16.4
近畿	17.6	17.7	17.7	17.6	17.4	17.2	17.1
中国	5.6	5.5	5.5	5.5	5.6	5.6	5.6
四国	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
九州・沖縄	11.1	10.9	10.7	10.7	10.8	10.9	11.0

表Ⅱ-17 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(65歳以上人口)

(%)

ブ ロ ッ ク	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.6	4.7	4.7	4.7	4.6	4.5	4.4
東北	7.7	7.8	7.8	7.7	7.4	7.1	6.9
関東	31.0	31.2	31.4	32.0	32.9	33.8	34.5
北関東	5.4	5.5	5.6	5.5	5.5	5.4	5.3
南関東	25.6	25.7	25.9	26.5	27.5	28.4	29.1
中部	17.2	17.0	17.0	16.9	16.9	16.8	16.8
近畿	17.9	17.8	17.6	17.5	17.6	17.7	17.6
中国	6.4	6.3	6.2	6.1	5.9	5.8	5.7
四国	3.5	3.4	3.4	3.3	3.1	3.0	2.9
九州・沖縄	11.6	11.8	11.9	11.8	11.6	11.3	11.2

表Ⅱ-18 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(75歳以上人口)

(%)

ブ ロ ッ ク	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成57年 (2045)
北海道	4.7	4.6	4.7	4.8	4.8	4.7	4.6
東北	8.4	7.8	7.5	7.7	7.9	7.8	7.3
関東	29.5	31.0	31.5	31.4	31.4	32.1	33.4
北関東	5.3	5.3	5.4	5.5	5.6	5.5	5.4
南関東	24.2	25.7	26.1	25.9	25.8	26.6	28.1
中部	17.3	17.2	17.1	17.0	17.0	16.9	16.9
近畿	17.4	18.0	18.1	17.7	17.3	17.3	17.5
中国	6.7	6.4	6.4	6.3	6.2	6.0	5.7
四国	3.7	3.5	3.4	3.4	3.3	3.2	3.0
九州・沖縄	12.3	11.6	11.4	11.8	12.2	12.0	11.5

地域区分は表Ⅱ-3～Ⅱ-5に同じ。

Ⅲ. 市区町村別にみた推計結果の概要

1. 市区町村別総人口の推移	77
2. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口の推移	79
3. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口割合の推移	82
図表目次	86

Ⅲ. 市区町村別にみた推計結果の概要

将来人口を市区町村別にまとめるにあたり、区別に推計を実施した 12 政令指定都市(札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)については市を単位とし、東京 23 区は区を単位とした。「Ⅲ. 市区町村別にみた推計結果の概要」で対象となる市区町村は 2018 年 3 月 1 日現在の 1,682 市区町村(778 市、東京 23 区、713 町、168 村)であり、県全体について将来人口を推計した福島県内の市町村は含まない。

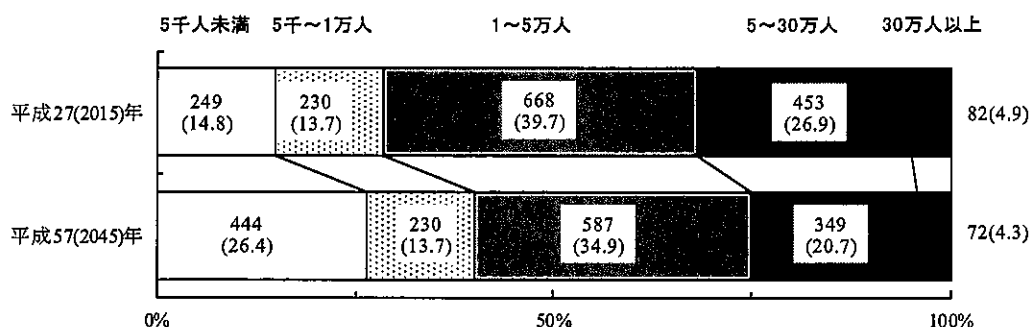
1. 市区町村別総人口の推移

(1)人口規模別市区町村数

先に公表された「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」「(出生中位・死亡中位推計)(以下、「全国推計」)によれば、わが国の総人口は今後長期の減少過程に入る。今回の推計によれば、多くの市区町村で総人口が減少するため、総人口が 5 千人未満の市区町村が顕著に増加する(図 1;表Ⅲ-1、2)。

総人口の規模別に市区町村数の変化をみると、平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけて、総人口が 5 万人以上の市区町村は 535 から 421 に減少する。他方で、総人口が 5 万人未満の市区町村は 1,147 から 1,261 に増加する。しかし、その内訳をみると、総人口が 5 千人以上 5 万人未満の市区町村は 898 から 817 へ減少するのに対し、総人口が 5 千人未満の市区町村は 249 から 444 へ 1.8 倍増となる。その結果、総人口が 5 千人未満の市区町村の全市区町村に占める割合は、平成 57(2045)年には、平成 27(2015)年の 14.8%から 26.4%へと 11.6 ポイント上昇する。

図 1 平成 27(2015)年と平成 57(2045)年における総人口の規模別にみた市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(2)地域ブロック別にみた人口規模別市区町村数

地域ブロック別にみると(表Ⅲ-1、2)、平成 57(2045)年に総人口が 5 千人未満の市区町村が最も多くなるのは北海道(120)、中部(68)、九州・沖縄(67)、東北(53)の順であり、これら 4 ブロックで総人口が 5 千人未満の市区町村の 69.4%を占める。このうち東北は、平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけてその数が 19 から 53 へ 2.8 倍に増加する。また、北海道では、平成 57(2045)年には、3 分の 2 以上の市区町村で総人口が 5 千人未満になる。

他方で、南関東は人口集中の著しい地域であり、総人口の規模の大きい市区町村が多い。このため、平成 57(2045)年においても総人口が 5 万人以上の市区町村の割合が 56.1%であるのに対し、総人口が 5 千人未満の市区町村は 11.3%にとどまる。

(3)総人口

国勢調査によれば、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年にかけてすでに 1,367 市区町村(全市区町村の 81.3%)で総人口が減少している。今回の推計によれば(表 1;表Ⅲ-3、4)、総人口が減少する市区町村は今後も増加し、平成 32(2020)年から平成 37(2025)年にかけては 1,537 市区町村(91.4%)、平成 42(2030)年から平成 47(2035)年にかけては 1,615 市区町村(96.0%)、平成 52(2040)年から平成 57(2045)年にかけては 1,664 市区町村(98.9%)で総人口が減少する。

表 1 総人口が減少する市区町村数と割合

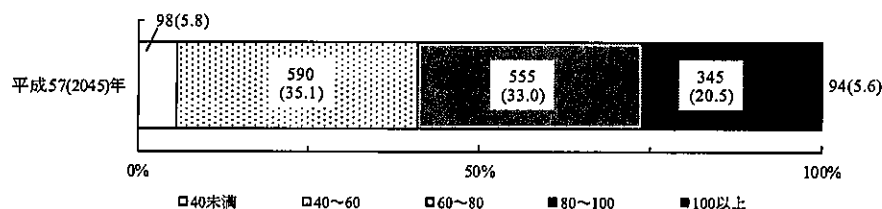
	平成22(2010)～ 平成27(2015)年 ^{注)}	平成32(2020)～ 平成37(2025)年	平成42(2030)～ 平成47(2035)年	平成52(2040)～ 平成57(2045)年
人口減少市区町村数	1,367	1,537	1,615	1,664
人口減少市区町村割合(%)	81.3	91.4	96.0	98.9

注) 平成30(2018)年3月1日現在の1,682市区町村に組替えた値で集計。平成22(2010)～平成27(2015)年は国勢調査による実績値。

(4)総人口の指数

「全国推計」によれば、平成 57(2045)年の総人口を、平成 27(2015)年を 100 としたときの総人口の指数でみると、83.7 となる。今回の推計によると(図 2:表Ⅲ-5、6)、指数が 100 を超える、すなわち平成 27(2015)年より総人口が多い市区町村は 94(全市区町村の 5.6%)である。残る 1,588 市区町村(94.4%)は指数が 100 未満であり、その内訳をみると、80 以上 100 未満の市区町村は 345(20.5%)、60 以上 80 未満の市区町村は 555(33.0%)、60 未満の市区町村は 688(40.9%)である。すなわち、平成 57(2045)年までに、全市区町村の 73.9%を占める 1,243 市区町村で、平成 27(2015)年に比べて総人口が 2 割以上減少する。さらに、このうちの 334 市区町村(19.9%)では指数が 50 未満、すなわち平成 27(2015)年に比べて総人口が半分以下になる。

図2 平成 57(2045)年における総人口の指数別市区町村数と割合(平成 27(2015)年=100 とした場合)



注1) 総人口の指数とは、平成27(2015)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。
 注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。
 注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(5)地域ブロック別にみた総人口および総人口の指数

平成 57(2045)年の総人口の指数(平成 27(2015)年=100 とした場合)を、地域ブロック別にみると(表Ⅲ-5、6)、南関東を除くすべてのブロックで100未満の市区町村が9割以上を占める。なかでも北海道は全市区町村で総人口の指数が100未満であり、東北、中国、四国では総人口の指数が100未満の市区町村の割合が98%以上と高い値を示す。また、総人口の指数が60未満、すなわち平成 27(2015)年に比べて総人口が4割以上減少する市区町村は、北海道(131)、九州・沖縄(108)の順に多い。総人口の指数が60未満の市区町村の割合が高いのは、北海道(73.2%)、東北(63.7%)、四国(54.7%)の順で、これらのブロックでは半分以上の市区町村で総人口の指数が60未満になっている。

総人口の指数が100以上の市区町村が多いのは、南関東(39)、九州・沖縄(26)の順である。また、総人口の指数が100以上の市区町村の割合が最も高いのは南関東(18.4%)で、続いて九州・沖縄(9.5%)の順となる。南関東は大都市とその郊外に相当する地域であり、九州・沖縄については沖縄県の影響が大きい。

2. 年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、75歳以上)別人口の推移

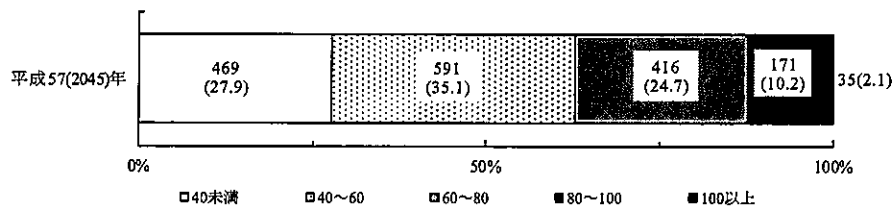
(1)0-14歳人口

「全国推計」によれば、わが国の0-14歳人口は今後減少する。平成 57(2045)年の0-14歳人口を、平成 27(2015)年を100としたときの0-14歳人口の指数でみると、71.4となる。

今回の推計によれば(図3;表Ⅲ-7、8)、指数が100を超える、すなわち2015年より0-14歳人口が多い市区町村は35(全市区町村の2.1%)である。残る1,647市区町村(97.9%)は指数が100未満であり、その内訳をみると、80以上100未満の市区町村は171(10.2%)、60以上80未満の市区町村は416(24.7%)、40以上60未満の市区町村は591(35.1%)、40未満の市区町村は469(27.9%)である。平成 57(2045)年には、全市区町村の63.0%を占める1,060市区町村で、平成 27(2015)年に比べて0-14歳人口が4割以上減少する。さらに、このうちの777市区町村(46.2%)

では指数が 50 未満、すなわち半数近い市区町村で平成 27(2015)年に比べて平成 57(2045)年の 0-14 歳人口は半分以下になる。

図 3 平成 57(2045)年における 0-14 歳人口の指数別市区町村数と割合(平成 27(2015)年=100 とした場合)



注1) 0-14歳人口の指数とは、平成27(2015)年の0-14歳人口を100としたときの0-14歳人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

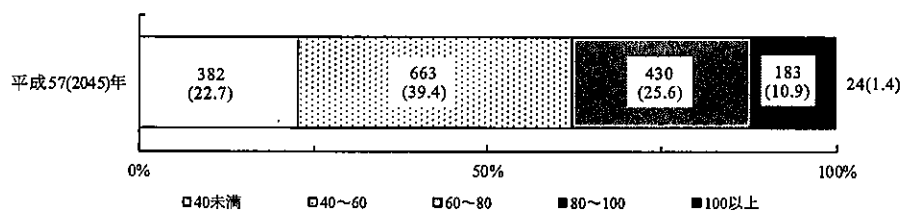
注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(2)15-64 歳人口

「全国推計」によれば、わが国の 15-64 歳人口は今後減少する。平成 57(2045)年の 15-64 歳人口を、平成 27(2015)年を 100 としたときの 15-64 歳人口の指数でみると、72.3 となる。

今回の推計によれば(図 4;表Ⅲ-9、10)、指数が 100 を超える、すなわち 2015 より 15-64 歳人口が多い市区町村は 24(全市区町村の 1.4%)である。残る 1,658 市区町村(98.6%)は指数が 100 未満であり、その内訳をみると、80 以上 100 未満の市区町村は 183(10.9%)、60 以上 80 未満の市区町村は 430(25.6%)、40 以上 60 未満の市区町村は 663(39.4%)、40 未満の市区町村は 382(22.7%)である。平成 57(2045)年には、全市区町村の 62.1%を占める 1,045 市区町村で、平成 27(2015)年に比べて 15-64 歳人口が 4 割以上減少する。さらに、このうちの 729 市区町村(43.3%)では指数が 50 未満、すなわち平成 27(2015)年に比べて 15-64 歳人口が半分以下になる。

図 4 平成 57(2045)年における 15-64 歳人口の指数別市区町村数と割合(平成 27(2015)年=100 とした場合)



注1) 15-64歳人口の指数とは、平成27(2015)年の15-64歳人口を100としたときの15-64歳人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

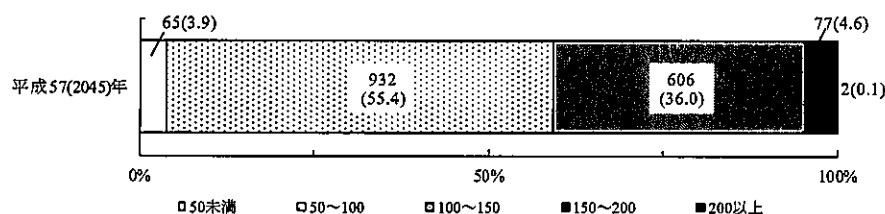
(3)65 歳以上人口

「全国推計」によれば、わが国の 65 歳以上人口は今後増加する。平成 57(2045)年の 65 歳以上人口を、平成 27(2015)年を 100 としたときの 65 歳以上人口の指数でみると、115.7 となる。

今回の推計によれば(図 5;表Ⅲ-11、12)、指数が 100 を超える、すなわち 2015 年より 65 歳以上人口が多い市区町村は 685(全市区町村の 40.7%)であり、その内訳をみると、100 以上 150 未満の市区町村は 606(36.0%)、150 以上の市区町村は 79(4.7%)である。残る 997 市区町村(59.3%)は指数が 100 未満であり、その内訳をみると、50 以上 100 未満の市区町村は 932(55.4%)、50 未満の市区町村は 65(3.9%)である。

総人口の減少に伴い、65 歳以上人口も増加から停滞ないし減少に転じる市区町村が増える。平成 27(2015)年以降平成 57 年(2045)年までの間に 65 歳以上人口が最大となる年次をみると、平成 32(2020)年が 523 市区町村(31.1%)で最も多く、平成 57(2045)年が 377 市区町村(22.4%)、平成 27(2015)年が 308 市区町村(18.3%)、平成 37(2025)年が 260 市区町村(15.5%)の順になっている(表 2)。平成 37(2025)年までに 65 歳以上人口が最大となるのは 1,091 市区町村(64.9%)である。

図 5 平成 57(2045)年における 65 歳以上人口の指数別市区町村数と割合(平成 27(2015)年=100 とした場合)



注1) 65歳以上人口の指数とは、平成27(2015)年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

表 2 平成 27(2015)年以降で 65 歳以上人口が最大となる年次別市区町村数と割合

	平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 (2030)年	平成47 (2035)年	平成52 (2040)年	平成57 (2045)年
市区町村数	308	523	260	48	9	157	377
割合(%)	18.3	31.1	15.5	2.9	0.5	9.3	22.4

注1) 平成30(2018)年3月1日現在の1,682市区町村に組替えた値で集計。

注2) 65歳以上人口が最大となる年次が複数あった5町村については、より新しい年次を最大となる年として集計した。

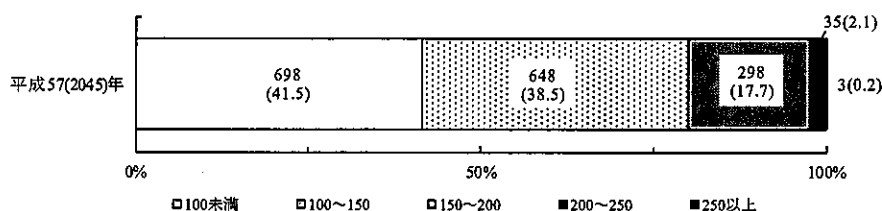
(4)75 歳以上人口

「全国推計」によれば、わが国の 75 歳以上人口は今後増加する。平成 57(2045)年の 75 歳以上人口を、平成 27(2015)年を 100 としたときの 75 歳以上人口の指数でみると、139.5 となる。

今回の推計によれば(図 6;表Ⅲ-13、14)、指数が 100 を超える、すなわち 2015 年より 75 歳以上人口が多い市区町村は 984(58.5%)であり、その内訳をみると、100 以上 150 未満の市区町村は 648(38.5%)、150 以上 200 未満の市区町村は 298(17.7%)、200 以上の市区町村は 38(2.3%)

である。平成 57(2045)年には、全市区町村の 20.0%を占める 336 市区町村で、平成 27(2015)年に比べて 75 歳以上人口が 5 割以上増加し、なかでも 38 市区町村(2.3%)では 2 倍以上となる。他方、指数が 100 未満、すなわち 2015 年より 75 歳以上人口が少ない市区町村は 698 市区町村(41.5%)である。

図 6 平成 57(2045)年における 75 歳以上人口の指数別市区町村数と割合(平成 27(2015)年=100 とした場合)



注1) 75歳以上人口の指数とは、平成27(2015)年の75歳以上人口を100としたときの75歳以上人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(5)地域ブロック別にみた年齢別人口の推移

平成 57(2045)年の 75 歳以上人口の指数(平成 27(2015)年=100 とした場合)を、地域ブロック別にみると(表Ⅲ-13、14)、地域差がみられる。75 歳以上人口の指数 100 以上の市区町村の割合が高いのは、南関東(88.7%)、北関東(86.5%)の順である。このうち南関東では、75 歳以上人口の指数 150 を上回る、すなわち平成 27(2015)年に比べて 75 歳以上人口が 5 割以上増加する市区町村が 54.2%と高い値を示す。他方、75 歳以上人口の指数 100 未満の市区町村の割合が高いのは北海道(72.1%)、四国(67.4%)、中国(62.6%)、東北(60.7%)の順である。平成 57(2045)年の 75 歳以上人口が平成 27(2015)年を上回る市区町村は、大都市とその郊外を中心に分布することがわかる。

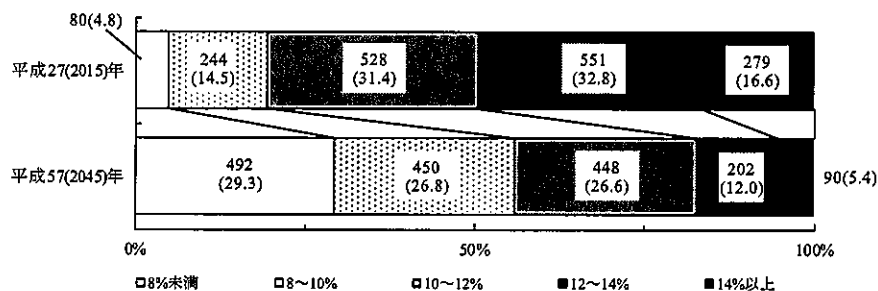
3. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口割合の推移

(1)0-14 歳人口割合

「全国推計」によれば、全国の 0-14 歳人口が総人口に占める割合は平成 27(2015)年の 12.5%から平成 57(2045)年の 10.7%へ低下する。

今回の推計によれば(図 7;表Ⅲ-15、16)、平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけて 0-14 歳人口割合が低下するのは 1,611 市区町村(全市区町村の 95.8%)である。この間に、0-14 歳人口割合 10%未満の市区町村は 324(19.3%)から 942(56.0%)へ増加するのに対し、0-14 歳人口割合 14%以上の市区町村は 279(16.6%)から 90(5.4%)へ減少する。

図7 平成27(2015)年と平成57(2045)年における0-14歳人口割合別市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

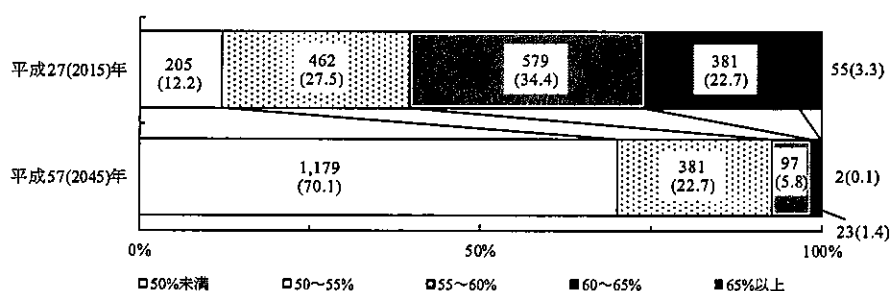
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(2)15-64歳人口割合

「全国推計」によれば、全国の15-64歳人口が総人口に占める割合は平成27(2015)年の60.8%から平成57(2045)年の52.5%へ低下する。

今回の推計によれば(図8;表Ⅲ-17、18)、平成27(2015)年から平成57(2045)年にかけて15-64歳人口割合が低下するのは1,674市区町村(全市区町村の99.5%)である。この間に、15-64歳人口50%未満の市区町村は実数では205から1,179へ5.8倍、割合では12.2%から70.1%へ57.9ポイント増となるのに対し、15-64歳人口割合60%以上の市区町村は436(25.9%)から25(1.5%)へ減少する。

図8 平成27(2015)年と平成57(2045)年における15-64歳人口割合別市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

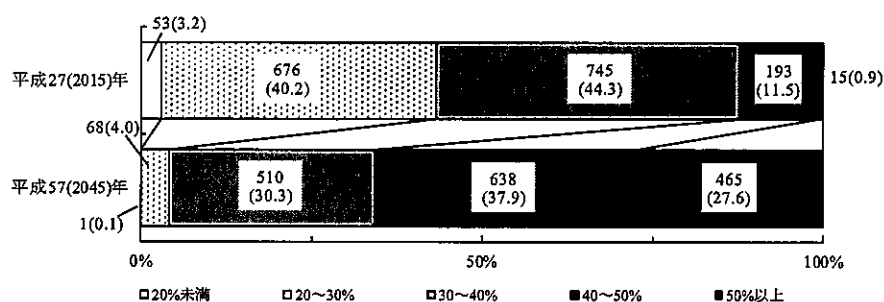
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(3)65 歳以上人口割合

「全国推計」によれば、全国の 65 歳以上人口が総人口に占める割合は平成 27(2015)年の 26.6%から平成 57(2045)年の 36.8%へ上昇する。

今回の推計によれば(図 9;表Ⅲ-19、20)、平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけて 65 歳以上人口割合が上昇するのは 1,671 市区町村(全市区町村の 99.3%)である。この間に、65 歳以上人口割合 50%以上の市区町村は 15(0.9%)から 465(27.6%)に増加するのに対し、65 歳以上人口割合 30%未満の市区町村は 729(43.3%)から 69(4.1%)となる。

図 9 平成 27(2015)年と平成 57(2045)年における 65 歳以上人口割合別市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

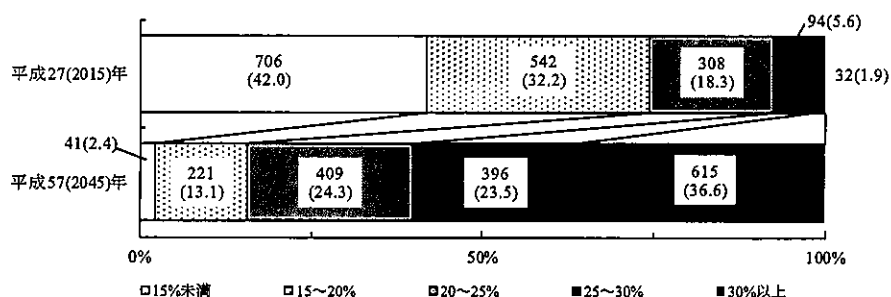
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(4)75 歳以上人口割合

「全国推計」によれば、全国の 75 歳以上人口が総人口に占める割合は平成 27(2015)年の 12.8%から平成 57(2045)年の 21.4%へ上昇する。

今回の推計によれば(図 10;表Ⅲ-21、22)、平成 27(2015)年から平成 57(2045)年にかけて 75 歳以上人口割合が上昇するのは 1,679 市区町村(全市区町村の 99.8%)である。この間に、75 歳以上人口割合 30%以上の市区町村は 32(1.9%)から 615(36.6%)に増加するのに対し、75 歳以上人口割合 15%未満の市区町村は 706(42.0%)から 41(2.4%)となる。

図 10 平成 27(2015)年と平成 57(2045)年における 75 歳以上人口割合別市区町村数と割合



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,682市区町村に占める割合(%)。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

(5)地域ブロック別にみた年齢別人口割合の推移

これまで述べてきたように、各市区町村の年齢構成は全般的にみて高齢化が進行する結果となっているが、地域ブロック別にみると若干その状況は異なる。著しく高齢化が進行する市区町村の割合が高いのは、北海道、東北、中国、四国であり(表Ⅲ-15、16、17、18、19、20、21、22)、例えば北海道では、平成 57(2045)年の 15-64 歳人口割合 50%未満の市区町村が 91.6%を占める一方で、同年の 75 歳以上人口割合 30%以上の市区町村は 55.9%を占める。

以上の 4 ブロックと対照的なのは南関東である。南関東は、平成 57(2045)年に 75 歳以上人口割合 30%以上の市区町村は 18.4%であり、15-64 歳人口割合 55%以上の市区町村が 27.4%を占める。

図表目次

表

表Ⅲ-1	地域ブロック別総人口の規模別市区町村数	87
表Ⅲ-2	地域ブロック別総人口の規模別市区町村割合	88
表Ⅲ-3	地域ブロック別総人口が減少する市区町村数	89
表Ⅲ-4	地域ブロック別総人口が減少する市区町村割合	89
表Ⅲ-5	地域ブロック別総人口の指数別市区町村数	90
表Ⅲ-6	地域ブロック別総人口の指数別市区町村割合	90
表Ⅲ-7	地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村数	91
表Ⅲ-8	地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村割合	91
表Ⅲ-9	地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村数	92
表Ⅲ-10	地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村割合	92
表Ⅲ-11	地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村数	93
表Ⅲ-12	地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村割合	93
表Ⅲ-13	地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村数	94
表Ⅲ-14	地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村割合	94
表Ⅲ-15	地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村数	95
表Ⅲ-16	地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村割合	96
表Ⅲ-17	地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村数	97
表Ⅲ-18	地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村割合	98
表Ⅲ-19	地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村数	99
表Ⅲ-20	地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村割合	100
表Ⅲ-21	地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村数	101
表Ⅲ-22	地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村割合	102

表Ⅲ-1 地域ブロック別総人口の規模別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	平成27(2015)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	77	45	35	7	6	7	1		1	179
東北	19	34	57	24	21	11	1		1	168
関東	16	22	58	44	65	78	17	13	3	316
北関東	6	7	29	20	23	16	2	1		104
南関東	10	15	29	24	42	62	15	12	3	212
中部	46	35	75	53	64	30	9	3	1	316
近畿	21	26	55	29	47	33	10	3	3	227
中国	15	10	34	19	10	15	2	1	1	107
四国	18	16	29	16	8	5	2	1		95
九州・沖縄	37	42	86	47	36	17	5	3	1	274
総計	249	230	429	239	257	196	47	24	11	1,682

ブロック	平成42(2030)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	99	33	27	6	6	6	1		1	179
東北	33	35	56	16	17	10			1	168
関東	20	30	59	42	60	71	17	14	3	316
北関東	9	7	30	21	21	13	2	1		104
南関東	11	23	29	21	39	58	15	13	3	212
中部	51	47	79	44	56	27	8	3	1	316
近畿	26	27	59	29	43	27	11	2	3	227
中国	19	12	36	16	6	14	2	1	1	107
四国	26	13	33	10	6	4	3			95
九州・沖縄	49	43	88	40	29	17	4	3	1	274
総計	323	240	437	203	223	176	46	23	11	1,682

ブロック	平成57(2045)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	120	22	20	6	5	5			1	179
東北	53	35	43	16	13	7		1		168
関東	34	35	56	40	51	68	17	12	3	316
北関東	10	19	24	19	18	12	2			104
南関東	24	16	32	21	33	56	15	12	3	212
中部	68	37	84	40	52	23	8	3	1	316
近畿	42	29	51	31	39	23	8	1	3	227
中国	24	19	31	11	6	12	2	1	1	107
四国	36	10	31	8	5	3	2			95
九州・沖縄	67	43	83	36	24	13	4	3	1	274
総計	444	230	399	188	195	154	41	21	10	1,682

地域区分は以下の通り

北海道:北海道 東北:青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県

北関東:茨城県, 栃木県, 群馬県 南関東:埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県

中部:新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県

近畿:三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県

中国:鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県 四国:徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

九州・沖縄:福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

表Ⅲ-2 地域ブロック別総人口の規模別市区町村割合

(%)

ブロック	平成27(2015)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	43.0	25.1	19.6	3.9	3.4	3.9	0.6		0.6	100
東北	11.3	20.2	33.9	14.3	12.5	6.5	0.6		0.6	100
関東	5.1	7.0	18.4	13.9	20.6	24.7	5.4	4.1	0.9	100
北関東	5.8	6.7	27.9	19.2	22.1	15.4	1.9	1.0		100
南関東	4.7	7.1	13.7	11.3	19.8	29.2	7.1	5.7	1.4	100
中部	14.6	11.1	23.7	16.8	20.3	9.5	2.8	0.9	0.3	100
近畿	9.3	11.5	24.2	12.8	20.7	14.5	4.4	1.3	1.3	100
中国	14.0	9.3	31.8	17.8	9.3	14.0	1.9	0.9	0.9	100
四国	18.9	16.8	30.5	16.8	8.4	5.3	2.1	1.1		100
九州・沖縄	13.5	15.3	31.4	17.2	13.1	6.2	1.8	1.1	0.4	100
総計	14.8	13.7	25.5	14.2	15.3	11.7	2.8	1.4	0.7	100

ブロック	平成42(2030)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	55.3	18.4	15.1	3.4	3.4	3.4	0.6		0.6	100
東北	19.6	20.8	33.3	9.5	10.1	6.0			0.6	100
関東	6.3	9.5	18.7	13.3	19.0	22.5	5.4	4.4	0.9	100
北関東	8.7	6.7	28.8	20.2	20.2	12.5	1.9	1.0		100
南関東	5.2	10.8	13.7	9.9	18.4	27.4	7.1	6.1	1.4	100
中部	16.1	14.9	25.0	13.9	17.7	8.5	2.5	0.9	0.3	100
近畿	11.5	11.9	26.0	12.8	18.9	11.9	4.8	0.9	1.3	100
中国	17.8	11.2	33.6	15.0	5.6	13.1	1.9	0.9	0.9	100
四国	27.4	13.7	34.7	10.5	6.3	4.2	3.2			100
九州・沖縄	17.9	15.7	32.1	14.6	10.6	6.2	1.5	1.1	0.4	100
総計	19.2	14.3	26.0	12.1	13.3	10.5	2.7	1.4	0.7	100

ブロック	平成57(2045)年の人口規模(人)									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	67.0	12.3	11.2	3.4	2.8	2.8			0.6	100
東北	31.5	20.8	25.6	9.5	7.7	4.2		0.6		100
関東	10.8	11.1	17.7	12.7	16.1	21.5	5.4	3.8	0.9	100
北関東	9.6	18.3	23.1	18.3	17.3	11.5	1.9			100
南関東	11.3	7.5	15.1	9.9	15.6	26.4	7.1	5.7	1.4	100
中部	21.5	11.7	26.6	12.7	16.5	7.3	2.5	0.9	0.3	100
近畿	18.5	12.8	22.5	13.7	17.2	10.1	3.5	0.4	1.3	100
中国	22.4	17.8	29.0	10.3	5.6	11.2	1.9	0.9	0.9	100
四国	37.9	10.5	32.6	8.4	5.3	3.2	2.1			100
九州・沖縄	24.5	15.7	30.3	13.1	8.8	4.7	1.5	1.1	0.4	100
総計	26.4	13.7	23.7	11.2	11.6	9.2	2.4	1.2	0.6	100

注) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表Ⅲ-3 地域ブロック別総人口が減少する市区町村数

(市区町村数)

ブロック	2010～ 2015年 ^{注1)}	2015～ 2020年	2020～ 2025年	2025～ 2030年	2030～ 2035年	2035～ 2040年	2040～ 2045年
北海道	171	176	175	179	179	179	179
東北	153	160	165	165	167	168	168
関東	208	228	253	275	286	298	306
北関東	88	94	99	100	101	103	104
南関東	120	134	154	175	185	195	202
中部	259	277	289	297	309	312	314
近畿	181	199	215	219	221	225	226
中国	92	96	106	106	106	107	107
四国	90	92	92	92	95	95	95
九州・沖縄	213	229	242	249	252	262	269
総計	1,367	1,457	1,537	1,582	1,615	1,646	1,664

注1) 平成30(2018)年3月1日現在の1,682市区町村に組替えた値で集計。

注2) 2010～2015年は国勢調査による実績値を示す。

表Ⅲ-4 地域ブロック別総人口が減少する市区町村割合

(%)

ブロック	2010～ 2015年 ^{注1)}	2015～ 2020年	2020～ 2025年	2025～ 2030年	2030～ 2035年	2035～ 2040年	2040～ 2045年
北海道	95.5	98.3	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0
東北	91.1	95.2	98.2	98.2	99.4	100.0	100.0
関東	65.8	72.2	80.1	87.0	90.5	94.3	96.8
北関東	84.6	90.4	95.2	96.2	97.1	99.0	100.0
南関東	56.6	63.2	72.6	82.5	87.3	92.0	95.3
中部	82.0	87.7	91.5	94.0	97.8	98.7	99.4
近畿	79.7	87.7	94.7	96.5	97.4	99.1	99.6
中国	86.0	89.7	99.1	99.1	99.1	100.0	100.0
四国	94.7	96.8	96.8	96.8	100.0	100.0	100.0
九州・沖縄	77.7	83.6	88.3	90.9	92.0	95.6	98.2
総計	81.3	86.6	91.4	94.1	96.0	97.9	98.9

注1) 平成30(2018)年3月1日現在の1,682市区町村に組替えた値で集計。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表Ⅲ-5 地域ブロック別総人口の指数別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	平成42(2030)年の人口指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	40未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100～110	110以上	
北海道			9	46	79	34	8	3		179
東北			1	28	72	47	15	4	1	168
関東			2	9	57	95	86	56	11	316
北関東			2	5	21	45	26	4	1	104
南関東				4	36	50	60	52	10	212
中部			3	27	71	100	86	27	2	316
近畿		1	8	23	44	69	68	12	2	227
中国			1	9	32	41	21	3		107
四国			2	16	34	28	12	3		95
九州・沖縄			1	17	92	74	57	23	10	274
総計		1	27	175	481	488	353	131	26	1,682

ブロック	平成57(2045)年の人口指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	40未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100～110	110以上	
北海道	30	55	46	27	11	6	4			179
東北	13	43	51	34	12	11	3		1	168
関東	6	17	48	54	55	46	48	30	12	316
北関東	4	8	18	26	26	12	7	2	1	104
南関東	2	9	30	28	29	34	41	28	11	212
中部	7	38	56	55	60	62	22	13	3	316
近畿	17	26	36	42	40	41	18	5	2	227
中国	3	12	24	36	10	7	14	1		107
四国	13	17	22	19	13	8	2	1		95
九州・沖縄	9	28	71	42	45	29	24	16	10	274
総計	98	236	354	309	246	210	135	66	28	1,682

注) 総人口の指数とは、平成27(2015)年の総人口を100としたときの各年次の総人口の値のこと。

表Ⅲ-6 地域ブロック別総人口の指数別市区町村割合

(%)

ブロック	平成42(2030)年の人口指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	40未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100～110	110以上	
北海道			5.0	25.7	44.1	19.0	4.5	1.7		100
東北			0.6	16.7	42.9	28.0	8.9	2.4	0.6	100
関東			0.6	2.8	18.0	30.1	27.2	17.7	3.5	100
北関東			1.9	4.8	20.2	43.3	25.0	3.8	1.0	100
南関東				1.9	17.0	23.6	28.3	24.5	4.7	100
中部			0.9	8.5	22.5	31.6	27.2	8.5	0.6	100
近畿		0.4	3.5	10.1	19.4	30.4	30.0	5.3	0.9	100
中国			0.9	8.4	29.9	38.3	19.6	2.8		100
四国			2.1	16.8	35.8	29.5	12.6	3.2		100
九州・沖縄			0.4	6.2	33.6	27.0	20.8	8.4	3.6	100
総計		0.1	1.6	10.4	28.6	29.0	21.0	7.8	1.5	100

ブロック	平成57(2045)年の人口指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	40未満	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100～110	110以上	
北海道	16.8	30.7	25.7	15.1	6.1	3.4	2.2			100
東北	7.7	25.6	30.4	20.2	7.1	6.5	1.8		0.6	100
関東	1.9	5.4	15.2	17.1	17.4	14.6	15.2	9.5	3.8	100
北関東	3.8	7.7	17.3	25.0	25.0	11.5	6.7	1.9	1.0	100
南関東	0.9	4.2	14.2	13.2	13.7	16.0	19.3	13.2	5.2	100
中部	2.2	12.0	17.7	17.4	19.0	19.6	7.0	4.1	0.9	100
近畿	7.5	11.5	15.9	18.5	17.6	18.1	7.9	2.2	0.9	100
中国	2.8	11.2	22.4	33.6	9.3	6.5	13.1	0.9		100
四国	13.7	17.9	23.2	20.0	13.7	8.4	2.1	1.1		100
九州・沖縄	3.3	10.2	25.9	15.3	16.4	10.6	8.8	5.8	3.6	100
総計	5.8	14.0	21.0	18.4	14.6	12.5	8.0	3.9	1.7	100

注1) 総人口の指数とは、平成27(2015)年の総人口を100としたときの各年次の総人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表Ⅲ-7 地域ブロック別0-14歳人口の指数別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	平成42(2030)年の0-14歳人口の指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上	
北海道		2	23	54	57	29	13	1		179
東北		4	12	44	52	37	14	4	1	168
関東		2	9	38	66	85	48	42	26	316
北関東		2	6	13	34	29	15	3	2	104
南関東			3	25	32	56	33	39	24	212
中部		1	13	42	71	107	51	25	6	316
近畿		7	13	28	58	58	45	16	2	227
中国			1	11	28	32	20	14	1	107
四国			9	18	29	19	17	2	1	95
九州・沖縄			5	21	56	71	68	33	20	274
総計		16	85	256	417	438	276	137	57	1,682

ブロック	平成57(2045)年の0-14歳人口の指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上	
北海道	59	43	41	20	10	6				179
東北	35	48	44	20	12	7	2			168
関東	21	45	39	52	47	34	36	23	19	316
北関東	11	16	22	26	16	7	3	2	1	104
南関東	10	29	17	26	31	27	33	21	18	212
中部	21	40	57	60	64	40	21	9	4	316
近畿	30	28	38	43	33	35	14	5	1	227
中国	4	15	15	30	15	11	13	4		107
四国	18	17	20	17	12	8	2	1		95
九州・沖縄	11	34	54	41	42	40	24	17	11	274
総計	199	270	308	283	235	181	112	59	35	1,682

注) 0-14歳人口の指数とは、平成27(2015)年の0-14歳人口を100としたときの各年次の0-14歳人口の値のこと。

表Ⅲ-8 地域ブロック別0-14歳人口の指数別市区町村割合 (%)

ブロック	平成42(2030)年の0-14歳人口の指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上	
北海道		1.1	12.8	30.2	31.8	16.2	7.3	0.6		100
東北		2.4	7.1	26.2	31.0	22.0	8.3	2.4	0.6	100
関東		0.6	2.8	12.0	20.9	26.9	15.2	13.3	8.2	100
北関東		1.9	5.8	12.5	32.7	27.9	14.4	2.9	1.9	100
南関東			1.4	11.8	15.1	26.4	15.6	18.4	11.3	100
中部		0.3	4.1	13.3	22.5	33.9	16.1	7.9	1.9	100
近畿		3.1	5.7	12.3	25.6	25.6	19.8	7.0	0.9	100
中国			0.9	10.3	26.2	29.9	18.7	13.1	0.9	100
四国			9.5	18.9	30.5	20.0	17.9	2.1	1.1	100
九州・沖縄			1.8	7.7	20.4	25.9	24.8	12.0	7.3	100
総計		1.0	5.1	15.2	24.8	26.0	16.4	8.1	3.4	100

ブロック	平成57(2045)年の0-14歳人口の指数(平成27(2015)年=100とした場合)									総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上	
北海道	33.0	24.0	22.9	11.2	5.6	3.4				100
東北	20.8	28.6	26.2	11.9	7.1	4.2	1.2			100
関東	6.6	14.2	12.3	16.5	14.9	10.8	11.4	7.3	6.0	100
北関東	10.6	15.4	21.2	25.0	15.4	6.7	2.9	1.9	1.0	100
南関東	4.7	13.7	8.0	12.3	14.6	12.7	15.6	9.9	8.5	100
中部	6.6	12.7	18.0	19.0	20.3	12.7	6.6	2.8	1.3	100
近畿	13.2	12.3	16.7	18.9	14.5	15.4	6.2	2.2	0.4	100
中国	3.7	14.0	14.0	28.0	14.0	10.3	12.1	3.7		100
四国	18.9	17.9	21.1	17.9	12.6	8.4	2.1	1.1		100
九州・沖縄	4.0	12.4	19.7	15.0	15.3	14.6	8.8	6.2	4.0	100
総計	11.8	16.1	18.3	16.8	14.0	10.8	6.7	3.5	2.1	100

注1) 0-14歳人口の指数とは、平成27(2015)年の0-14歳人口を100としたときの各年次の0-14歳人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第128回国会](#) [制定法律の一覧](#) > 法律第三号（平六・二・四）

法律第三号（平六・二・四）

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法

（設置）

第一条 総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

（勧告の期限等）

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法（昭和二十二年法律第十八号）第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。

（勧告の尊重）

第五条 内閣総理大臣は、審議会から第二条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、審議会から第二条の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

（組織）

第六条 審議会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（資料提出その他の協力）

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

（所掌事務等の特例）

第二条 審議会は、第二条に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）による改正後の公職選挙法の規定の施行の準備のため衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定に関し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があった場合について準用する。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 衆議院議員選挙区画定審議会委員

（選挙制度審議会設置法の一部改正）

第四条 選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「事項」の下に「（衆議院議員選挙区画定審議会の所掌に属するものを除く。）」を加える。

（内閣総理・自治大臣署名）

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第190回国会](#) [制定法律の一覧](#) >

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

法律第四十九号（平二八・五・二七）

◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）」及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

第四条第一項中「（平成十九年法律第五十三号）」を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条に次の一項を加える。

7 別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二北海道の項中「八人」を「第十三条第一項に規定する法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数」に改め、同表東北の項中「十四人」を「改定法で定める数」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「改定法で定める数」に改め、同表南関東の項中「二十二人」を「改定法で定める数」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「改定法で定める数」に改め、同表北陸信越の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表東海の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表近畿の項中「二

十九人」を「改定法で定める数」に改め、同表中国の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表四国の項中「六人」を「改定法で定める数」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置）

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告を行うものとする。

2 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数

二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

3 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であつて、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ 各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であつて、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。

二 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区

ロ 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ 前号の基準に適合しない小選挙区

二 ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4 新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

5 政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数)

第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区（以下この条において「比例選挙区」という。）の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数（以下この号において「新方式比例定数」という。）が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数（次号において「改正前比例定数」という。）より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区 新方式比例定数

二 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区 改正前比例定数

(適用区分)

第四条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(不断の見直し)

第五条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

(内閣総理・総務大臣署名)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

平成28年5月27日 施行

現在施行

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号） **閣法**

Law RevisionID:406AC0000000003_20160527_428AC1000000049

平成六年法律第三号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法

（設置）

第一条 内閣府に、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

（改定案の作成の基準）

第三条 **前条**の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（**統計法（平成十九年法律第五十三号）** **第五条第二項**の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 **次条第一項**の規定による勧告に係る**前項**の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が**公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）** **第四条第一項**に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

3 **次条第二項**の規定による勧告に係る**第一項**の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、変更しないものとする。

（勧告の期限等）

第四条 **第二条**の規定による勧告は、国勢調査（**統計法第五条第二項**本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 **前項**の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査（**統計法第五条第二項**ただし書の規定により、**前項**の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、**第二条**の規定による勧告を行うものとする。

(国会への報告)

第五条 内閣総理大臣は、審議会から**第二条**の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第六条 審議会は、委員七人をもって組織する。

- 2 委員は、国会議員以外の者であつて、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、**前項**の規定にかかわらず、**同項**に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 4 **前項**の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 5 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第十号）の公布の日から施行する。

(所掌事務等の特例)

第二条 審議会は、**第二条**に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）による改正後の**公職選挙法**の規定の施行の準備のため衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定に関し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 **前項**の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 **第三条**の規定は**第一項**の規定による画定案の作成について、**第五条**の規定は**同項**の規定による勧告があった場合について準用する。



[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

音声読み上げ  サイト内検索 検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [制定法律情報](#) > [第210回国会 制定法律の一覧](#) > 公職選挙法の一部を改正する法律

法律第八十九号（令四・一一・二八）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道第三区の項から北海道第五区の項までを次のように改める。

第 三 区

札 幌 市

白石区

菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四条一丁目、菊水上町四条二丁目、菊水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条一丁目、米里四条二丁目、米里四条三丁目、米里五条一丁目、米里五条二丁目、米里五条三丁目、米里、東米里、東札幌一条一丁目、東札幌一条二丁目、東札幌一条三丁目、東札幌一条四丁目、東札幌一条五丁目、東札幌一条六丁目、東札幌二条一丁目、東札幌二条二丁目、東札幌二条三丁目、東札幌二条四丁目、東札幌二条五丁目、東札幌二条六丁目、東札幌三条一丁目、東札幌三条二丁目、東札幌三条三丁目、東札幌三条四丁目、東札幌三条五丁目、東札幌三条六丁目、東札幌四条一丁目、東札幌四条二丁目、東札幌四条三丁目、東札幌四条四丁目、東札幌四条五丁目、東札幌四条六丁目、東札幌五条一丁目、東札幌五条二丁目、東札幌五条三丁目、東札幌五条四丁目、東札幌五条五丁目、東札幌五条六丁目、東札幌六条一丁目、東札幌六条二丁目、東札幌六条三丁目、東札幌六条四丁目、東札幌六条五丁目、東札幌六条六丁目、中央一条一丁目、中央一条二丁目、中央一条三丁目、中央一条四丁目、中央一条五丁目、中央一条六丁目、中央一条七丁目、中央二条一丁目、中央二条二丁目、中央二条三丁目、中央二条四丁目、中央二条五丁目、中央二条六丁目、中央二条七丁目、中央三条一丁目、中央三条二丁目、中央三条三丁目、中央三条四丁目、中央三条五丁目、中央三条六丁目、本通一丁目南、本通二丁目南、本通三丁目南、本通四丁目南、本通五丁目南、本通六丁目南、本通七丁目南、本通八丁目南、本通九丁目南、本通十丁目南、本通十一丁目南、本通十二丁目南、本通十三丁目南、本通十四丁目南、本通十五丁目南、本通十六丁目南、本通十七丁目南、本通十八丁目南、本通十九丁目南、本通二十丁目南、本通二十一丁目南、本通一丁目北、本通二丁目北、本通三丁目北、本通四丁目北、本通五丁目北、本通六丁目北、本通七丁目北、本通八丁目北、本通九丁目北、本通十丁目北、本通十一丁目北、本通十二丁目北、本通十三丁目北、本通十四丁目北、本通十五丁目北、本通十六丁目北、本通十七丁目北、本通十八丁目北、本通十九丁目北、本通二十丁目北、本通二十一丁目北、平和通一丁目南、平和通二丁目南、平和通三丁目南、平和通四丁目南、平和通五丁目南、平和通六丁目南、平和通七丁目南、平和通八丁目南、平和通九丁目南、平和通十丁目南、平和通十一丁目南、平和通十二丁目南、平和通十三丁目南、平和通十四丁目南、平和通十五丁目南、平和通十六丁目南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本

郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北郷四条七丁目、北郷四条八丁目、北郷四条九丁目、北郷四条十丁目、北郷五条三丁目、北郷五条四丁目、北郷五条五丁目、北郷五条六丁目、北郷五条七丁目、北郷五条八丁目、北郷五条九丁目、北郷五条十丁目、北郷六条三丁目、北郷六条四丁目、北郷六条七丁目、北郷六条八丁目、北郷六条九丁目、北郷六条十丁目、北郷七条三丁目、北郷七条四丁目、北郷七条七丁目、北郷七条八丁目、北郷七条九丁目、北郷七条十丁目、北郷八条三丁目、北郷八条四丁目、北郷八条七丁目、北郷八条八丁目、北郷八条九丁目、北郷八条十丁目、北郷九条三丁目、北郷九条七丁目、北郷九条八丁目、北郷九条九丁目、北郷、南郷通一丁目北、南郷通二丁目北、南郷通三丁目北、南郷通四丁目北、南郷通五丁目北、南郷通六丁目北、南郷通七丁目北、南郷通八丁目北、南郷通九丁目北、南郷通十丁目北、南郷通十一丁目北、南郷通十二丁目北、南郷通十四丁目北、南郷通十五丁目北、南郷通十六丁目北、南郷通十七丁目北、南郷通十八丁目北、南郷通十九丁目北、南郷通二十丁目北、南郷通一丁目南、南郷通二丁目南、南郷通三丁目南、南郷通四丁目南、南郷通五丁目南、南郷通六丁目南、南郷通七丁目南、南郷通八丁目南、南郷通九丁目南、南郷通十丁目南、南郷通十一丁目南、南郷通十二丁目南、南郷通十三丁目南、南郷通十四丁目南、南郷通十五丁目南、南郷通十六丁目南、南郷通十七丁目南、南郷通十八丁目南、南郷通十九丁目南、南郷通二十丁目南、南郷通二十一丁目南、栄通一丁目、栄通二丁目、栄通三丁目、栄通四丁目、栄通五丁目、栄通六丁目、栄通七丁目、栄通八丁目、栄通九丁目、栄通十丁目、栄通十一丁目、栄通十二丁目、栄通十三丁目、栄通十四丁目、栄通十五丁目、栄通十六丁目、栄通十七丁目、栄通十八丁目、栄通十九丁目、栄通二十丁目、栄通二十一丁目、流通センター一丁目、流通センター二丁目、流通センター三丁目、流通センター四丁目、流通センター五丁目、流通センター六丁目、流通センター七丁目、川北四条一丁目、川北四条二丁目（二番に限る。）、川北五条一丁目、川北

豊平区

清田区

第 四 区

札 幌 市

西 区

第一区に属しない区域

手稲区

小 樽 市

石 狩 市

北海道後志総合振興局管内

第 五 区

札 幌 市

白石区

第三区に属しない区域

厚別区

江 別 市

千 歳 市

恵 庭 市

北広島市

北海道石狩振興局管内

別表第一宮城県第一区の項を次のように改める。

第 一 区

仙 台 市

青葉区

太白区

別表第一宮城県第三区の項から宮城県第五区の項までを次のように改める。

第 三 区

白 石 市

名 取 市

角 田 市

岩 沼 市

刈 田 郡

柴 田 郡

伊 具 郡

亘 理 郡

第 四 区

石 巻 市

塩 竈 市

多賀城市

東松島市

富 谷 市

宮 城 郡

黒 川 郡

牡 鹿 郡

第 五 区

気仙沼市

登 米 市

栗 原 市

大 崎 市

加 美 郡

遠 田 郡

本 吉 郡

別表第一宮城県第六区の項を削る。

別表第一福島県第一区の項から福島県第四区の項までを次のように改める。

第 一 区

福 島 市

二本松市

伊 達 市

本 宮 市

伊 達 郡

安 達 郡

第 二 区

郡 山 市

須賀川市

田 村 市

岩 瀬 郡

石 川 郡

田 村 郡

第 三 区

会津若松市

白 河 市

喜多方市

南会津郡

耶 麻 郡

河 沼 郡

大 沼 郡

西白河郡

東白川郡

第 四 区

いわき市

相 馬 市

南相馬市

双 葉 郡

相 馬 郡

別表第一福島県第五区の項を削る。

別表第一茨城県第一区の項及び茨城県第二区の項を次のように改める。

第 一 区

水 戸 市

笠 間 市

筑 西 市

桜 川 市

東茨城郡

城里町

第 二 区

鹿 嶋 市

潮 来 市

神 栖 市

行 方 市

鉾 田 市

小美玉市

東茨城郡

茨城町

大洗町

別表第一茨城県第四区の項を次のように改める。

第 四 区

常陸太田市

ひたちなか市

常陸大宮市

那 珂 市

久 慈 郡

別表第一茨城県第六区の項及び茨城県第七区の項を次のように改める。

第 六 区

土 浦 市

石 岡 市

つくば市

かすみがうら市

つくばみらい市

第 七 区

古 河 市

結 城 市

下 妻 市

常 総 市

坂 東 市

結 城 郡

猿 島 郡

別表第一栃木県第一区の項及び栃木県第二区の項を次のように改める。

第 一 区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市清原地区市民センター管内

宇都宮市横川地区市民センター管内

宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内

宇都宮市城山地区市民センター管内

宇都宮市国本地区市民センター管内

宇都宮市富屋地区市民センター管内

宇都宮市豊郷地区市民センター管内

宇都宮市篠井地区市民センター管内

宇都宮市姿川地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内

宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

河 内 郡

第 二 区

宇都宮市

第一区に属しない区域

鹿 沼 市

日 光 市

さくら市

塩 谷 郡

別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。

第 四 区

小 山 市

真 岡 市

下 野 市

芳 賀 郡

下都賀郡

第 五 区

足 利 市

栃 木 市

佐 野 市

別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。

第 一 区

- 前 橋 市
- 沼 田 市
- 利 根 郡

第 二 区

- 桐 生 市
- 伊勢崎市
- みどり市
- 佐 波 郡

第 三 区

- 太 田 市
- 館 林 市
- 邑 楽 郡

別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。

第 五 区

- 高 崎 市
- 第四区に属しない区域
- 渋 川 市
- 富 岡 市
- 安 中 市
- 北群馬郡
- 甘 楽 郡
- 吾 妻 郡

別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。

第 一 区

- さいたま市
- 見沼区
- 浦和区
- 緑 区

第 二 区

- 川 口 市
- 本庁管内
- 新郷支所管内
- 神根支所管内

2024/10/26 23:46

公職選挙法の一部を改正する法律

大字安行領根岸（二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。）、大字安行領在家（百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。）、在家町、大字木曽呂（千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。）、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目

芝支所管内

安行支所管内（大字安行慈林（六百十四番地から六百二十九番地までに限る。）に属する区域を除く。）

鳩ヶ谷支所管内

第 三 区

川 口 市

第二区に属しない区域

越 谷 市

別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。

第 五 区

さいたま市

西 区

北 区

大宮区

中央区

第 六 区

鴻 巣 市

上 尾 市

桶 川 市

北 本 市

第 七 区

川 越 市

富士見市

第 八 区

所 沢 市

ふじみ野市

入 間 郡

三芳町

別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。

第十一区

秩 父 市

本 庄 市
深 谷 市
秩 父 郡
児 玉 郡
大 里 郡

第十二区

熊 谷 市
行 田 市
加 須 市
羽 生 市

第十三区

久 喜 市
蓮 田 市
幸 手 市
白 岡 市
北足立郡
南埼玉郡
北葛飾郡
杉戸町

第十四区

草 加 市
八 潮 市
三 郷 市

第十五区

さいたま市
桜 区
南 区
蕨 市
戸 田 市

別表第一埼玉県第十五区の項の次に次のように加える。

第十六区

さいたま市
岩槻区
春日部市
吉 川 市

北葛飾郡

松伏町

別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。

第 二 区

千 葉 市

花見川区

八千代市

別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。

第 四 区

市 川 市

本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船 橋 市

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第 五 区

市 川 市

第四区に属しない区域

浦 安 市

第 六 区

松 戸 市

第 七 区

野 田 市

流 山 市

第 八 区

柏 市

別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。

第 十 区

銚子市
成田市
旭市
匝瑳市
香取市
香取郡

第十一区

茂原市
東金市
勝浦市
山武市
いすみ市
大網白里市
山武郡
長生郡
夷隅郡

別表第一千葉県第十三区の項を次のように改める。

第十三区

我孫子市
鎌ケ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡

別表第一千葉県第十三区の項の次に次のように加える。

第十四区

船橋市
第四区に属しない区域
習志野市

別表第一東京都第一区の項から東京都第五区の項までを次のように改める。

第一区

千代田区
新宿区

第二区

中央区

台東区

第三区

品川区

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内

大田区入新井特別出張所管内

大田区馬込特別出張所管内

大田区池上特別出張所管内

大田区新井宿特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域に限る。）

大田区糀谷特別出張所管内

大田区羽田特別出張所管内

大田区六郷特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目（一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八番に限る。）に属する区域に限る。）

大田区蒲田西特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区若林まちづくりセンター管内

世田谷区上町まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀まちづくりセンター管内

世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

別表第一東京都第七区の項から東京都第十四区の項までを次のように改める。

第七区

港区

渋谷区

第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

第九区

練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

文京区

豊島区

第十一区

板 橋 区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北 区

板 橋 区

第十一区に属しない区域

第十三区

足 立 区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

第十四区

墨 田 区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

別表第一東京都第十六区の項から東京都第十九区の項までを次のように改める。

第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

第十七区

葛 飾 区

第十八区

武蔵野市

小金井市

西東京市

第十九区

小 平 市

国分寺市

国 立 市

別表第一東京都第二十一区の項から東京都第二十三区の項までを次のように改める。

第二十一区

八王子市

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百四十八番地まで、千百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑑水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。）、鑑水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目

立 川 市

日 野 市

第二十二区

三 鷹 市

調 布 市

狛 江 市

第二十三区

町 田 市

別表第一東京都第二十五区の項の次に次のように加える。

第二十六区

目 黒 区

大 田 区

第四区に属しない区域

第二十七区

中 野 区

杉 並 区

第八区に属しない区域

第二十八区

練 馬 区

第九区に属しない区域

第二十九区

荒 川 区

足 立 区

第十三区に属しない区域

第三十区

府 中 市

多 摩 市

稲 城 市

別表第一神奈川県第五区の項を次のように改める。

第 五 区

横 浜 市

戸塚区

泉 区

別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。

第 七 区

横 浜 市

港北区

第 八 区

横 浜 市

緑 区

青葉区

第 九 区

川 崎 市

多摩区

麻生区

第 十 区

川 崎 市

川崎区

幸 区

別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。

第十三区

横 浜 市

瀬谷区

大 和 市

綾 瀬 市

第十四区

相模原市

緑 区

中央区

愛 甲 郡

第十五区

平 塚 市

茅ヶ崎市

中 郡

大磯町

第十六区

厚 木 市

伊勢原市

海老名市

第十七区

小田原市

秦 野 市

南足柄市

中 郡

二宮町

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川 崎 市

中原区

高津区

別表第一神奈川県第十八区の項の次に次のように加える。

第十九区

横 浜 市

都筑区

川 崎 市

宮前区

第二十区

相模原市

南 区

座 間 市

別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。

第 一 区

新 潟 市

東 区

中央区

江南区

佐 渡 市

第 二 区

新 潟 市

南 区

西 区

西蒲区

三 条 市

加 茂 市

燕 市

西蒲原郡

南蒲原郡

第 三 区

新 潟 市

北 区

秋葉区

新発田市

村 上 市

五 泉 市

阿賀野市

胎 内 市

北蒲原郡

東蒲原郡

岩 船 郡

第 四 区

長 岡 市

柏 崎 市

小千谷市

見 附 市

三 島 郡

刈 羽 郡

第 五 区

十日町市

糸魚川市

妙 高 市

上 越 市

魚 沼 市

南魚沼市

南魚沼郡

中魚沼郡

別表第一新潟県第六区の項を削る。

別表第一富山県第一区の項中「水落」の下に「、水落一丁目」を加える。

別表第一岐阜県第一区の項を次のように改める。

第 一 区

岐 阜 市

別表第一岐阜県第三区の項を次のように改める。

第 三 区

関 市

美 濃 市

羽 島 市

各務原市

山 県 市

瑞 穂 市

本 巣 市

羽 島 郡

本 巣 郡

別表第一静岡県第一区の項から静岡県第八区の項までを次のように改める。

第 一 区

静岡県

葵区

駿河区

第二区

島田市

焼津市

藤枝市

牧之原市

榛原郡

第三区

磐田市

掛川市

袋井市

御前崎市

菊川市

周智郡

第四区

静岡県

清水区

富士宮市

富士市

木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目

第五区

三島市

富士市

第四区に属しない区域

御殿場市

裾野市

田方郡

駿東郡

小山町

第六区

沼津市

熱海市

伊東市

下 田 市

伊 豆 市

伊豆の国市

賀 茂 郡

駿 東 郡

清水町

長泉町

第 七 区

浜 松 市

西 区

北 区

浜北区

天竜区

湖 西 市

第 八 区

浜 松 市

中 区

東 区

南 区

別表第一愛知県第五区の項から愛知県第七区の項までを次のように改める。

第 五 区

名古屋市

中村区

中川区

清 須 市

第 六 区

瀬 戸 市

春日井市

第 七 区

大 府 市

尾張旭市

豊 明 市

日 進 市

長久手市

愛 知 郡

別表第一愛知県第九区の項から愛知県第十一区の項までを次のように改める。

第 九 区

津 島 市
稲 沢 市
愛 西 市
弥 富 市
あ ま 市
海 部 郡

第 十 区

一 宮 市
岩 倉 市

第十一区

豊 田 市
みよし市

別表第一愛知県第十四区の項を次のように改める。

第十四区

豊 川 市
蒲 郡 市
新 城 市
額 田 郡
北設楽郡

別表第一愛知県第十五区の項の次に次のように加える。

第十六区

犬 山 市
江 南 市
小 牧 市
北名古屋市
西春日井郡
丹 羽 郡

別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。

第 二 区

彦 根 市
長 浜 市
近江八幡市
東近江市

米 原 市
蒲 生 郡
愛 知 郡
犬 上 郡

第 三 区

草 津 市
守 山 市
栗 東 市
甲 賀 市
野 洲 市
湖 南 市

別表第一滋賀県第四区の項を削る。
別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。

第 八 区

豊 中 市
池 田 市

第 九 区

茨 木 市
箕 面 市
豊 能 郡

別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める。

第 五 区

豊 岡 市
川 西 市

平野（字カキヲジ原に限る。）、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目
三 田 市
丹波篠山市
養 父 市
丹 波 市
朝 来 市
川 辺 郡

美 方 郡

別表第一和歌山県第一区の項及び和歌山県第二区の項を次のように改める。

第 一 区

和歌山市

紀の川市

岩 出 市

第 二 区

海 南 市

橋 本 市

有 田 市

御 坊 市

田 辺 市

新 宮 市

海 草 郡

伊 都 郡

有 田 郡

日 高 郡

西牟婁郡

東牟婁郡

別表第一和歌山県第三区の項を削る。

別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。

第 一 区

松 江 市

安 来 市

雲 南 市

仁 多 郡

飯 石 郡

隠 岐 郡

第 二 区

浜 田 市

出 雲 市

益 田 市

大 田 市

江 津 市

邑 智 郡

鹿 足 郡

別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。

第 一 区

岡 山 市

北 区

備 前 市

赤 磐 市

和 気 郡

加 賀 郡

第 二 区

岡 山 市

中 区

東 区

南 区

玉 野 市

瀬戸内市

第 三 区

津 山 市

笠 岡 市

井 原 市

総 社 市

高 梁 市

新 見 市

真 庭 市

美 作 市

浅 口 市

浅 口 郡

小 田 郡

真 庭 郡

苫 田 郡

勝 田 郡

英 田 郡

久 米 郡

第 四 区

倉 敷 市

都 窪 郡

別表第一岡山県第五区の項を削る。

別表第一広島県第一区の項から広島県第六区の項までを次のように改める。

第 一 区

広 島 市

中 区

東 区

南 区

安 芸 郡

府中町

海田町

坂 町

第 二 区

広 島 市

西 区

佐伯区

大 竹 市

廿日市市

第 三 区

広 島 市

安佐南区

安佐北区

安芸区

安芸高田市

山 県 郡

第 四 区

呉 市

竹 原 市

東広島市

江田島市

安 芸 郡

熊野町

豊 田 郡

第 五 区

三 原 市

尾 道 市

府 中 市

三 次 市

庄 原 市

世 羅 郡

神 石 郡

第 六 区

福 山 市

別表第一広島県第七区の項を削る。

別表第一山口県第一区の項から山口県第三区の項までを次のように改める。

第 一 区

宇 部 市

山 口 市

防 府 市

第 二 区

下 松 市

岩 国 市

光 市

柳 井 市

周 南 市

大 島 郡

玖 珂 郡

熊 毛 郡

第 三 区

下 関 市

萩 市

長 門 市

美 祢 市

山陽小野田市

阿 武 郡

別表第一山口県第四区の項を削る。

別表第一香川県第一区の項を次のように改める。

第 一 区

高 松 市

本庁管内

仏生山総合センター管内

勝賀総合センター管内

山田支所管内

木太出張所管内

古高松出張所管内

屋島出張所管内

前田出張所管内

川添出張所管内

川岡出張所管内

円座出張所管内

檀紙出張所管内

女木出張所管内

男木出張所管内

小 豆 郡

香 川 郡

別表第一愛媛県第一区の項から愛媛県第三区の項までを次のように改める。

第 一 区

松 山 市

第 二 区

今 治 市

新居浜市

西 条 市

四国中央市

越 智 郡

第 三 区

宇和島市

八幡浜市

大 洲 市

伊 予 市

西 予 市

東 温 市

上浮穴郡

伊 予 郡

喜 多 郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

別表第一愛媛県第四区の項を削る。

別表第一福岡県第一区の項を次のように改める。

第 一 区

福 岡 市

東 区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苫、三苫一丁目、三苫二丁目、三苫三丁目、三苫四丁目、三苫五丁目、三苫六丁目、三苫七丁目、三苫八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎（一番地から百十八番地までを除く。）、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目、城浜団地、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る。）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る。）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

博多区

別表第一福岡県第四区の項を次のように改める。

第 四 区

福 岡 市

東 区

第一区に属しない区域

宗 像 市

古 賀 市

福 津 市

糟 屋 郡

別表第一福岡県第五区の項中「筑 紫 郡」を「那珂川市」に改める。

別表第一長崎県第一区の項から長崎県第三区の項までを次のように改める。

第 一 区

長 崎 市

第 二 区

島 原 市

諫 早 市

大 村 市

対 馬 市

壱 岐 市

雲 仙 市

南島原市

西彼杵郡

第 三 区

佐世保市

平 戸 市

松 浦 市

五 島 市

西 海 市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

別表第一長崎県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。

第 一 区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

松元支所管内

郡山支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

別表第一中「及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域」を削る。

別表第二東北の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表南関東の項中「二十二」を「二十三」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一人」を「十人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和四年六月十六日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下同じ。）があったときは、施行日に当該境界変更があったものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

(総務・内閣総理大臣署名)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.



第42回衆議院議員選挙区画定審議会

日時

令和5年9月1日(金)14:00～

場所

総務省 選挙部会議室

議事要旨

・住民基本台帳人口(令和5年1月1日現在)に基づく試算結果の概要について報告が行われた。

会議資料

- ・[第42回衆議院議員選挙区画定審議会次第](#)
- ・[資料 住民基本台帳人口\(令和5年1月1日現在\)に基づく試算結果の概要](#)

総務省の紹介



広報・報道

[大臣会見・発言等](#)

[報道資料](#)

[報道予定](#)

[広報誌・パンフレット](#)

[行事案内](#)

[フォトギャラリー](#)

政策



組織案内



住民基本台帳人口（令和５年１月１日現在）に基づく試算結果の概要

（注１）・本試算は、令和５年１月１日現在の住民基本台帳人口（日本人住民）により集計している。

- ・「令和２年日本国民の人口」とは、国勢調査の総人口から外国人人口を差し引いた人口である。

１ 衆議院小選挙区選出議員選挙関係

（１）都道府県間較差（議員一人当たり人口）

項目	R5年１月 住基人口		R4年１月 住基人口		R2年 日本国民の人口	
最大	滋賀県	459,271人	和歌山県	464,018人	岡山県	465,829人
最小	鳥取県	270,794人	鳥取県	273,659人	鳥取県	274,549人
較差	1.696倍		1.696倍		1.697倍	

（２）小選挙区別試算結果

（注２）・住基人口に基づく小選挙区別人口における分割市区の人口については、令和２年日本国民の人口の比率で按分して算出している。

① 人口 上位５選挙区

順位	R5年１月 住基人口		R4年１月 住基人口		R2年 日本国民の人口	
１位	福岡５区	551,258人	福岡５区	551,838人	福岡２区	547,664人
２位	京都６区	542,809人	京都６区	546,491人	福岡５区	547,406人
３位	福岡３区	541,103人	福岡３区	540,579人	宮城２区	546,107人
４位	茨城６区	538,408人	茨城６区	536,200人	京都６区	543,462人
５位	北海道２区	534,042人	北海道２区	535,720人	福岡３区	542,855人

② 人口 下位５選挙区

順位	R5年１月 住基人口		R4年１月 住基人口		R2年 日本国民の人口	
289位	鳥取１区	268,390人	鳥取１区	271,371人	鳥取２区	273,973人
288位	鳥取２区	273,197人	鳥取２区	275,947人	石川３区	274,903人
287位	京都５区	273,584人	京都５区	277,780人	鳥取１区	275,124人
286位	茨城５区	273,829人	茨城５区	277,833人	京都５区	276,235人
285位	石川３区	274,419人	石川３区	279,013人	香川３区	277,036人

③ 最大較差

項目	R5 年 1 月 住基人口		R4 年 1 月 住基人口		R2 年 日本国民の人口	
最大	福岡 5 区	551,258 人	福岡 5 区	551,838 人	福岡 2 区	547,664 人
最小	鳥取 1 区	268,390 人	鳥取 1 区	271,371 人	鳥取 2 区	273,973 人
較差	2.054 倍		2.034 倍		1.999 倍	

④ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

項目	R5 年 1 月 住基人口	R4 年 1 月 住基人口	R2 年 日本国民の人口
人口	536,780 人以上	542,742 人以上	547,946 人以上
数	4 選挙区	2 選挙区	0 選挙区

2 参议院選挙区選出議員選挙関係

(1) 議員一人当たり人口 上位 5 選挙区

順位	R5 年 1 月 住基人口		R4 年 1 月 住基人口		R2 年 国調総人口	R2 年 日本国民の人口
1 位	神奈川県	1,121,588 人	神奈川県	1,124,149 人	東京都	1,170,633 人
2 位	宮城県	1,116,687 人	宮城県	1,123,805 人	神奈川県	1,154,667 人
3 位	東京都	1,105,046 人	東京都	1,106,421 人	宮城県	1,150,998 人
4 位	新潟県	1,072,576 人	新潟県	1,085,883 人	大阪府	1,104,711 人
5 位	大阪府	1,064,563 人	大阪府	1,069,725 人	新潟県	1,100,636 人

(2) 議員一人当たり人口 下位 5 選挙区

順位	R5 年 1 月 住基人口		R4 年 1 月 住基人口		R2 年 国調総人口	R2 年 日本国民の人口
45 位	福井県	372,033 人	福井県	376,128 人	福井県	383,432 人
44 位	山梨県	396,596 人	山梨県	399,783 人	山梨県	404,987 人
43 位	佐賀県	399,546 人	佐賀県	402,900 人	佐賀県	405,721 人
42 位	和歌山県	458,299 人	和歌山県	464,018 人	和歌山県	461,292 人
41 位	秋田県	468,255 人	香川県	475,981 人	香川県	475,122 人

(3) 最大較差

項目	R5 年 1 月 住基人口		R4 年 1 月 住基人口		R2 年 国調総人口	R2 年 日本国民の人口
最大	神奈川県	1,121,588 人	神奈川県	1,124,149 人	東京都	1,170,633 人
最小	福井県	372,033 人	福井県	376,128 人	福井県	383,432 人
較差	3.015 倍		2.989 倍		3.053 倍	3.031 倍

衆議院小選挙区別
住民基本台帳人口、較差

選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
※ 北海道 1 区	517,659	1.929
※ 北海道 2 区	534,042	1.990
※ 北海道 3 区	526,648	1.962
※ 北海道 4 区	470,551	1.753
※ 北海道 5 区	502,717	1.873
北海道 6 区	469,417	1.749
北海道 7 区	284,245	1.059
北海道 8 区	401,313	1.495
北海道 9 区	431,222	1.607
北海道 10 区	311,202	1.160
北海道 11 区	326,007	1.215
北海道 12 区	320,690	1.195
北海道 計	5,095,703	
青森 1 区	384,821	1.434
青森 2 区	444,944	1.658
青森 3 区	389,157	1.450
青森 計	1,218,922	
岩手 1 区	340,631	1.269
岩手 2 区	411,127	1.532
岩手 3 区	429,681	1.601
岩手 計	1,181,439	
宮城 1 区	520,504	1.939
宮城 2 区	532,231	1.983
宮城 3 区	328,793	1.225
宮城 4 区	453,764	1.691
宮城 5 区	398,082	1.483
宮城 計	2,233,374	
秋田 1 区	298,814	1.113
秋田 2 区	282,776	1.054
秋田 3 区	354,919	1.322
秋田 計	936,509	
山形 1 区	352,076	1.312
山形 2 区	357,976	1.334
山形 3 区	324,392	1.209
山形 計	1,034,444	
福島 1 区	447,307	1.667
福島 2 区	502,414	1.872
福島 3 区	385,336	1.436
福島 4 区	467,917	1.743
福島 計	1,802,974	
茨城 1 区	494,117	1.841
茨城 2 区	351,998	1.312
茨城 3 区	451,209	1.681
茨城 4 区	310,257	1.156
茨城 5 区	273,829	1.020
茨城 6 区	538,408	2.006
茨城 7 区	380,420	1.417
茨城 計	2,800,238	
※ 栃木 1 区	494,633	1.843
※ 栃木 2 区	295,265	1.100
※ 栃木 3 区	276,029	1.028
※ 栃木 4 区	417,837	1.557
※ 栃木 5 区	400,929	1.494
※ 栃木 計	1,884,693	
群馬 1 区	399,511	1.489
群馬 2 区	383,835	1.430
群馬 3 区	374,487	1.395
※ 群馬 4 区	344,237	1.283
※ 群馬 5 区	363,580	1.355
※ 群馬 計	1,865,650	

選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
埼玉 1 区	456,925	1.702
※ 埼玉 2 区	451,999	1.684
※ 埼玉 3 区	449,551	1.675
※ 埼玉 4 区	457,497	1.705
埼玉 5 区	462,521	1.723
埼玉 6 区	480,169	1.789
埼玉 7 区	453,723	1.691
埼玉 8 区	485,615	1.809
埼玉 9 区	463,211	1.726
埼玉 10 区	376,873	1.404
※ 埼玉 11 区	392,338	1.462
※ 埼玉 12 区	427,095	1.591
※ 埼玉 13 区	429,204	1.599
※ 埼玉 14 区	467,320	1.741
※ 埼玉 15 区	483,103	1.800
※ 埼玉 16 区	435,557	1.623
※ 埼玉 計	7,172,701	
千葉 1 区	503,252	1.875
千葉 2 区	369,436	1.376
千葉 3 区	392,009	1.461
※ 千葉 4 区	472,263	1.760
※ 千葉 5 区	479,513	1.787
※ 千葉 6 区	479,216	1.786
千葉 7 区	354,371	1.320
千葉 8 区	422,765	1.575
千葉 9 区	467,985	1.744
千葉 10 区	375,708	1.400
千葉 11 区	402,697	1.500
千葉 12 区	436,118	1.625
千葉 13 区	490,808	1.829
※ 千葉 14 区	485,564	1.809
※ 千葉 計	6,131,705	
東京 1 区	370,558	1.381
東京 2 区	356,203	1.327
東京 3 区	414,336	1.544
※ 東京 4 区	483,072	1.800
※ 東京 5 区	431,821	1.609
※ 東京 6 区	460,524	1.716
※ 東京 7 区	460,841	1.717
※ 東京 8 区	442,531	1.649
※ 東京 9 区	355,782	1.326
※ 東京 10 区	477,034	1.777
※ 東京 11 区	440,934	1.643
※ 東京 12 区	428,360	1.596
※ 東京 13 区	442,935	1.650
※ 東京 14 区	457,104	1.703
※ 東京 15 区	499,491	1.861
※ 東京 16 区	458,830	1.710
東京 17 区	440,250	1.640
東京 18 区	467,337	1.741
東京 19 区	391,377	1.458
東京 20 区	489,403	1.823
※ 東京 21 区	475,420	1.771
※ 東京 22 区	500,998	1.867
※ 東京 23 区	422,759	1.575
※ 東京 24 区	436,632	1.627
※ 東京 25 区	477,814	1.780
※ 東京 26 区	489,236	1.823
※ 東京 27 区	426,655	1.590
※ 東京 28 区	362,319	1.350

選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
※ 東京 29 区	408,811	1.523
※ 東京 30 区	491,186	1.830
※ 東京 計	13,260,553	
※ 神奈川 1 区	489,419	1.824
神奈川 2 区	497,839	1.855
神奈川 3 区	514,691	1.918
神奈川 4 区	385,392	1.436
神奈川 5 区	427,130	1.591
神奈川 6 区	437,984	1.632
神奈川 7 区	347,099	1.293
神奈川 8 区	481,725	1.795
神奈川 9 区	385,675	1.437
神奈川 10 区	382,030	1.423
神奈川 11 区	422,718	1.575
神奈川 12 区	485,829	1.810
神奈川 13 区	436,939	1.628
神奈川 14 区	469,078	1.748
神奈川 15 区	526,920	1.963
神奈川 16 区	448,242	1.670
神奈川 17 区	513,457	1.913
神奈川 18 区	479,444	1.786
神奈川 19 区	441,320	1.644
神奈川 20 区	399,771	1.490
神奈川 計	8,972,702	
新潟 1 区	421,771	1.571
新潟 2 区	463,815	1.728
新潟 3 区	438,312	1.633
新潟 4 区	417,405	1.555
新潟 5 区	403,848	1.505
新潟 計	2,145,151	
※ 富山 1 区	311,808	1.162
※ 富山 2 区	281,413	1.049
富山 3 区	415,583	1.548
富山 計	1,008,804	
石川 1 区	440,870	1.643
石川 2 区	385,397	1.436
石川 3 区	274,419	1.022
石川 計	1,100,686	
福井 1 区	437,242	1.629
福井 2 区	306,823	1.143
福井 計	744,065	
山梨 1 区	494,320	1.842
山梨 2 区	298,872	1.114
山梨 計	793,192	
※ 長野 1 区	494,758	1.843
※ 長野 2 区	442,569	1.649
※ 長野 3 区	464,350	1.730
※ 長野 4 区	277,357	1.033
※ 長野 5 区	326,613	1.217
※ 長野 計	2,005,647	
岐阜 1 区	392,482	1.462
岐阜 2 区	347,415	1.294
岐阜 3 区	485,757	1.810
岐阜 4 区	381,967	1.423
岐阜 5 区	313,873	1.169
岐阜 計	1,921,494	
静岡 1 区	447,617	1.668
静岡 2 区	441,777	1.646
静岡 3 区	443,553	1.653
※ 静岡 4 区	366,006	1.364

	選挙区名	R5.1.1現在 住基台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
※	静岡 5区	520,134	1.938
	静岡 6区	491,070	1.830
	静岡 7区	372,077	1.386
	静岡 8区	448,513	1.671
	静岡 計	3,530,747	
	愛知 1区	461,430	1.719
	愛知 2区	481,745	1.795
	愛知 3区	499,456	1.861
	愛知 4区	427,750	1.594
	愛知 5区	405,416	1.511
	愛知 6区	424,197	1.581
	愛知 7区	431,097	1.606
	愛知 8区	518,923	1.933
	愛知 9区	449,734	1.676
	愛知 10区	417,835	1.557
	愛知 11区	457,953	1.706
	愛知 12区	531,898	1.982
	愛知 13区	507,055	1.889
	愛知 14区	346,492	1.291
	愛知 15区	409,160	1.524
	愛知 16区	464,446	1.730
	愛知 計	7,234,587	
※	三重 1区	417,526	1.556
※	三重 2区	475,334	1.771
※	三重 3区	488,292	1.819
	三重 4区	333,963	1.244
	三重 計	1,715,115	
	滋賀 1区	385,394	1.436
	滋賀 2区	517,906	1.930
	滋賀 3区	474,512	1.768
	滋賀 計	1,377,812	
	京都 1区	445,796	1.661
	京都 2区	301,192	1.122
	京都 3区	412,613	1.537
	京都 4区	457,888	1.706
	京都 5区	273,584	1.019
	京都 6区	542,809	2.022
	京都 計	2,433,882	
	大阪 1区	496,897	1.851
	大阪 2区	514,973	1.919
	大阪 3区	413,647	1.541
	大阪 4区	474,266	1.767
	大阪 5区	492,235	1.834
	大阪 6区	450,703	1.679
	大阪 7区	459,757	1.713
	大阪 8区	501,966	1.870
	大阪 9区	444,493	1.656
	大阪 10区	376,077	1.401
	大阪 11区	467,721	1.743
	大阪 12区	392,704	1.463
	大阪 13区	460,759	1.717
	大阪 14区	489,498	1.824
	大阪 15区	447,573	1.668
	大阪 16区	382,302	1.424
	大阪 17区	385,920	1.438
	大阪 18区	511,310	1.905
	大阪 19区	353,702	1.318
	大阪 計	8,516,503	
※	兵庫 1区	459,206	1.711
	兵庫 2区	442,432	1.648
	兵庫 3区	366,639	1.366
	兵庫 4区	487,998	1.818

	選挙区名	R5.1.1現在 住基台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
※	兵庫 5区	442,538	1.649
※	兵庫 6区	529,861	1.974
※	兵庫 7区	526,603	1.962
	兵庫 8区	446,553	1.664
	兵庫 9区	429,784	1.601
	兵庫 10区	407,911	1.520
※	兵庫 11区	473,553	1.764
※	兵庫 12区	325,824	1.214
	兵庫 計	5,338,902	
※	奈良 1区	459,157	1.711
※	奈良 2区	448,705	1.672
	奈良 3区	402,215	1.499
	奈良 計	1,310,077	
	和歌山 1区	469,033	1.748
	和歌山 2区	447,564	1.668
	和歌山 計	916,597	
	鳥取 1区	268,390	1.000
	鳥取 2区	273,197	1.018
	鳥取 計	541,587	
	島根 1区	302,857	1.128
	島根 2区	346,834	1.292
	島根 計	649,691	
	岡山 1区	385,341	1.436
	岡山 2区	491,304	1.831
	岡山 3区	474,140	1.767
	岡山 4区	483,438	1.801
	岡山 計	1,834,223	
	広島 1区	482,367	1.797
	広島 2区	462,794	1.724
	広島 3区	503,427	1.876
	広島 4区	462,457	1.723
	広島 5区	353,882	1.319
	広島 6区	450,948	1.680
	広島 計	2,715,875	
	山口 1区	457,527	1.705
	山口 2区	446,607	1.664
	山口 3区	405,048	1.509
	山口 計	1,309,182	
	徳島 1区	415,540	1.548
	徳島 2区	296,445	1.105
	徳島 計	711,985	
※	香川 1区	370,217	1.379
※	香川 2区	294,555	1.097
※	香川 3区	277,262	1.033
	香川 計	942,034	
	愛媛 1区	500,088	1.863
	愛媛 2区	455,253	1.696
	愛媛 3区	358,535	1.336
	愛媛 計	1,313,876	
※	高知 1区	356,528	1.328
※	高知 2区	323,241	1.204
	高知 計	679,769	
※	福岡 1区	506,983	1.889
※	福岡 2区	532,575	1.984
※	福岡 3区	541,103	2.016
※	福岡 4区	487,223	1.815
※	福岡 5区	551,258	2.054
	福岡 6区	444,897	1.658
	福岡 7区	333,220	1.242
	福岡 8区	405,656	1.511
	福岡 9区	442,299	1.648
	福岡 10区	472,751	1.761

	選挙区名	R5.1.1現在 住基台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
	福岡 11区	298,905	1.114
	福岡 計	5,016,870	
	佐賀 1区	399,148	1.487
	佐賀 2区	399,944	1.490
	佐賀 計	799,092	
	長崎 1区	397,588	1.481
	長崎 2区	479,868	1.788
	長崎 3区	417,620	1.656
	長崎 計	1,295,076	
	熊本 1区	502,868	1.874
	熊本 2区	372,468	1.388
	熊本 3区	380,432	1.417
	熊本 4区	461,948	1.721
	熊本 計	1,717,716	
※	大分 1区	461,183	1.718
※	大分 2区	300,180	1.118
	大分 3区	346,876	1.292
	大分 計	1,108,239	
	宮崎 1区	422,507	1.674
	宮崎 2区	316,615	1.180
	宮崎 3区	321,557	1.198
	宮崎 計	1,060,679	
※	鹿児島 1区	425,382	1.586
※	鹿児島 2区	395,783	1.475
	鹿児島 3区	373,411	1.391
	鹿児島 4区	383,399	1.429
	鹿児島 計	1,577,975	
	沖縄 1区	322,968	1.203
	沖縄 2区	370,195	1.379
	沖縄 3区	394,897	1.471
	沖縄 4区	376,241	1.402
	沖縄 計	1,464,301	
	合計	122,423,038	

※分割市区の人口については、令和2年日本国民の人口の比率で按分して算出している。

衆議院小選挙区別
住民基本台帳人口、較差（人口順）

	選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
※1	福岡 5区	551,258	2.054
2	京都 6区	542,809	2.022
※3	福岡 3区	541,103	2.016
4	茨城 6区	538,408	2.006
※5	北海道 2区	534,042	1.990
※6	福岡 2区	532,575	1.984
7	宮城 2区	532,231	1.983
8	愛知 12区	531,898	1.982
※9	兵庫 6区	529,861	1.974
10	神奈川 15区	526,920	1.963
※11	北海道 3区	526,648	1.962
※12	兵庫 7区	526,603	1.962
13	宮城 1区	520,504	1.939
※14	静岡 5区	520,134	1.938
15	愛知 8区	518,923	1.933
16	滋賀 2区	517,906	1.930
※17	北海道 1区	517,659	1.929
18	大阪 2区	514,973	1.919
19	神奈川 3区	514,691	1.918
20	神奈川 17区	513,457	1.913
21	大阪 18区	511,310	1.905
22	愛知 13区	507,055	1.889
※23	福岡 1区	506,983	1.889
24	広島 3区	503,427	1.876
25	千葉 1区	503,252	1.875
26	熊本 1区	502,868	1.874
※27	北海道 5区	502,717	1.873
28	福島 2区	502,414	1.872
29	大阪 8区	501,966	1.870
30	東京 22区	500,998	1.867
31	愛媛 1区	500,088	1.863
32	東京 15区	499,491	1.861
33	愛知 3区	499,456	1.861
34	神奈川 2区	497,839	1.855
35	大阪 1区	496,897	1.851
※36	長野 1区	494,758	1.843
※37	栃木 1区	494,633	1.843
38	山梨 1区	494,320	1.842
39	茨城 1区	494,117	1.841
40	大阪 5区	492,235	1.834
41	岡山 2区	491,304	1.831
42	東京 30区	491,186	1.830
43	静岡 6区	491,070	1.830
44	千葉 3区	490,808	1.829
45	大阪 14区	489,498	1.824
46	神奈川 1区	489,419	1.824
47	東京 20区	489,403	1.823
※48	東京 26区	489,236	1.823
※49	三重 3区	488,292	1.819
50	兵庫 4区	487,998	1.818
※51	福岡 4区	487,223	1.815
52	神奈川 12区	485,829	1.810
53	岐阜 3区	485,757	1.810
54	埼玉 8区	485,615	1.809
※55	千葉 14区	485,564	1.809
56	岡山 4区	483,438	1.801
57	埼玉 15区	483,103	1.800
※58	東京 4区	483,072	1.800
59	広島 1区	482,367	1.797
60	愛知 2区	481,745	1.795

	選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
61	神奈川 8区	481,725	1.795
62	埼玉 6区	480,169	1.789
63	長崎 2区	479,868	1.788
※64	千葉 5区	479,513	1.787
65	神奈川 18区	479,444	1.786
66	千葉 6区	479,216	1.786
67	東京 25区	477,814	1.780
68	東京 10区	477,034	1.777
※69	東京 21区	475,420	1.771
※70	三重 2区	475,334	1.771
71	滋賀 3区	474,512	1.768
72	大阪 4区	474,266	1.767
73	岡山 3区	474,140	1.767
※74	兵庫 1区	473,553	1.764
75	福岡 10区	472,751	1.761
※76	千葉 4区	472,263	1.760
※77	北海道 4区	470,551	1.753
78	北海道 6区	469,417	1.749
79	神奈川 14区	469,078	1.748
80	和歌山 1区	469,033	1.748
81	千葉 9区	467,985	1.744
82	福島 4区	467,917	1.743
83	大阪 11区	467,721	1.743
84	東京 18区	467,337	1.741
85	埼玉 14区	467,320	1.741
86	愛知 16区	464,446	1.730
87	長野 3区	464,350	1.730
88	新潟 2区	463,815	1.728
89	埼玉 9区	463,211	1.726
90	広島 2区	462,794	1.724
91	埼玉 5区	462,521	1.723
92	広島 4区	462,457	1.723
93	熊本 4区	461,948	1.721
94	愛知 1区	461,430	1.719
※95	大分 1区	461,183	1.718
96	東京 7区	460,841	1.717
97	大阪 13区	460,759	1.717
※98	東京 6区	460,524	1.716
99	大阪 7区	459,757	1.713
100	兵庫 1区	459,206	1.711
※101	奈良 1区	459,157	1.711
※102	東京 16区	458,830	1.710
103	愛知 11区	457,953	1.706
104	京都 4区	457,888	1.706
105	山口 1区	457,527	1.705
106	埼玉 4区	457,497	1.705
※107	東京 14区	457,104	1.703
108	埼玉 1区	456,925	1.702
109	愛媛 2区	455,253	1.696
110	宮城 4区	453,764	1.691
111	埼玉 7区	453,723	1.691
※112	埼玉 2区	451,999	1.684
113	茨城 3区	451,209	1.681
114	広島 6区	450,948	1.680
115	大阪 6区	450,703	1.679
116	愛知 9区	449,734	1.676
※117	埼玉 3区	449,551	1.675
※118	奈良 2区	448,705	1.672
119	静岡 8区	448,513	1.671
120	神奈川 16区	448,242	1.670

	選挙区名	R5.1.1現在 住民基本台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
121	静岡 1区	447,617	1.668
122	大阪 15区	447,573	1.668
123	和歌山 2区	447,564	1.668
124	福島 1区	447,307	1.667
125	山口 2区	446,607	1.664
126	兵庫 8区	446,553	1.664
127	京都 1区	445,796	1.661
128	青森 2区	444,944	1.658
129	福岡 6区	444,897	1.658
130	大阪 9区	444,493	1.656
131	静岡 3区	443,553	1.653
※132	東京 13区	442,935	1.650
※133	長野 2区	442,569	1.649
※134	兵庫 5区	442,538	1.649
※135	東京 8区	442,531	1.649
※136	兵庫 2区	442,432	1.648
137	福岡 9区	442,299	1.648
138	静岡 2区	441,777	1.646
139	神奈川 19区	441,320	1.644
※140	東京 11区	440,934	1.643
141	石川 1区	440,870	1.643
142	東京 17区	440,250	1.640
143	新潟 3区	438,312	1.633
144	神奈川 6区	437,984	1.632
145	福井 1区	437,242	1.629
146	神奈川 13区	436,939	1.628
※147	東京 24区	436,632	1.627
148	千葉 12区	436,118	1.625
149	埼玉 16区	435,557	1.623
※150	東京 5区	431,821	1.609
151	北海道 9区	431,222	1.607
152	愛知 7区	431,097	1.606
153	兵庫 9区	429,784	1.601
154	岩手 3区	429,681	1.601
155	埼玉 13区	429,204	1.599
※156	東京 12区	428,360	1.596
157	愛知 4区	427,750	1.594
158	神奈川 5区	427,130	1.591
159	埼玉 12区	427,095	1.591
※160	東京 27区	426,655	1.590
※161	鹿児島 1区	425,382	1.585
162	愛知 6区	424,197	1.581
163	千葉 8区	422,765	1.575
164	東京 23区	422,759	1.575
165	神奈川 11区	422,718	1.575
166	宮崎 1区	422,507	1.574
167	新潟 1区	421,771	1.571
168	栃木 4区	417,837	1.557
169	愛知 10区	417,835	1.557
170	長崎 3区	417,620	1.556
171	三重 1区	417,526	1.556
172	新潟 4区	417,405	1.555
173	富山 3区	415,583	1.548
174	徳島 1区	415,540	1.548
175	東京 3区	414,336	1.544
176	大阪 3区	413,647	1.541
177	京都 3区	412,613	1.537
178	岩手 2区	411,127	1.532
179	愛知 15区	409,160	1.524
※180	東京 29区	408,811	1.523

	選挙区名	R5.1.1現在 住基台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
181	兵庫10区	407,911	1.520
182	福岡8区	405,656	1.511
183	愛知5区	405,416	1.511
184	山口3区	405,048	1.509
185	新潟5区	403,848	1.505
186	千葉11区	402,697	1.500
187	奈良3区	402,215	1.499
188	北海道8区	401,313	1.495
189	栃木5区	400,929	1.494
190	佐賀2区	399,944	1.490
191	神奈川20区	399,771	1.490
192	群馬1区	399,511	1.489
193	佐賀1区	399,148	1.487
194	宮城5区	398,082	1.483
195	長崎1区	397,588	1.481
※196	鹿児島2区	395,783	1.475
197	沖縄3区	394,897	1.471
198	大阪12区	392,704	1.463
199	岐阜1区	392,482	1.462
200	埼玉11区	392,338	1.462
201	千葉3区	392,009	1.461
202	東京19区	391,377	1.458
203	青森3区	389,157	1.450
204	大阪17区	385,920	1.438
205	神奈川9区	385,675	1.437
206	石川2区	385,397	1.436
207	滋賀1区	385,394	1.436
208	神奈川4区	385,392	1.436
209	岡山1区	385,341	1.436
210	福島3区	385,336	1.436
211	青森1区	384,821	1.434
212	群馬2区	383,835	1.430
213	鹿児島4区	383,399	1.429
214	大阪16区	382,302	1.424
215	神奈川10区	382,030	1.423
216	岐阜4区	381,957	1.423
217	熊本3区	380,432	1.417
218	茨城7区	380,420	1.417
219	埼玉10区	376,873	1.404
220	沖縄4区	376,241	1.402
221	大阪10区	376,077	1.401
222	千葉10区	375,708	1.400
223	群馬3区	374,487	1.395
224	鹿児島3区	373,411	1.391
225	熊本2区	372,468	1.388
226	静岡7区	372,077	1.386
227	東京1区	370,558	1.381
※228	香川1区	370,217	1.379
229	沖縄2区	370,195	1.379
230	千葉2区	369,436	1.376
231	兵庫3区	366,639	1.366
※232	静岡4区	366,006	1.364
※233	群馬5区	363,580	1.355
※234	東京28区	362,319	1.350
235	愛媛3区	358,535	1.336
236	山形2区	357,976	1.334
※237	高知1区	356,528	1.328
238	東京2区	356,203	1.327
※239	東京9区	355,782	1.326
240	秋田3区	354,919	1.322

	選挙区名	R5.1.1現在 住基台帳人口 (人)	最少選挙区 との較差 (倍)
241	千葉7区	354,371	1.320
242	広島5区	353,882	1.319
243	大阪19区	353,702	1.318
244	山形1区	352,076	1.312
245	茨城2区	351,998	1.312
246	岐阜2区	347,415	1.294
247	神奈川7区	347,099	1.293
248	大分3区	346,876	1.292
249	島根2区	346,834	1.292
250	愛知14区	346,492	1.291
※251	群馬4区	344,237	1.283
252	岩手1区	340,631	1.269
253	三重4区	333,963	1.244
254	福岡7区	333,220	1.242
255	宮城3区	328,793	1.225
256	長野5区	326,613	1.217
257	北海道11区	326,007	1.215
※258	兵庫12区	325,824	1.214
259	山形3区	324,392	1.209
※260	高知2区	323,241	1.204
261	沖縄1区	322,968	1.203
262	宮崎3区	321,557	1.198
263	北海道12区	320,680	1.195
264	宮崎2区	316,615	1.180
265	岐阜5区	313,873	1.169
※266	富山1区	311,808	1.162
267	北海道10区	311,202	1.160
268	茨城4区	310,257	1.156
269	福井2区	306,823	1.143
270	島根1区	302,857	1.128
271	京都2区	301,192	1.122
※272	大分2区	300,180	1.118
273	福岡11区	298,905	1.114
274	山梨2区	298,872	1.114
275	秋田1区	298,814	1.113
276	徳島2区	296,445	1.105
※277	栃木2区	295,265	1.100
※278	香川2区	294,555	1.097
279	北海道7区	284,245	1.059
280	秋田2区	282,776	1.054
※281	富山2区	281,413	1.049
282	長野4区	277,357	1.033
※283	香川3区	277,262	1.033
284	栃木3区	276,029	1.028
285	石川3区	274,419	1.022
286	茨城5区	273,829	1.020
287	京都5区	273,584	1.019
288	鳥取2区	273,197	1.018
289	鳥取1区	268,390	1.000

※分割市区の人口については、令和2年日本国民の人口の比率で按分して算出している。

衆議院小選挙区
住民基本台帳人口で最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区

	選挙区名	R5. 1. 1現在 住基台帳人口 (人)	最小選挙区 との較差 (倍)
1	福岡 5区	551,258	2.054
2	京都 6区	542,809	2.022
3	福岡 3区	541,103	2.016
4	茨城 6区	538,408	2.006
最小選挙区	鳥取 1区 268,390	× 2 =	合計 4 選挙区 536,780 人

参議院選挙区別
住民基本台帳人口、定数、較差

	選挙区名	R5. 1. 1現在 住基台帳人口 (人)	議員定数 (人)	議員 1 人あたり人口 (人)	最小選挙区 との較差 (倍)
1	北海道	5,095,703	6	849,284	2.283
2	青森県	1,218,922	2	609,461	1.638
3	岩手県	1,181,439	2	590,720	1.588
4	宮城県	2,233,374	2	1,116,687	3.002
5	秋田県	936,509	2	468,255	1.259
6	山形県	1,034,444	2	517,222	1.390
7	福島県	1,802,974	2	901,487	2.423
8	茨城県	2,800,238	4	700,060	1.882
9	栃木県	1,884,693	2	942,347	2.533
10	群馬県	1,865,650	2	932,825	2.507
11	埼玉県	7,172,701	8	896,588	2.410
12	千葉県	6,131,705	6	1,021,951	2.747
13	東京都	13,260,553	12	1,105,046	2.970
14	神奈川県	8,972,702	8	1,121,588	3.015
15	新潟県	2,145,151	2	1,072,576	2.883
16	富山県	1,008,804	2	504,402	1.356
17	石川県	1,100,686	2	550,343	1.479
18	福井県	744,065	2	372,033	1.000
19	山梨県	793,192	2	396,596	1.066
20	長野県	2,005,647	2	1,002,824	2.696
21	岐阜県	1,921,494	2	960,747	2.582
22	静岡県	3,530,747	4	882,687	2.373
23	愛知県	7,234,587	8	904,323	2.431
24	三重県	1,715,115	2	857,558	2.305
25	滋賀県	1,377,812	2	688,906	1.852
26	京都府	2,433,882	4	608,471	1.636
27	大阪府	8,516,503	8	1,064,563	2.861
28	兵庫県	5,338,902	6	889,817	2.392
29	奈良県	1,310,077	2	655,039	1.761
30	和歌山県	916,597	2	458,299	1.232
31	鳥取県・島根県	1,191,278	2	595,639	1.601
32	岡山県	1,834,223	2	917,112	2.465
33	広島県	2,715,875	4	678,969	1.825
34	山口県	1,309,182	2	654,591	1.759
35	徳島県・高知県	1,391,754	2	695,877	1.870
36	香川県	942,034	2	471,017	1.266
37	愛媛県	1,313,876	2	656,938	1.766
38	福岡県	5,016,870	6	836,145	2.248
39	佐賀県	799,092	2	399,546	1.074
40	長崎県	1,295,076	2	647,538	1.741
41	熊本県	1,717,716	2	858,858	2.309
42	大分県	1,108,239	2	554,120	1.489
43	宮崎県	1,060,679	2	530,340	1.426
44	鹿児島県	1,577,975	2	788,988	2.121
45	沖縄県	1,464,301	2	732,151	1.968
	計	122,423,038	148		

選挙区名	議員 1 人あたり人口	最大較差
神奈川県	1,121,588	3.015
福井県	372,033	

参議院選挙区別
住民基本台帳人口、定数、較差（較差順）

	選挙区名	R5. 1. 1現在 住基台帳人口 (人)	議員定数 (人)	議員 1 人あたり人口 (人)	最小選挙区 との較差 (倍)
1	神奈川県	8,972,702	8	1,121,588	3.015
2	宮城県	2,233,374	2	1,116,687	3.002
3	東京都	13,260,553	12	1,105,046	2.970
4	新潟県	2,145,151	2	1,072,576	2.883
5	大阪府	8,516,503	8	1,064,563	2.861
6	千葉県	6,131,705	6	1,021,951	2.747
7	長野県	2,005,647	2	1,002,824	2.696
8	岐阜県	1,921,494	2	960,747	2.582
9	栃木県	1,884,693	2	942,347	2.533
10	群馬県	1,865,650	2	932,825	2.507
11	岡山県	1,834,223	2	917,112	2.465
12	愛知県	7,234,587	8	904,323	2.431
13	福島県	1,802,974	2	901,487	2.423
14	埼玉県	7,172,701	8	896,588	2.410
15	兵庫県	5,338,902	6	889,817	2.392
16	静岡県	3,530,747	4	882,687	2.373
17	熊本県	1,717,716	2	858,858	2.309
18	三重県	1,715,115	2	857,558	2.305
19	北海道	5,095,703	6	849,284	2.283
20	福岡県	5,016,870	6	836,145	2.248
21	鹿児島県	1,577,975	2	788,988	2.121
22	沖縄県	1,464,301	2	732,151	1.968
23	茨城県	2,800,238	4	700,060	1.882
24	徳島県・高知県	1,391,754	2	695,877	1.870
25	滋賀県	1,377,812	2	688,906	1.852
26	広島県	2,715,875	4	678,969	1.825
27	愛媛県	1,313,876	2	656,938	1.766
28	奈良県	1,310,077	2	655,039	1.761
29	山口県	1,309,182	2	654,591	1.759
30	長崎県	1,295,076	2	647,538	1.741
31	青森県	1,218,922	2	609,461	1.638
32	京都府	2,433,882	4	608,471	1.636
33	鳥取県・島根県	1,191,278	2	595,639	1.601
34	岩手県	1,181,439	2	590,720	1.588
35	大分県	1,108,239	2	554,120	1.489
36	石川県	1,100,686	2	550,343	1.479
37	宮崎県	1,060,679	2	530,340	1.426
38	山形県	1,034,444	2	517,222	1.390
39	富山県	1,008,804	2	504,402	1.356
40	香川県	942,034	2	471,017	1.266
41	秋田県	936,509	2	468,255	1.259
42	和歌山県	916,597	2	458,299	1.232
43	佐賀県	799,092	2	399,546	1.074
44	山梨県	793,192	2	396,596	1.066
45	福井県	744,065	2	372,033	1.000
	計	122,423,038	148		

選挙区名	議員 1 人あたり人口	最大較差
神奈川県	1,121,588	3.015
福井県	372,033	

都道府県別 日本国民の人口（国調）の最近5年間の増減（平成27年～令和2年）

	都道府県	令和2年 日本国民の人口（人）	平成27年 日本国民の人口（人）	5年間の増減数 （人） 順位	5年間の増減率 （%） 順位
1	北海道	5,190,293	5,360,057	-169,764 47	-3.17 26
2	青森県	1,232,575	1,304,818	-72,243 42	-5.54 45
3	岩手県	1,203,597	1,274,577	-70,980 41	-5.57 46
4	宮城県	2,282,543	2,319,910	-37,367 19	-1.61 12
5	秋田県	955,851	1,020,205	-64,354 36	-6.31 47
6	山形県	1,060,878	1,118,388	-57,510 32	-5.14 43
7	福島県	1,820,284	1,905,314	-85,030 44	-4.46 38
8	茨城県	2,809,190	2,875,666	-66,476 39	-2.31 16
9	栃木県	1,895,738	1,947,761	-52,023 27	-2.67 19
10	群馬県	1,885,678	1,935,989	-50,311 26	-2.60 18
11	埼玉県	7,183,326	7,161,331	21,995 4	0.31 4
12	千葉県	6,142,303	6,132,488	9,815 6	0.16 6
13	東京都	13,564,222	13,136,707	427,515 1	3.25 1
14	神奈川県	9,041,802	8,981,714	60,088 2	0.67 3
15	新潟県	2,186,244	2,292,697	-106,453 46	-4.64 39
16	富山県	1,018,488	1,055,560	-37,072 16	-3.51 31
17	石川県	1,118,841	1,144,700	-25,859 12	-2.26 15
18	福井県	753,067	777,292	-24,225 11	-3.12 24
19	山梨県	795,981	823,815	-27,834 14	-3.38 29
20	長野県	2,016,520	2,072,164	-55,644 30	-2.69 20
21	岐阜県	1,929,763	1,996,521	-66,758 40	-3.34 28
22	静岡県	3,547,156	3,640,709	-93,553 45	-2.57 17
23	愛知県	7,311,046	7,316,978	-5,932 7	-0.08 7
24	三重県	1,725,533	1,784,532	-58,999 33	-3.31 27
25	滋賀県	1,384,906	1,393,030	-8,124 8	-0.58 8
26	京都府	2,525,645	2,566,404	-40,759 21	-1.59 11
27	大阪府	8,629,004	8,688,579	-59,575 34	-0.69 9
28	兵庫県	5,377,722	5,457,282	-79,560 43	-1.46 10
29	奈良県	1,312,968	1,355,590	-42,622 24	-3.14 25
30	和歌山県	916,555	958,912	-42,357 23	-4.42 37
31	鳥取県	549,097	570,057	-20,960 9	-3.68 32
32	島根県	662,896	688,981	-26,085 13	-3.79 33
33	岡山県	1,863,316	1,904,216	-40,900 22	-2.15 14
34	広島県	2,751,969	2,809,136	-57,167 31	-2.04 13
35	山口県	1,327,681	1,393,217	-65,536 38	-4.70 40
36	徳島県	714,526	751,862	-37,336 18	-4.97 42
37	香川県	939,390	969,335	-29,945 15	-3.09 23
38	愛媛県	1,323,682	1,377,166	-53,484 28	-3.88 35
39	高知県	687,307	725,040	-37,733 20	-5.20 44
40	福岡県	5,068,515	5,054,459	14,056 5	0.28 5
41	佐賀県	805,502	828,954	-23,452 10	-2.83 21
42	長崎県	1,304,001	1,369,518	-65,517 37	-4.78 41
43	熊本県	1,723,710	1,777,812	-54,102 29	-3.04 22
44	大分県	1,113,684	1,157,682	-43,998 25	-3.80 34
45	宮崎県	1,063,102	1,100,376	-37,274 17	-3.39 30
46	鹿児島県	1,578,219	1,642,330	-64,111 35	-3.90 36
47	沖縄県	1,449,323	1,422,546	26,777 3	1.88 2
	計	123,743,639	125,342,377	-1,598,738	-1.28

都道府県別 住民基本台帳人口の最近5年間の増減（平成30年～令和5年）

	都道府県	R5. 1. 1現在 住基台帳人口（人）	H30. 1. 1現在 住基台帳人口（人）	5年間の増減数 （人）		5年間の増減率 （％）	
					順位		順位
1	北海道	5,095,703	5,307,813	-212,110	47	-4.00	25
2	青森県	1,218,922	1,303,668	-84,746	40	-6.50	46
3	岩手県	1,181,439	1,257,779	-76,340	36	-6.07	45
4	宮城県	2,233,374	2,291,981	-58,607	23	-2.56	10
5	秋田県	936,509	1,011,297	-74,788	34	-7.40	47
6	山形県	1,034,444	1,100,338	-65,894	26	-5.99	44
7	福島県	1,802,974	1,906,896	-103,922	42	-5.45	42
8	茨城県	2,800,238	2,889,169	-88,931	41	-3.08	14
9	栃木県	1,884,693	1,946,895	-62,202	25	-3.19	16
10	群馬県	1,865,650	1,937,076	-71,426	29	-3.69	23
11	埼玉県	7,172,701	7,198,829	-26,128	7	-0.36	4
12	千葉県	6,131,705	6,155,641	-23,936	5	-0.39	5
13	東京都	13,260,553	13,115,844	144,709	1	1.10	1
14	神奈川県	8,972,702	8,972,770	-68	3	0.00	3
15	新潟県	2,145,151	2,265,730	-120,579	44	-5.32	39
16	富山県	1,008,804	1,052,868	-44,064	17	-4.19	30
17	石川県	1,100,686	1,136,795	-36,109	12	-3.18	15
18	福井県	744,065	777,330	-33,265	10	-4.28	33
19	山梨県	793,192	823,733	-30,541	9	-3.71	24
20	長野県	2,005,647	2,081,175	-75,528	35	-3.63	21
21	岐阜県	1,921,494	2,005,181	-83,687	38	-4.17	29
22	静岡県	3,530,747	3,660,340	-129,593	45	-3.54	20
23	愛知県	7,234,587	7,316,520	-81,933	37	-1.12	8
24	三重県	1,715,115	1,786,598	-71,483	30	-4.00	26
25	滋賀県	1,377,812	1,393,088	-15,276	4	-1.10	7
26	京都府	2,433,882	2,506,201	-72,319	32	-2.89	12
27	大阪府	8,516,503	8,631,175	-114,672	43	-1.33	9
28	兵庫県	5,338,902	5,485,652	-146,750	46	-2.68	11
29	奈良県	1,310,077	1,359,935	-49,858	20	-3.67	22
30	和歌山県	916,597	968,748	-52,151	21	-5.38	40
31	鳥取県	541,587	566,495	-24,908	6	-4.40	34
32	島根県	649,691	683,536	-33,845	11	-4.95	35
33	岡山県	1,834,223	1,895,025	-60,802	24	-3.21	17
34	広島県	2,715,875	2,800,530	-84,655	39	-3.02	13
35	山口県	1,309,182	1,380,790	-71,608	31	-5.19	37
36	徳島県	711,985	751,819	-39,834	14	-5.30	38
37	香川県	942,034	981,673	-39,639	13	-4.04	27
38	愛媛県	1,313,876	1,382,748	-68,872	27	-4.98	36
39	高知県	679,769	721,032	-41,263	15	-5.72	43
40	福岡県	5,016,870	5,059,737	-42,867	16	-0.85	6
41	佐賀県	799,092	827,606	-28,514	8	-3.45	19
42	長崎県	1,295,076	1,369,146	-74,070	33	-5.41	41
43	熊本県	1,717,716	1,775,773	-58,057	22	-3.27	18
44	大分県	1,108,239	1,157,282	-49,043	19	-4.24	32
45	宮崎県	1,060,679	1,106,309	-45,630	18	-4.12	28
46	鹿児島県	1,577,975	1,646,915	-68,940	28	-4.19	31
47	沖縄県	1,464,301	1,456,122	8,179	2	0.56	2
	計	122,423,038	125,209,603	-2,786,565		-2.23	

衆議院トップページ > 立法情報 > 議案情報 > 第188回国会 議案の一覧 > 議案本文情報一覧 >

衆法 第188回国会 1 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案要綱

- 第1 公職選挙法の一部改正
- 1 衆議院議員の定数
- 衆議院議員の定数を336人（現行475人）とし、小選挙区選出議員を240人（現行295人）、比例代表選出議員を96人（現行180人）とする。
- 2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区における定数
- 衆議院比例代表選出議員の各選挙区における定数は、次のとおりとする。
- （現行どおり、人口に比例して配分）
- | | | | |
|------|-------------|----|-------------|
| 北海道 | 4人（現行 8人） | 東海 | 11人（現行 21人） |
| 東北 | 7人（現行 14人） | 近畿 | 16人（現行 29人） |
| 北関東 | 10人（現行 20人） | 中国 | 6人（現行 11人） |
| 南関東 | 12人（現行 22人） | 四国 | 3人（現行 6人） |
| 東京都 | 10人（現行 17人） | 九州 | 11人（現行 21人） |
| 北陸信越 | 6人（現行 11人） | | |
- 第2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正
- 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（区割り改定案）の作成に当たっては、各選挙区間の人口較差については、2倍以上とならないようにしなければならないものとする。
- 第3 施行期日等
- 1 施行期日
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1は、2の の勧告に基づく「区割り改定法」の施行の日から施行する。
- 2 今次の定数削減に伴う区割り改定案に係る特例
- （1）衆議院議員選挙区画定審議会は、この法律の施行の日から1年以内に、第1の1の小選挙区選出議員の定数の削減（定数240人）に伴う区割り改定案の勧告を行うものとする。
- （2）（1）の区割り改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数、別表 で定める数とする。
- 別表 各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数北海道 10
- | | |
|------|----|
| 青森県 | 3 |
| 岩手県 | 3 |
| 宮城県 | 4 |
| 秋田県 | 2 |
| 山形県 | 2 |
| 福島県 | 4 |
| 茨城県 | 6 |
| 栃木県 | 4 |
| 群馬県 | 4 |
| 埼玉県 | 12 |
| 千葉県 | 11 |
| 東京都 | 24 |
| 神奈川県 | 16 |
| 新潟県 | 4 |
| 富山県 | 2 |
| 石川県 | 2 |
| 福井県 | 2 |
| 山梨県 | 2 |
| 長野県 | 4 |
| 岐阜県 | 4 |

静岡県	7
愛知県	13
三重県	4
滋賀県	3
京都府	5
大阪府	16
兵庫県	10
奈良県	3
和歌山県	2
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	5
山口県	3
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	3
高知県	2
福岡県	9
佐賀県	2
長崎県	3
熊本県	4
大分県	2
宮崎県	2
鹿児島県	3
沖縄県	3

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.



甲第21号証
サイトマップ ヘルプ

音声読み上げ  サイト内検索 検索

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [会議録](#) > [政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会](#) >

第190回国会 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第8号（平成28年4月26日（火曜日））

第8号 平成28年4月26日（火曜日）

[会議録本文へ](#)

平成二十八年四月二十六日（火曜日）

午前九時開議

出席委員

- | | | | |
|-----|--------|----|---------|
| 委員長 | 山本 公一君 | | |
| 理事 | 大塚 拓君 | 理事 | 奥野 信亮君 |
| 理事 | 田中 良生君 | 理事 | 中川 俊直君 |
| 理事 | 平沢 勝栄君 | 理事 | 落合 貴之君 |
| 理事 | 黒岩 宇洋君 | 理事 | 佐藤 茂樹君 |
| | 青山 周平君 | | 井野 俊郎君 |
| | 伊藤 忠彦君 | | 今枝宗一郎君 |
| | 岩田 和親君 | | うえの賢一郎君 |
| | 小田原 潔君 | | 大串 正樹君 |
| | 門山 宏哲君 | | 神田 憲次君 |
| | 木村 弥生君 | | 佐々木 紀君 |
| | 白須賀貴樹君 | | 田野瀬太道君 |
| | 長尾 敬君 | | 長坂 康正君 |
| | 藤井比早之君 | | 古川 康君 |
| | 山下 貴司君 | | 山本 拓君 |
| | 若狭 勝君 | | 大西 健介君 |
| | 篠原 孝君 | | 鈴木 義弘君 |
| | 玉木雄一郎君 | | 初鹿 明博君 |
| | 馬淵 澄夫君 | | 本村賢太郎君 |

岡本 三成君 角田 秀穂君
笠井 亮君 穀田 恵二君
塩川 鉄也君 浦野 靖人君

参考人

（元衆議院選挙制度に関する調査会座長） 佐々木 毅君

参考人

（弁護士）
（自由法曹団常任幹事） 田中 隆君

衆議院調査局第二特別調査室長 荒川 敦君

委員の異動

四月二十六日

辞任	補欠選任
あべ 俊子君	木村 弥生君
井野 俊郎君	青山 周平君
坂本 哲志君	田野瀬太道君
助田 重義君	佐々木 紀君
國重 徹君	岡本 三成君
塩川 鉄也君	笠井 亮君

同日

辞任	補欠選任
青山 周平君	井野 俊郎君
木村 弥生君	岩田 和親君
佐々木 紀君	助田 重義君
田野瀬太道君	坂本 哲志君
岡本 三成君	國重 徹君
笠井 亮君	塩川 鉄也君

同日

辞任

補欠選任

岩田 和親君

あべ 俊子君

本日の会議に付した案件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之君外四名提出、衆法第二六号）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人君外二名提出、衆法第二五号）

[このページのトップに戻る](#)

○山本委員長 これより会議を開きます。

細田博之君外四名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び今井雅人君外二名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として元衆議院選挙制度に関する調査会座長佐々木毅君及び弁護士・自由法曹団常任幹事田中隆君に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

佐々木参考人、田中参考人の順に、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

念のため申し上げますが、発言する際には委員長の許可を得ることとなっております。また、参考人は委員に対し質疑することはできませんので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。

それでは、まず佐々木参考人をお願いいたします。

○佐々木参考人 衆議院選挙制度に関する調査会の座長を務めました佐々木でございます。

本日は、調査会が本年一月十四日に大島議長に提出しました答申につきまして、お手元に答申をお配りしておりますので、まず、それに沿って概略御説明し、また、調査会の座長として御質問に答えさせていただきたいと存じます。

調査会は、平成二十六年九月十一日に第一回の会議を開き、答申を決定しました本年一月十四日までの間、全部で十七回の会議を開きました。

議長からの諮問事項は、答申の二ページにありますように四項目で、それら四つにつきまして一つ一つお答えをしたという形で答申をつくらせていただきました。

答申本体の二ページ目の次に、水色の紙を挟んで、オレンジの枠がついているものが説明文になりますが、オレンジの枠の中は答申そのものですので、この説明文に沿って御説明をいたします。

一番目が「衆議院議員の選挙制度の在り方」でございます。

そこにありますように、「現行の小選挙区比例代表並立制を維持する。」ということとあわせて、「ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からし

て、較差是正は喫緊の最重要課題である。」というのが答申の本文でございます。

それに至る議論の経過、理由につきましては、一ページの下から二つ目の丸に、「本調査会としては、ようやく国民の間に定着した現行制度の信頼性を確保するため、客観性のある制度の運用原則を定めるとともに、とくに小選挙区選挙については衆議院議員選挙区画定審議会という独自の機関の機能を高めることによって、安定した透明性のある制度運営に努めるのが適切であるとする。」のような文言をつけ加えました。

あわせて、次の丸で、「なお、制度の根幹である二つの機能の確保のため、民意の集約機能と民意の反映機能とのバランスには今後とも十分な配慮が必要である。」ということを述べさせていただきました。

次に、二ページの「定数削減」でございます。

「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。」というのが（１）でございます。

（２）として、「一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。」ということがございます。

（３）として、「このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。」といたしまして、１として、「衆議院議員の定数を十人削減して四百六十五人とする。」二つ目として、「小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を六人削減して二百八十九人とし、比例代表選挙の定数を四人削減して百七十六人とする。」ということ本文で答申いたしました。

結論に至った理由は、いろいろ書いてございますが、一つ目の丸の「衆議院議員の定数を何人とするかについて、絶対的基準があるわけではない。歴史的経緯、政治体制、統治構造、選挙制度や国会運営など様々な要素に基づき決定されることとなる。」というのが委員の大宗の意見でございました。

それから、衆議院議員の定数を国際比較するというのが二つ目の丸でございますが、諸外国の下院と我が国の衆議院とを比べると、衆議院の場合は議員一人当たりの人口が他の国と比べて非常に多いということを改めて確認したわけでございます。

そして、三ページの一つ目の丸、「小選挙区比例代表並立制の下では、小選挙区選挙と比例代表選挙は別々に行われるものであり、小選挙区選挙及び比例代表選挙がそれぞれの意義をもち、有効に機能するためには、相応の定数が必要とされる。」ということでございます。

さらに、その下にありますように、「小選挙区選挙において、都道府県を単位に議席配分することを前提として大幅に定数を削減すると、都道府県間の一票の較差、ひいては選挙区間の一票の較差の縮小は難しくなる。定数の大幅削減と議席の比例配分及び較差の最小化という要請を同時に達成することは困難である。」という意見が非常に繰り返し述べられまして、これをここに記したところでございます。

議員数を考えるに際しましては、調査会の委員の中にもいろいろなお考えがあり、議席は有権者にとっては選ぶ権利であるという視点、いわば代表者を派遣する権利を有権者が持っているというのが、議席が削減されることによって事実上弱体化するというか削減されるというような観点、それから、有為な人材を集めることによる国民の代表議会としての国会の機能強化、その他、行政府との緊張関係の維持等々、削減するという点についてはいろいろな要素を考えなければいけないので、増税と削減の組み合わせというものを一度慎重に検討し直す必要があるという意見も多くありまして、そういう意味で、大幅に定数を削減することは適当であるとは言えないということが調査会の大体の意見になったわけでございます。

そういうことで、「大幅に定数を削減することは適当であるとはいえない。」ということになりましたが、下から三つ目の丸にあるとおり、「しかしながら、定数の削減は、ヒアリングを実施した政党のうち日本共産党及び社会民主党を除くすべての政党の選挙公約であり、多くの政党の選挙公約は、いわば公約の国民との約束として、できる限り尊重されなければならない。」という意見も多く、さらに、具体的な削減数につきましては、調査会の中でも、一桁でよい、やはり二桁という意見もございまして、最後の最後になりました。先ほど申し上げたような結論になったわけでございます。大正十四年に男子による普通選挙が実現して以降、四百六十五人は最も少ない数になるということを確認させていただいたところでございます。

次に、四ページの「一票の較差是正」でございます。

まず、小選挙区選挙につきましては、「選挙区間の一票の較差を二倍未満とする。」ということをお原則としてまず掲げ、そして、「小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。」ということでございます。

その都道府県への議席配分方式については、いろいろな条件を満たしてもらわなければ困るという観点から、（ア）比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、（イ）選挙区間の一票の格差を小さくするために、都道府県間の一票の格差をできるだけ少なくすること、（ウ）都道府県の配分議席の増減幅が小さいこと、すなわち変動幅が小さいことということでございます。（エ）として、一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であること、これらの条件を加味しながら、実は議席の配分方式についてたくさんの方の方式がありますので、これを比較考量しました。答申の参考資料の5にも、いろいろな方式の差異について表が掲げてございますので、御参考にしていただければと思います。

このような諸条件に照らした結果、都道府県への議席配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を提案させていただいたところでございます。

それと同時に、これも実は調査会の当初からいろいろ話題になっておりましたが、制度の安定性という問題をどういうふうにかというところでございます。

そこで、5といたしまして、「都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。」といたしました。

これは、現在の制度の基本的な骨格を継承したものであると私は認識しておりますが、その意味で十年ごとということであり、また、国勢調査に基づくこと、有権者数ではなく人口というものを基準に見るということでございます。

ただ、よく指摘されますように、十年の間に起こる変化をどう考えるかという問題もありますので、6といたしまして、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、格差二倍以上の選挙区が生じたときは、区画審は、各選挙区間の格差が二倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとし、この見直しについては、本来の選挙区の区割りの見直しが十年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更を行わないとしたところでございます。

都道府県への議席配分は変更せず、その内部の区割りの見直しによって格差を縮小するような努力、これはかなり義務づけるような規定を調査会としてはできればお願いしたいというふうにしたわけでございます。

この意味は、できればそのようなことが起こらないように最初に区割りをしてもらおうと大変ありがたいという気持ちも背後にありまして、そのような選挙区の改定案を区画審に作成してもらいたいというのが我々の期待でありますので、必ず五年ごとに大規模な区割りの見直しを行うことをアプリオリに義務づけるという趣旨ではないことを御理解賜りたいと思っております。

次に、比例代表選挙につきましては、「現行の十一ブロックを維持する。」と。

これは、比例代表の議席を大幅に減らさなければ、現行の十一ブロックを維持することができるということでございます。

それから、各ブロックへの議席配分も、アダムズ方式により行うこととしました。これは、現行の配分方式では変動が激しく、そうしますと、比例区が比例区の名に値しないような小さな議席数になってしまうということは、できれば避けたいという気持ちもありまして、アダムズ方式により行うということにしました。

また、「各ブロックへの議席配分の見直しは、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。」としました。

小選挙区の方が専らの関心事になっておりますが、比例区の人口変動に伴う議席配分の見直しについても一緒に行っていただくようにルール化していただきたいと思います、ここに一項をつけ加えたところでございます。

最後に、九ページが四番目の諮問事項「現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方」であり、正直なところ、大変難しかったところでございますが、ただ、「公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していく」ことはお願いしたいということでございます。

そして、「憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。」としたところでございます。

つまり、やはり国会として考えていただく、国民目線からするとそういうことになるのではないかとということでございます。

ここについては、実は、さまざまな国会にかかわる議論が委員から述べられまして、それをできるだけ記すように努力したところでございます。

「結論に至った経緯・理由」の二つ目に、「もとより、選挙制度の在り方は、代表民主制の根幹にかかわるものであって、」云々と書いてありまして、「本調査会において検討した議員定数と一票の較差のそれに尽きるものではなく、選挙人・被選挙人の資格から、立候補制度、代表方法又は選出方法、選挙区の区分と画定、投票方式、選挙争訟の在り方などにいたるまで、多岐にわたり慎重な検討を要する多くの事項を含んでいる。」ということでございます。

定数削減と一票の格差にとどまらない形での国会の御努力を期待したいということも込めて、僭越ではありますが、こういった事項も挙げさせていただいたところでございます。

そこに、十八歳選挙についてもこういう一つの制度の見直しの結果として出てきたのだろうということで、その意味では、本調査会の検討事項はこういう不断の見直しの諸課題の一部にすぎないという認識を我々としては持っているということを申し上げたところでございます。

また、最高裁との関係についても少し言及させていただきました。

十ページの二つ目、「今日、日本の社会は、人口動態を含め少子高齢化やグローバル化などの要因により大きな変動期に入っている。こうした中で、国会には、「国権の最高機関」として、種々の重要な政策課題に対する基本的な道筋を示すことが求められており、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を展望し、「国権の最高機関」としての国会の権限・手続や「全国民を代表する」議員を選出するための国会両議院の望ましい選挙制度の在り方に」云々、こういうことを書いてございます。

委員の間からも、格差の問題を扱う過程で、今までなかったような非常に大きな変化がこれから起こっていくことは間違いないという認識がございまして、格差の問題を超えて代表民主制のあり方について国会においてお考えいただき、その結果として選挙制度のあり方をどうするかというお話もしていただくようお願いできないかという気持ちを込めて、こういうことを書かせていただいたところでございます。

もちろん、そうはいうものの、政治制度には完全というものがないということ、そういう中で我々にできることは、引き続き検討を繰り返して重ねていくということが取り組むべき態度だろうということを最後に述べまして、報告書を結んでいるところでございます。

以上、私の陳述でございます。どうもありがとうございました。（拍手）

○山本委員長 ありがとうございました。

次に、田中参考人をお願いいたします。

○田中参考人 弁護士の田中と申します。

陳述の機会を与えていただいたことに感謝いたします。

おおむね骨子に沿ってお話をさせていただきます。

全国二千百名の弁護士で構成する自由法曹団という団体で活動しております。

自由法曹団は、政治改革が提起されたときから、選挙制度などについて検討を行って意見書を発表し、二〇〇九年から始めました第二次の改革問題でも意見書等を発表してきました。

今回は、今お話があった調査会答申を検討させていただいた最新の意見書だけを配付させていただきました。その余の意見書はホームページに掲載していますので、御参照いただければ幸いです。

そうした経緯を踏まえて、幾つかお話をさせていただきます。

まず、調査会答申と法案についてです。

二〇一四年の三月、与党と当時の野党五党が衆議院議長のもとで第三者機関設置で合意されたのが発端でした。

メディアなどには、諮問する以上、何らかの拘束力をとの主張もありました。

自由法曹団は、「「第三者機関への丸投げ」は許されない」と題する長文の声明を発表させていただきました。選挙制度の問題は国会で国民的な議論が行われるべきで、国会の上位に立つかのような諮問機関を認めることは、憲法上の問題も引き起こすためです。この見地は現在も変わっておりません。

調査会が設置されたときは、第二次政治改革段階での全ての意見書を送付させていただきました。そして、並立制の二十年間がもたらした問題を正しく総括して、国民の声が反映して議会制民主主義が再生できる選挙制度を模索していただきたいと要望しました。

諮問事項には、定数削減や格差の是正とともに、現行制度を含めた選挙制度の評価や、衆参議院選挙制度のあり方が掲げられていました。また、一三年六月には、並立制の功罪の検証が与野党で合意されておりました。決して自由法曹団だけの注文ではなかったと思っています。

答申を拝見いたしました。今伺って、佐々木座長の御苦労や御尽力には心から敬意を表します。しかし、まことに失礼な言い方になるんですが、肩透かしを食らった思いを禁じ得ませんでした。

選挙制度では、多くの政党が現行制度でいいというので現行の並立制を維持する。定数削減では、削減する理由はないけれども、多くの政党が公約しているので、比例代表を四議席、小選挙区を六議席削減する。格差是正では、一人別枠方式とドント式をやめて、アダムズ方式を採用する。衆参両院の選挙制度は、国会として継続的に考えていくべき。こういう趣向でした。

国会では結論が出せないからとして専門家に審議してもらうために設置された第三者機関が、諮問した側の政党の意向をもって答申にかえ、あるいは国会に投げ返したのでは、問いをもって問いに答えたことにしかありません。

アダムズ方式は、国会や選挙制度のあり方という基本の問題をさておいて配分だけを調整するもので、問われている問題を解決するものにはならないと思います。

一人別枠方式を違憲とする最高裁がアダムズ方式を合憲とするかの問題もあるんですが、最大の問題は、どれだけ人口が流動しても定数ゼロ配分を生み出せない、小選挙区の都道府県への配分に収れんさせてしまっているところにあります。投票価値の平等を実現するのであれば、もっと広い単位で選挙を行う制度にすれば、格差の問題はたちどころに解消できます。ちなみに、お配りした意見書で提案している十七ブロックの比例代表制では、最大格差は一・〇三五倍にすぎません。

今回二つの法案が提出されていますが、いずれも、現行の並立制を前提にアダムズ方式を採用するとともに、議会の役割や議員定数のあり方の明示もないまま、答申だけを理由に定数を十削減しようとするものです。また、緊急だからと言われているが、時限法でも特別措置法でもない恒久法として提案されており、このまま並立制を固定化させる機能を営む危険は甚大です。抜本的な再検討が必要と考えます。

次の問題は、二〇〇九年からの検討の意味なんです。

二〇〇九年と二〇一二年の総選挙で、並立制の問題が露呈しました。

民主党への政権交代が起こった総選挙では、比例代表で四二%の得票の民主党が六四%の議席、自民党への逆政権交代が起こった総選挙では、比例代表で二八%弱の自民党が六一%の議席を獲得しました。その結果、民意を反映する選挙制度であれば議席につながるはずの第二党以下の得票が、制度的に死票にされました。いずれの選挙でも第一党の得票が移動しましたから、どんな選挙でも政権交代は起こったことになります。問題は、オセロゲームのような議席の雪崩現象が起こってしまったことです。

私たちが第二次政治改革と言う議論や検討はこうした中で進みました。

最初の議論は、一層小選挙区制に傾斜させようとする方向で起こりました。民主党が、マニフェストで比例定数八十削減を掲げ、官僚答弁の禁止などを含めた国会改革を叫んで、政権と政権党への権限の集中を図ろうとされたためです。英国のモデルがウエストミンスター・モデルとしてそのまま持ち込まれようとしていました。自由法曹団は、英国に調査団を派遣して、小選挙区制の機能不全が叫ばれていた英国の動きを紹介いたしました。

二〇一一年三月、最高裁が一人別枠方式を違憲とする判決を言い渡し、同趣旨の判決が続きました。定数格差違憲状態判決は、一票の価値の平等という側面から選挙制度のあり方を問いかけたもので、配分方法を変えればいいという問題にとどまらない意味と射程を持っていると思います。

二〇一一年八月、自由法曹団は、意見書「わたしたちの声をとどけよう」を発表して、民意が反映する選挙制度への転換を求めました。その後の検討を経て、参議院は大選挙区制、衆議院はブロック単位の比例代表制というのが現在の私たちの提案です。小選挙区制の廃止を求める国民運動も展開され、大阪や東京では一千名規模の集会が行われ、院内での集会や議員要請、懇談も繰り返されました。

国会の中でも見直しの動きが強まって、同じ二〇一一年には、超党派のいわゆる中選挙区議連がつくられました。ムード主体の選挙による地すべりの勝利が多い、信念に基づいた思い切った政策を打ち出しにくい、専門性を持った議員が生まれにくい、これは、私た

ちがっているのではなく、議連の準備会で配付された資料の一節です。

二〇一二年の総選挙を機に、それまで政治改革推進一辺倒だった財界やメディアからも見直しの声が起こりました。大衆迎合主義、ポピュリズムの弊害を指摘して、「中選挙区制の復活を求める声も出ている。それも排除すべきではない」とした一二年十二月の読売新聞の社説や、中選挙区制におけるメリットの再評価とあるべき選挙制度の検討を提起した翌一三年一月の経団連の政治改革提言が代表的なものでした。

この衆議院でも、抜本改革案が検討され、発表され続けられました。

連用制は、公明党さんが三案の一つとして提示されたもので、二〇一二年には焦点の一つでした。二〇一二年七月には、民主党が並立制と連用制を組み合わせた一部連用制案を提出され、一三年三月には、自民党の検討の中から、比例代表議席を比例枠と優遇枠に二分する優遇枠案が浮上しました。

その都度、自由法曹団は意見書を提出して、検討、批判しましたが、問題はあるとはいえ、全体としては、民意の反映を拡大しようとする方向を共有したものでありました。

こうした模索は、並立制が生み出すものが明らかになるもとで選挙制度について検討を行った貴重な機会であり、見直しは、院内の皆さんからも起こり、国民の中、市民の中からも起こり、そして現在も続いています。その見直しの動きが、過剰な民意の集約に着目して、民意の反映を強めようという方向に発展していったことも重要な意味を持っていると考えます。

調査会は、残念ながら、こうした動きに対して、問いには答えられませんでした。だからといって、それでこの問題が終わったことにはなりません。終わらせることは、会派や議員の皆さん自身が模索してこられた道筋を無にすることを意味しております。そのことを重ねて強調しておきたいと思います。

最後の問題は、やはり政治改革です。

並立制や政党助成などを導入した政治改革は、五年にわたる激しい議論や攻防を経て、一九九四年に強行されました。国際競争力のための新自由主義的な構造改革や、国際貢献を掲げた自衛隊の海外派遣と同時並行のものでありました。

並立制による最初の総選挙が行われたのは九六年十月、ちょうど二十年になります。中選挙区制のもとでほぼ対応していた国会外の民意と国会内の議席が大きく食い違うようになっていって、国民の多くが反対する法案も強行されていきました。その二十年が生み出したものがどんなものだったのかは、あえて指摘いたしません。

政治改革のあとき、選挙による政権の直接選択が主張され、政治における意思決定と責任の帰属の明確化が言われました。総選挙で政権を選んだんだから白紙委任しろ、文句があったら次の選挙で政権をかえろということでもあります。そのために、小選挙区制が選挙制度の中心に据えられ、政党執行部に権限集中を図るさまざまなシステムが導入されました。

自由法曹団は、こうした政治像に真っ向から反対しました。これは形を変えた大統領制だ、大統領選挙人のかわりに国会議員を選び、国会議員は内閣総理大臣を選出すれば本来の役割は終わる、そして、大統領選挙人団にすぎない国会には内閣へのコントロール機能は期待できない、一九九〇年九月に発表した自由法曹団の最初の意見書「小選挙区制・政党法を斬る」の一節です。

民意を日常不断に政治に結びつけ、みずから立法に当たり、行政権の監視を続ける国会の役割を自己否定するに等しい、こんな政治像では、国民の期待や信頼はつなぎとめられないと思います。最後の二〇一四年十二月の総選挙で投票率が戦後最低の五二・六％を記録したのは、その結果と言うほかはございません。

主権者を国民とし、国会を国権の最高機関とし、国会議員を全国民の代表者とする日本国憲法の求める政治像は、決してそんなものではありません。現代の国民主権は、多様化している民意を可能な限りそのまま国会に反映し、議会の中での熟議を通じて国政の方向を決めるというものであり、これが世界の趨勢だと思います。

政治改革は、民意の反映こそが基本という大原則を踏み外し、政権の直接選択を掲げて、議会の自己否定に等しい道を歩みました。大変失礼な表現ながら、巷間言われる政治の劣化や歴史的な低投票率は、その結果生み出されたものと言わざるを得ません。政治改革からの二十年は、政治改革そのものの抜本的な見直しを要求していると考えます。

最後に、もう一度調査会答申に戻します。

答申は、アダムズ方式を提案された以外は、さっき申し上げたように、問いをもって問いに答えられました。しかし、考えようによっては、これが正しかったのかもしれないと思います。

声明で指摘したとおり、憲法的な課題であり、政治のあり方や主権者国民の権利に深くかかわる選挙制度の問題は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会が、国民の参加と監視のもとで議論を行って結論を導かなければならないものだからです。その意味では、問いは投げ返されるべくして投げ返されたとも言えると思います。

衆議院には、投げ返された問いに答えていただく責任がございます。今度こそ国会は、政治改革の二十年を真摯に総括されて、民意を反映する選挙制度の実現のために邁進していただきたい。

二つの法案にはいずれも、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙のあり方についての不断の見直しも行われるものとするとの附則がつけられています。本来なら、この部分こそ、まさしく本則として行われるべきものでした。

この附則に盛り込んだ決意を何としても実行に移していただきたい、そのことを心からお願いをして、陳述といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○山本委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○山本委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平沢勝栄君。

○平沢委員 自民党の平沢勝栄でございます。

佐々木参考人、そして田中参考人のお二人には、大変お忙しい中おいでくださりまして、貴重な御意見を本当にありがとうございました。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず、今回の答申が出されたいきさつはもう御案内のとおりでございまして、過去三回の総選挙に対しまして、最高裁が三回続けて、一票の格差の点で違憲状態にあるといった判決が下されたわけでございます。

そうした中で、何とかこれを是正しなきゃならないということで、政党間で二十九回にわたり協議がなされたわけですが、まとまることができないということで、議長のもとに調査会を設置しまして、その座長に佐々木先生をお願いしました。

そして、調査会の方では十七回にわたって議論を重ねられて、そしてことしの一月十四日にこの答申が出されて、その中身については、今、佐々木参考人が御説明されたとおりでございまして、私なんかは非常によくできているなと思ったところでございます。

その答申に基づきまして自公案と民進案が出されているわけでございまして、共通している点もございます。どちらも、答申にありますように、衆議院の定数を半削減する、それから、都道府県別の定数の配分につきましてはアダムズ方式を適用する、それから、都道府県別の定数配分は十年に一度の大規模国勢調査のみで行うといったような点は共通しているわけでございます。

自公案と民進案の大きな違いの一つは、このアダムズ方式をいつから適用するかということでございまして、自公案につきましては、平成三十二年の大規模国勢調査からアダムズ方式を適用する、対しまして民進案は、それではちょっと遅過ぎるということで、過去にさかのぼって平成二十二年の大規模国勢調査からアダムズ方式を適用する、これが大きな違いであるわけでございます。

そこで、まず佐々木参考人にお聞きしたいと思いますけれども、今回の自公案と民進案につきまして、答申の趣旨をよく踏まえた形でできているかどうか、この自公案と民進案についてどういう御所見をお持ちか、お願いいたします。

○佐々木参考人 お答えいたします。

この答申をごらんいただきますと、答申は、最後の出口をどういうふうにすればいろいろな問題をクリアできるかということについての回答をお書きしたという性格のものでございまして、そこまでどういう経過をたどってたどり着くのかということにつきましては、実は委員会の中で、これは政治のお話ですので我々がいろいろなことを申し上げるのはふさわしくないというのが共通了解なものですから、今議員が言われましたようなタイプの話、移行期をどうするかということについては、実は何も書いていないわけでございます。それこそ国会の裁量にお任せをすべきだろうということでございます。

実は、委員会として、こういう出てきた案は、それぞれユニークで、恐らく、議論は全くしていませんし、こうなったらどうだろう、そういう話も一切しておりませんので、少なくとも委員長として、何か委員会でその移行経過についての議論があったかのような答弁をするのはいささか職務上適切さを欠くところがございますので、そこはもう国会の裁量にお任せをするということで、立ち入った評価というものは、委員会が何かやったかのような印象を与えるのは非常に実態とかけ離れておりますので、コメントはちょっと御遠慮させていただきたいと思います。

そういうある種の切り分けをしながら実はこの答申ができていう点について、御理解を賜ればありがたいと思います。

以上でございます。

○平沢委員 ありがとうございます。

次に、田中参考人にお聞きしたいと思いますけれども、今の選挙制度について抜本的な改革が必要だ、これについては皆共通しているわけでございまして、だから答申の中でも不断の見直しということがうたわれていますし、今回は、自公案も民進案も、不断の見直しということをやっているわけでございます。今回は、最高裁が違憲状態という判決を下しているということで、ある意味では緊急避難的にまずこれを直そうということをやったということだろうと思います。

そういった中で、こういう違憲状態の解消を図るため、差し当たって、今回の案はよくできているんじゃないかなと思いますけれども、特に自公案はできているんじゃないかなと思いますけれども、田中参考人はどうお考えでしょうか。

○田中参考人 田中でございます。

なかなか、法案の比較を私に聞かれるのは大変悩ましいんですが、まず、緊急事態だからという点については一点申し上げておきます。

確かに、重要で急ぐ課題だったんですよ。それだから私も、実は、失礼ですが、第三者機関ではなく、議会で優先順位を決めて議論されるべきだというふうに申し上げました。ただし、基底になる選挙制度問題は絶対に外せない。しかし、それが簡単に結論が出ない中で、緊急の格差是正だけ要するというんだったら、それを臨時的に、時限法でもつくってやろうというのならまだしも私も理解できたんです。

ただ、今度の答申と、それから法制は、実は、並立制の枠組みのもとでアダムズ方式を適用して、かつ、この後、長期的にもこの形で計算していきますよという、このシステム構築では実によくできているんです、はっきり申し上げまして。ですから、そういう限度でいいですよと、法律家から見ても法案のできは大変完成度が高いと思います。

ただし、申しわけありませんが、私もそれが解決ではないと考えますから、批判をしています。

そして、あえて申し上げますと、暫定的にとりあえず緊急でやろう、そしてこれから抜本的に解決をやろうというときに、率直に言って、そこだけ取り上げたら、将来までずっと通用する恒久法をつくることに力を入れられることは、実は力点が間違っていないかというのがさっき申し上げた点です。この点はやはり、皆さんが本当に抜本改革においては異論がないというんだったら、今すぐにもそれを始めていただきたいと思いますし、そのための期間、この方法でやるというなら、あえて私は異論は申し上げません。

それから、私も、自公案と、それから民進案のどちらがというのを言う立場にはございません。ただ一点、確かに、一票の価値の平等が憲法的要請ですから、それは可能な限り早い方がいいということはあるだろうという点だけ指摘をしておきます。

以上です。

○平沢委員 ありがとうございます。

次に、佐々木参考人にお聞きしたいと思いますけれども、定数の削減についてでございます。

先ほど佐々木参考人が言われましたように、国際的には必ずしも日本は多いとは言えないわけですが、各政党が身を切る改革といったことで、公約として国民の皆さんに削減を訴えておられるわけでございます。そういった中で、今回の答申の中では、削減する積極的理由とか理論的根拠は乏しいというようなことが書かれているわけでございますけれども、公約として政党が訴えているから、十人削減ということを答申の中に書かれているわけでございます。

今のように、要するに、ある意味選挙公約として国民の皆さんに、ただ定数の削減を何かどんどんどんどん多くすれば多くするほどいいような形で訴える今のやり方、これについて、その風潮みたいなことについて佐々木参考人はどうお考えでしょうか。

○佐々木参考人 お答えいたします。

この調査会の答申にも書いておりますように、身を切る改革というのがなぜ議員定数の問題にいきなりなるのかというようなことについては、委員会の中でも繰り返し繰り返し問題が出されまして、もっといろいろな説明が必要なんじゃないかということでございまして、委員の中にも実は結構それなりに多様性がございまして、どちらかという、私のような古い世代は、余り減らすなという感じがなかったわけではございません。

ただ、一つ複雑なのは、二院制をとっているということをどういうふうに組み込んで考えるかというようなことも含めて、やはりかなり全体的な問題ではないかなというので、結局、話が四番目の項目のところにずれ込んだところが実はございます。

ですから、議員定数の問題というのにつきましては、確かにわかりやすい話といえばわかりやすい話ですけども、素朴な疑問を持っている人もいるかもしれないし、なぜすぐそこなのかということもあるし、それから、特に格差の是正ということと議席の削減という問題はある意味バッティングする側面を持ちますので、この問題についてやはり頭の整理を有権者にもしてもらわないといけない。

ということで、非常に多々進むべきステップがあるような感じを、今回の調査会の議論を聞きながら、改めて勉強させていただいたところでございます。

以上でございます。

○平沢委員 ありがとうございます。

次に、また佐々木参考人にお聞きしたいと思うんですけども、アダムズ方式なんですけれども、いろいろな制度の中で、よりベターだということでアダムズ方式を採用された。

先ほどそのメリットについてもお話がございましたけれども、このアダムズ方式についてはデメリットもあるということも言われているわけございまして、中には、どんなに人口が少なくても、端数を切り上げるということで、最低一人は定数が確保されるということで、形を変えた一人別枠方式じゃないかなんということを使う方もおられるわけでございます。

一人別枠方式とは全然違いますけれども、結果としてそうなるんじゃないかということと言われる方もおられるわけですけども、このアダムズ方式、いろいろな制度の中で、今考えられる一番ベストな制度ということで導入されたと思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐々木参考人 お答えいたします。

結局、いろいろな方式を横に並べてみまして、無前提にこれでいこうという議論はなかなか成り立たないわけございまして、日本の実情に鑑みた形で、いろいろなその効果というものを比較した結果としてアダムズ方式を選んだということでございます。ですから、比較考量という面が入っていると思います。

ですから、これも、もし何か非常に不都合なことが起こるということであれば、いずれまた考えなきゃいかぬかもしれませんが、しかし、少なくとも選挙区間の格差の問題じゃないものですから、選挙区間の格差は、これは区割りの問題になってしまいますので、アダムズ方式で都道府県への配分はコントロールする、その上で、さらに選挙区間の区割りをきちっとやるということが行われる限りにおきましては、私は、ある程度の時間は維持できるものではないかと考えたわけでございます。

いずれにしても、予想していた以上に実は人口の変動が激しい。ですから、昨年の簡易国調と我々が想定した三十二年の国調と比較してみますと、速いスピードで変化が起きているので、国会におかれましては、注意深く動向をウオッチされて、しかるべき形での対応をこれからもお考えいただく必要はあるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○平沢委員 ありがとうございます。

引き続き佐々木参考人にお聞きしたいと思いますけれども、この定数の配分、今、これは人口比に基づいて行われているわけで、最高裁判決も人口比に基づいて出されているわけでございますけれども、党の中には人口比だけでいいのかどうかという声の一部あることも事実でございまして、私たち、改正憲法草案というのをしていますけれども、その改正憲法草案の中では、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して決めなければならない、こういった形で出させていただいているところでございます。

要するに、人口比だけでやると、都会の方が圧倒的に、今回のアダムズ方式でも、差し当たって衆議院が三名、東京はふえる、それで地方がどんどん減っていくということになってしまうわけで、地方の声が国政に反映しにくくなってしまいうんじゃないか、どんどんどんどん加速度的にそうっていくんじゃないかという心配もあるわけでございますけれども、人口比だけで定数を決めるというやり方について、佐々木参考人の御所見はいかがでしょうか。

○佐々木参考人 お答えいたします。

議員がおっしゃるようなことは、我々委員もみんな感じたところでございます。しかし、国民代表という以上は、やはり人口比を抜きにした議論はできないということは、これはいわばグローバルスタンダードみたいなものだろうと私は思っております。

そうしますと、多様な地域の国民の意向をどのように国会に反映するかということになりますと、今議員がおっしゃられたことも含めて複雑な対応が必要になりますけれども、制度としてどういうふうな客観性を持って運用できるかということとはなかなか難しい問題を含むだろうと思いますが、国会全体としてどういうふうに御心配を受けとめるのかということについては、大きな課題としてぜひお考えいただきたい。ただし、人口の問題をどけるわけには絶対にいかないことだろうと思って我々は作業をいたしたところでございます。

ですから、ほかの要件をどういうふうな形で何を重視するのか、恐らくそれをめぐってもいろいろな議論が起こってくると思います。それからまた、国会のさまざまな権限の問題その他とも絡む問題にもなるかと思いますが、その辺も含めて、第四項目でこれからの検討をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○平沢委員 ありがとうございます。

次に、選挙制度の問題なんです。

今は小選挙区比例代表並立制で行われているわけで、私は、第一回の一九九六年からずっとこの選挙制度のもとで、七回、国会に送っていただいたわけでございますけれども、その前の中選挙区の制度もずっと見ていまして、私個人的には、今の小選挙区比例代表並立制の制度がいいのかどうかということについてはいろいろ問題もあるなど。

いろいろなことが指摘されていますけれども、例えば直接地元で聞く声の中には、私は江戸川区も入っているんですけども、江戸川区は、国会議員の選挙区が区議会や都議会議員より狭いんですね。それで、住民の感情としては何となく違和感を感じるという声をよく聞くわけでございます。

そのほかいろいろな点がありますけれども、今の制度について、答申の中には、新たな制度の導入を検討せざるを得ないほど深刻な事態にあるとは思えないということが書かれていますけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○佐々木参考人 答申の話とこれからの話と、ちょっと違う問題かなと思っておりまして、先ほどお話もございましたように、我々の作業の第一項目、選挙制度にかかわるところは、何か新しい選挙制度をどんどん考えてください、全く更地の上で考えてくださいということを御依頼いただいたとは思っておりませんので、したがって、おのずから話の範囲が限られたような答申になりましたということでございます。

それと全然関係なく、更地の上で選挙制度の議論をするということであるならば、これはおのずからいろいろな議論があり得るかなというふうには思いますが、今回のこの答申は、少なくとも、ある種、選挙制度審議会を皆様におつくりいただいて我々がその議論を受けたということではないと思っておりまして、そういう了解ではなく進めたものですから、当然、出てきたものの範囲も、おのずからその範囲のものを中心にして考察を加えたことになったということで、答申の問題とそもそも論というのはちょっと分けて議論する必要があるかと思っております。

以上でございます。

○平沢委員 時間がありませんので、最後の質問をさせていただきたいと思います。

これは答申とはちょっと関係ありませんけれども、今回の自公案にしる民進案にしる、これが通ったとしても、実際に施行されるまでは、きのうも質疑に出していましたけれども、最低一年はかかるわけですね。区割りをしなきゃならないし、区割りの法案を国会を通さなきゃならない、周知期間もある。そうすると、一年は最低かかります。その間に万が一選挙が行われたとすると、これはどうなるんだ、違憲状態と指摘されている中で選挙が行われた場合にどうなるんだという疑問が起こるわけでございますけれども、これについて御所見がもしありましたら、お二人、一言ずつ、どうお考えになるか。まず、佐々木参考人。

○佐々木参考人 お答え申し上げますが、ちょっと私自身も予測がつきません。どういう判断を司法がするかということについては、ちょっとはっきりしたことは申し上げにくいというのが本当だと思います。

以上でございます。

○田中参考人 私もわかりません。ですから急ぐ必要があったんだろうとは思いますが、しかし、年内、総選挙がなおかつ言われております。それは、実は総理の判断にかかるんじゃないでしょうか。最高裁の判断までは、私、保証はできないというのは、異論はございません。

○平沢委員 時間が来たので終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤（茂）委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

きょうは、両名の参考人の方々、佐々木元座長、また田中参考人、冒頭、貴重な御意見の陳述をしていただきまして、大変にありがとうございました。

私は、実は、先ほどの自民党の平沢委員より少し古くて、前の中選挙区制度で選挙を経て通ってきて、今の小選挙区比例代表並立制のもとでも議員をさせていただいております。そういう変化も踏まえた上で、後ほどお聞きをしたいと思うんです。

特に、今回、衆議院の選挙制度に関する調査会答申を、十七回にわたって、佐々木元座長には御苦労いただいて取りまとめいただきましたので、きょうは主に佐々木元座長を中心に御質問をさせていただきたいと思うんです。

一月の十四日に取りまとめられた後に、余りマスコミの前には佐々木元座長も登場されていなかったんですけども、二月の十六日の共同通信の配信の記事がございまして、そのときに、佐々木座長がインタビューに応じておられるわけですね。

当時、これは報道で知るところで、自民党内の議論はそのとおりだったかどうかわかりませんが、二月十日に、答申を尊重するとして定数削減を了承した。報道によると、自民案では、当時では、削減は二〇年の国勢調査に基づくとした上、削減を必ず実施する内容を、関連法案の主要部分に当たる本則ではなく、本則を補う附則に記す方向だと。これは途中の話ですけども、そのときに、佐々木元座長は、自民党案のまま各党議論が進んだ場合について、本則にきちんと書かず、曖昧なまま二〇年以降に頑張りましょうという話で終わるならば、何もやらないことに限りなく近い、事実上の棚上げだ、そういうふう指摘した、そういうように記事が出ているわけでございます。

結果として、自民党さんの中でもさまざまに御議論があったと思うんですが、私は、今回の、これは民進党案もそうなんですけれども、この調査会の答申で議論されたアダムズ方式というものをしっかりと本則にきちっと書き込むのかどうかというのは一つの大きな肝であったと思うんです。私ども公明党のもともとの案は今回は法案になりませんでしたけれども、しかし、自民党案に我々が最終的に賛成する一つのポイントというのは、アダムズ方式というものが本則にきちっと明記されるかどうか、そういう判断を一つの大きなポイントに私どもしておりました。

今回、対立はしておりますが、自公案も民進案も、答申にのっとってアダムズ方式を本則にきちっと明記することになったということについて、取りまとめに当たられた佐々木元座長としてはどのように評価されているのが、まずお答えいただければありがたいと思います。

○佐々木参考人 お答え申し上げます。

都道府県への議席の配分という問題は、ずっと司法の世界でやはり問題になってきたポイントだったろうと思っておりまして、緊急是正についても、それ以前の配分が生きている、つまり、廃止された条項に基づく、平成十二年のいわば根っこがまだ生きているということが問題になってきたという意味では、一度更地にするという原則を、新しい原則に基づいてし直すというのを入れていただかないと、格差是正問題はいつまでも尾を引くのではないかということをお大変心配していたものですので、これが延びるようだと困るなと。余り周りでいろいろなことをささやく人がいるものですから、ちょっと警告を発しようと思ってしゃべったのかもしれませんが、これはゆるがせにできないポイントである。

司法部にとっては、定数削減はどうでもいいと言っちゃ悪いけれども、基本的には問題ではございませんので、その根っここの部分の整理をやはりやる覚悟を国会の側に示してもらいたいという気持ちでございましたので、その後の推移というものは、それなりのスピード感を持って、答申の実現に向けて皆様に進めていただいているのではないかという認識を持っております。

以上でございます。

○佐藤（茂）委員 そこで、今回まさに九方式の中からさまざまに検討されて、最終的にアダムズ方式でいこう、そういう答申の取りまとめ、これが今、国会で、この委員会で議論している両案にも大きく影響を与えているわけですが、そのアダムズ方式にした場合の、もともと考え方として、四条件に一番ふさわしいのがアダムズ方式だ、そういう考え方だということが、例えば答申の結論のところでも、満たすべき条件として、一つは、比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、二つ目が、選挙区間の一票の格差を小さくするために、都道府県間の一票の格差をできるだけ小さくすること、三番目に、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、四つ目に、一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であること、こういう観点からアダムズ方式が一番ベターではないか、そういう選択をされたということに結論としてなっているわけです。

ぜひ、佐々木元座長には、アダムズ方式のメリット、ここを一番評価して、小選挙区並びに今回は比例代表の方もアダムズ方式を採用すべきだと、最初の冒頭のところでも少し触れられていて、重なる質問になるのかもわかりませんが、アダムズ方式がこういう点ですぐれているので、今回、答申の肝にこういう方式を採用するようにしたんだ、その理由について改めてお述べいただければありがたいと思います。

○佐々木参考人 お答えいたします。

ただいま議員からお話ございましたように、さまざまな観点がございまして、委員それぞれにおかれましても、注目点が少しずつ違っていただけたのかもしれない。

私らが議論する中で一つやはり念頭にありましたのは、何増何減という変動ですね。これがやはり大きいというのは非常に難しいだろう。採用するに当たっては少し大きな困難で、もちろん一票の格差も基本でありますけれども。

ですから、そういう意味での、言葉が不適切かどうかわかりませんが、適用可能性というものが、政治的に余りハードルが高くない可能性は頭の中にあつたというのは本当のところでございます。

その意味でいうと、いろいろな方式の中で、何を優先順位に置けばこの方式という面もないわけではございませんが、増減幅の比較的稳定やかなものというものも、結構、皆さんの頭の中には、これを賛成だという意見を決めさせた原因の一つではなかったかというふうに思っております。

これは各委員の意見に対する私の推測でございますので、その限りにおいてちょっと過ぎた話かもしれませんが、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤（茂）委員 それで、アダムズ方式については、先ほど平沢委員も質問の中で少し触れられておりましたけれども、答申の中にも少し同じ意見を言われた方がいらっしゃるみたいですが、二〇一一年に最高裁が一票の格差の原因だと指摘した一人別枠方式に似ている、そういう指摘がございまして。現に、例えば私がこの前質問に立った本会議でも、一人別枠方式と大差ないものがアダムズ方式であるということを言われた政党もございまして。

ですから、今回やはりアダムズ方式を採用されて、これから司法の判断にも影響を与えていくのではないかなと思うんですが、アダムズ方式と一人別枠方式では考え方も方式も根本的に異なる、そのように私自身は認識しているんですけども、ぜひ、取りまとめでアダムズ方式を採用しようということを決められた佐々木元座長の方から、アダムズ方式と一人別枠方式の両者の違いについてどのように考えておられるのか、わかりやすく御答弁いただければありがたいと思います。

○佐々木参考人 お答えいたします。

一人別枠方式というのは、いわば旧来の法律に書いてあつたものでございまして、また、私たちの理解では、あれ自身がやはり大きな不均衡という格差を広げる原因になったという認識をもってマイナスの評価を与えられたのではないかなというふうに思っております。つまり、比例性に乏しいということだろうというふうに思っております。それを法から削除されたというのが、緊急是正のときに皆さんがおやりになったことでございます。

したがって、それと今度のアダムズ方式を比較してどうだこうだということをおっしゃるのは、いろいろな反応はできるんですけども、余り議論のための議論をしても仕方ありません。少なくとも、アダムズ方式というのは比例性を持った配分方式として認められた方式であるということではございまして、それとは全く異質の、別枠をつくるというような議論ではないというふうに我々は考えて、この方式、中でもいろいろな議論はありましたけれども、司法の判断も、結局は、格差是正という方向へ向かう制度なのかそうでない制度なのかということが一番肝心な問題であるということで、いろいろ議論の経緯がありましたけれども、最後は皆さん同意してくださったというのが委員会としての実情でございます。

ですから、過程においては、いろいろな論文その他もございますものですから、いろいろな議論があったことは否定するものではないと思いますが、最後はこの比例方式としてこれで大丈夫、いけるという共通理解に皆さん最後に立ち至ったということでございます。

以上でございます。

○佐藤（茂）委員 それで、先ほど平沢委員の冒頭の話、質問に答えたことにも関係するんですけども、今回、我々が議論している自公の与党案と民進党案では、違いがあるということであれば、同じように答申に沿って、大規模国勢調査に基づいてということと同じなんですけど、いつの大規模国勢調査から見直しを始めるのか。自公案は平成三十二年、民進党案は平成二十二年の大規模国勢調査から。もう一つの違いは、定数削減の仕方。これは、定数削減も答申で議論されているんですけど、両方、実は、いつの国勢調査からこの見直しを始めるべし、また定数削減についてはどういうやり方でやるべしということについては、答申では、実は結論としては明記されておられません。

これはなぜ、そういう開始時期や定数削減の仕方について明らかにされてこられなかったのか。さまざまな議論はあったかと思うんですけども、最終取りまとめの答申のところではそういうことが明記されなかったのは、何ゆえされなかったのか、改めてお述べいただいたらありがたいと思います。

○佐々木参考人 お答えいたします。

議論はしたんですけども取りまとめに反映されなかったということではございません。かなり早い段階で、この問題は我々の答申の範囲に入れるべきか入れざるべきかということにつきまして私から提案を申し上げて、これは皆様方にお任せすべき問題だろうということでもよしいかということで、皆さんそれで納得されて、それ以後、議論はほとんどございませんでした。したがって、今回出ております両案にかかわるような議論は、委員会の中では一切していません。

したがって、切り分けをしたという形になるのかもしれませんが、我々第三者委員会としてできること、すべきことについては、削減の問題でも迷いましたけれども、これについても結構、議論をやりましたら大変なことになったんだろうと思うのでありますが、これは我々の手に余る問題であって、政治家の皆さんにお決めいただく以外に道はないということで、委員会としては統一見解をもってこういう形にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐藤（茂）委員 ちょっと大きな話をさせていただきます。

冒頭申し上げましたように、私は前の制度でも一度、中選挙区時代に、ここでいうと、ぱっと見渡すと穀田委員なんかもそういう仲間なんですけど、古い制度を経験し、さらに小選挙区比例代表並立制というこの制度でも今議員をさせていただいているわけですが、そのことについて答申では、「現行制度の運用についていくつかの問題点が指摘されていることは事実であるが、新たな制度の導入を検討せざるを得ないほど深刻な事態にあるとは考えられない。」というように明確に言われているわけです。

さまざまな指摘というのは、例えば、よく言われるのは非常に死に票が多いとか、あるいは得票数と議席数が相当格差がある、そういうような指摘もございます。

その中で私が、きょう改めて、議論がどういうことがあったのか、ぜひ佐々木元座長にお聞きをしたいのは、去年の七月の十三日、これは第何回だったかわかりませんが、その中でも特に重複立候補制度のあり方について相当さまざまな現行制度について御議論があり、その調査会の後の記者会見の場でも佐々木元座長の方から、これはやはり整理した方がいい、そういうコメントが出されているというように報道で知ったわけでございますが、どのようにこの問題点について御認識されているのか、お答えいただければありがたいと思います。

○佐々木参考人 お答え申し上げます。

重複立候補制と同一順位の比例名簿というのはかなり異様な感じがしないでもないものですから、これもこの制度の枠内でやはり一度議論しておかなければいけないだろうということで問題を提起したのでありますが、実は委員会では非常に盛り上がりには欠けまして、結局、私の思い込み、ちょっと問題を出そうと思ったんですけども、反応が余りなくて、今の国会議員の先生方に重複でも何でもやっていただくということでもいいんじゃないのというような感じの話になって、そのこと自体はいろいろ議論があるんですけども。

ですから、結局、比例制の運用の仕方について、小選挙区と事実上連動させてみたり、それから重複させてみたりというようなことについては、正直期待したような議論の盛り上がりにはならなかった、したがって残っていないというのが実情でございます。

以上、お答えいたしました。

○佐藤（茂）委員 るお聞きをしてみました。

時間の関係で田中参考人には質問できなかったことをお許しいただきたいと思うんですが、いずれにしても、答申の最後のところにも書かれていますように、私どもは、今回は、一票の格差の問題と定数削減の問題に重点化した、そういう法改正でございますけれども、やはり我々立法府の立場にある者が不断の見直しをこれからもしっかりとさまざま超党派で議論していかなければいけない、そのように決意を表明いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木（義）委員 民進党の鈴木義弘です。

私は県会議員の出身なんです。地方議会で、市町村議会議員というのは大選挙区制なんです。二十人の定数があったり二十五があったり三十があったり、選挙区は全部一緒なんです。今度、県議員の選挙になると、小選挙区である一人区があったり二人区があったり三人区、五人区、多いところは六人、七人区、もっと多いところもあると思うんです。

今回は、国政の方の、なおかつ衆議院の方だけは小選挙区比例代表制という、ある意味では特異な制度になっているんだと思うんです。

今回、答申に盛り込まれている十の削減という身を切る改革というのは、やはり昭和の大合併があって、平成の大合併があって、それで行財政改革をしていこうというのが一つあったんだと思うんです。国ももう地方にお金を回すだけの余力がない、だからリストラしてくれという意味で合併を推進した時期があったわけですね。それに伴って地方はそういった議員の定数をどんどんどんどん下げてきたんだから、国会議員は何やっているんだということから、この身を切る改革というのは端を発していると思うんです。

それで、なおかつ、ではどのぐらいの定数を削減していけばいいのかという話になるんです。

ある地元でお世話になっている人が、いや、鈴木さん、市議会議員の数が多いよ、もっと減らせ、こういうふうに見かねてきたんです。その方に問いかけたんです。では、何人にすれば納得していただけるんですかということなんです。

二十人の定員があって、では、十五にしました、十三にしました、十二にしました、十にしました、そのときの社会情勢によって、多いの少ないのというのは感覚的なものだと思うんですね、では日本はどのぐらいまで定数を下げていったらいいだろうかという。

今回は十人の削減で答申を出されたんですけども、何年か先にまたお願いをするという形になったときに、では何人下げる、こういう話になっていくと思うんですけども、その辺のお考えをまずお聞かせいただきたいと思うんです。お二人に。

○佐々木参考人 お答えいたします。

私自身は、これ以上、どう削減するかについて、正直なところ、委員会では議論がなかった。ただ、各党からは非常に複雑な形での御提案があった。削減案と制度を組み合わせるというような御提案もありましたので、なかなか単純に、各党の御意思も実はなかなか確認が難しかったなという感想を持っております。

その意味で、委員会の中での意見の分布を申し上げれば、そして私自身の感じも申し上げれば、この十削減というのはぎりぎりまとまった。最後の委員会の最後の一時間で辛うじてまとまったということでございまして、議員御存じのように、同じ数を減らすにしても、比例で減らすのかこっちで減らすのかでは全然持っている意味合いが違うということでございますので、数という問題を相当にブレイクダウンして細かく落とし込んでいく議論をするように、議論の質をよくした議論が国民の中で行われた上で初めて削減論というものが出てくるのが本当は望ましいのであって、いきなり何十名削減とか何名削減という議論というもの是非常に粗っぽい議論になるのではないかと。

それと、地方は、首長選挙と、まあ二元代表制ですから、ここの制度の違いをどういうふうに説明するかということについては、おのずから違うというのが我々の委員会の中での議論でございました。

御参考まで。

○田中参考人 お答えいたします。

私は、削減そのものが、はつきり言って妥当ではないと考えています。多くの政党が公約されているのはそのとおりなんです、私

はその公約を支持できません。答申もこの点では同じ意見で、明らかにされているように、同じような国家との比較で決して多くはないんです。

皆さん自身がもう実感されているはずで、この間、国政課題がふえていますし、複雑になっている。ですから、専門性を持った議員が必要だと議論すらされています。そして、十八歳選挙権で有権者がふえるわけです。若者との対話がますます必要になります。そして、行政権が拡大するような国家では議会による監視機能が必要で、民意が多様化すれば多様化するほど、政治と市民をつなぐという意味での媒介としての議員の役割は大きくなっていると思っています。

こういう国会活動に限定しても、委員会には、皆さん、一定の数の議員さんが必ず必要なはずで、これを少なくすれば、今度は逆に小会派が派遣できないので、反映できない。つまり、政治家の数というのは、いることによって国政を活性化させていく、そのことにまず自信を持っていただきたいと思います。

自由法曹団は、かつて、変な話なんですけど、「誤りです！国会議員ムダ論」という意見書を皆さんに配ったことがあります。弁護士が、誤りです、弁護士無駄論などと反論するのはまだいいんですが、何で国会議員弁護論を展開したか。本質的に言いますと、そこで言われている無駄というのは、行政監視機能が無駄だ、民意との媒介機能が無駄だと言っているのに等しくなりまして、ますます国会と国民の間を乖離させてしまう。

そのことをぜひ受けとめていただいて、私は、自信を持って、もちろん研さん、修養に励んでいただきたいですが、減員論や無駄論を皆さんに克服していただくことを心からお願いいたします。

以上です。

○鈴木（義）委員 これは定数の話から横道にそれちゃうと思うんですけども、日本は議院内閣制を取り入れている国です。ですから、議員から内閣に大臣や副大臣を出すわけですね。おのずと、やはり下限値というのはあるんだと思うんです。

例えば、今内閣に何人出されているか、ちょっと私も数字を正確には覚えていないんですけども、百人とか、それではきかないぐらい出ているんだと思うんですね、補佐官だとか何とかを入れていけば。そうすると、百人よりは定数を割り込めないよね、当たり前話です。では、残った百人で国会が運営できるのかという話になってきますから、おのずと、やはり最小の下限値というのはあるような気がするんです、もし削減をするということであれば。

それと、あと三十年たつと、団塊の世代の先輩方が他界をしていきます。一千万人を超える方です。そうすると、日本の人口は極端に少なくなります。地方で議員の定数をどんどん減らしていく、アダムズ方式でやっていって、先ほどもいろいろ議論があったと思うんですけども、では国会の機能として、議員がいなければ国民の声が反映できないのかというのは、違うシステムをつくるという考え方も必要なんだと思うんです。

ですから、きょうみたいな、参考人の御意見を頂戴する、地方公聴会もやる、中央公聴会もやる。特定の、自分たちの会派の方から選任をお願いした方に参考人でお見えをいただいてお話を聞くわけなんですけれども、もっともっと公聴会を頻繁にやるような形をとったっていいわけです、民意の反映ということであれば。議員が代弁をするばかりじゃなくて、直接国民の声を聞くという仕組みがあってもいいと思うんです。今回の選挙制度とは全然かけ離れちゃうんですけども、その辺はどうお考えになりますか。

ですから、削減をするという、先ほど、田中参考人の方は、削減する必要はないよと言う。佐々木参考人の方は、削減をした方がいいという考え方で話をまとめていただいて、答申書としてお出しをいただいたわけですから、少なくともいこうということに関しては御賛同いただいていると思うんですけども、では、そのかわりの制度というのはどういうふうにお考えになるか、お聞かせをいただきたいと思います。お二人で。

○佐々木参考人 お答えいたします。

答申の範囲を外れる問題かと思いますが、国民の一人として、やはり国会議員の方々の活動が目に見える局面で、大変多くの拘束時間の中で活動しているなということが見える場面をどんどんつくっていただくということについては、一工夫、二工夫必要かなというふうに思っております。

例えば、私が知っている限りにおきましても、とにかく本会議の時間が世界一短いというようなことは、単純な話のように見えますけれども、本会議をやっている、皆さんが出ておられるという感じで素直に受けとめられるわけでありますけれども、委員会や、あるいは公開でないところでの御活動といったようなものは国民には見えません。ですから、どのような形で活動を国民に伝えていくかという、公聴会に限らず、いろいろな国会運営の仕方につきましても一工夫、二工夫していただく時期が来ているということについては田中さんとそんなに立場は変わらないですけども、私もある種の危機感を持っているものですから、ぜひ工夫をしていただくということは必要だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○田中参考人 お答えさせていただきます。

公聴会あるいは参考人含めて、国民の国政に対する参加の機会あるいは関与の機会をふやしていただくことは、ぜひお願いをしたいと思います。

この間、いろいろな問題で、自由法曹団の団員、例えば、安保法制の問題であったり、震災の問題であったり、原発関係、地域に入って活動しています。はっきり言って、国民の方々の政治に対する関心は高まっていると思いますし、批判や不満もあると思います。そのことをいろいろな格好で国政に反映させる、発言できる道筋をつくることは、皆さん方の責任だと思うんです。これはぜひお願いしたい。

ただ、そのことと、だから議員の定数を減らすことがバーターなんだという理解は、私は余り賛成しないんです。それができるんだったら、逆に議員の皆さんの姿が見えます。

それから、皆さんにはぜひもっと透明度をふやしていただきたい。つまり、国会が国民の多様な声を理解して、そして、それこそ佐々木先生の意見と同じです、国民に議員の姿が見える形にすることが、議員が多くても理解ができるようになる。いや、もっとふやせよという声が出てくるぐらいにぜひ奮闘をお願いしたいというのが、私の意見です。

○鈴木（義）委員 ここは衆議院なんですけれども、私は常々疑問に思っておりまして、衆議院と参議院でなぜ同じ法案を審議しなくちゃいけないのかとも思うんです。

だから、地方の声が届かなくなるから定数を削減していくのはどんなものなのでしょうかという話になると、では、なぜ、衆議院で定数を減らす、参議院も同じような考え方で定数を減らしていくわけですね、全体的な定数を減らしていこうと。地方の声を国政に届けてもらうんだということであれば、その役割は衆議院が担うのか、参議院が担うのかというのを議論してもいいんじゃないかと思うんですね。

衆議院で法案の審査をしたら参議院に送って、今度は参議院から衆議院に法案が来るわけです。同じ法案を審議している。附帯決議がついたり、修正が時にはなされるときもありますから、二院制でやっていくのは、一つのメリット、デメリットがあるんだと思うんです。

でも、そういったことも含めて、今回は衆議院の小選挙区の定数の見直しと選挙制度の改正になるんですけれども、もうちょっと、参議院と衆議院の役割だとか、選挙制度自体のあり方も視野に入れてこの衆議院の答申をお出しになっているのか、そのもとのところを、もし差し支えなければ、お二人の参考人、まあ答申は佐々木参考人で、もしお考えをお述べいただけたらありがたいと思うんです。

○佐々木参考人 お答えをいたします。

衆議院の議長のもとに設けられました委員会でございますので、もう一つの院のことについていろいろなことを申し上げるというのは、初めから制限がございます。

ただ、この最後のところに国会、国会という言葉を使ったのは、今議員がおっしゃられたような気持ちを少なからず込めて、この中では衆議院、参議院という話になるけれども、国民から見れば、全体として国会がどうなっているかということ、メッセージが伝わるようにしてもらわないと困る。もっといろいろな、そういう意味では、これからも継続的に御努力をしていただきたい、このような気持ちで書かせていただいたところでございますので、ちょっと具体論は差し控えていただきたいと思います。

以上でございます。

○田中参考人 私なりにお答えいたします。

憲法が二院制を採用し、かつ、憲法上はかなり同質的な地位を与えてしまっている。これは、憲法を変えない以上、これを前提として両院の関係を考えるしかないと思っています。

その上で、合理的な調整をどうするかという議論はあるとは思っているんですが、しかし、衆議院と参議院、やはり、選ばれる時期が違う、あるいは選挙制度も選挙区も違う中で選ばれた二つの院が同じ問題について違った角度から議論することについて、一般的には意味はあると思っています。

特に、重大な問題になった法案について、参議院での議論がかなり決定的に前に進めたというようなことも、率直に言ってござい

す。ちょっとこれを言うと衆議院の皆さんに怒られるかもしれませんが、昨年の安保法制の議論について、参議院に行ってからいろいろな議論を随分参考にさせていただきました。これは事実です。

それから、さっき政治改革という話が出ましたが、衆議院の政治改革に関する法案が参議院に行き止まるといって、私も反対運動をやっていたから、参議院は関係ないやという議論から始まって、実はこれは議会のあり方に関する議論なんだというところに参議院がいて、いわば国会や政治や議会のあり方が何だということまでいって、一遍ひっくり返るんです。まあ、またひっくり返りますが。

そういう役割を参議院が果たしてきた、ないしは衆議院と参議院が二つあることによって果たしてきたことは、決して無視すべきじゃないと思います。

あわせて、それを有効に機能させるために、衆議院と参議院の二つの選挙制度の総体的な調整もしておくべきだと思います。さっきちらっと言いましたが、自由法曹団は、衆議院については、一層政党化が進んでいるだろうから比例代表制を提唱し、参議院については、人を選ぶことを重視した大選挙区制を提唱するというふうに考えているのが、その一つのプランです。

いろいろなことが考えられると思いますが、やはり衆参をにらみ合わせた議論が今の憲法のもとでも必要になっているとは思っています。

以上です。

○鈴木（義）委員 そこで、明治維新が起きて百六十年ぐらいたっているんですけども、四十七都道府県は、百六十年間、全然変わっていないんですね。

参議院の話をここの場で申し上げるのは失礼かもしれませんが、県をまたいで一つの一人区に、二人区というんですか、選挙区をくっつけているんですけども、これは、ずっと先に行っても、必ず一票の格差という話になって、都道府県単位で見えていくと限界値が必ずやはり来ると思うんですね、四十七都道府県で物事を見ようとすると。東京は今度のこの衆議院の定数の見直しをすれば三つふえますよとか、どこそこの県は一つ減ります、どこは一つ減ります、こういう話になってくるんですけども、そうすると、どうしてもぎりぎりのところで、そここのところの壁が、やはり四十七都道府県というものの考え方についてくるんじゃないかと思うんです。

その辺の、ことしとか来年とか、そういう話じゃないので、将来にわたっての考え方をもしお二人からお示しいただけたらありがたいんですけども、ちょっと質問の趣旨がわからなければ、また尋ねてください。

○佐々木参考人 お答えになるかどうかわかりませんが、実は、我々の委員会でも、やはり都道府県に議席を配分するという方式をどうするかということが議論になったわけでありまして。

しかし、ブロック単位で選挙をやっているということといえば、もはや都道府県の上に選挙区ができていくという理解もできるのではないかという議論を展開された委員もいらっしゃいました。そうすると、各都道府県へ議席を配分するアダムズだ何だということをする必要はないんじゃないか、県境をまたいで選挙区を設定すれば、ブロック制の小選挙区制というんでしょうか、ブロックの中に小選挙区を入れ込むというようなことはどうだろうかというような議論を出した委員もいましたが、なかなか、まだ都道府県という枠はそう簡単に、我々の委員会がどうできる制度でもございませぬので、結局は引っ込められたのですけども。

今の枠でも、いろいろな議論の推移によっては、いろいろなことを考えなきゃいかぬということが出てくるかもしれません。一つの可能性の問題として、例を挙げさせていただきました。

以上でございます。

○田中参考人 私からもお答えさせていただきます。

大変大事な御指摘だと思っています。

私たちはもともと、お話ししましたように、広い選挙区から多様な代表を選べ、こういう考え方をとります。そういう考え方では、どうしても、都道府県単位ということにこだわらない方向に行くんです。その問題は、さっきどなたかも御指摘になった、地元から代表を送り出すという問題と、地方の利益、地方の課題にどう国政が応えるかという問題をどう調整するかという問題に行くんだと思うんです。

当然ながら、一方で、地方分権あるいは地方の衰退等が言われる中で、どのような選挙制度をとろうとも、国会議員の皆さんには、地方の問題に重点的な配慮が必要だと思います。

そうだけれども、御指摘になったように、都道府県という単位だけに最後までこだわってやっていくことが長いけるとは思いません。さっきのアダムズ方式の最終的な矛盾は、本当に人口が流動化していったときに、それでも一議席だけ残すのか、そのことと最高裁が言っている投票価値平等をどう調整するのかという問題が起こりまして、そこまで行けば、やはり違憲論が出てくるんですよ。そうすると、どこかで越えられるしかないと思います。

さらに、私はあえて申し上げておきますが、その場合の平等というのは、ただ単に地域的な平等だけを言っているのではなくて、投票価値の平等まで本来考えるべきことを提起しているのではなかろうかという点も申し上げておきます。

私からは以上です。

○鈴木（義）委員 時間が参りましたので。

制度の安定性というのがきのうの委員会でも議論になったんですね。ですから、限界値を超えちゃうと制度の安定性は担保できない、そういうお考えなのかなというふうに今お聞きしたんですけれども、以上で、時間が参りましたので終わりにしたいと思います。参考人の皆様方には、ありがとうございました。

終わります。

○山本委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田恵二です。

お二方の参考人、陳述ありがとうございました。

私は、まず佐々木参考人にお聞きしたいと思います。

衆議院選挙制度調査会は十七回開催し、その答申を受けて、実はこの国会に二つの法案が提出されました。その答申を出された調査会是非公開で行われ、議事録も一切公開されていません。どういう議論があったのかは国民は知りようもありません。したがって、きょうは、どんな議論を経て結論が出されたかなど、その座長であった佐々木参考人に最初にお聞きしたいと思います。

まず最初に、定数削減についてです。

調査会答申は、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。」と述べています。

私は、各党のヒアリングの中で、二〇一五年十二月七日に、定数削減の根拠は何かということを問いました。それはないじゃないかということ述べたわけであります。

ことし一月の答申説明会並びに本日の陳述で、佐々木参考人は、調査会の多くの委員は慎重な意見を述べられた、客観的な根拠と言われるとなかなか難しい、大幅な削減はないということに皆さんが合意したと明らかにしています。これは、調査会の有識者の委員の大方が定数削減に慎重な意見であって、客観的な根拠は難しいということが理論的な結論だったということと理解してよろしいですね。

○佐々木参考人 お答えいたします。

客観的根拠を挙げることは難しいというのは、皆さんの御意見でございました。

以上でございます。

○穀田委員 その点では、安倍総理も、調査会における結論としては定数削減をする必要がないとなっているというふうに発言されたことは正鵠を得ていると私も思います。

そこで、佐々木参考人は、説明会で、実は、まとまらなかったという報告も出しかねないところまで行き、最後まで苦慮したと述べておられます。そして、定数削減を諮問された以上、答えを出さざるを得ないという義務感みたいなものによって、定数十削減で奇跡的に意見の集約ができたと説明しています。覚えておいでだと思います。

奇跡的にというのはどういうことか、どういう議論があって、結果的には奇跡的にまとまったのか。ちょっとお話しただければ幸

いです。

○佐々木参考人 お答えいたします。

実は、この削減問題のもう一つのファクターとして、緊急是正において五議席、既に削減されているということがございまして、それを頭の中に入れて御提案なさる方と、それは別個に、これから何議席削減するということを提案するべきだという人とで、まず出発点がちょっと微妙に違っていたということがございます。

それで、私は、各党ヒアリングの際に、皆さんは削減の場合の出発点にあの〇増五減を入れて、その上での削減を御主張なさるか、あれも加えて御主張なさるかということはかなりしつこく聞きました。そうしましたら、皆さん、あれは別だ、新たに考えてくれという御意見だったものですから、一応、我々としてはそういう認識を踏まえて活動したわけでございます。

実際の数としましては、数の問題ですから、五が減ったことは確かでございますので、そこで、小規模案と二桁に近い案とで、最後まで議論が、両案、最後の日まで、実は起草委員会の方で案を出そうということになったんですけれども、起草委員会の中からも、一つの案では難しいなということで、二つの案が出たというようなぐあいでございます。

私が、奇跡的というか、どうなるかわからないと思ったのは、そういう状況を踏まえた上での発言だったと記憶しております。

それで、さらに問題は、減らすにしても、どちらで減らすのかということについて、小選挙区で減らすのか、比例区の方で減らすのかということについて、同じ数を挙げられる方の中でも実はかなり方向が違っている可能性がございましたものですから、そこがさらに、例えば三議席とか四議席ということであればどちらにしるそんなに大きな振れはないんですけれども、二桁に近くなりますと、特に格差是正を重視する方の中には、これは可能性としてですけれども、小選挙区は減らさないで、比例を専ら減らして、小選挙区は今のままにしておくべきだという議論だってあり得たわけであります。あるいは、その反対に、民意の集約が強過ぎるということで、今度は小選挙区の方に減らしてもらおう、比例の方はそういうことにしないようにしよう、比重を変えようという議論もあったわけでございます。

その意味で、数の問題の下に、どちらの制度に軸足を置いて減らすかという問題が一緒に絡み合っていたものですから、先ほど議員がおっしゃられたように、連立方程式がだんだんややこしくなってきました、はっきり申し上げますと、委員会は、いわば議論の中でしか結論を生み出すという作業をいたしませんものですから、まとまるかどうかについて最後の最後まで予断を許さなかったというのは、もう少し立ち入った説明をしますと、そういう状況の中で、最後に、十で、しかも三対二ということでもって皆さん合意されたということでございまして、あと残り時間約一時間なかったぐらいのところまでそういう結論になったというのが実態でございます。

経過説明しろということだったものですから、少々細かく説明させていただきました。

以上でございます。

○穀田委員 そういう結果、先ほど公明党の議員にお話がありましたけれども、定数削減というのは余り重要でなかったという旨の発言も若干ありましたけれども、そういう前提があったのかと思い知った次第です。

いずれにしても、さほど大きく減らすという意見はなかったということだけは確かと。最高でも、今あれしましたように、十というふうなことしかなかったということは、よくわかりました。

佐々木参考人は、説明会で、議席は有権者にとっては選ぶ権利である、代表者を派遣する権利を有権者が持っているということが、議席が削減されることによって事実上弱体化する、削減される、有為な人材を集めることによる国民の代表議会としての国会の機能強化、行政府との緊張関係の維持等の要素を考慮する必要がある等々の意見が出され、先ほど私が指摘しましたけれども、大幅に定数削減することは適当であるとは言えないということが調査会の大体の意見だったとわざわざ説明をされていました。

これは、先ほど理論的根拠を見出しがたいと述べた中身の一つとして理解してよろしゅうございますね。

○佐々木参考人 お答えいたします。

つまり、何か明確な、数的な基準でもって議員の数の問題を議論するということは困難であると。

実は、いろいろな仮定の議論はありました。例えば、この十年間で人口の減少を基準にして考えたらどうかとかいうようなこと、いろいろな、学者さんが集まっていますものですから、そういうのはどうだろうとかという話もありましたけれども、逆に言えば、動きがとれなくなってしまうし、事柄自体がそういう議論で割り切れるものでもないだろうということもあったものですから、数値的な意味での客観的な基準を出すということは難しいだろう。

ただし、先ほど鈴木議員からもお話があったように、国会で、例えば、政権を担って、政権を担当している政党がどれぐらいの議員が絶対に必要なものかというようなことは、一応、我々もそれなりに研究はしました。ただし、いろいろな人の意見を聞きますと、委員の中から、それでも運営を変えれば何とかなるんじゃないかとかいうような話もなかったわけでもないし、そういう意味では、かたい数字で議論を立てることは難しいという意味では、客観的基準が見出しがたいというのはそのとおりでございます。

以上でございます。

○**穀田委員** だから、そういう意味での、今お話があった理論的根拠を見出しがたいというのは、そういう点もあったということだと思うんですね。

私は、議員定数のあり方というのはどこから出発するかということであると、数の基準というのをどこに求めるべきかというのは、減らせばいいというものではないというのは明らかだと思うんですね。

問題は、この定数削減の出発は何だったかということ、身を切る改革と称して始まったわけですね。これは、民主党野田政権が、国民の皆さんに消費税増税をお願いする以上、政治家も身を切る改革が必要だと言って、比例八十削減を持ち出したことがきっかけであります。

よく考えますと、増税をお願いすることと、国民の代表である議員定数を削減するというのは、次元が違う話なんですよ、もともと。だから、調査会の議論でも、増税と削減の組み合わせを一度慎重に検討し直す必要があるとの意見があったと、佐々木参考人は説明会で紹介していたわけですね。

しかも、きょうもありましたけれども、いきなり定数になるのはいかなるものかという話がありましたけれども、言い得て妙といいますが、その辺の、この議論というのはすりかえとちやうのかという考え方については、参考人、ぜひ御意見を伺いたいと思います。簡単でいいです。

○**佐々木参考人** お答えいたします。

先ほど来、議員からも御紹介ございましたような形で、幾つかの段階がございました。

そもそも、第三者委員会が国会の人数を決めるということ自体あり得る話かというのがそもそも論としてありました。幾ら何でもこれは国会が決めることでしょう、それはまあ決めるんでしょうけれども、我々のところにボールを持ってこられても、なすべき仕事なのかどうかという大原則論から始まって、穀田議員が言われたようないろいろな問題がさらに提起されたということでございます。

その意味でいえば、問題の性質上、やはり第一義的には、ですから、我々の答申でも、もしどうしても聞かれればこう答えますというような、文章の据わりもちょっとトーンが、報告書のトーンも少し違っているというのは、客観的基準に基づいて第三者委員会が何か言うことができないという気持ちと、それはそちらの決めることじゃないですかねという気持ちも幾らか入っているということで、御理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○**穀田委員** はしくもという言い方はちょっと悪いんですが、今参考人がお話あったように、定数削減しろという諮問だったからしたよというのがにじみ出たのがよくわかりました。

それで、一つだけ聞いておきたいんですけども、先ほど参考人は、アダムズ方式を比例のところにも導入するという問題についてもお話ありました。こう言っていますよね。今の制度でいうと、小選挙区のドント方式というのは、現行制度は比例性に乏しいという話があってアダムズ方式を入れたという話がありましたけれども、比例代表の制度というのは、現行の制度は最も比例に近い制度だと言われるのが常識です。そうすると、なぜ、比例代表の制度を変える、その問題についてもアダムズ方式を入れるのかというのは、理屈が合わぬと思うんですが、いかがですか。

○**佐々木参考人** お答えいたします。

実は、議論の過程で、合区といいましょうか、ブロックをつなげるという案を出された政党がございまして、それはもちろん、比例定数の大幅削減とセットで出されていたという記憶がございまして。ですから、例えば三十減らすとかいうような話になれば、そういうことも考えなければいかぬかなということが実は我々の頭にございました。

しかし、ブロックを一つにするということは非常に大きな出来事でございますので、できるだけ今の十一ブロックというのは、将来のことはわかりませんが、まだ存続の余地があるのではないかと。特に、議席の数が四とか三とかいうことになると、ちょっと比例制としての役割を果たせなくなっていく可能性があるということが非常に気になったわけでございます。

そういう意味では、我々としては、今の十一ブロック、結果として四議席ですから、そのこともあったんですけども、十一ブロックはやはり維持した方がいいだろうというのが、裏を返せば、比例の削減はその程度にとどめるという意味合いと、さらに、その上で十一ブロックを存続させるというためには、最大剰余法ですか、今の方式よりもアダムズの方がいいではないか。そういう意味では、十一ブロックというものを応援するための意図も、正直なところ、なかったわけではございません。

以上でございます。

○**穀田委員** 今もお話ありましたけれども、比例十一ブロックを維持するということを前提に考えたという筋の方が見てとれるというふうに思いますよね。私はそういうふうに見ました。だから、アダムズ方式を比例のところに入れるという根拠は、その場合だったら、では十一ブロックを動かしたらいいのじゃないかというふうに発展するわけですから、それはそれであり得たと思うんですね。

最後に、では、恐れ入ります、田中参考人に二、三お聞きしたいと思います。

私は、先ほどお話をお伺いして、特に今度の答申に当たっての諮問という最初の第一項は何だったか。それは、皆さん、二十九回の各党協議会でいろいろなことがまとまらなかったと、そればかり話します。

しかし、まとまった話はあったんですよ。それは、今の現行制度が国民の民意を集約するということに大きく偏り過ぎていて、民意をゆがめているということについては一致したんですね。それが唯一の一致事項で、しかもなおかつ、そのことによって現行制度を評価、検討しようじゃないかということになったわけですよ。それが調査会で十分やられていないという問題があるということなんですけれども、現行制度の弊害は何かということをお答えください。

○**田中参考人** お答えいたします。

言い古された話だと思っているんですが、中心になっている小選挙区制の機能そのものなんです。

要するに、一つの議席しか選ばれませんから、その選挙区への第二党以下の投票は全て制度的な死票になります。政権党になった第一党は、得票率に比べてはるかに多くの議席が確保できる。政権にとっては大変都合がいいんです。ただ、第二党以下は何を考えたかといえば、政権党に対抗する政党をと考えざるを得ないから、離合集散が起こり、二大政党になるかと思ったら結果的に溶解する、これを繰り返すことになります。

そんなことは、実は、二大政党制といういわば制度前提がないこの国に小選挙区制を持ってきたらそうなることは当然わかっていまして、何度も警告しました。残念ながら当たってしまったと思わざるを得ません。

このことは有権者の側からいうと、最高裁も指摘している投票価値の平等が、自分が投票する一票の値打ちの点で保障されぬことを意味しています。さっき、アダムズ方式というか、地域的な平等なんですよ。しかし、有権者は何のために投票するかというと、自分の一票を託した議員を当選させたいためです。それを最大限保障するのが投票価値の平等のはず。

自治体の首長や大統領のように当選者が一人だったら、落選者に対する投票が全て死票になるのは当たり前なんです。議会、衆議院は何百人も選出するわけですよ。何百人も選出する議会において何で選挙区やブロックの当選者を一人にしなきゃならないのかという問題、これは必然性は全くありません。これを一定の人数にすれば、第二党以下の候補や政党の投票も議席に結びつくんです。

一つ例を出せば、今参議院の方で何とか野党が一つの候補者を擁立して頑張ろうとされています。今の一人区のもとで国民の意思を何とか反映しようという努力は大変高く評価します。ただ、えらく苦勞をされていますよね。だって、たしか提携されている民進党さんと共産党さん、政策はかなり違うわけです。同じであるなら一つの政党にまとまるんですから。それをやろうとするから苦勞をする。

だったら、それぞれがそれぞれのビジョンを掲げて選挙をやって、それぞれの得票率に合わせて当選者の数を決めて、課題については一致するところで共闘するというような方向にどうして行かれないか。本来、議会制民主主義というのはそうじゃなかったのか、中選挙区制の時代にそれをやってきたんじゃないですかということが小選挙区制の問題であり、私が申し上げる政治改革の見直しの基本課題じゃないかと思っております。

○**穀田委員** 最後に一言、田中さん、二十年前に政治改革があったわけですよ。それを振り返って、どう評価し、現在何を求めるかということについて簡潔にお答えいただきたいと思います。

○**田中参考人** お答えします。

端的に申し上げます。

全くの間違ったことをやってしまったと思っています。

何が基本だったかという、政権を選ぶための総選挙だと考えたことが間違いなんです。全国民の代表を選ぶのが総選挙であつたし、その全国民が集まったのが国会議員だったんです。政権選択にしたら、必然的に小選挙区制にいかないんです。

あの議論の中では、それこそが最大の価値のように言われました。ところが、憲法を見ても世界の政治制度を見ても、そんなことはどこにもない。アメリカとイギリスだけは確かにありましたけれども。しかも、議論の中で、さっき参議院の話もしましたけれども、その辺のことは随分明らかになっていって、党派を問わず、国会の中では、おかしいんじゃないのかという議論が起きました。

ところが、あのとき、むしろ外から、財界や連合やメディアやあるいは学者の皆さんが、とにかく改革だと叫ばれた。一種の改革の暴風が起きました。反対したら、守旧派だと。我々自由法曹団の弁護士は守旧派と言われたって別に食うに困りませんからやりましたけれども、反対するのが大変難しいような、冷静な議論ができないような状況にされてしまった。その中で一番根幹の問題が強行されたこと、当時かわった人間として非常に残念です。

その思いのあるうちに見直しをし、冷静な議論をする必要がある、こう思っております。

○穀田委員 ありがとうございました。

○山本委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 おおさか維新の会の浦野です。

本日は、佐々木参考人、田中参考人、どうもありがとうございます。朝からの議論で、本当に大変勉強になる部分もあります。

私も、民進党の鈴木委員と同じく、都道府県議会出身の議員です。大阪府議会の出身です。

きょうもずっと定数の問題で議論がありました。

おおさか維新の会は、参考人の皆さんも御存じのとおり、唯一、大幅削減ということをやずっと掲げている政党になるわけですがそれでも、単純に議員の数だけで議論をしているわけでは我々はないんですね。なぜ国会議員の数を減らすか。それは、やはり地方分権をしていくと、道州制、地方分権、そういうことを実行していけば、必ず国会での議論されるべき政策というのは減っていくだろう、その中で議員の数を必ず減らすことになるだろうという前提のもとで我々は議員定数の削減も言っているわけですね。だから、ただ単純に削減しろ、削減しろと言っているわけではないです。

ただ、私も政治の世界に入って今で十三年になります。この十三年間で、そのうちの十年は地方議会ですずっと、当時はほとんどの時期を自民党の府会議員として過ごしました。その中で、国政の先生を見る中で、本当にこの人いるのかなというふうに思ったのは事実です。誰かすぐわかつちやいますけれども、私の選挙区の方で、自民党の方々も思い当たるとは思います。

私たちは、別に、ただ単純に減らすんじゃなくて、やはり政治家の活動を見てきて、見てきた上でそう思っているわけです。私も、今は国会議員ですがけれども一国民でもあるわけですから、我々自身が政治を見てきて、議員の数が多過ぎるんじゃないかという思いに至るのは、やはり目の前の現象があるからだと思っているんですね。

例えば、今ここにいらっしゃる先生方は皆さん立派な、私も含めて立派な人だとは思っている、自分で自分のことを言うのもどうかと思いますけれども。でも、中には、飲酒で捕まったりする方もいらっしゃる、賄賂を受け取って捕まる方もいらっしゃる、交通事故を起こす方もいるし、暴言を吐く人もいます。いろいろな人がいます。その中で、やはり政治不信というのが実際に国民の皆さんの中にあつて、それはごく一部の方々ですよ、そういうことを起こしているのは。ですけれども、やはり政治家になる人はみんな清廉潔白でなければいけないというのは誰もが思っていることだと思うんです。

そういった部分で、やはり、先ほどの穀田委員のお話の中にもありましたように、田中参考人もおっしゃいましたけれども、有為な人材を集めて議員の数をふやせばもっといい議論になるというんですけれども、有為な人材が集まればいいですよ、でも、そうじゃないというふうになっているのが今の世の中の、国民の皆さんの御意見だと思うんですね。だから、そこは私は非常に難しいかなと思うんですね、今。

我々は、もちろん、今ここにそういう人材が集まってさまざまな議論をさせていただいていると思うんですね。でも、やはりその辺は、定数削減がなぜ議論として出てくるかというのは単純な問題ではないということを私は常々思っています。

例えば報酬だとかも、議員の数が多いい国はもちろんたくさんあります。ですけれども、そういった国々で、日本の国会議員より給料

が高いところの方が断然少ないですね、実際は。報酬が少ない国会議員の方々のところの方が多いわけですね。そういった部分を含めて、そういう定数のあり方の議論はしていかないとだめだと思っているんです。

そういう意味では、佐々木参考人も、今回の議論の中で、いろいろと会議の中でお話があったと思うんですけども、定数のあり方だけじゃなくて報酬とかそういう部分にも言及があったのかどうかということをお答えいただきたいのと、田中参考人には、今私が言わせていただいたことについての感想をちょっといただけたらと思います。

○佐々木参考人 お答えいたします。

やはり委員会の中でも、身を切る改革イコール定数削減ということになる前に、議員が今おっしゃられましたようないろいろな事柄についての説明を、確かに、歳費を一時カットするとかいろいろなことがなされたような記憶がございますけれども、その辺の説明というものが、説明の道具といいましょうか、テーマというのはもっともっとたくさんあるのではないかと、政党助成金も含めて、どうなんだというような話があった上で定数の問題も出てくるというような話の進め方、進み方というのが国民に伝わってきているのかなということについては、いろいろ率直な意見がございました。

ただ、委員の中にもいろいろな考えの方がやはりおりますので、どちらかというと多目に削減すべきだろう、ありていに申せば、そんなに削減したいならそういうことかなという議論ももちろんなかったわけではございませんが、もっとやはりそこへ行く道筋を丁寧に踏んだ形で、国民とのコミュニケーションでもって定数の問題を理解してもらおうというようなことをお願いしたかったなという意見は結構たくさんあったと思いますので、今後の御参考になればと思って申し上げさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたしました。

○田中参考人 お答えいたします。

さっきもちろっと触れたんですが、自由法曹団が「誤りです！国会議員ムダ論」という意見書をなぜ出さざるを得なかったか。

逆に言います。無駄じゃないのかという声が、これは国会の中じゃなくて国民の中にあったんです。あの当時、メール等で見ると、無駄な議員は減らせという国民がどうやら七、八割いると言われていました。

確かに、失礼ですが、こんなのじゃと言われる映像も随分ありました。本会議で寝ているとか、本会議でメールを飛ばしているとか。失礼ですが、昔はそうだったかどうかは私は知りません。ただ、今は、それこそインターネットで広がっていますし、逆に国民の関心も監視も強まっていますから、皆さん方もいわば露出度が強いんです。そこはやはり代表としての緊張感を持っていたかいないと、こんな声を生んでしまう。それだけじゃないよという意味で弁護したのがあの意見書でした。

もう一つ、お金の問題はあると思います。確かに、今庶民の生活は苦しいですから。その意味では、言われている政務活動費の問題とか、あるいは政党助成金、これはそもそも自由法曹団は反対ですけども、そういうことが本当に妥当なのかどうかということを見直される必要はあると思います。その透明性を強めること。

ただ、あえてちょっと申し上げますと、私は政治には一定のお金はかかるんだと思っているんです。それを、金かけなきゃいいんだという議論だと、実はまともな政治ができない。金かけてでもいい政治をしてくれというところに持っていく必要がある。

最後に一点だけ。これを申し上げるのは本当に失礼なことになるんですが、有為な人材を議会に送り出す上で今の制度が本当に適切かどうかだけ、これも検証いただきたいと思います。

私は若かったからそう思ったのかもしれませんが。私も中選挙区制のころから、私の地元は十区でしたけれども、大体各党の議員を皆さん存じ上げています。仰ぎ見るような感じがありました。要するに、大物というのかな。何となくその感が薄れた感が私自身もあります。時々そういうことがメディアでも言われ、議会でも言われます。小選挙区制が、そういう弊害が中心とは言えませんが、やはりその点を含めて、逆に御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○浦野委員 済みません、小物で。失礼いたします。

その当時は、中選挙区時代のことは、私もまだそんなに政治の世界をしっかりと見ていたわけではありません。父親も政治家でしたけれども、私は子供のときは、政治家なんか絶対なりたくないと思っている側だったので、余り見ていませんでした。でも、私の選挙区は、中選挙区時代は塩川正十郎なんですね。それは本当に、我々でも、政治にほとんどかかわっていない世代でも、やはり塩川正十郎といえば偉大な政治家だった。まさに田中参考人がおっしゃるような、代表するような政治家だったと思いますね。

ただ、中選挙区になると、かえって、大物政治家と言われるような人が、もしかしたらそういう人がまた出てくるかもしれないですけども、実際、本当にそういう人たちが、中選挙区の制度をまた採用すると、自分たちの声をほんまにどれぐらい聞いてくれるのかなということも我々はちょっと思ったりするんですね。今の制度の方が実際に皆さんの意見を細かく聞く機会が多いというのは、私は制度上あるんじゃないかなと思っていますけれども、その点はどうか、田中参考人は。

○田中参考人 小選挙区で小さい選挙区になる、しかも、ただ一人の議員か、次にただ一人の議員になろうと思っている候補者の皆さんが、地元の声をとにかく聞かなきゃならない、その長所をあの政治改革ではある部分強調されましたし、その一点に限って言えば、そういうインパクトはあるとは思いますが。

ただ、では、大選挙区あるいは中選挙区だったら、本当にそういうことをやらなくて政治活動をやられたんだらどうかということも再検証が必要だと思います。

政治改革のときは、とにかく中選挙区はぬるま湯だから、自民党さんだったら、五つだったら二つは必ずとれるよ、社会党だって、何もなくても一つとれるよ、こう言われました。議員にもお会いしたんですが、皆さん、そんなものじゃないというふうにおっしゃっていましたし、私が見ていても、よくやっておられましたよ。

例えば、東京十区で、名前は挙げませんが、ある方は足立が中心で、ある方は江戸川中心で、しのぎを削っておられた。それが政治だったと思うんです。そして、それで後援会を鍛えて、政治家になって活躍された。

これは弁護士が言うせりふじゃないんですが、もちろん小選挙区にそういう機能があることは認めますが、政治家を志して、そして、この時代に政治をやろうと思った場合には、どの選挙制度も、本来そのことは必要だし、それをしなければ、さっきの無駄論じゃないですけども、サボっているよという非難がすぐ来るというような状況になっているのではなからうかという気がしております。

○浦野委員 聞いていると、何か中選挙区の方がいいかなと自分でも思ったりもしますけれども。

ただ、選挙制度というのは、要は、そのときそのときの政権与党、多数を占める人たちが主導して決めるというのは、どの国でも恐らく一緒だと思うんですね。やはりその時々政権の都合のいいように選挙制度をいじってきている。これは、別に日本に限らず、恐らく世界じゅうの選挙制度はそうだと私は思っているんですね。

では、国民何人につき国会議員が一人であれば民意を反映しているんだと言える数字なのかという確たる数字というのが、実は、私が調べた中ではないんですね。学術的にも、数字を根拠として、これぐらいの割合で議員が一人いれば国民の意見をしっかりと反映できているんだという論文なりなんなりというのは、私も余り、僕がまだ調べ切れていないだけかもしれませんが、実際なかったように記憶しています。

そういう意味では、定数というのは本当に、減らすという議論はもちろんですし、ふやすという議論も、私は、ふやすのであれば、議員報酬を削減して、そのかわりスタッフの予算をもっとふやしてほしい、議員本人の予算よりも、政策秘書だとか秘書とかの、そういうスタッフの予算をふやすべきだというふうに思っている人間なんですけれども、ふやすというときでもそれは考えたらいいと思うんです。それはそれで、今の予算の範囲内で、今かかっている範囲内で、議員をふやすんだったら、では、議員の数をふやす分、皆さんの報酬はこれだけ下げますよ、総量は一緒で、中で調節するというやり方をしてもいいんじゃないかと私は実際思っているんですね。民主主義にコストがかかるというのはわかるんですけども、実際、でも、それが青天井でどれだけかけられるかという話にもやはりなりますので、私はそういうふうにすればいいというふうに思っています。

そういういろいろなことも含めて、今の国会で継続的に立法府のあり方についていろいろと議論をする場というのが実はないというのが、今、現状なんですね。議院運営委員会の中にそういう小委員会があるという話はあるんですけども、でも、実際、その場で参議院の議論までできるのかというと、参議院は参議院です、衆議院は衆議院ですという議論で終わってしまいます、必ず、衆議院が参議院に口出しすることもできない。それが今の二院制なので。

ということは、やはりどこかでそういう立法府のあり方を、明治以来の国会のあり方をしっかりと議論する場というのは私は必要だと思うんですけども、そのことについてお二人の意見をお聞きしたいと思います。

○佐々木参考人 最後のところでも、そういうような観点で、衆議院、参議院だけの観点というのは、国民の目線からすると、なかなか、打った球が戻ってくるという感じがなくなっているんじゃないか。

そういう意味では、全体としてそろそろ考えるべき、そして、客観情勢も非常に激しく動いているという中で、そういうことも含めて、今度の見直しはほんのその一部のものにしかすぎないわけでありまして、これからの日本の代表民主制の将来を考えますと、立法府のあり方というものを全体として継続的に検討していただくとありがたいという気持ちは随分込めたつもりでございますので、その意味でいえば、これからの皆様方の取り組みというものの責任は大変重いと私が申し上げるのは口幅ったいですけども、重いものがあるというふうにも個人としても認識しております。

以上でございます。

○田中参考人 私からも一言だけお答え申し上げます。

全く同意見でございます。私は、二十年前の政治改革からというふうに申し上げましたので、その意味では、やはり二十年の区切りで二十年間をきっちと検証する、そういう機会はぜひ持っていただきたい。

ただ、同時に、私はあの改革は間違いだったと言いますが、では、二十年前に戻せば事が済むかといったら、二十年間ずっと時代は転換しているわけです。今から問うていただかなきゃならないのは、では、これからの国会をどうつくるのかという議論を二十年間の検証の上に立ってやっていただかなければならない。その場が国会の中でどうつくられるかは申しません、これはちょっと一介の弁護士が議論できる話ではないので。ただ、それを断ち切らずに、ぜひ続けていただきたい。

繰り返しになります。民主党政権の比例八十議席削減は私は反対しましたがけれども、それと、最高裁判所のあの違憲状態判決を契機に、衆議院の中で、そうはいつでも五年間検討を続けられたではないですか。全く無駄じゃなかったと思うんです。それをぜひ発展させていきたいということをお願いいたします。

以上です。

○浦野委員 どうもありがとうございました。終わります。

○山本委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

次回は、明二十七日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

[このページのトップに戻る](#)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

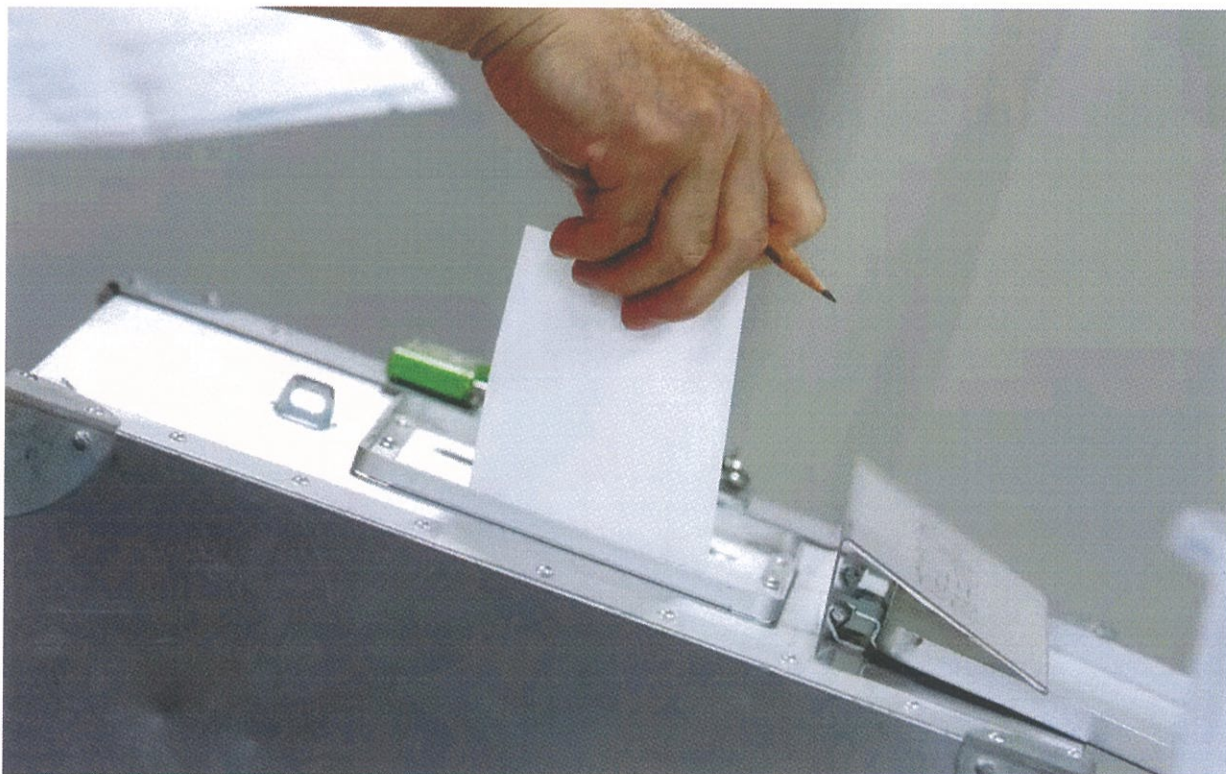
電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

衆院選、1票の格差2.06倍 「10増10減」導入でも2倍超

2024/10/16 1:20 | 日本経済新聞 電子版



投票箱に票を入れる人

総務省は15日、衆院選公示にあわせて14日現在の選挙人名簿登録者数（有権者数）を発表した。日本経済新聞社の試算では全国289小選挙区の「1票の格差」は最大2.06倍だった。

今回の衆院選は格差を是正するため、小選挙区定数「10増10減」を受けた新しい区割りで初めて実施するものの、前回2021年衆院選に続き格差2倍を超えた。

1票の格差が広がると法の下での平等を定めた憲法との整合性が問われる。違憲判断の明確な基準はないが、衆院小選挙区は2倍未満が目安とされる。

有権者数は1億417万9274人だった。前回衆院選時より144万3491人減った。小選挙区で最多だったのは北海道3区の46万1457人で最少は鳥取1区の22万4060人となった。

[クリックするとビジュアルデータへ](#)

「重複立候補」「10増10減」

衆院選の仕組み

SHUIN2024 - SYSTEM





[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第210回国会閣法第15号 付託議案関連情報一覧

付託議案関連情報一覧

■ 付託議案関連情報

付託委員会	倫理選挙		
審議回次	210	提出回次	210
議案種類	閣法	議案番号	15
議案件名	公職選挙法の一部を改正する法律案		

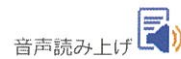
■ [附帯決議](#)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
電話（代表）03-3581-5111
[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

衆議院

The House of Representatives, Japan [メインヘスキップ](#)[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

サイト内検索

検索

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > [第210回国会閣法第15号 附帯決議](#)

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和七年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第 210 回国会】令和 4 年 11 月 8 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第 15 号）

- ・ 寺田総務大臣、尾身総務副大臣、中川総務大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
- ・ 富樫博之君外 4 名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
- （質疑者）後藤祐一君（立憲）、櫻井周君（立憲）、落合貴之君（立憲）、徳永久志君（立憲）、小野泰輔君（維新）、空本誠喜君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、塩川鉄也君（共産）、斎藤洋明君（自民）、長谷川淳二君（自民）、興水恵一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

後藤祐一君（立憲）

- （1） アダムズ方式による都道府県別議員定数配分を次の選挙区の改定以降も継続して行うことは望ましくないとする考えに対する寺田総務大臣の所感
- （2） 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書の記載について
 - ア 寺田総務大臣が寺田稔呉後援会に対して行った貸付に関して、同大臣が国務大臣等の資産公開資料等を訂正したこと及びこれに関する同大臣の発言についての確認
 - イ 平成 23 年から 24 年にかけて寺田稔呉後援会が寺田稔衆議院議員から合計 1,600 万円の借入を行ったにもかかわらず、同後援会の平成 24 年分の収支報告書において借入金残高が 1,000 万円と記載されている理由
 - ウ 平成 24 年に寺田稔呉後援会から寺田稔衆議院議員に対して 600 万円が返済されたことの確認及び同後援会の平成 24 年分の収支報告書に返済の事実が記載されていないことについての妥当性
 - エ 寺田稔呉後援会における平成 25 年への繰越金が 47 万 5,352 円であることと同後援会が収支報告書に記載されていない 600 万円の返済を平成 24 年に行っていたこととの整合性
 - オ 寺田稔呉後援会の収支報告書を寺田総務大臣が調査・確認し、訂正の有無等を説明する必要性
 - カ 宏池政策研究会の収支報告書（平成 25 年分）において以正会（寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体）から受領したものとして記載されている 60 万円の寄附の真正の寄附者についての確認
 - キ カの真正の寄附者である「みのる会」（寺田総務大臣に係る資金管理団体）の収支報告書における当該支出を「会費」から「寄附」に訂正することについての確認
 - ク 自身の資金管理団体（みのる会）が行った寄附について以正会が寄附者として記載されていたことから、以正会が、事実上寺田総務大臣の管理下にあったとする意見に対する同大臣の認識
 - ケ 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体が委員会での質疑などを受けて収支報告書等を訂正した回数、及び今後、収支報告書を訂正する事案が生起しないことについての確認
 - コ 寺田稔竹原後援会の収支報告書について領収書等を徴し難かった支出の明細書等における会計責任者の氏名及び押印の訂正についての確認
 - サ 寺田稔竹原後援会の代表者の去就についての確認
 - シ 自身に係る国会議員関係政治団体を巡って政治資金規正法への抵触等が指摘されている寺田総務大臣は同法を所管する総務大臣を辞任すべきとする考えに対する同大臣の所見

櫻井周君（立憲）

- (1) 寺田総務大臣の妻から寺田稔呉後援会宛てに発行された平成 30 年 12 月 14 日付の領収書について
 - ア 収入印紙が貼付されていない領収書の写しを広島県選管に提出した日の確認
 - イ 収入印紙を貼付した日についての確認
 - ウ 実際に金銭を支出した日と領収書の作成日についての確認及び収支報告書の訂正の必要性
- (2) 選挙区内にある者でポスター掲示を承諾した者に対してポスター管理料として金銭を支払うことについて
 - ア ポスターの設置又は管理それぞれに対して金銭を支払う場合における法律上の問題の有無
 - イ 金額の多寡による対価性の有無の判断基準
 - ウ 当該事例は選挙買収そのものではないかとの指摘に対する寺田総務大臣の所見
- (3) 宗教法人の所有する施設における政治活動について
 - ア 宗教法人所有の施設において政治活動用ポスターを施設の外から見えるように掲示することは、施設の宗教法人法に規定する目的外の使用であるか否かの確認
 - イ 施設を宗教目的で使用しているか否かの判断基準についての文部科学省の見解
 - ウ 宗教法人が施設を宗教法人法に規定する目的で使用していない場合は、当該法人から固定資産税を徴収すべきとの考えについての総務省の見解
 - エ 地方財政が厳しい状況にある中で上記ウを適正に行うことにより地方財源を確保すべきとの考えについての寺田総務大臣の見解
- (4) 公職選挙法改正案（区割り改定法案）について
 - ア 東京都と鳥取県の人口一人当たりの納税額及びその較差
 - イ 投票価値の平等を守ることは基本理念として重要であるとの考えについての寺田総務大臣の見解
 - ウ 都道府県内における小選挙区間の人口較差が大きい都道府県について、小選挙区間の人口較差が小さくなるように調整することで、頻繁な区割り改定を回避するという考えについての所見

落合貴之君（立憲）

- (1) 主権者教育について
 - ア 高等学校において生徒が選挙の仕組みを記載した壁新聞を校内に掲示することは、政治活動に該当し禁止されているか否かについての文部科学省の見解
 - イ 高等学校において生徒が選挙の仕組み等についての啓発活動を行うことが禁止されていないことの確認
 - ウ 主権者教育が順調に進んでいないことの確認及びそれを改善することについての寺田総務大臣の見解
- (2) 区割り改定法案について
 - ア 公職選挙法別表第一における衆議院小選挙区の表記を分かりやすく改善すべきとの考えに対する寺田総務大臣の見解
 - イ 選挙においては分かりやすさや平等な機会の保障等が重要であり、簡素化だけを追求するべきではないとの考えについての寺田総務大臣の見解
- (3) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書をめぐる問題について
 - ア 総務省ホームページに各国會議員名と紐づけられた国会議員関係政治団体の一覧が公開されていることを承知しているか否かについての寺田総務大臣への確認
 - イ 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体に関する問題について、寺田総務大臣に少なくとも道義的責任が生じるとの考え方についての寺田総務大臣の見解

徳永久志君（立憲）

- (1) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書の訂正等が相次ぐ中、衆議院議員の身分に重大な影響を与える本法律案の審査に臨む寺田総務大臣の心境
- (2) 平成 30 年 12 月 19 日の最高裁判所大法廷判決要旨（第 48 回衆議院議員総選挙に係る一票の較差をめぐる選挙無効訴訟）について
 - ア 「投票価値の平等」を確保するという要請と「民意の的確な反映」の実現の調和を図ることが求められるとした最高裁の判決に関する寺田総務大臣の解釈
 - イ 同要旨における「これを是認することができない場合」とは具体的に何を示すのかの確認
 - ウ 投票価値の平等を追及すると選挙区間の面積の較差が過度に拡大することについて総務省の見解
 - エ 選挙区割りにおいて選挙区的面積の上限等の特例を設けることについて寺田総務大臣の見解
 - オ 一票の較差に関する議論において、選挙により民意の的確な反映が行われることの重要性についての寺田総務大臣の認識
 - カ 選挙区割りの安定の重要性についての総務省及び寺田総務大臣の見解
- (3) 地方議会改革について
 - ア 第 33 次地方制度調査会第 8 回専門小委員会（10 月 24 日開催）における地方議会に関する答申素案の概要
 - イ 地方自治法を改正し、地方議会の役割や責務について法律に明記することに対する寺田総務大臣の見解

小野泰輔君（維新）

- (1) 地方の人口減少が進展した場合における衆議院小選挙区選挙選出議員の定数に関する予測及び懸念事項
- (2) アダムズ方式で人口が最小の県の現行定数を維持した場合、今後、衆議院議員全体の定数が増加する可能性の有無
- (3) 地方における人口減少と都市部への人口集中による地域間較差の拡大等の課題がある中での都道府県別定数配分についての寺田総務大臣の見解
- (4) 下院において投票価値の較差をある程度容認した選挙制度を採用している諸外国の事例
- (5) 今般の区割り改定で分割市区町が解消したことにより軽減される自治体の負担

空本誠喜君（維新）

- (1) 住民の生活圏と異なる選挙区割りとなった地域について、次回の区割り改定作業時に衆議院議員選挙区画定審議会や同事務局に対し総務大臣から改善を求める等の対応をすることについての寺田総務大臣の見解
- (2) 較差は正と併せて衆議院議員定数の 10 減を行うこと及びその場合に地方を切り捨てず都市偏重としないためにアダムズ方式による定数配分だけではなく何らかの工夫をする必要があるとの意見についての総務省の見解
- (3) 選挙区間の最大較差を 2 倍未満とする基準に関し、今後の区割りの変更をできる限り少なくするため、さらに較差を小さくするよう区割り基準を見直すこと等の法的な配慮をする必要性についての寺田総務大臣及び総務省の見解
- (4) 衆議院議員比例代表選挙及び参議院議員選挙区選挙の各選挙区への定数配分の基準に第一次産業の就業人口や面積等を加味することについての総務省の見解

斎藤アレックス君（国民）

（１） 区割り改定法案について

- ア 現行の定数配分方式では、地方の定数が減少することで地方の意見が国政に反映されづらくなり、更に地方の疲弊を招く悪循環を懸念する意見についての寺田総務大臣の受け止め
- イ 衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事への意見照会において、現行の定数配分方式では地方の意見が届きにくくなるとの懸念が多く示されたことについての総務省の認識
- ウ 頻繁に選挙区割りの改定が行われることによる有権者の選挙への関心の低下や混乱についての寺田総務大臣の受け止め
- エ 今回の区割り改定において５年後の簡易国勢調査で再び区割りが変更されることを防ぐという観点はあったのか、なかったとすればその理由
- オ 周知期間が１か月とされていることの妥当性及び１か月とされた理由に関する寺田総務大臣の見解
- カ 区割りの変更に関する従来を上回る周知方策
- キ 区割りの変更について、有権者に直接情報が届くようなプッシュ型の周知の検討の有無

（２） 電子投票制度について

- ア 総務省による開票事務効率化の取組及び地方公共団体への支援や情報提供等の取組
- イ 電子投票が用いられた地方選挙の直近の事例
- ウ 電子投票を活用していく意思の確認及び国政選挙への導入についての寺田総務大臣の認識

（３） 期日前投票事由に該当する旨の宣誓書の内容の変更の必要性及び宣誓内容が期日前投票の阻害要因になっていることについての総務省の認識

塩川鉄也君（共産）

（１） 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体（寺田稔竹原後援会）について

- ア 寺田稔竹原後援会が領収書の宛名を追記しているとの報道が事実である場合、支払いを受けた店側が宛名を記入している旨の寺田総務大臣の答弁（令和４年１１月１日 参議院総務委員会）が事実と反する答弁となることについての同大臣の認識
- イ 国会議員関係政治団体による領収書等の宛名の追記が適当ではないことについての確認
- ウ 領収書の宛名の筆跡等を寺田総務大臣が確認することについての認識
- エ 領収書の宛名を寺田稔竹原後援会宛に店側に書き直していただいている旨の寺田総務大臣の答弁が事実と即したものであるか否かについての確認
- オ 寺田稔竹原後援会において領収書の宛名の追記が頻繁に行われているか否かについての確認
- カ 会計責任者の職務代行者、収支報告書の事務担当者及び事務を取り扱う者に対する賃金又は報酬の支払元についての確認
- キ 本年１１月まで寺田稔竹原後援会の代表者であった人物が同後援会とは５年以上前から関わりがない旨発言していること及び当該者と同会との関わりに関する寺田総務大臣の認識
- ク 寺田稔竹原後援会は、寺田総務大臣及び同大臣が支部長を務める自由民主党広島県第五選挙区支部と一体の組織であり独立した別団体であるとは主張できないとする意見に対する寺田総務大臣の見解
- ケ 寺田稔竹原後援会について委員会等で指摘されている事例が、寺田総務大臣が自身のブログで「ガラス張りのクリーンな政治」と決意表明したことに矛盾しないかということについての確認

（２） 統一地方選挙特例法案において、６月１日から同月１０日までに任期満了となる地方公共団体の長の選挙も統一地方選挙の対象とすることができるとした規定を引き続き設けている理由

（３） 区割り改定法案について

- ア 平成２５年、平成２９年の区割り改定法に続き、本法律案によって３回続けて区割りが改定される

ことになる小選挙区の数

イ 有権者が選挙のたびに不自然な選挙区の変更を強いられていることに関する寺田総務大臣の受け止め

ウ 小選挙区比例代表並立制導入以降の衆議院議員総選挙における第一党の得票率及び当選人数の割合

エ 第 48 回及び第 49 回衆議院議員総選挙における、いわゆる死票の合計数が総得票数に占める割合及び当該割合が 50%以上、60%以上の小選挙区の数

齋藤洋明君（自民）

（１） 区割り改定法案について

ア 衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事に対する意見照会において挙げられた市区町の分割解消を求める意見や生活圏又は広域行政圏を分割しないよう求める意見の、区割り改定案への反映状況

イ 今回の区割り改定の周知広報の取組についての総務省の見解

ウ 同知事意見中、特に人口減少地域や過疎地域、東日本大震災の被災地への配慮を求める意見や、東京一極集中の是正のための政策誘導を求める意見についての寺田総務大臣の見解

エ 投票価値の平等及び人口少数地域の意見の反映という相反する民主主義の要請の観点から見た、諸外国の二院制をとる民主主義国家における上院と下院の在り方

オ 今回の区割り改定後においても、人口最少選挙区との較差が 1.9 倍を超える選挙区が存在することについての総務省の見解

カ 今回の区割り改定においてアダムズ方式を採用した経緯及び同方式の特徴

（２） 電子投票及びインターネット投票について

ア 電子投票は開票事務の簡略化に資するもので、その信頼性の担保とコストの低減を前提に国が積極的に取り組むべきであるという考えに対する中川総務大臣政務官の見解

イ インターネットを利用した遠隔投票制度の実現の技術的可能性

ウ 国政選挙におけるインターネット投票についての諸外国の事例

（３） 移動期日前投票所に関する総務省の取組についての現状の確認

長谷川淳二君（自民）

（１） 今回の区割り改定の考え方や具体的な内容について、特に定数が減った県の有権者に対し、一層丁寧な周知を行うことについての政府としての対応方針

（２） 今回の区割り改定を踏まえ、広大な面積を有する選挙区における選挙運動の特例の在り方に関して検討するべきとの意見についての総務省の見解

（３） 分割市区町の解消と今後の見込みについて

ア 今回の改定で分割市区町が解消された選挙区につき、次回の簡易国勢調査で較差が 2 倍以上となった場合には再び市区町が分割され得るか否かの確認

イ 最高裁は、次回の簡易国勢調査で較差が 2 倍を僅かに超える程度の場合は、今回分割が解消された市区町を再度分割することまでは求めていないという考えに対する総務省の見解

（４） 総務省は、各党各会派の議論に資するよう、選挙制度に関する世論の動向を把握するとともに、地方の声を反映させる選挙制度の在り方についての調査研究を進めるべきとの考えに対する寺田総務大臣の見解

奥水恵一君（公明）

- （１） 区割り改定法案について
 - ア アダムズ方式が導入された経緯
 - イ 現行法に基づく今後の区割り改定のスケジュール
 - ウ 簡易国勢調査に基づく選挙区の改定案の策定方法
 - エ 改定された区割りを住民に周知するために行われる取組
- （２） 投票率の向上及び投票機会の確保に向けた取組について
 - ア 投票率の向上のために講じられている取組
 - イ 投票所における障害者等への配慮に関する取組
 - ウ 郵便等による不在者投票の対象となる介護保険法の要介護状態区分を要介護５から要介護４や要介護３まで拡大を求める意見に対する総務省の見解
- （３） 主権者教育の推進について
 - ア 主権者教育の重要性に対する寺田総務大臣の認識及び主権者教育に関する取組の推進状況
 - イ 主権者教育の重要性に対する文部科学省の認識及び主権者教育に関する具体的な取組

来議院選挙制度協議会 報告書 概要

令和5(2023).12.18
衆議院選挙制度協議会

衆議院選挙制度協議会は、令和5年2月から16回にわたり、現行選挙制度の検証と評価や望ましい選挙制度の在り方等について協議を重ね、12月18日、**現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な視点の提示**などを内容とする報告書を取りまとめた。

第1章 これまでの経緯

- ▶ 現行の衆議院選挙制度の下で9回の総選挙が実施されたが、この四半世紀の間に、急速に人口動態が変化し、都市部への人口集中と地方の人口減少が進み、人口格差が拡大
- ▶ アダムズ方式に基づく公職選挙法の改正に際し、国会の附帯決議で、国会において抜本的な検討と速やかな与野党協議の場の設置を決定

第2章 協議会の経過 (全16回)

- 第1回～第2回 協議事項の確認等
- 第3回～第6回 現行制度の検証・評価等
- 第7回～第12回 有識者ヒアリング
- 第13回～第16回 報告書取りまとめの議論

第3章 協議項目の検討の視点

各協議項目の論点(第4章)に関する総論的な「検討の視点」

第4章 各協議項目の論点と意見の概要

▶ 以下の項目ごとに論点と意見の概要を整理

項目	主な論点
現行選挙制度の検証	制度導入の経緯・背景・目的、政治改革当時の各党の主な意見
現行選挙制度の評価	政党本位・政策本位への変化、政治・政党の在り方の変化、国民の意識とのギャップ、民意の集約と反映のバランス、低投票率の原因
望ましい選挙制度の在り方	一票の較差訴訟、地方の声の反映、人口以外の要素の考慮、政党や選挙運動の在り方、重複立候補の制限
立法府の在り方	参議院や地方議会・地方行政との関係
議員定数、区割りの在り方等	諸外国の状況も勘案した議員定数の在り方、面積など人口以外の条件を反映させた区割り

- ▶ 衆議院の正式な機関への移行を念頭にその前向きを行う機関として発足した経緯を踏まえ、意見集約は行わず両論があればそのまま記載
- ▶ 意見の詳細については、報告書「資料」【資料】これまでの議論の整理」を参照

総論

各論

第5章 今後の本格的な議論を見据えて

衆議院の正式な機関に移行した場合に「議論を開始するポイント」となり得る「3つの視点」を提示

- ① **人口動態の変化を踏まえ、一票の較差の是正と地方の声の反映**
制度導入の際にあまり意識されていなかった人口動態の大きな変化の中、一票の較差の是正と地方の有権者の声の反映の両立をどのように実現していくか。
- ② **政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応**
現行制度が目指した政党本位、政策本位の選挙・政治には、実現されたものと、政治と金の問題など課題として残されたものがあることが議論されたが、残された課題への対応が必要
- ③ **あるべき選挙制度と国民目線の見直し**
本来あるべき衆議院選挙制度を考えるのであれば、主権者である国民の目線に立ち、衆参両院の関係や憲法との関係も含む幅広い視野で抜本的な議論を行い、成案を得るよう努力する。

※次回令和7年(2025年)国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要

本格的議論
に向けた
視点

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [会議録](#) > [本会議](#) > 第213回国会 本会議 第37号（令和6年6月21日（金曜日））

第37号 令和6年6月21日（金曜日）

[会議録本文へ](#)

令和六年六月二十一日（金曜日）

令和六年六月二十一日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

裁判所の人的・物的充実に関する請願外四百八十九請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外七特別委員会並びに憲法審査会において、各委員会及び憲法審査会から申出のあった案件について閉会中審査するの件（議長発議）

事務総長辞任の件

事務総長の選挙

[このページのトップに戻る](#)

午後一時二分開議

○議長（額賀福志郎君） これより会議を開きます。

—————◇—————

○井野俊郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院規則の一部を改正する規則案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君） 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

○議長（額賀福志郎君） 衆議院規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

衆議院規則の一部を改正する規則案

〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました衆議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、参考人が有している知識、経験等を意見の開陳又は質疑によって聴取し、委員会の審査又は調査をより充実したものにするとの参考人制度の趣旨を踏まえ、委員会における参考人の出頭について、オンラインによる出頭を含むものとする旨明記するものであります。

なお、施行日は、第二百十四回国会の召集の日であります。

本規則案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

—————◇—————

○井野俊郎君 請願上程に関する緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した裁判所の人的・物的充実に関する請願外四百八十九請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。

裁判所の人的・物的充実に係る請願外四百八十九請願

○議長（額賀福志郎君） 裁判所の人的・物的充実に係る請願外四百八十九請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録（二）に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

委員会及び憲法審査会の閉会中審査に関する件

○議長（額賀福志郎君） お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外七特別委員会並びに憲法審査会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 各委員会及び憲法審査会から申出のあった案件中、まず、内閣委員会から申出の国葬儀法案、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案、サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案、デジタル歳入給付庁の設置による内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務の効率化等の推進に関する法律案及び新しい国のかたちの創造的改革的推進に関する基本法案、総務委員会から申出の第二百八回国会、中司宏君外四名提出、地方自治法の一部を改正する法律案及び第二百十二回国会、中司宏君外一名提出、地方自治法の一部を改正する法律案、文部科学委員会から申出の高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案、安全保障委員会から申出の領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案、三木圭恵君外二名提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十回国会衆法第七号）及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十回国会衆法第八号）、政治改革に関する特別委員会から申出の公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案、インターネット投票の導入の推進に関する法律案、選挙等改革の推進に関する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案、憲法審査会から申出の日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会及び憲法審査会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申出のとおりの閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

事務総長辞任の件

○議長（額賀福志郎君） お諮りいたします。

事務総長岡田憲治君から、事務総長を辞任いたしたいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。



事務総長の選挙

○議長（額賀福志郎君） つきましては、これより事務総長の選挙を行います。

○井野俊郎君 事務総長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（額賀福志郎君） 井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、事務総長に築山信彦君を指名いたします。

〔拍手〕



○議長（額賀福志郎君） この際、今国会の議事を終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今国会は、去る一月二十六日に召集されて以来、各般にわたる国政の重要問題について、終始、熱心な審議が重ねられました。

ここに、諸君の御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、議長、副議長に寄せられました御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

厳しい暑さを迎える折、諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍あらんことを願ってやみません。



○議長（額賀福志郎君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

[このページのトップに戻る](#)

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.